

決算審査特別委員会

9月12日（木）午前9時30分開議

議題1 「認定第1号 平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（12名）

1番	森	一人	委員	2番	大野	敏行	委員
3番	佐久間	孝光	委員	4番	小林	朝光	委員
5番	畠山	美幸	委員	6番	河井	勝久	委員
7番	川口	浩史	委員	8番	清水	正之	委員
9番	安藤	欣男	委員	10番	松本	美子	委員
11番	渋谷	登美子	委員	12番	吉場	道雄	委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

長島邦夫 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	山岸堅護
主査	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
安藤實	副町長
井上裕美	総務課長
村田朗	総務課庶務・人事担当副課長
伊藤恵一郎	総務課財政契約担当副課長
中嶋秀雄	地域支援課長
内田恒雄	地域支援課地域支援・人権推進担当副課長
中西敏雄	税務課長
中村滋	税務課課税担当副課長
田畑修	税務課収税担当副課長
山下次男	町民課長
賛田秀男	町民課戸籍・住民担当副課長

村	上	伸	二	町民課保険・年金担当副課長
植	木		弘	文化スポーツ課長
萩	原	政	則	文化スポーツ課生涯学習担当副課長
金	井	敏	明	文化スポーツ課交流センター所長
船	戸	豊	彦	文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長
内	田		勝	会 計 課 長
奥	平	清	人	会計課会計用度副課長
小	久保	錦	一	教 育 長
柳		勝	次	代表監査委員
青	柳	賢	治	監 査 委 員

◎委員長挨拶

○吉場道雄委員長 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、決算審査特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様にはご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

審査は、本日から行いますが、慎重な審査をお願いいたします。

質疑をする場合には、簡潔かつ明瞭な形でお願いいたします。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔な答弁、説明をお願いいたしたいと思っております。

なお、柳代表監査委員、青柳監査委員におかれましては、3日間審査にご出席いただくということで、本日から出席いただいております。

なお、青柳監査委員におかれましては、本日の午後、所用のため欠席いたしますので、あらかじめご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

(午前 9時30分)

◎議長挨拶

○吉場道雄委員長 それでは、ここで、長島議長に出席をいただいておりますので、長島議長からご挨拶をいただきます。

○長島邦夫議長 議員の皆さん、そして執行部の皆さん、そして柳代表監査さんをはじめ、青柳監査さん、大変お忙しいところご苦労さまでございます。

当定例会も、きょうでもう9日目に入ります。本日から決算審査特別委員会ということで、大変ご苦労さまでございます。平成24年度の一般会計、特別会計等、ご審査をいただくわけでございます。その重要性は、皆様方十分ご認識いただいているというふうに思います。慎重な審査をよろしくお願い申し上げます。

一言だけご挨拶、お話ししたいことがございますが、国の財政、平成24年度も大変厳しいものがございました。当町も例外ではございません。いろいろな面で厳しいものがございまして、議会においても昨年24年度、大変忙しい面がございました。私、そして議運の正副さん、いろんところの視察を、20何力所だったというふうに思い

ますが、お受けをいたしました。そのときに、私なりに挨拶をするわけでございますが、その事情がわからないと困るものですから、事前の勉強をして臨んだわけでございます。そういうときにおきまして、当然その町の規模等を勉強するわけでございます。一番感じたのが、やっぱりその町の人口数をまず最初に見ます。我が町とほとんど変わらないなど。次に予算を見ます。予算を見ますと、我が町と違って随分いいな、うらやましいなど、そのようなところを随分感じたときがでございます。

ですけれども、これを面積で見ますと、我が町より5倍も10倍もあるわけでございます。お話をしていきますと、うちのはほとんど山なので本当に管理が大変なのですよという話を聞きますと、納得する面がございました。非常にこういう面におきましては、どこの、その町、その町にいろいろ事情があるわけでございまして、きょうの監査のこの審査に当たっても、当然皆様方数字から追うというふうに思います。ですけれども、数字の大小もありますが、その事業、そしてその町の、当町のことも考えて、いろいろな面で総合的に考えて、精査をし、質問していただければというふうに思うところでございます。

皆様方、質問の邪魔をするわけではございませんが、ぜひその点は守っていただきまして、簡潔明瞭な質問、答弁をお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

きょうは、大変ご苦労さまでございます。

◎町長挨拶

○吉場道雄委員長 次に、岩澤町長からご挨拶をいただきたいと思えます。

○岩澤 勝町長 おはようございます。今もお話ございましたけれども、長い委員会もいよいよ後半、9日目を迎えまして後半戦に入るわけですが、今議会は、きょうからの決算、これがメイン、中心になるわけでございます。特別委員長さんからもお話がございました。簡単明瞭にしっかり答えろということでございまして、課長会等でも確認をする中で、日ごろの職務のやり方を反映するものでもありますので、しっかり答弁ができますように準備も重ねてきてくれていると思います。いろいろなご指導をいただいて、24年度しっかり取り組んできたわけですが、いろいろなご指導をいただいて、さらに嵐山町の町民福祉の向上に努力をしていきたいと思えますので、今議会を通じて、さらにご指導をいただけるようお願いいたします。

開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉場道雄委員長 どうもありがとうございます。

◎開会の宣告

○吉場道雄委員長 ただいま出席委員は12名であります。定足数に達しております。よって、決算審査特別委員会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前 9時35分)

◎開議の宣告

○吉場道雄委員長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

委員会の開催日につきましてお諮りいたします。

本委員会の開催は、本日9月12日、13日、17日及び18日の4日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の開催は、本日9月12日、13日、17日及び18日の4日間と決定いたしました。

ここで諸般の報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、認定第1号 平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算の認定についての件、認定第2号 平成24年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第3号 平成24年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第4号 平成24年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第5号 平成24年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第6号 平成24年度嵐山町水道事業決算認定についての件及び議案第49号 平成24年度嵐山町水道事業会計未処理分利益剰余金の処分についての件、以上、決算議案6件及び議案第49号の1件でありますので、ご了承願います。

次に、本委員会の決算審査予定表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本委員会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上、委員長より諸般の報告を終わります。

審査の方法についてお諮りいたします。

申し合わせのとおり、認定第1号 平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査は、歳出を基本に歳入、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の添付書類を含め、決算審査予定表に基づき、課局ごとに議会事務局から順に行い、最後に総括質疑といたしたいと思います。

また、認定第2号 平成24年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から認定第6号 平成24年度嵐山町水道事業決算認定についての件までの審査は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。その後、議案第49号 平成24年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査は、歳出を基本に歳入、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の添付書類を含め、決算審査予定表に基づき、課局ごとに議会事務局から順に行い、最後に総括質疑を行うことに決しました。

また、認定第2号 平成24年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件から認定第6号 平成24年度嵐山町水道事業決算認定についての件までの審査は、歳入、歳出を一括して行うことに決しました。その後、議案第49号 平成24年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査することに決しました。

なお、認定第1号 平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、認定第6号 平成24年度嵐山町水道事業決算認定についての件の6議案につきまして総括質疑をする委員は、9月17日の午後1時までには委員長に届け出てください。

傍聴について申し上げます。

当委員会に傍聴の申し出がある場合は、原則許可したいと思しますので、ご了承を

願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎認定第1号の質疑

- 吉場道雄委員長 認定第1号 平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

既に、本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の質疑からお願いいたします。

なお、質疑がある委員は挙手により、委員長の指名後、ページ数をおっしゃってから簡潔に、またはっきりとお願いします。

また、質疑の回数は1問につき3回までとしますので、ご了承願います。

また、発言はマイクを通してお願いしたいと思いますので、質問者、答弁者とも着席のまま発言をするようお願いいたします。

マイクのスイッチは、発言をする前に入れていただき、発言が終わったら切ってくださいようお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

[発言する人なし]

- 吉場道雄委員長 質疑がないようですので、議会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時41分

再 開 午前 9時43分

- 吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

川口委員。

- 川口浩史委員 説明書でご質問したいと思います。14ページなのですが、国民各町民税を見ているのですけれども、24年度の平均所得がどのぐらいなのか伺いたいと思

ます。

それから、差し押さえの件数、あと理由とあわせて伺いたいと思います。

それから、この表の中で、法人税収入未済額が10万円とあるのですが、徴収率は100%と。金額が小さいからこうなったのか、ちょっと100%、通常だとならないわけですが、この理由を伺いたいのと、どういう理由で未済になったのか、伺いたいと思います。

それから、その下の固定資産税なのですが、昨年より若干収入未済額がふえているのですが、評価替えで固定資産税は下がっていると思うのですが、一般のは、一般のも同じか。同じような人が払えないのだと思うのですが、ただ払いやすくなっているのに、この払えていないということの理由がわかりましたら伺えればと思います。

それから、次のページの法人税割の均等割412社、これ昨年と同じで、法人税割が130社となっていて、昨年134社ですから、4社ほど少なくなっていると。平成23年度は、大変地震があつて、むしろ法人税は追いつくのかなと思ったのですが、逆で、この法人税そのものも金額下がっているわけですよね。どうしてこういうことになったのか、ちょっと今の質問、町民の暮らしがどうなのか、企業の動向はどうか、ちょっと理解したいと思ひまして質問したいと思ひます。

わかりますか、質問内容。いいですか。

○吉場道雄委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

まず初めに、平均所得ですが、これは課税ベースでしかちょっと出ませんので、これが291万6,000円です。

それと、次の差し押さえの件数ですが、差し押さえに関しては、まず所得税の還付金、これが4件、12万1,070円、それと預貯金の差し押さえ12件、183万5,122円、給与の差し押さえ4件、8万1,412円、それとこれはコリンズの関係なのですが、線下補償の供託金の差し押さえ、これが1件なのですが、36万1,118円、合計21件、239万8,722円です。

それと、また別に国保のほうの差し押さえもあるのですが、それも一応参考までに言っておいたほうがいいですか。

〔それは後で聞きますから〕という人あり〕

○中西敏雄税務課長　それが町税のほうの差し押さえの件数です。

それと、法人町民税の関係なのですが、100%還元は、これ四捨五入しての100%なので、その10万円の未済額については均等割の5万円の法人がありまして、それが2件です。これも町内の法人なのですけれども、今も催告等やって、納めてもらうよう促しています。1件はもう既に倒産しているもので、これをどうにしようかなというふうに今思案中です。代表者はわかっていますので、その方にちょっとお願いしようかと思っております。

それと、固定資産税の収入未済額が多いというのが、これがちょっと高額納税者の滞納がありまして、特に200万とか100万円代の固定資産税を納めている高額納税者の方の滞納がちょっと滞りまして、その後分納の形でお願いしているわけなのですが、ただ1件は、やむを得ないので、今年度差し押さえしている方もおります。そういう状況で、ちょっと未済の額がこここのところふえてきたので、その高額納税者の方の本当に納税相談等しながら、ちょっと考えなくてはいけないなどは思っております。

それと、法人なのですが、法人町民税の関係なのですが、法人町民税は、この減額の原因としては、事業所は変わらないのですけれども、初めはもっと、東日本大震災の関係とか計画停電の関係でもっと減ると思ったのですけれども、意外と後半になって景気が回復してきましたので、思ったより、想像していたより法人町民税は減額がなかったということで捉えています。

あと、つけ加えます。特に法人町民税がふえた業種なのですけれども、これが印刷用インキ製造と食品製造業、あとは運送業、あと銀行です。それと、減った業種ですけれども、衣料品製造業、産業廃棄物収集業、一般機器機械器具製造販売、販売業、あと病院等です。

以上です。

○吉場道雄委員長　川口委員。

○川口浩史委員　そうですか、平均所得は23年度の決算のときもお聞きしました。私のメモでは291万2,000円ですから、若干こう伸びていると、町民所得が。結構なことです。

とはいえ、そんな大きな伸びではないようですので、大体现状だなというふうに理解すべきところなのだというふうに思うのです。それは、わかりました。

差し押さえですけれども、この高額納税者の差し押さえというのは、非常に私は理

解できるのです。こういう方に対しては、ある程度厳しくやっていってほしいというふうに思います。差し押さえと同時に、払いたくても払えないというような人は、この差し押さえの中には、今お話しした、ご説明のあったこの件数の中にはそういう方はいないというふうに理解してよろしいのか、伺いたいと思います。

法人税、どこが伸びてというのは、この次に聞こうと思ったのですが、ご説明もありましたのでわかりました。

以上です。

○吉場道雄委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

差し押さえをする前に、納税者と相談をします。その中で、生活状況調査票、例えば過去3カ月の収入が幾らかとか、今は借入金がないとか、あとは預貯金の残高とか、資産の所有状況とか、そういうのを生活状況調査票を出していただいて、それで判断をしまして、やむを得ないということになれば執行停止等をかけています。そういう状況等を見ながら差し押さえを現在しております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 15ページの、まず不納欠損処分状況なのですけれども、時効の部分、第8条の部分が金額ベースでは意外にふえているのですけれども、これは理由としてはどのようなものがあるのか伺います。

それと、次に、56ページになりますけれども、町税還付事業なのですが、法人町民税、固定資産税、それぞれの還付件数、それを伺いたいと思います。

それと、還付加算金なのですけれども、還付加算金が高額になっているというのは何件ぐらいあるのか伺いたいと思います。

次に、58ページになります。コンビニの収納基本料と、それから手数料とで、それぞれありまして、それからコンビニのシステムソフト料が157万とかいう、コンビニ関係で合計の、システムも加えますと243万794円になっています。一方、口座振替手数料は24万8,071円ということになっていますので、それぞれ個人町民税、固定資産税、軽自動車税、ついでにここで申しわけないのですけれども、国保税についての件数と金額、それから口座振替の件数と金額を伺いたいと思います。

それと、もう一つ、これは直接この中には、説明書とかには反映されていないのですけれども、税の徴収方法についての研修というのは行われたのかどうか、伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

まず、不納欠損の関係なのですが、時効の関係ですけれども、平成24年度の不納欠損額は、全体で1,163万8,710円のうち、5年の時効によるものが708万1,824円、実質件数で155件です。

それと、平成23年度の5年の時効は353万8,812円で、実質件数で97件で、平成24年度は平成23年度と比較しますと、議員さんおっしゃるとおり金額で約倍近くで354万3,012円、実質件数で58件ふえております。

この増加分は、転出者等を含めた滞納者からの相談、申し出等により、一括納付が困難な場合に分納誓約を交わしましたが、分納誓約が守れず不履行となっていた分を精査し、分納誓約を解除したものです。

分納誓約を交わすと、その時点から時効が中断され延長されますが、分納誓約を解除することにより、通常の納期から5年の時効が該当してきます。特に今回は、高額納税者の不履行が多く、差し押さえや執行停止等の滞納処分を検討しましたが、納税の見込みがないことから、分納誓約を解除し時効となったものです。これは、県の指導によるものです。

また、納税相談等により、滞納処分の執行を停止した場合、その執行停止から3年間継続したときは不納欠損となるわけですから、納期から3年目、4年目に執行を停止した場合は、5年の時効のほうが早く到来するために、今回多くなっています。

それと、次の法人町民税の還付関係ですけれども、まず平成24年度の法人町民税の還付ですけれども、まず還付金がここに書いてありますように2,199万8,700円、これは延べ件数で38件です。それと、還付加算金が57万5,700円で、延べ件数で20件、実質件数にしますと43件になります。

それと、固定資産税のほうですが、254万200円が延べ件数で41件、還付加算金が54万200円で、延べ件数で32件、全体の実質件数にしますと8件になります。

それで、還付金も昨年法人税等が一番多いところで1,000万から返している事業所があります。それと、次に多いのが、還付加算金をまぜて450万から返しております。

それと、370万、120万という形で、4者で約2,000万近くいっております。

それと、先ほど、一番還付加算金が多いのは、1,000万から返した事業所で、一番多くて26万1,200円が一番多い還付先になっています。

続きまして、コンビニ収納と口座振替の関係ですけれども、まずコンビニ収納の収入済等ですけれども、まずこれは個人県民税と、延滞金も個人県民税が入っていますけれども、この合計額が1億9,475万7,880円、これが県民税を含めた額です。そうすると、県民税を除いた町民税だけの額になりますけれども、これ国民健康保険も入ります。それと、すみません、初めにコンビニ収納やっている税目が、個人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税になります。

それと、先ほど申しました個人県民税を除いた額ですけれども、1億6,609万9,509円です。件数にして1万3,426件です。前年度対比にしますと2,489件の増、金額にして2,072万70円の増となっております。

個人県民税ですけれども、件数が3,990件、収入済額4,349万389円、個人町民税のコンビニの収納の割合は5%となっております。そして、前年度対比は、921件の増、金額にして570万1,534円の増となっております。

固定資産税、件数が3,987件、収入済額5,436万3,821円、コンビニ収納の割合率も3.9%、前年度対比604件の増、金額が273万6,721円の増です。軽自動車税、件数が1,905件、収入済額が1,009万2,900円、コンビニ収納の割合ですけれども、30.7%、前年度対比174件の増、金額が94万8,200円の増となっております。

続きまして、国民健康保険税ですけれども、件数が3,331件、収入済額が5,756万6,595円、コンビニ収納の割合ですけれども、12%、前年度対比644件の増、金額で1,094万2,004円の増です。

それと、町税の延滞金ですけれども、151件、40万5,604円いっております。前年度対比は99件の増、金額にして25万4,271円の増です。

あと、国保の延滞金ですけれども、62件、18万200円、前年度対比は47件の増、金額にして13万7,040円の増となっております。これは、先ほども申し上げました全体で1億6,609万9,509円の内訳になっております。

それと、今度は口座振替ですけれども、口座振替も個人町民税を含んだだけですけれども、口座も個人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税になっています。個人県民税を含んでいる額が8億3,528万1,968円です。個人県民税を除きますと

7億7,488万7,659円、件数にして、これ延べ件数になりますが、3万と845件です。前年度対比662件の減です。金額が3,521万3,153円の減です。この減になっている原因ですけれども、評価替えが24年ありまして、その関係で固定資産税が税額が下がっておりますので、そういう関係と国民健康保険の関係が、後期高齢者に移行したりしているのと、それから65歳になりますと年金から特別徴収になりますので、そういう関係で減っております。

それと、先ほどの口座振替の内訳ですけれども、個人町民税、件数が3,895件、収入済額が9,209万1,159円、構成割合ですが、10.6%、前年対比105件の減、金額が178万9,249円の増となっております。

固定資産税1万6,130件、収入済額4億6,488万6,500円、構成割合が33.5%、前年度対比67件の増なのですが、金額が3,246万2,300円の減です。軽自動車税、件数が1,659件、収入済額が750万1,600円、構成割合が22.8%、前年度対比22件の増、金額は22万7,700円の増です。

国民健康保険税9,161件、収入済額は2億1,040万8,400円、構成割合は43.8%です。そして、前年度対比ですが、646件の減、金額も476万7,800円の減です。

それと、職員の研修になります。埼玉県で毎年研修会を行っていますが、平成24年の研修が事務担当の知識習得ということで、徴収関係の研修ですけれども、担当者の研修は5回あります。その中で、初任者研修、去年は、24年度は初任者がいなかったもので、初任者研修2回あるのですけれども、これは出ておりません。残りの3つの研修ですけれども、これが差し押さえとか処分停止の研修になりますが、これは参加しております。それと、管理監督者研修というのがありまして、これは年2回ありますけれども、私と副課長で参加させていただいています。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 コンビニ収納がふえているのですけれども、そのふえている理由というのはどのように考えていらっしゃるのか伺います。

あと、法人町民税と固定資産税の還付加算金なのですが、従来からやっているのですけれども、還付加算金の金額がとても高い、私は率が高いなと思って、今回は、還付加算金より延滞金のほうが多かったです。だから、どっちかというところよかったです。思ったりするのですけれども、延滞金に関しては条例で改正になりましたが、還付加

算金に関しては、そろそろ国のほうにも町のほうから還付加算金に対して税率を引き下げ、税率というのではないのですけれども、引き下げていくべきではないかというふうな、要望していくべきではないかと思うのですけれども、前回はこれお話ししているのですが、いかがでしょうか。

お願いします。

○吉場道雄委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

コンビニ収納については、24時間、全国どこでも納められるということで、納税者のニーズに応じているのかなと思っております。

そして、滞納者についても、今は現年の納付書ではなくて、滞納者についても滞納分の納付書を作成しまして、それでコンビニで納めてくださいということで期限をつけてお願いしているような状況です。

それと、還付加算金の関係ですが、これはこの間の6月の議会のときに条例改正して1月1日から、ちょっと申しわけない、2.2ですか、下がります。

○渋谷登美子委員 そうなのですか。ごめんなさい。

○中西敏雄税務課長 これは、すみません。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 15ページ、参考資料といいますか、説明書の15ページなのですけれども、特徴分の不納欠損が出ているのですが、どういう理由で滞納になった人なのでしょうか。

それから、16ページなのですけれども、年少扶養控除が廃止になって、普通徴収と特徴の部分が前年対比で調定額が増額になっています。この扶養控除による影響というか、どのくらいの人が該当になっているのか。同時に、震災による、嵐山町の中でも瓦が落ちたり塀が壊れたりということで、その所得控除の多分この土地になっているのではないかなというふうに思うのですけれども、その申請化された点数というのはいかなるのでしょうか。

同時に、退職所得の人が非常にマイナス部分が、調定の減が多いのですけれども、この退職所得の場合のマイナス要因というのはどういう理由なののでしょうか。

それだけちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○吉場道雄委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

まず、特別徴収の不納欠損ですが、これは会社の倒産によるもので、その交付要求にしても配当金がなかったということで、不納欠損で落としております。

それと、次の個人町民税の関係なのですけれども、税法改正がありまして、年少扶養控除15歳以下の33万円の廃止と、特定扶養親族のうち16歳以上19歳未満の者にかかる扶養控除の上乗せ分、12万円を廃止し、扶養控除の額を33万円とする税法改正がありまして、若干ふえております。

それと、当初見込んだときは、給与等が余り上がらないということで、給与を若干、当初課税のときは、前年度当初課税の2%減でちょっと組ませていただきました。それと、扶養控除がなくなるということで、この分の増税額を3,000万円見込んでおりました。15歳以下の人数を1,450人ほど見て、16歳から19歳未満を350人ということで、それで計算を行いました。

それと、普通徴収の関係が若干ふえていますけれども、これは譲渡所得、土地の譲渡所得が23年度よりありましたので、その関係が若干ふえております。

それと、雑損控除の関係は、申しわけないのですが、ちょっと手元に資料がございません。申しわけないです。確かに瓦等の損壊、これで領収書を持ってきていただきまして、申告は行っております。かかった費用から5万円を引いた残りの額が雑損控除ということで、所得控除でやっています。実際に申告された方もおられます。何人ということとはちょっとわかりません。申しわけないです。

それと、退職所得なのですが、これは昨年1人、額が大きい方がおりました。1人で2,000万ほど納めている方が、2,000万近く納めている方がいましたので、その関係で退職所得は減っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。次の再開は25分から行います。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時24分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課並びに会計課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員 2点お伺いしたいと思います。1点目は、総合管理業務委託料でありますけれども、説明書のほうの関連ページは、46ページ、13番目の委託料の庁舎総合管理業務委託料、これが昨年度に比べてやっぱり20%ぐらい多くなって、それがあとは50ページ、50ページのほうのふれあい交流センターのほうですか、これのほうも、これはもう61%ぐらいアップするのですけれども、管理料がふえていると。これはちょっとあれか、文化スポーツで使うほうですか、すみませんでした。

〔「文化スポーツ」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員 では、あとは。これは79ページのほうです。

庁舎のほうの関係でお伺いしますが、基本的にはその管理業務というのはそんなに大きな変更はないのかなというふうには思うのですが、なぜ、こういった大きな伸び率になったのか、1点目としてお伺いをさせていただきたいと思います。

あとは、もう1点目は、報償費の関係です。これが40ページ。40ページの8番のところの報償費なのですが、3件で177万4,500円ということが計上してありますが、この明細をお願いしたいと思います。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 それでは、46ページの庁舎の総合管理業務委託料につきましてお答えいたします。

この庁舎管理委託につきましては、埼玉美装という会社と委託契約を結んでおります。これは、この庁舎ができてから、ずっと今の業者さんです。そういうこともありまして、平成23年度は入札を行いまして、半年間随意契約をして、23年の10月1日から長期継続契約ということで、26年の9月30日までに、そういう入札を実施いたしました。その結果が、埼玉美装さんが一番安かったわけですが、結果的に以前契約していた金額よりも増額となってしまったというものでございます。

それから、40ページの関係の報償費でございますが、裁判に関する弁護士への報償費でございます。3件分でございますが、1つは、町道菅谷3号線整備工事に伴いまして、埼玉県信用金庫の前で営業しておりました有限会社オリエンタルモナコの整骨院とデイサービスセンターがございました。それに対しまして、物件移転補償契約に基づき支払いました損失補償金に関しての補償でございます。補償金を支払った相手方が謝っているということで損害賠償請求をされているものでございまして、その着手金として51万4,500円を顧問弁護士であります関口弁護士に支払っております。

あとの2件でございますが、既に終結した裁判でございますが、公金支出返還請求事件でございます。1つは、平成22年の8月5日付で、町内の3人の方から訴訟が埼玉地裁に提出されました講師謝礼の公金支出返還事件でございます。これにつきましては、23年の12月まで第8回の口頭弁論がございまして、終結をして平成24年の4月4日に埼玉地裁の判決がございました。

内容は、金利の不当利得返還請求をするよう被告に求める部分を却下する、原告らのそのような請求を棄却する、訴訟費用は原告らの負担とするという判決でございました。その後、控訴されまして、平成24年9月10日第1回口頭弁論で終結をし、11月22日、東京高裁の判決がございました。本件控訴を棄却する、訴訟費用は控訴人らの負担とするという判決でございます。

その後、上告をされまして、平成25年3月27日に最高裁判所に記録到着通知書、これが参りました。最終的には、25年の6月28日に、最高裁判所の第二小法廷から、本件の上告審としての受理はしないということ。申し立て費用は、申立人らの負担とするという調書が送付されて、全てが終了いたしました。

弁護士費用としましては、平成24年度に地裁での成功報酬として42万円、高裁での着手金が10万5,000円、平成24年度分の方は52万5,000円でございます。

もう一つも同じく、平成22年8月5日付で町内の3人の方から訴状が提出された、土地改良の部落解放同盟補助金の交付金支出の返還請求事件でございます。これにつきましても、平成24年の6月27日まで、第11回の口頭弁論で終結をいたしまして、9月26日さいたま地裁の判決がございました。原告らの請求をいずれも棄却する、訴訟費用は原告らの負担とするという判決でございました。

その後、控訴をされまして、平成25年の2月20日、第1回口頭弁論で終結をいたしました。平成25年の3月27日に東京高裁の判決がございまして、本件控訴を棄却する、

控訴人らの当審における請求をいずれも棄却する、当審における訴訟費用は全て控訴人らの負担とするという判決が出ました。

その後、上告をされたわけでございますけれども、4月17日に上告の提起通知書を受領しましたが、上告受理申し立ての理由の記載がなかったということで、平成25年の7月4日でございますけれども、東京高裁の判決が本件上告を却下する、本件上告受理申し立てを却下する。上告費用及び上告受理申し立て費用は、上告人兼申立人の負担とするという判決があり、全てが終了いたしました。

この間の弁護士費用でございますが、平成24年度に地裁の成功報酬として42万円、高裁の着手金として21万円、成功報酬が10万5,000円、平成24年度分は73万5,000円でございます。

この3つでここでございます177万4,500円になるものでございます。公金支出の返還請求事件の総トータルは210万円になります。

以上です。

○吉場道雄委員長 佐久間委員。

○佐久間孝光委員 すみませんでした。

まず、業務委託のほうの関係ですけれども、そうすると今までは随契だった、そのほかは入札をして、それでさらに長期契約のほうにかえるという、変更になったというようなこと。常識的から、常識というかどうか、一般的な例を見ますと、入札をして、また長期契約になった場合には業務内容等、そんなに大きく変化がなければ金額が下がるのかなというふうには思うのですけれども、今回このような形で上がってしまったというのは特別な理由があるのかどうか、再度確認をさせていただきたいと思えます。

それで、あとは、もう一点の弁護士さんの裁判のほうの関係で、そうすると後半の2つの裁判に関しては結審をしたようでありますので、基本的な認識としては、そういう訴訟が起こされたけれども、町のほうにはそういった落ち度はなかったというような認識でよろしいのかどうか確認させていただきたいと思えます。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

庁舎の総合管理委託の関係ですけれども、特別な理由はということでございますが、入札の前の随意契約が特別に安かったということが一つ挙げられると思えます。この

役場、平成8年の5月に引っ越してまいりまして、そのときにプロポーザルで今の業者が入りました。そういった関係で、業者の大分誠意がありまして、安い金額ですつと続けていただいていたということもございます。入札をして、ほかの業者さん、1社だけその会社が長くやっているのはまずいのではないかという話もございますので、その点についてはそういうこともございますので、改めて入札をし、そうした結果が正規な金額に近づいたというふうに私どもは考えております。

それから、この裁判のほうの関係でございますけれども、一応終結をしたと、その結果が全て棄却あるいは却下ということでございますので、町のほうとしては問題がなかったという認識でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

島山委員。

○島山美幸委員 今の40ページの件でございます。

40ページの報償費のほうですけれども、そうしますと裁判の回数といいますか、今細かく22年度からお話くださったわけですが、回数のほうは何度ぐらい行われたのでしょうか。

それと、職員のそのときの勤務体制といいますか、何人ぐらいがそちらに足を運ばれたりとか、時間を割かれたのか、教えていただきたいと思います。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

まず、講師謝礼の公金システム返還請求事件でございますが、地裁での口頭弁論の回数が8回ございました、最終的に判決が1回ございましたので、9回。それで、職員はその都度、総務課の職員でございますけれども、必ず1人は出るような形になっております。

それから、その後の高裁の関係では、第1回の口頭弁論で終了しました。その第1回の口頭弁論と判決の日、2回です。最高裁につきましては、特にこちらのほうで行ってはおりません。最終的な判決のときに行くだけということで、このときに口頭弁論は行われておりませんので、行っておりません。ですから、都合地裁で9回、高裁で2回、最高裁1回。

それから、補助金のほうの関係でございますけれども、補助金のほうは、第11回ま

での口頭弁論でございました。そういった判決が1回ですから、12回。それから、高裁のほうは1回の口頭弁論で終結し、判決が出ておりますので、2回。それから、最高裁につきましては、最終的に書類が整わなかったということもあまして、結果ということもありますので、特別行っておりませんので、特に行っておりません。ただ、今までのお話の回数の中では、全て職員は、裁判あるいは判決があった場合には、1人は必ず行くようにしております。

よろしいですか。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 そうしますと、職員の方1人はそちらにかかわっていらっしゃったという大体時間的な制約があったわけですけども、金額にしたら職員の金額というのは幾らくらいになるものなのでしょうか。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 なかなか難しい質問でございまして、さいたま地裁ですから、県庁のすぐ駐車場の脇にある地方裁判所です。そこに行ってきて、行って帰ってくる時間、4～5時間。口頭弁論そのものは短い時間で終わりますので、それほど時間はかかりません。ただ、往復の時間はかかるということでございます。これを、例えば職員が、誰々が行って、時間給その人が幾らで、幾らだったというような計算は、最終的に出せば出せますけれども、我々はちょっとお答えは控えさせていただきたいというふうに思います。

○畠山美幸委員 はい、後ほど教えてください。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔「後ほど出すの」「出すのなら、出してもらって」「教えてもらいたい」「じゃ、きっちり出してください。そういうこと言われるのだったら、非常に不愉快なので出してもらってくれる」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 じゃ、出せますか。今の。
総務課長。

○井上裕美総務課長 出せば出せます。

〔「よろしく願います」「嫌がらせみたいな」〕

と言う人あり]

○長島邦夫議長 差し控えたいと言ったから、差し控えればいいじゃない。

○吉場道雄委員長 では、そういうことで。ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 この問題極めて長い時間かかっておりまして、ようよう決着が出たということでございます。私も当事者ということだったので、大変悩みの部分があったり、あるいは事業についてもなかなか難しい見解があったりしました。最終的には、却下ということでございました。棄却であり却下です。これが、裁判について私はふなれなものですから、この費用負担の関係で、通常だと敗訴になると、そちらが費用負担するのだというのが、そういうふうに思っていたわけですが、行政訴訟ということでございますので、違いがあるのかなとは思っているのですが、訴訟費用については原告が全て持つと、そういう判決だというふうに見ておりますが、この件についてはいかがなんでしょうか。それだけをお聞きしております。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 費用負担の関係ですが、例えば仮に役場が敗訴した場合には、原告のほうの主張の金額、それから相手方の弁護士さんの費用、それは訴状のほうに入っておりますので出すことになります。町が勝訴、勝訴という形になると思いますが、わけてございますけれども、町の弁護士分は町で当然持つということでございます。訴訟費用については、原告の方が訴訟費用は払っておりますので、それは原告の方の持ち分という形になります。

お答えになっているかわかりませんが、以上です。

○吉場道雄委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 そうすると、その訴訟費用と弁護士費用は、別というか、切り離すという形の中で、民民とは違うということなのでしょうか。民民でも、勝ったほうが弁護士費用がかかるわけですが、それは訴訟費用の大枠の中に入らないということなのですか。行政と民民との違いがそこで起こっていると。

もう一点は、では訴訟費用というのは大体どのくらいになるのですか。わかったら教えてください。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

訴訟費用の関係は、原告の方が訴状を提出するときに、金額に応じて裁判所に支払って、印紙で支払っていただくものです。原告のほうの方も、訴訟費用、印紙をつけて出すわけですけれども、金額に応じて。それと、自分の弁護士費用、それは原告のほうで発生をいたします。被告になった町のほうは、それを受けて町独自で職員がやれば、もちろん弁護士費用かからないわけですけれども、そういうわけにもいかないので顧問弁護士にお願いしたという。そして、弁護士さんに対する成功報酬やら着手金がかかっているというものでございます。

訴訟提起することは、法に基づいて認められているものでございますので、当町にあればないと思いますが、ただ民民の場合には逆訴訟、逆に訴えられたけれども、逆に相手方を訴えるというようなことができるというふうに思います。その場合には、自分のところの弁護士費用も持てよというような訴えを逆に起こして、それで例えば最初に訴えられたほうが勝った場合、そうしたら自分のところの弁護士費用、そういったものを相手方に払わせることができるのだというふうに私は理解をしています。

以上です。

○吉場道雄委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 訴訟費用が大体どのくらいだというのはわからないのですか。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 訴訟費用は、その訴訟の価格によって違うわけなのですけれども、多分1万円くらいだというふうに思います。控訴された場合には、多分その1.5倍、上告の場合は2倍というのが一般的な例だと思います。価格によってそれが全然違ってまいりますので、一概に、今度の例えば報酬、謝金に関しては、多分1万くらいではないかというふうに思います。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 今のを聞いていて、何か裁判を起こすのが悪いような言い方なのですが、これは権利ですので、これは行政側に不服があれば当然町民、町民だけではなくて、起こす権利があるので、そこは認めていかないといけないなと思うのです。結果についてどう学んでいくかということが我々大事だなというふうに思うのです。その結果も、この前最高裁では、自分の子供ではないのに、財産のあれ、17~18年前は財産が大分削られるのですけれども、今回ので変わってきているわけですので、今

度の問題、この問題もどういふふうに変化するかはわかりませんので、その辺も考慮した我々の考えというのが大事ではないかなというふうに思うのです。ちょっと一言。

〔今の質問ですか〕という人あり

○川口浩史委員 今のは質問ではないです。

その下の23番の賠償金なのですが。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 40ページですから、賠償金ですけれども、ちょっと中身、例のものかなとは思いますが、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、42ページの公務災害に職員の公務災害の見舞金があるわけですが、これどんなけがをされたのか、ちょっと伺います。

それから、46ページ、庁舎管理であります。先ほど佐久間委員さんもお聞きした点を私聞こうと思ったのですが、もうそれは言ったからいいとして、通信運搬費が大幅にふえているわけです、昨年から。どういう理由でふえているのか、伺いたいです。

それと、公用車管理事業の修繕料も倍以上、昨年と比較してふえているわけですが、理由を伺いたいです。

それと、52ページ、入札契約事業ですけれども、町内業者の状況を伺いたいです。

以上です。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 初めに、40ページの補償、補填及び賠償金の賠償金1億7,148万3,194円載っております。これにつきましては、松屋フーズへの和解金、これが1億7,056万7,872円でございます。そのほかに議会の都度専決処分をさせていただいておりますが、例えば菅谷テニスコートのベンチが風で吹き飛ばされて車庫を壊してしまった、あるいは菅谷中学校の桜の枝が強風で折れて下の自動車を傷つけてしまったといった修理代、そういったものの賠償金でございます。主なものは、今申し上げました松屋フーズ分でございます。

それから、42ページの公務災害の見舞金、職員の公務災害等の見舞金の関係でございますが、これは職員の公務災害見舞金、公務災害等見舞金条例というのがございまして、その条例に基づいて支給をしたものでございます。

内容は、通勤時の事故、それから共済サッカー大会、共済のサッカー大会というのがあるのですけれども、これも入ってもいいよということになっておりまして、そういったときの職員が、通勤時の事故は衝突した事故だったのですけれども、むち打ちであったりですとか、共済のサッカー大会のときには歯が折れてしまったとか、あるいは指を骨折したとか、そういったものでございまして、3人の職員に治療期間に応じて支給したものでございます。合計で11万円ということでございますけれども。

金額の関係ですけれども、1週間以上1カ月未満のものには1万円、そこから始まりまして、最高6カ月以上の負傷、疾病の方には10万円を支給するというような形の条例の規定がございまして、それに基づいて支給をさせていただきました。

それから、46ページの12節の役務費ですか、通信運搬費など昨年と比較して大分ふえたというお話だと思います。これが町民課と交流センターを結ぶ、戸籍のLAN工事費、これを94万6,000円で24年度は実施しておりまして、その分の増加分でございます。

それから、修繕料、公用車の修繕料の関係で、同じページの公用車管理事業の修繕料の関係でございますけれども、平成23年度は3台車検がございました。平成24年度は10台の車検ということで、そういった車検に関する修繕料が多くふえているものでございます。

それから、工事の関係の町内業者の関係でございます。契約金額30万円以上の建設工事で申し上げたいと思いますが、総件数で86件ございました。そのうち町内業者は48件でございます。金額で申し上げますと、総金額が6億8,971万7,000円でございます。町内業者がそのうち2億1,364万7,000円、30.96%を占めております。

それから、次に、業務委託の関係でございますけれども、総件数で222件ございました。そのうち町内業者の方は72件でございまして、32.43%、金額で申し上げますと1億9,975万7,000円のうち、町内業者の方が4,495万7,000円、22.51%でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 18、19ページになりますけれども、18、19ページの利子割交付金と、それから配当割交付金、株式譲渡割交付金ですけれども、市町村の個人県民税の税額

分で案分した本町との個人町民税のということなのですけれども、案分される比率というのは全体的にどのくらいになっていくのか伺いたいと思います。比率ですから0.何%という形になるのかわかりませんが、それから、19ページになるのだと思うのですけれども、これは、地方消費税交付金ですけれども、これは地方消費税交付金は人口及び従業者数で案分というふうな形になっていますので、従業者数での埼玉県の案分率というのは、町民の従業者数の案分率というのはどのくらいになるのか。これは、従業者数というのは町内の人だけでなく、町外の人も含めての従業者数となると思うのですが、その点について伺いたいと思います。

それから、地方交付税にかかわる問題になってくるのですけれども、20ページになるのですけれども、地方交付税の中に、交付基準額が6億5,634万6,000円というふうな形になっていますが、これの中に今までのこれ見ていると、平成17年度から平成21年度分の臨時財政特例債の償還金分が入っていると思うのですが、それはそれぞれどのくらいになっていくのかと、利息と、それからそれぞれの金額について伺いたいと思います。

これ全部3年据え置きで、20年間という形で、まだまだずっと続いていきますので、だんだん地方交付税というのは臨時財政対策債分が多くなってきていて、交付税の中にどの程度入ってきているのか伺いたいと思います。

それと、34ページになるのかな、減債基金というのがあると思うのですけれども、繰り入れになるのかな、すみません、減債基金が4,300万円入っていますが、これはこの公債費の中のどこの部分に割り当てていったのか、減債基金の金額的なもののベースがわからないので、それを伺いたいと思います。

そして、今度はまた逆に、何ページになるのかな、すみません、ばらばらしてちゃんと見ていないので。今度は、減債基金に積み立てをしているのですけれども、それが5,932万7,000円ほどなのですけれども、この積み立ては逆に言えば、今度その減債基金でどの公債費に充てる減債基金になっていくのか伺いたいと思います。

それから、46ページになりますけれども、すみません、ばらばらして、電話交換業務なのですが、各課直通と代表との電話の割合というのはどのくらいになってきているのか伺いたいと思います。

それと、35ページに、すみません、ちょっと順番で書いてこなかったのですが、35ページになりますけれども、非常勤に労働保険料が入ってきています。それが19万6,574円

なっていますけれども、これは毎年毎年、失業保険料が22年度から下がってきているのです。その失業保険料に下がってくるというのは、それだけ失業保険にかかわる労働単価が下がってきている、賃金の単価が下がってきているということになってくるのか、その点について伺いたいと思います。全額で何人分で、幾らの金額単価で対象になっているのか伺いたいと思います。

それと、同じく35ページで雑入なのですけれども、これは総務課の雑入ですが、東日本大震災における東京電力（株）給食検査費賠償金が23万800円になっているのですが、これについては何を対象にして入っているのか、こども課の食材検査手数料ですと49万5,600円にかかってきているのですが、ここの部分はどれだけの部分に対してそれがかかってきているのか伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 最後の2つ、労働保険料の関係と雑入の東日本大震災の関係は、副課長のほうから答えさせていただきたいと思います。

18、19ページのまず利子割交付金、配当割交付金、これの比率でございますけれども、平成21、22、23年度の3カ年の平均でございます、嵐山町の交付基準率というのがございます。その交付基準率、ちょっと長いのですけれども、0.2134078223807という比率でございます。

〔「パーセント」と言う人あり〕

○井上裕美総務課長 はい、パーセントです。

それから、地方消費税交付金のご関係でございます。地方消費税交付金の従業者数、この案分の率でございますけれども、これも長くなりますけれども、0.3279498382214、そういうような案分率になります。

それから、地方交付税のご関係でございますけれども、地方交付税に算入される臨時財政対策債の元利償還金分というようなことだというふうに思いますので、お答えします。

基準財政需要額の中に算入されるわけでございますけれども、この額につきましては1億6,543万7,000円でございます。ちなみに返済額は1億6,035万9,000円でございます、差し引きしますと507万円ぐらいなのですか、多く算入していただいているというような状況でございます。

それから、34ページ、減債基金のご関係でございますけれども、減債基金、これにつ

きましては、平沢土地区画整理組合へ平成21年度に貸し付けを行った4億円の返済に充てるものでございます。減債基金に関しましては、全て平沢土地区画整理分ということで、まずご理解をいただきたいというふうに思います。

それで、減債基金4,300万円につきましては、繰入金として繰り入れたわけでございますけれども、これにつきましては公債費の財源として使わせていただいております。

それから、積み立ての関係が5,932万6,580円という積み立てをしたということで、その内容でございますけれども、34ページの下から3番目に平沢土地区画整備事業貸付金元金収入というのがあります。これは、平沢から返された収入でございます。9,032万8,000円がございます。この内訳でございますが、減債基金積立金へ充当したのが、このうち5,932万6,580円。ほかは、平沢区画整備事業貸付金の元金に充当したものが1,850万1,420円。それと、平沢に貸し付けた4億円の中には、一般財源が1,250万円入っておりますので、それはその分は町のほうで使わせてもらったと。最終的に、実際返済した額でございますけれども、先ほど渋谷議員さんがお話のあった4,300万円と、今私が申し上げた1,850万1,420円、合計しますと6,309万3,580円というのが、平沢分として平成24年度に返済した金額でございます。

これにつきましては、2年据え置き8年償還になっております。

電話交換の関係でございますけれども、電話交換につきましては、昨年もご質問、違う議員さんからいただいたと思いますけれども、電話交換につきましては確認をいたしました。そうしたら、今も現時点で、少ないときで1日当たり170本、多いときは250本、平均すると大体200本前後ぐらいまだ入ってきていると、交換ということ。

では、ダイヤルイン、直通電話はどれぐらい入っているか。これがちょっと調べられません。どれくらい入っているかわからない、ただ、今のところで感じていきますと、多分2・8とか3・7で交換機のほうが多い、そういうような状況でございます。それを解消すべく、町といたしましては広報に載せる場合に担当課が入るわけですが、直通の電話番号を入れておりますし、ホームページ上でもアップしておりますし、町から通知を出す封筒には全てダイヤルインが出ておりますし、中身も、係への問い合わせ先、これもダイヤルインにしているような状況でございます。

しかしながら、そういうような2150という代表電話のイメージがまだまだ強いということで、今のようない状況になっているというふうに思っております。

私からは以上です。

○吉場道雄委員長 村田副課長。

○村田 朗総務課庶務・人事担当副課長 それでは、私のほうから臨時非常勤職員労働保険料の関係につきましてお答えいたします。

こちらにつきましては、対象者といたしまして、30日以上継続して雇用し、かつ週20時間の場合の方です。

平成24年度は31人の対象の方がおりました。雇用保険料の本人負担分が1,000分の5、事業主負担が1,000分の8.5ということです。その31人の合計金額ですが、平成24年度中は3,863万2,900円でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 伊藤副課長。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 それでは、東日本大震災における東京電力からの測量検査の賠償金につきまして説明させていただきたいというふうに思います。

これにつきましては、東京電力からの請求の要求がございまして、平成23年度の測量検査手数料と測量検査の送料でございますので、平成24年度のものではございません。平成23年度に限り賠償するというものでございますので、平成23年度分の測量検査手数料21万8,400円と測量の送料も1万2,400円、計23万800円というものでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません、これは1つは、利子割交付金のほう、従業員の案分数が0.03、1,000分の3という形で出ていますよね、嵐山町。それは、嵐山町の人口規模からすると、その規模というのは適正なものというふうに考えられるのですか。今、人口が1万8,000人で、従業者人数というのが、嵐山町の従業者人数というのはそもそもわかっていないので、その部分がなくて、これで計算しているわけですが、これは適正なもの、1,000分の3が適正というふうに計算するものなのですか、案分なので、よくそれがわからないのですけれども。

その次、もう一つ、今、地方交付税に入っている臨時財政対策債分というのを見ますと、16%になるのかなと思って今計算しました。そのほかの公債費の部分ありますよね、まちづくり交付金とか、そういった部分を全部、それを合わせると地方交付税

の中にどの程度今入ってきているのかということ。それと、もう一つ、これは私もよくわからないのですけれども、基準財政需要額の中に、計算されているので全部入ってきているのだろうというふうに20年分割で入ってくるので、入ってきているのだろうと思うのですけれども、10年分ですよ。平成13年度から23年度分の返還の20分の1ずつプラス利息分が入ってきているので、そういった計算方法がその金額で全然出ていないのでわからないので、そこの部分を細かく伺おうかなと思ったのですが、その点については出していただけないということなのか、それとももう向こうから来ているので、こちらに出す必要、町のほうで計算していないということなのか、伺いたいと思うのです。

本数としては、大体何本あるものか。私は10本だなというふうに思っていたのですが、そのほかに、ですから地方交付税の返還、元利償還金返還金分というのは、そのほかに何本入ってきていて、ほかに幾らそれが対象になっているのか伺いたいと思います。

それと、減債基金ですが、減債基金に関しては、22年、23年から始まったのかなと思うのですけれども、それ以前のはちょっと調べていないのでわからないのですが、減債基金の対象とするものは、この臨時財政対策債分とか、そういった部分も本来入れていくべきものではないかと思うのですが、それが入っていないので平沢土地区画整備組合分の公債費分をそこにとりあえず入れてきたということなのか、嵐山町の今の減債基金の積み立ての方針というのを伺いたい。今23年度の方針ですか、23年、24年度の方針、23年度から入っているの、それ以前は見えていないのですけれども、21年、22年は減債基金の積み立てはなかったのです。ですから、嵐山町では減債基金というのをどのように考えて、24年度で入ってきたのか伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 まず、臨財債の関係でございますけれども、これはまず渋谷議員さんのお話にありましたように平成13年度かな、今の元利分と引きかえで返しているのが平成13年度から平成20年度分までの元利分、これが8本、そして平成21から23年度、この分につきましては利子がございます、それを3本、そういう形で臨財債につきましては据え置き期間3年で20年償還でございますので、そういう形になっております。

国のほうは、理論償還という形でそういうような、この中に基準財政需要額の中に

算入してきますので、その分の元金、利子については計算がなかなかできないという
ようなことでございます。

それから、減債基金、平成23年度から減債基金を基金を設定をしたのが23年。これ
につきましては、先ほどちょっと申し上げましたように、平沢に4億円を貸し付けた
わけでございますけれども、平沢から返還されるお金、返済されるお金、これが明ら
かになるような形でその減債基金の中で明らかにしておきたいということもござい
まして、減債基金を改めて設けたものでございます。

確におっしゃるように臨財債分とかいろいろたくさんことはあるわけござい
ますけれども、減債基金を設定した主な理由は、平沢からの最終的な返済部分をそ
の中ではっきり管理していきたいというものでございます。

従業者数でしたっけ、従業者数の数値はがこちらで、地方消費税の関係なのです
けれども、それはちょっとでは伊藤のほうから。

○吉場道雄委員長 伊藤副課長。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 それでは、地方消費税の従業者数の関係につ
いてお知らせさせていただければと思います。

これにつきましては、平成15年に県のほうが案分基準額を定めまして、事業所企業
登記の数値を用いるとなっておりますので、数値を用いてやっております。ちなみに、
嵐山町としては、9,108人というのがその企業数値ですので、適正かどうかというの
はあるのですけれども、企業登記の数字を使っているということでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません、先ほど質問した中に、もう一つ、地方交付税の中に、
そのほかに臨時財政対策債以外の元利償還金分については何本分ぐらいあるのかとい
うふうな話を伺ったと思うのですけれども、金額的なベースと。地方交付税の中に元
利償還金分というのはどの程度今入っているのか。それが嵐山町としては、町の中で、
自分たちの中で、元利償還金分、何本あって、何本分今年度返済していくかというの
を把握して。今の話ですと把握していないということになって、それで地方交付税と
いうことになります。それがそのままそっちに行くのかということで、多少臨時財政対
策債に関しては507万円分余分に来ているというふうにおっしゃっていたわけなので
すけれども、現実的に嵐山町がどれだけ本年度公債費分を支払って、それを元利償還

金分何本あって、そしてそれに対して地方交付税ではどれだけ入ってきているのかということの把握というのはどの程度できているのか。それを知りたいので伺っていて、特に、ごめんなさいね、2回目の質問でやってしまったから申しわけないのですけれども、臨時財政対策債以外の地方交付税に入りますよという形で借りている公債費ありますよね、起債分、そこの部分というのはどのくらい入っていて、そこの部分はどの程度利息も入ってきているのか。今後のこともありますし、だんだん、だんだん多分、臨時財政対策債は平成25年度で終わるとい形には、とりあえず今のところ25年度までの法制定ですけれども、その後はどうなっているのかわからないのですけれども、その部分も含めて考えていかななくてはいけないと思うので、そこの部分の把握というのはどうされているのか伺いたいと思います。

それと、減債基金に関しては、とりあえず平沢土地区画整理組合のものだけにしておいて、ほかのものは入れていかないということで、嵐山町の現在の方向性は立っているということでよろしいのですか。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 臨財債以外の公債費分、基準財政需要費に算入される、公債費の総額でございますけれども、平成24年度分は4億8,316万8,000円でございます。

○渋谷登美子委員 全部で6億円ぐらいか。

○井上裕美総務課長 それで、本数につきましては、ちょっと把握全部できておりません。そのほかに減債基金の関係、今渋谷議員がお話しいただいたとおり、減債基金につきましては、平沢のものだけに限定をしまいたいというふうに考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

○渋谷登美子委員 もう終わっているのですか。そうか、基準財政需要額。

○吉場道雄委員長 はい。

松本委員。

○松本美子委員 3点ほど質問させていただきます。

まず、40ページの報償費の関係で、裁判の関係ですけれども、質問と答弁等で主なことはよくわかりました。それについてもう一点だけ質問させていただきますけれども、いわゆる裁判をかけるのは、これは権利だから自由だということはよく承知いたしております。そういった中で、結論が今回きちっと出ましたけれども、先ほど課長

のほうからもちよっと言葉が出たかなと思うのですけれども、これも逆に町が訴えられてまして、それには2つの団体と講師の関係で3つの案件があるということだというふうに承知いたしております。

そういった中で、町が公金を不必要に出したということの裁判でしたけれども、町が被告になり、町長だということでした。そういう中で、原告であります方が裁判を起こしたわけですが、そういった中では逆に結論が出ましたけれども、もう一度、町が反対に訴えるということもできるということですが、今回はその辺のところの考え方、それから今後もこういうことは大いに起こり得るがあると思うのですけれども、その辺の方向性を伺っておきます。

それと。

〔「勝ったわけではないだよ」「予算審議だろう」と言う人あり〕

○松本美子委員 43ページなのですが、七郷の郵便局の関係ですが、これは各部のほうに関しましては、非常に身近に郵貯の関係、あるいはほかの分野でも対応していただいております、雑収入のほうの関係で見ますと437万5,000円ほどありまして、十二分にそこでの町の持ち出しはなくても対応しているというようなことから、内容的なものは郵便物の取り扱いかなと思いますけれども、このほかにも何かあってこれだけの雑入があったのか伺います。

それと、もう一点ですが、47ページになりますが、行政バスの関係なのですが、122万6,000円ほどの有料の関係でこれは雑入に入ってきていると思うのですけれども、そうしますとどのくらいの団体さんが使って、あるいはまた行政関係のほうに使ったか、分かれるかなと思うのですが、この辺の内容をもう少し細かくお願いします。

以上です。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 まず、40ページの関係の報償費の中で裁判のことを申し上げました。裁判については、2つの公金返還請求事件が終結いたしました。そのことに対して、反対に訴える気持ちはないかどうかというようなお話があったと思いますが、特に考えておりません。

35ページの七郷簡易局、それから歳出ですと43ページですか、簡易局の関係でござ

いますけれども、簡易局、郵便物、それから貯金の業務を扱っておりまして、昨年で申し上げますと郵便物が500件ほど、貯金の業務が4,244件、その他切手類の販売とか、そういったもので歳入の35ページにございます437万5,374円の収益を上げていただいているというものでございます。

行政バスに関しましては、副課長のほうからご答弁させていただきます。

○吉場道雄委員長 村田副課長。

○村田 朗総務課庶務・人事担当副課長 それでは、行政バスにつきましてお答えいたします。

平成24年度中は、45件の利用で122万6,120円、免除を含め86日間の運行をいたしました。団体数といたしましては、13団体でございます。このうち免除団体が5団体でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、43ページの郵便局の、七郷簡易郵便局の関係をもう一度お尋ねしますけれども、随分の方たちが利用して、地域の方たちはしっかりと助かっているのかなというのわかりました。

そういった中で、ここに4人の方が委託という職員さんが委託で請け負っているわけですが、年数的には何年間ぐらいこの方たちが実施していただいているのかお尋ねします。

それと、バスの関係なのですけれども、13の団体のうち免除団体が5団体ということは、8団体は違うということですが、この方たちはどのような団体さんなのかお尋ねします。

以上です。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えをします。

七郷簡易局、4人の方に働いていただきまして、常に毎日2人で勤務をしていただいているような状況でございます。平成25年度になりまして、ちょっと今は3人体制なのですけれども、24年度ベースなのですから、4人でやっておりました。年数につきましては、申しわけありません、1人の方は1年が終わったところでございますけれども、ほかの3人については5年から10年の間ということで、申しわけないのです

けれども、お答えをさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

ほかにつきましては、副課長のほうからお答えします。

○吉場道雄委員長 村田副課長。

○村田 朗総務課庶務・人事担当副課長 失礼しました。先ほどの団体数ですが、免除団体が13団体でございました。そのほかの団体につきましては、有料団体ということでございます。

〔「全部で何団体で」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 あと、どのような団体ということもあわせて、ではお願ひします。

〔「全部で何団体で、免除団体が幾つか」「時間かかるのだったら」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 課長、どうですかね、時間かかりますか。

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄委員長 では、質疑の途中ですが、ここで休憩に入ります。

休 憩 午前11時30分

再 開 午前11時40分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課並びに会計課に関する部分の質疑を続行いたします。

村田副課長。

○村田 朗総務課庶務・人事担当副課長 先ほどの行政バスの使用の関係でございませう。

使用回数が82でございませう。有料団体が45回、免除団体が37回でございませう。有料団体の中では、主なものを挙げますと「水彩画を楽しむ会」、「NPO法人自然の会・オオムラサキ」、「嵐山マレットゴルフクラブ」、「らんざん混声合唱団」、「嵐山舞踏会」等でございませう。

以上です。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、質問させていただきますけれども、全部で申しわけないですけれども、再確認ですが、82回の使用で86日間の運行。それで、有料の方々だった

のが45件で、そのうちの免除が13の団体ということでよろしいかということが1点。

それから、そうしますと申請が上がってきますけれども、これバスですから貸し出しの人数は決められているわけですが、なかなかそこまでは1人か2人足りなくて、ぜひ借りたいけれども、借りられないとかという、いろいろな団体にはあると思うのですよ。その辺は決まりですから、だめだとはわかりますけれども、反対に、では予定をした日にちを、何カ月か前からですけれども、予約ができるわけですが、それに対応がきちっとある程度はできているのかなというのと。

それと、すごく86日間の運行というと非常に少ないかなと思うのですけれども、もう少し枠を緩めて、今後有料でお借りする人たちに、これからのことになると思うのですけれども、変えていく考え方は、24年度決算ですからなかったのですか。24年度では、そういう考えが起きなかったということでしょうか。最後のほうは、今後のことになってしまうのですよね。

以上です。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

行政バスにつきましては、皆さんご存じのとおり使用基準がございます。その中で利用できる団体、バスの乗車人員、使用の条件、予約は使用前4月前の初日から、使用回数は任意団体で1年に1回、負担額についても決まっております。

そういった中で、利用される団体につきましては、総務課あるいは担当課を通して申請に来られるわけでございますけれども、予約もされるわけでございますけれども、そういったことを承知の上で申請をさせていただいております。

ですから、場合によっては人数が足りない場合には、ちょっと利用することはできませんよというようなお答えをする場合ももちろんございます。そういったようなさまざまなことがございます。

利用回数につきましては、運行日数でございますけれども、ここ数年80件前後というのが運行日数でございます。その辺のことにつきましては、今のところというか、24年度の実績は申し上げましたけれども、このことについて昨年度はこうだったと。今年度につきましては、まだ途中でございますけれども、まだ今のところ日数というか、幅を広げていくとか、そういうことを考えているところはございません。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

小林委員。

○小林朝光委員 説明書の32ページの16款財産収入ですが、去年はなかったのですが、一番下に東京電力とありますが、どのようなものでしょうか。

それと、33ページのインターネットオークションですけれども、非常にハイエースが頑張っていると思います。そのほか、主なものはどんなものだったのでしょうか。

それと、47ページの13番の委託料と25番の積立金、この内容はどのようなものですか。よろしくお願いいたします。

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄委員長 ちょっと開いていないうちに。

○小林朝光委員 すみません、47です。すみません。その後、工事請負費ですね。委託料、13、15ありますね、工事請負費。25は広野文化村事業精算分ですね。

○吉場道雄委員長 わかります、わからなければもう一回。

〔もう少しゆっくり言ってください。そうじゃないと向こうが記録がとれない〕「もう一回、じゃ頼むかな」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 小林委員、もう一回ちょっとお願いします。

○小林朝光委員 では、慌ただしくて。

○吉場道雄委員長 初めからいいですか。

○小林朝光委員 では、最初、32ページの財産収入が枠の一番下に東京電力、この分が去年はなかったのですが、今年ここにどのようなものでしょうか。これが1つ。

それと、33ページのインターネットオークションのトヨタハイエースのほかに、主なものはどのようなものがあったのでしょうか。これが2つ目です。

3つ目が、47ページの13は結構ですが、15番の工事請負費、プレハブ撤去ですが、これはどこのどんなようなものを撤去したのでしょうか。内容をお願いします。

あと25番、広野文化村事業精算分の95万5,250円、これはどのような内容のものなのでしょうか。

以上です。

○吉場道雄委員長 いいですか。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

まず32ページでございます。32ページの一番下、東京電力でございますけれども、これは電柱でございます、隣をちょっと見てもらいますと15本とありますが、15本で7,480円、電柱がふえた、東京電力の電柱分でございます。

それから、インターネットオークションの関係でございますけれども、先ほど委員お話しいただいたように、ハイエースがこのうち111万1,100円はハイエースでございます。そのほかに何があったかと申しますと、ちょっと主なものを申し上げますと、スライドの映写機、これが1万6,000円ほど、それからターンテーブル、これが1万2,000円、それからゲートボールのクラブとボールも入れまして6,300円、コンパス15個6,000円、ボーズのスピーカー、これが2万1,000円。こういったもの、細かいもの。一番安いものは、避難口の誘導灯、これまで売ったのですけれども、それは1,600円で値段がつかしました。あと、穴をあけるパンチも売まして、パンチ2個で1,150円、大きなものから細かいものまで売れるものは全て歳入にしていこうというような形で考えておりますので、今後も続けてまいりたいというふうに思います。

それから、47ページの工事請負費、普通財産管理事業の工事請負費のプレハブ棟撤去工事でございますけれども、川島地内の町有地のプレハブ棟の撤去でございます。これにつきましては、川島の明星の入り口の反対側に町有地がございます。これは、以前から処分をしていきたいというふうに申し上げておりました。

その処分をする意味で、あそこのところを分筆をいたしました。そして、そこにまだ役場が使っていたプレハブの倉庫があったものですから、そのプレハブの倉庫を撤去して、売りやすくするために撤去した、そういう費用でございます。その分が22万9,950円でございます。

それから、事業名7の公共公益施設建設基金管理事業、広野文化村事業精算分でございますけれども、これにつきましては旧まちづくり交付金事業を行うに当たりまして、広野文化村が、文化村分として基金を積んでおりました。その繰り入れた額を精算したものでございます。その繰り入れた額が合計しますと712万円繰り入れて、充当した額が616万4,750円でした。その差額が95万5,250円ということでございます。

以上です。

○小林朝光委員 はい、わかりました。結構です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 質疑はないようですので、総務課並びに会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後の再開は1時30分といたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時31分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員 この説明書のほうの44ページ、この上のほうの負担金補助及び交付金というところで、この埼玉県町村情報システム共同化推進協議会、これで157万8,709円ということで、これは前もお聞きしたかなと思うのですけれども、仕様書を作成したり、職員の資質の向上等に使われるというような説明を受けたかなということですが、これに間違いはないでしょうか。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

この負担金の情報システムの共同化の推進協議会、こちらにつきましては、今現在進めております町村会主催によりますクラウド化システムの共有化、これに伴いまして24年度に発足したものでございます。

内容につきましては、今委員さんからお話がありましたように、基本的には協議会で負担する経費、これが人件費、協議会の人件費、それからそれに伴う会費、そしてその共同化のシステムに業者委託をしております業者選定、あるいはその仕様書の作成、そういったものなりのアドバイス、そういった委託をしております、そういった経費を案分を、参加している町村で案分をしたものでございます。

実際に18町村がクラウド化・共有化に参加しておりますので、その中で、大変失礼しました。24年度には、当初23町村ということで計算をして、この経費負担をしております、そのうち内容については均等割が45%、そして人口割が55%という計算をもちまして、この案分をした経費負担になっているというものでございます。

○吉場道雄委員長 佐久間委員。

○佐久間孝光委員 当初、それをお聞きしたときに、この24年度だけでそれが済むのかなというふうに私は勝手に考えてしまったのですけれども、25年度も同じような金額が計上されておりまして、これは毎年ずっと続いていくものなののでしょうか。

それから、あとそれと同時に、再三このクラウド化を進めるに当たって、経費的に4,000万円前後の節約ができるというようなお話がありましたけれども、この中には、この年間150万円を超える金額は含まれていたのかいなかったのか、ちょっとそこを確認したいと思います。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 この負担金につきましては、ずっと今後あるものかということなのですが、コンサルの費用については、今共同化をシステム業者選定は行われたのですが、その後の導入までのさらに管理、そういったものがございまして、さらに継続をしてコンサルには委託をするというふうになっております。

25年度につきましては、ネットワークの調達にかかるコンサル費用、それから基幹系の共同化の稼働までにかかるコンサルの委託費用、それから今後、戸籍内部情報系システムのコンサルという内容がこのコンサルの委託経費の25年度分ということになっておりまして、こちらのほうが終わりましたところで、また改めて人件費は基本的には、この町村の強化を進めて、人件費は町村会で持ち回りといいたまいますか、派遣の職員も出すという形になっておりまして、そういった人件費は継続的にかかってくるというふうに考えております。コンサル経費に関しては、ある程度の仕切りといいたまいますか、それが終わったところでその辺はなくなってくるかなというふうに考えております。

○佐久間孝光委員 あともう一個、節減の問題。

○中嶋秀雄地域支援課長 失礼しました。節減される経費の中の負担金については計算をしておりません。

○吉場道雄委員長 佐久間委員。

○佐久間孝光委員 再度確認をさせていただきますけれども、最初に当初示された全体の節約される経費から、こういったものは少しずつ、例えば最低限、本年度と来年度を考えていても300万円以上のオーバーになりますので、その部分は引かれた形のもので全体としては経費として削減されるのだというふうに、大ざっぱに考えてよいで

しょうか。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 そのように考えていただいて結構だと思います。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 49ページの一番下の行政区運営推進事業なのですが、ちょっとここで聞くのか、ここではないのかなとも思いながらここで聞くことにしたのですが、地域から出される要望というのは、24年度はどの程度実現したのか伺いたいと思います。

それから、次の50ページのコミュニティ推進事業なのですが、地域コミュニティ事業が21団体だということであるわけですね。ちょっと先ほどの最後の問題で、排除する考えではないとは思いますが、やっぱり自分の考えに合っていないところを排除するというようなことがひよっとしたら通ってしまうわけですね。そういうことを改善するためにこのコミュニティ事業というのがあるのだと思うのですよね。考えには乗れないけれども、おたくは信頼するよというか、そういうことだよね。

そこで、ちょっと質問したいのは、実施をしていないところというのは、そういう面ではコミュニティが進んでいないのではないかなって考えてしまうのですけれども、ちょっとその辺は大丈夫なのだろうかを伺いたいと思います。

〔「意味がわからない」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 川口委員さん、まだありますね。

○川口浩史委員 では、ちょっとわかるまで説明します。

それから、消防のほうなのですが、108ページ、それから109ページにもいきますけれども、この一番下の防火水槽設置等謝礼が70人というふうにあるのですけれども、この謝礼の中には消防水利というのも、ちょっと町の中を見てもあるのですよね。この消防水利への謝礼も含まれているのでしょうか。消防水利というのは、そもそもどんなものなのか、あわせて伺えればと思います。

それから、昨日、災害協定を初めて県外のところで結んでということで、喜ばしいことだなと、安心できるなというふうに思ったのですね。滑川町では、東北のほうと結んでいて、さきの地震でも何か支援に行ったというふうに聞いているのですけれども、嵐山はそういうことがなかったからよかったなというふうに思うのですが。

災害協定は、どの程度の範囲まで今結んでいるのか。また、この町が大きな災害に

なった場合に、例えばバイクに乗っている人がいろんな情報を、車では行けないので、そういう方が情報をとってきたというのが神戸の地震のときと、今回もあったというふうに聞いていますけれども、やっぱりそういう団体との協定というのも結んでいるのかどうか伺いたいと思います。

それと、防火水槽の話なのですけれども、防火水槽の耐震化というのはやっぱり考えていかないといけないと思うのですけれども、24年度は、これはそのものを交換したのかなと思うのですが、工事が108ページというか、109ページですね、鎌形のをやっていますけれども、これはどういう工事だったのか、そしてコンクリートでできているところがあるわけですから、その工事は今後どのように進めていくのか、伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、一番最初の地域からの要望、これに対してどの程度応えられたかというご質問でございます。大変申しわけございません。要望件数については、今ちょっとこちらの手元に持ってきておらないので、そのうち要望に対してどれだけのものが応えられたかというのは、ちょっとお答えできないのですが、内容的には地域から出されている要望。

要望内容については、基本的には地域の道路照明ですとか道路に関するものですか、そういったものについては地域の区長さんを通して出してくださいというのが基本的な考え方です。それ以外にも、町民の声ですとか、あるいはメール等による要望等がございますが、今それについては町長の指示がございまして、とにかく速やかにお答えをする。できる場合にはすぐに、いつまでにやる、できない場合はこういう理由ですぐにはできないというような形で、回答については全て1カ月ないし2カ月以内には、もっと本当は早いのですけれども、返しております。

毎月の課長会議においても、その地域からの要望事項、あるいは町民の声、メールによる要望、意見、こういったものは全て課長会議にかけておりまして、その回答をどのように返したか、あるいは返していないものについては、こういったいつの時点でこういう回答をするという打ち合わせをさせていただいておりますので、要望に対してどれだけのものが全て満額回答ができたかというのはちょっとお答えできないのですが、回答は基本的に記入されているもの、地区からの要望については、全て返し

ているというふうにご理解いただければと思います。

続きまして、地域コミュニティの関係でございます。コミュニティ事業の補助金につきましては24年度、21団体のコミュニティ事業の申請をいただきまして実施をしていただいております。

委員さんのお話では、その地域コミュニティ事業に取り組んでいないところについては、そのコミュニティに対する考え方といたしまししょうか、そういったものが進んでいないというふうにご考えられるかというご質問だというふうに理解したのですけれども、それでお答えしてよろしいでしょうか。はい。決してコミュニティ事業に取り組んでいないところがコミュニティ事業に対して理解がないというふうには、担当の私どもとしては考えておりません。

地域コミュニティ事業は、基本的には自発的に地域のコミュニティを図るような事業展開を、新しい事業もそうですし、今までの従来の区で行っていた事業、そういったものの発展あるいは工夫をして、コミュニティ事業として実施をしていただければというものでございますが、委員さんご存じのこととございまして、行政区一つ一つをとってみましても、本当に人数的なものから地域の特性というものが違います。

ですから、改めてこういった事業展開をしなくても、地域のコミュニティは十分図られているというところもございまして、あるいは事業を行っていききたいというところでも、1つの行政区ではちょっと人数的にも少なく、新たな事業を、これは全額町の補助ではございませんので、若干の一部負担は伴いますので、そういった中で組織をつくったりとか事業展開をしていくというのは、今の現状ではちょっとどうかなというふうにちゅうちょされているところもあるのかなと。

こちらからお願いをしておりますのは、そういった小さなところでは、ぜひ複数の行政区で複合といたしまししょうか、して1つの団体をつくっていただいて、そういった中で実施していただいても結構なので、創意工夫をお願いしますということで、今いろいろと啓発を図っているところでございます。

続きまして、防火水槽の設置の関係でございます。まず最初に、消防水利というお言葉を、この意味は何かということでご質問をいただきました。この消防水利につきましては、ちょっと私の知識の中では、まず私設の防火水槽、要するに工場ですとか、あるいは住宅開発等に基づいて私設で防火水槽を設置していただく、あるいは自発的に設置をするという場合もございまして、そういったものを消防水利と呼んでいると

いうふうに聞いております。その内容は、防火水槽だというふうに思っております。

公設のものについては、今の表示では防火水槽、あるいは消火栓というような形になって表示をさせていただいております。ですから、そういった任意的な私設のものは消火栓がございませんので、防火水槽というふうに考えております。そういった違いだというふうに考えております。

それから、この消防水利、要するに私設の防火水槽について含むのかという内容でございましたけれども、私設の防火水槽については含んでおりません。公設の防火水槽で私有地を使わせていただいているものについて、その防火水槽の土地の謝礼として1基当たり60トン、40トンと大きさによっても違うのですが、そういった形で謝礼を払わせていただいているということでございます。なお、当然のことながら私設の防火水槽についても、消火活動については、これは当然使えるということになっております。

続きまして、災害協定の関係で、どの程度の範囲まで災害協定が行われているかということでございます。

市町村同士の協定につきましては、この近隣については近隣の協定を行っておりますし、埼玉県内の全市町村で県内の相互応援協定というものも結んでおりますから、基本的には県内の市町村とは応援協定が結ばれているというふうに考えていただければと思います。

それから、民間の、先ほどバイクというようなお話がございました。そういった中で、運輸関係については県のトラック協会と災害時の物資の輸送に関する協定を結ばさせていただいております。それ以外にも、民間との協定ということになりますと、カインズさんとは生活物資の援助協定を結ばせていただいておりますし、県内の火葬業の協会等は、災害時のそういった霊柩車ですとか、そういったものの提供についても災害協定を結ばせていただいております。

あと、もう一つは、24年度に結ばせていただいた中には、余りいいことではございませんが、災害時に死亡者が出た場合、その遺体安置所としての協定を花友さんと結ばせていただいております。そのような民間協定を結ばせていただいているということでございます。

それから、それぞれの防火水槽の耐震化の関係でございます。鎌形の防火水槽につきましては、耐震性の防火水槽を設置しております。今後の考え方でございますけれ

ども、近年におきます防火水槽の改修等を行う場合、あるいは移設等で作りにかえる場合には、全て耐震性の防火水槽に設置をしております。

ただ、委員さんのお話にありましたように、従前の以前のものに関しては、防火水槽でコンクリ製で現場打ちのものがありまして、少しずつそういったものは老朽化していく。それについては、基本的には変えていく場合と、あるいは改修を行う場合には全て耐震性で行っていくという基本的な考え方でございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 49ページの地域の要望なのですが、これは調べたらわかることなのでしょうか。ちょっと後で結構ですので、わかるのでしたら教えていただきたいと思えます。

それから、防火水槽の耐震化なのですが、火事が起きて防火水槽から水をくんでやろうと思ったら水がなかったということではまずいわけですよね。耐震化というのが、これから急がれる課題ではないかなと思うのですよね。急いでやりたいという言葉聞きたいのですが、どの程度まで言えるのか、ちょっと伺いたいと思えます。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

地域要望に関しては、時間をいただければ先ほど申しあげましたように、毎回の課長会の中でも報告をしておりますので、その要望件数ですとか、回答内容はわかりません。

それから、耐震化の関係でございますが、将来的にはということでは先ほど申しあげたとおりでございます。ただ、防火水槽については、毎年消防のほうで点検をさせていただいておりまして、水漏れがある、あるいは水位が少し減っているというようなものは逐一町のほうに報告をさせていただいておりますので、それに応じて修理をしたり、あるいは基本的に、もうこれはだめだなというものについては、当然移設をしていく。移設については、できるだけ民間の民有地への今後は公営地、町有地、そういったところへの移設を考えていきたいというふうに考えております。

○吉場道雄委員長 ほかに。

森委員。

○森 一人委員 1点ほど伺います。

説明書の21ページの使用料及び手数料の中のステーションホールアイプラザですが、前年度決算に比べて、納入団体数と使用料が多少減っているのですが、具体的にどういった団体が使っているのかということと、あとページで109ページ、防災対策事業、備品購入費47万826円、主にどういったものを購入されたのか教えてください。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 それでは、私のほうから、アイプラザの利用団体の関係に対してお答えをさせていただきます。

まず、23年度利用された団体で、それから25名で金額的にも、団体数についても出ております。実際のところ使用回数の多かった団体、まず一番多かった団体が年間30回使われた団体、それから年間20回使われた団体、登録団体、そのほか1つ、2つ、全部で4つ目の団体、全く24年度使ってもらっていないというような状況がありますことから、それから25が入っているというものでございます。

109ページの備品購入の内訳でございます。購入したものが防災用具といたしまして、チェーンソーが2台、それから折り畳み式のリヤカー、それからこちらは災害用の通信手段の一つといたしましてPHS、こちらを8台一括で購入という形をとっております。こちらにつきましては、各小中学校、幼稚園、それからこども課に設置して、通常は学校間の連絡手段として通常使用しております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

小林委員。

○小林朝光委員 説明書の48ページですが、企画総務事業の中の比企元気アップ事業ですが、どのようなこれは活動をされているのか説明をお願いいたします。

それと、一番下でございますが、ホームページ運用管理事業ですが、これは以前はSNSだったかなと思うのですが、PNSというふうに変更しての、この変更になった内容とそのメリット、それについてお伺いいたします。

それと、53ページになりますが、これは駐輪場管理事業、これは昨年も私ちょっとお伺いしたのかなと思うのですけれども、このお借りしている土地の中に東武鉄道さんのものもあるのかなと思うのですね。ここについては、ほとんどが東武さんへの通勤客の自転車かなと思うのですけれども、引き続きやっぱり東武さんへも賃借料というのは、こちらへうちが払わなければならないものなのか、それをお伺いいたします。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、比企の元気アップ事業でございます。こちらにつきましては、町のほうから負担金として10万円を負担しております。これは、埼玉県及び比企郡の9市町村で構成をしております、比企元気アップ委員会というのをつくっております。

基本的には、県の補助金をいただいて事業としては展開しているわけなのですが、一番の当初のこの目的は、比企郡内の人口増、定住促進というものが一番の大きな目的でございます。

その手段として、さまざまな観光資源の掘り起こしですとか比企地域全体のイメージアップ、それでサイクリング事業ですとか、そういったいろんな事業に取り組んでいるというのがこの事業の内訳になっておりまして、24年度事業については、1つのテーマとして、比企地域には堂平の天文台や地球観測センター、「小川のげんきプラザ」をはじめとして、星、宇宙に関連した地域資源が有すると。これを少し掘り出していこうということで事業展開をしております、内容的には例えば「比企天文観望ツアー金環日食を楽しもう」というようなツアーを企画をしたり、あるいは「ペルセウス座流星群の観察キャンプ」を行ったり、あるいは「スターウオッチングの星空散歩in東秩父村」という事業、「星にまつわるお話会アンド演奏会」、そして「星明りの比企路観光ガイドマップ」の作成といったような事業を、県とこの9市町村で実行して事業展開をしているというものでございます。

それから、ホームページに関しては内田副課長からお答えをさせていただきます。

駐輪場の東武の土地の使用の関係でございます。こちらにつきましては、確かに東武鉄道を利用されている方が当然敷地内の駐輪場に駐輪をされているという実情がございしますが、交通安全対策ということでは、町としてもその対策を行うということは義務になっております。

その中で、東武鉄道さんには非常に年間の使用料としても、破格と言ってはあれなのですが、非常に安い値段でお借りをしているということでございまして、なかなかちょっと無料ということにはならない。無料にしていただければ一番いいと思いますけれども、そういった話の中で、非常に安い金額で貸していただいているというふうを考えております。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 それでは、私のほうからは、ホームページの関係で、内容、それからメリットということにつきましてお答えをさせていただきます。

まず、入れかえる前のホームページ、これには大分課題がございました。まず、HTML形式、余り聞きなれないと思うのですけれども、こういったなれ親しまない形式ということで、また携わる職員も各課にそんなにいなかったというような状況がありまして、情報も更新等がなかなかリアルタイム等できなかったという現状がありました。

また、使える機器も端末が1台あって、それも地域振興課にあった端末なのですけれども、大分古い端末で、こちらにわざわざ来てやらなくてはいけないというような状況もありましたし、さらにつくり方自体が大分何回もクリックして目的のところに行かなくてはならないという現状があったものを、今度導入しましたCMSというホームページに似たようなのですけれども、これはそういった誰でも使いやすく、扱いやすいシステムということで、またもう一つ、各職員の机の上にあるパソコンから直接そのシステムのほうに入っていきといたしますか、システムのほうの操作ができるということで、情報の更新も今までに比べて格段のスピードでできるというものや、新着の情報の扱いでも、今までと違って自動的に出したり、そういう操作もできるというような、ちょっと細かい面を言うと、そういった面もございます。

また、基本コンセプトとして、前の問題として話をさせていただきましたけれども、3クリック以内で目的に到達できるというようなことも目指しておりますので、それについてもほぼ実現できるというようなことでございます。また、見え方についても、ウェブコンテンツという難しい言葉で言いますと、そういったものに準拠しておりますので、これは説明しなくてはいけないのですけれども、すみません、そういった誰にでも見やすいような、簡単に言うと誰にでも見やすいような形を基本としたつくり方をしているというようなことが、メリットとしては一番大きなところだと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 小林委員。

○小林朝光委員 元気アップ事業のほうですが、嵐山ではどのような方たちが携わっているのでしょうか、このメンバーの中に。

それと、今のホームページのほうですけれども、パソコンの保守関係が来年はXP

はもう終わるというのですが、この時期が過ぎてもXPを持っている人たちから、アクセスのほうがこのホームページのほうはできるのでしょうか。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 元気アップの関係につきましては、各市町村の職員がこの事業に基本的には携わっておりまして、実行委員会という形でつくっております。東松山市が会長になっておりまして、関係する課としては嵐山町では地域支援課、そして企業支援課のほうから委員として出ておりまして、それぞれの事業を展開しているということでございます。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 ウィンドウズのXPでできるかというようなことだと思うのですが、XPだから見えないということはないと思います。むしろインターネットエクスプローラーというシステムを使っているんですけれども、そちらのバージョンによって見え方が違うというのは今現在も起きていますので、XPだけで、先ほど言っていたような見えなくなるということはないというふうに考えております。

○吉場道雄委員長 ほかに。

大野委員。

○大野敏行委員 50ページで、先ほど川口さんからも質問が出ました地域コミュニティ事業でございますが、先ほど区で行っていたものを発展させた団体に助成をしているということでございます。私は、区長が必ず絡んでやらなければいけないのかなと思ったのですが、それは私の知識不足でした。

実際に21団体がこういった事業を24年度、助成金をいただいたということなのですが、具体的にはどのような事業が多かったのか。そして、それを要求する団体というのは最低条件として何人ぐらいの人数の団体でなければいけないのか、ここをちょっと教えていただきたいと思います。

それと、もう一点、53ページの人権対策推進事業の中で、企業研修会講師謝礼とございます。企業研修会というのは、嵐山町の企業に勤める人に対しての人権の講演をされたのかどうか、そこらをちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

以上、2点です。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 地域コミュニティ事業には、内田副課長からお答えをさせていただきます。

人権の企業研修会でございます。こちらにつきましては本年2月に実施をさせていただいております。会場は花見台の工業団地の管理センターで実施をしています。こちらについては、声がけといたしまして、花見台の工業団地、それから商工会にPRをしていただいて、町で講師の謝礼を払って実施をしているというものでございます。

今年のテーマについては、「東芝における人権対策の現状について」ということで、東芝にお勤めの人権の担当の方に講師としておいいただきまして、約50の企業にご参加をいただいて実施をさせていただいたというものでございます。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 それでは、地域コミュニティ事業につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、一番多い取り組みをされている事業ということでございますけれども、まず地域の環境美化活動と、こういったものが多いです。また、花いっぱい運動、それから防犯パトロール、そして多いのが、これ全部ではないですけれども、スポーツ支援活動、そういったことをされているコミュニティ団体が目立つというようなことでございます。

それから、コミュニティの団体の最低条件、そこなのですけれども、あくまでも地域のコミュニティ活動を行う団体というようなことで、広く1つのコーナーだけでなく複数のコーナーにまたがるような、そういった活動も認めるという形になっておりますので、1人、2人というような場合は認められないと思いますけれども、一般的には大字の単位に近いぐらいのエリアの人たち、それらのたくさんの方を対象に、対象といたしますか、参加するコミュニティ活動を幅広く捉えまして、そういった活動に対してもというようなことで進めております。

○吉場道雄委員長 大野委員。

○大野敏行委員 地域コミュニティ事業について、特にボランティアに関係するようなこの団体も大分活動されているということでございます。中には、スポーツとか文化、芸能、これの関係でも、その地域が一体となるような活動に対しては、同じようにコミュニティ事業の団体として就任もされているということでよろしいでしょうか。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 基本的には、今委員さんがおっしゃっていただいたとおりで
ございます。ぜひ、特に人数的なものというのは、副課長のほうからお話しさせてい
ただいたように定義はないのですが、複数の地域、あるいは一定のそういったボラン
ティア活動、特にこれからのコミュニティを考えていきますと、高齢者からお子さん
まで参加できるようなそういった事業、そういったものにぜひ取り組んでいただけれ
ばいいのかなというふうに考えております。

実施の代表者については、区長さんということでは特に限定しておりませんので、
それ以外の方に代表になっていただいて組織をつくっていただければいいということ
になっております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員 1点お聞きいたします。説明書の45ページなのですが、ステー
ションホールアイプラザの管理事業のうち、13の委託料の中で消防設備保守管理委託
料なのですが、金額については3万8,850円なのですが、あそこでお店が入
っている、奥が会議室ホールという形になっていて、この消防施設の管理をしている
ものについては、火災報知機だとか消火器だとか、あるいは私は中をどんなものがつ
いているかについては見回ったことはないのですが、駅と、あるいは消防署と
の直接コールができる連絡体制とか、そういうものがついている機種なのかどうか、
そのところをお聞きしてみたいと思います。

それから、これらの設備があるということでありまして、働いている人たち、とり
わけお店の部分の人たちの防災防火訓練等はどのくらいの割合でされているのでしょ
うか、お聞きしたいと思います。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 アイプラザに設置されている消
防設備の、こちらの保守管理委託料について3万8,850円ということで上げておりま
す。

こちらにつきましては、機械で集中的な消防警報設備が駅と一体となったものが設
置されておりまして、アイプラザ側で警報が出れば駅のほうも察知できて、消防署の

ほうの通報まで、申しわけございません、記憶で話してしまって申しわけないのですが、この辺はちょっと確認をさせていただきたいのですが、されるような設備だったのではないかと、定かでないのではっきりお答えできずに申しわけございません。

その設備があるということも含めて、消防本部のほうにはそういった設備があるということも含めた届け出は行っておりまして、消防の防火訓練ですとか、そういった訓練も計画を出しておりましたところが、定期的に行うような形で、実際は現地のほうに出しております職員というのは嵐山郷さんで雇う方でありまして、実際のところ嵐山郷さんのほうにそういった訓練だとかはお任せしているというような状態でございます。

○吉場道雄委員長 河井委員。

○河井勝久委員 私は、とりわけお店の部分なのですよね。今も嵐山郷さんの話が出たのですけれども、多分ああいうお店ですから火元責任者というのはちゃんと置いてあるだろうと思いますし、喫茶ショップになっていますから、当然火や何かを使う、あるいはいろんな問題もあると思うのです。

それで、何かあったときには即、誰でも職員でも使える態勢がないとちょっとまずいのかなと思っているので、そこら辺のところでは嵐山郷さんと、あるいはあのところで働く人たちも、こう若干かかるのかなと思っているのですけれども、そういう面ではちょっとした訓練が必要なのかなと思っているのですけれども、それらについて、どれくらいの割合というか、これ何かやっていますよということがちょっとわからないのだと思うのですけれども、割合がわかりましたらお願いしたいと思います。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 現状で現地の職員体制なのですが、常時従事している嵐山郷の支援員さんが2名いらっしゃいます。利用者といひまして、要は障害を持った方の就労支援の場ということで、そういった方が1名ないし2名いらっしゃるということで、そういった支援員の方を中心に防火関係をやっていくことになろうかと思っておりますけれども、実際のところ、あの施設においては火気は一切使用しておりません。電磁調理器もしくは電子レンジ、そういったものであるのです、火気の使用についてはないというようなことで、消防のほうはそういうふうになされておりますし、基本そういったもので火気を使わないというようなことを前提

に営業をしていただいておりますので、その辺もありますけれども、当然、その火災等避難誘導、そういったことも含めた態勢を常に保っていくということが必要だと思いますので、嵐山郷さんとまたこういったことも、せっかくいただいた議員さんからのご希望ですので、今後打ち合わせをしていきたいというふうに思っています。

○吉場道雄委員長 ほか。

松本委員。

○松本美子委員 何点か、すみません。お尋ねさせていただきます。

まず、45ページの上のほうですけれども、町政モニターの件なのですけれども、23年度につきましては9人で会議等が1回だったというふうにご報告を受けていますけれども、24年度につきましては、1人モニターさんが減りまして8人で、開催が2回だったというふうなことなのですが、これは特に減った部分と2回開催した内容についてお尋ねします。

それと、49ページですけれども、行政区の上の関係ですが、35人区長さんがおりまして、これについての報酬等が出ておりますが、これはこういった割合で報酬を出しているのか、多いところは多いなりに大変な部分もあると思いますけれども、それについてお尋ねをします。

それと、50ページですけれども、先ほどのコミュニティ推進事業のところですが、16のところ原材料費というものがある、これは花いっぱい関係だとは思っていますけれども、何カ所ぐらい今年度はふえていますから、計算でふえておりますので、何カ所ぐらいを対応してきているのかということをお尋ねします。

それと、53ページですけれども、先ほど小林委員さんのほうから駐輪場の関係が出ましたが、台数がどのくらい、常ですとかなりいっぱいだということは承知してはいますけれども、利用していらっしゃるのかなと、それも1点なのですが。放置自転車もかなりあるというふうに伺っています。それと、放置は何カ月ぐらいたつと撤去という形になるのかと、それからリサイクルの関係も、もしあるようでしたらお尋ねします。

以上です。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 それでは、まず初めに、町政モニターの管理の関係のご質問でございます。

こちらにつきましては、モニターさんが1名減ということでございまして、モニターさんが就労等だと思えます。一身上の都合でやめたいというようなお話でございまして、聞いておりました、募集はかけておりますけれども、減の分については募集をかけて、またやっていただける方を探していきたいというふうに行っているところでございます。

そして、24年度中のモニター会議の内容ということでございまして、テーマを町のほうで、地域支援課のほうで出して、これについて事前に会議の前に、何かしらご意見があるようでしたらというようなことでやる場合もございまして、あとはモニターさんから事前にいただいて、それをそのときに出して、いろんな意見を出していただくというようなこともやっております。

24年度中のまず第1回のときには、子ども医療費の窓口払いの代替事業、こういったこと、それからモニターさんから出されたものの中で、公園の設備が充実ということだとか、もっと町民にスポーツをしていただけるようなとか。それから高齢者の増加に伴う就業活動事業の推進についてとか、あとは具体的にヘリ専門の離着陸基地の建設についてなど、さまざまな意見と申しますか、テーマを出していただいて、ご議論等をいただいているというような状況でございます。

第2回のときに、2月に行っておりますけれども……。

〔内田さん、もうちょっとボリュームを上げてくれる。こっちまで聞こえない〕という人あり〕

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 失礼しました。

第2回のときも交通規制、大型自動車の通行禁止の要請というものが具体的にあつたりとか、それから文化交流、それから災害時の協力の関係、そのほか職員づくり、職員の資質向上というようなものでしょうか、そういったことについてのご意見をいただいたなど、そういった内容でモニター会議を行っております。

それから、区長報酬につきましてはですが、こちらにつきましては35の区長さんの報酬につきましては、基準額が区長報酬を平等割にいたしまして24万円です。それから、毎年10月1日、それから2月1日をそれぞれ基準といたしまして、2回に分けて支払っておるのですが、先ほどの24万円の10月1日の基準日には12万円プラス10月1日の世帯数掛ける500円、それから2月1日の基準日には残り12万円プ

ラス2月1日の世帯数掛ける500円、そういった額で各区の区長さんに報酬をお支払いしております。

続いて、花いっぱい運動の関係で原材料費ということで、24年度決算に数字が出ておりますけれども、こちらにつきましては、今まで花は町が購入いたしまして、各地区に配布しておりました。

このたび、古里地区において、嵐山郷さんでお花を種からまいて育てて、地区の花いっぱいと一緒にやっているというようなお話がありまして、地域の方からもそれでやっていきたいような、そういった話もいただきまして、その花の種ですとか、土、それから肥料、ポットという種をまくそういったものがありますけれども、そういった苗を育てるのに必要なものを購入いたしまして5,000株分、古里地区まで配布していたもので、もともとの数を栽培できる原材料費として町が購入して嵐山郷さんに栽培をお願いしたというものがこちらのほうの原材料費の内訳でございます。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 駐輪場の関係につきましてお答えをさせていただきます。

駐輪場の場所は、東武さんに借りているところ、それからあと2カ所ですね、3カ所に分かれているわけですが、全部で633台、一応駐輪できるスペースということになっております。

撤去の関係ですが、撤去につきましては年に1回ないし2回撤去を行っております。24年度は1回の撤去を行いましたけれども、その自転車の撤去に関しましては、嵐山町の環境保全条例の中に一定の要件が定まっております、基本的にはまず我々地域支援課の職員が回りまして、放置されているような状態の自転車、これは見ていくと、少し買い物かごにごみが詰まっているとか、あるいは空気が抜けているとか、そういった状態のものが見受けられます。

そういったものには、まず警告書というものを張りまして、2週間その警告書を張った状態で経過を見ます。2週間たったら、もう一度見に行くと、警告書が剥がれていないものについて役場のほうに引き揚げてもらいます。

それから、登録ナンバーがございますので、登録ナンバーがあるものについては、それを控えて警察のほうに所有者の照会を行います。それでわかったものについては、所有者に通知をさせていただいて、こういった形で町のほうに引き揚げてありますのでとりにおいでいただきたいということで通知を出させていただきます。

基本的には、引き揚げてから60日経過をして、なおかつ通知をしてもとりに来ない場合においては町のほうで処分をさせていただくという手続でございまして、ちょっとはつきりはしませんけれども、24年度については60台ほどその撤去をさせていただきました。通知をしてもとりに来られた方は大体4台から5台だったと思います。それ以外のものについては、衛生組合のほうへ町のほうで持って行って処理をさせていただいているということでございます。リサイクルについては実施いたしておりません。以上でございます。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 大変申しわけございません。株数がちょっと間違っておりまして、5,000株は平成23年度に古里地区にお配りした6月と11月の両方の分でございます。24年度は11月からこれを始めておりますので、2,500株分ということで訂正のほうをお願いしたいと思っております。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、すみません、再質問させていただきます。

町政モニターで窓口払いの話がちょっと出たということなのですが、どのようなご意見等がモニターさんの中からは出ていたのでしょうか、お尋ねします。

それと、49ページで行政区のこの区長さんの関係なのですが、やはりこれ世帯数掛ける500だということなのですが、そうしますと大きいところと小さいところとかなりあると思うのですが、一番大きいところをとりあえず聞かせていただけますか。大きい世帯ですか、区長さんが持っている世帯の大きさ。

それと、すみません、今の花いっぱいの関係で少し私のほうが理解がちょっと足りないみたいなのですが、何力所かやっていますかということでちょっと先ほど1回目でもお聞きしたつもりだったのですが、何力所ぐらいでこの花いっばいをやっているのかというのをもう一度聞きます。

それに、これは計画的なものを聞いたと思うのですが、24年度のほうが少し高いのですよね、増額になっています。この辺のところは、嵐山郷さんとの関連があって高くなったのでしょうか。

それと、少し花を分けていただいて、実際に植えるときに大きさというか、花のよさというものがあるとか、かなり小さくて、植えるときから既に枯れているような状態の花がもうかなり来るのですよね。ですから、その辺はどんなふうに町のほうで買

い上げているというような話でしたから、どんなふうにそこのところを選別というか、何かやっているのですか。それをお尋ねをします。それで、では結構です。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 大変申しわけございません。最初の質問でお答えしておりませんでした。

箇所数につきましては、実際のところ33カ所ということで、区でいいますと全区になろうかと思えますけれども、一緒にやっているところもございますので、町全域でやっているということで、分ける際も場所数としては33としてこちらもつくっております。

それから、その前にすみません、町政モニターさんの関係でございます。医療費の窓口払いの代替事業の関係でどういったご意見があったかというようなお尋ねがありまして、例えばあるモニターさんからは窓口払いのメリットも十分理解されていなかったか、用語が難しくてちょっとわかりづらい、広報どおりの専門用語が出ていてちょっとわかりづらいのではないかというようなことで、そういったことで読まないのではないかということ。

それから、子供がいらっしゃる方からの意見では、今まで窓口払いに関して特に不満を持ったことはないし、教材等に還元していただけるのならいい事業だというふうなご意見をいただいています。

一方で、お金がなくて行けないというときもあるようですので、そういった方については気の毒に思いますというふうなことも含めて、簡単で結構ですから町民の皆さんにポスターなどでお示ししていただきたいというようなご意見等が出されております。

それから、金額が増加している理由と、これ花いっぱいの方ですけども、こちらにつきましては、その後の悪い株があったり、その辺の選別がされていなかったとか、その辺も含めての話なのでございますけれども、年によって天候によって育ち方が、大体同じ時期に実施するものですから、同じ値段で同じような程度のをそろえるというのはなかなか、実際のところ24年度についてはまさにそのとおりで、できなかった結果、お配りさせていただいた6月の花だと思っておりますけれども、大分育っていない、育ちが悪かったというようなものでございまして、これはその天候が大分影響したというふうな形でこちらのほうも伺っておりますし、それによって若干単価が変

わってくるというようなものもございます。配布している数自体はほとんど変わっておりませんので、その単価の関係、その天候等によるものを含めて、そういったものによって増加したというようなものでございます。

それと、行政区の世帯数でございます。こちらは、24年の4月1日の世帯数でございまして、歳出の基準となっております一番大きなところ、志賀1区で949世帯、その世帯を基準として、一番大きな世帯でございます。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 モニターの関係で、細部にわたりまして報告していただいて、答弁していただいてわかりましたけれども、やはり窓口払いの関係は大変だと思う方とありがたいと思う方と、両方に分かれているなということがわかりました。

それで、もう少し町民の方に細かく知らせてほしいというような意見も出たということですが、それももう少し私もそう思っていますが、取り組みはなされたのですか、モニターさんのご意見を反映をしたのですか、しなかった。そういう取り組みは担当課ではやらなかったのでしょうか。

それは、担当がやるのを反映するというのは、こども課のほうはわかりませんが、町政モニターの関係ではここで審議しているわけですから、それで担当課のほうはお話をして、うまく対応できたかなということで、ではお尋ねします。

それと、行政区のほうですけれども、すごく大きな世帯の長を、体制を図っていましたが、この方で1人対応ということですよ、もちろん。1人の区長さんがこれだけを対応しているということは、かなり大変なのかなというふうにも思うし、なかなか細かいところまで目が届かないかなという部分も感じていますから、この辺の関係について何か方法を考えてきたという経緯がありますか。これは、あくまでもないですか。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、町政モニターのご意見の関係でございます。これをどのように町政に反映していくかということでございまして、町政モニター会議には、できる限り町長にもご出席をいただいております。直接モニターさんとの意見、それを聞いていただいております。

また、モニター会議の中で出たものについては、必要なものは担当課のほうにも、

こういったご意見があったということでお伝えをさせていただいております。それがモニター会議の関係でございます。

最後に、行政区の運営の関係でございます。行政区の運営で、委員さん、大変大きなところについては区長さんの運営が大変ではないかということで、その辺はどのようにされているのだろうかということでございます。志賀2区におきましては、区長さんを中心に事務局、それからいろいろな組織体制が、やはり大きなところは大きいなりの区長さんを筆頭にした組織体制ができて運営をされているというふうに考えておりまして、それぞれの行政区で運営について工夫がなされているというふうに理解しております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 では、質疑の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

次の再開は50分いたします。

休 憩 午後 2時40分

再 開 午後 2時49分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課に関する部分の質疑を続行いたします。

それでは、どうぞ。

畠山委員。

○畠山美幸委員 4カ所お聞きしたいと思います。

49ページの、先ほど小林委員さんがお伺いしましたところとちょっとダブるところがあるのですけれども、今回、13委託料498万2,000円ということで大変高額になっております、去年は95万円でしたので、先ほどの答弁を聞いていますと、今までクリックを3回以上しないとなかなかその場所に行けないから、1回で飛べるようになったというお話ですけれども、こういう例えばシステムをいろいろアップするときに、対応している職員が、何人ぐらい対応できる職員がいるのかお伺いしたいと思います。

55ページです。55ページの5 嵐山パトロールセンター管理事業の中の14番の使用料及び賃借料で、パトロールセンター用地借上料が、昨年より若干これ金額が下がって

おりますのと、あと15番に舗装一式ということで舗装したようなのですけれども、どこをされたのかお伺いしたいと思います。

あと、110ページの15番の工事請負費で、防災行政無線の施設整備工事、私、議場でも質問したところだと思うのですけれども、4,252万5,000円ということで、6カ所ということなのですけれども、内容をお伺いしたいと思います。

あと、4の防災会議ですね、同じページの。ここじゃない。3の自主防災組織育成事業、こちらは昨年七郷防災会に防災倉庫を設置したとか、いろいろ事業がありましたけれども、今回100万円以上ちょっとふえておりますので、事業内容をお伺いしたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、最初のホームページの運用管理でございます。どのような職員が対応できるかということでございますが、基本的にはこのホームページのリニューアルによりまして、全職員がアップできるというようなシステムを入れました。

しかしながら、それには職員研修を行っておりまして、なおかつアップを、ただ職員が単独でどんどん自由にやったらどんなホームページになるかわかりませんので、当然のことながら、課の中で確認をした上でアップする。ただ、操作上は全職員ができるようなシステムにしてあるということでございます。

それから、続きまして、パトロールセンターの土地の使用料の関係でございます。減額になっている理由はということございまして、こちらについてはパトロールセンターに行ってくださいと、前側は歩道設置の工事がなされております。そういったことで、その土地について道路部分になったということで、その部分が減ったと。こちらについては埼玉県からの使用料、借り上げている土地でございます。減の理由はそういうことでございます。

それから、舗装の部分なのですけれども、建物の脇、パトロールセンターの脇に、今まで砂利で駐車部分というのでしょうか、それがございました。あそこが大変夏になりますと非常に雑草が生えてしまいまして、職員が行ってやっているのですけれども、今回歩道の設置工事に合わせまして、あの部分も舗装にさせていただいたという工事でございます。

それから、次に、防災無線の工事でございます。この防災無線の整備工事につきましては、内容につきましては、これは平成23年度からの繰り越し事業でございます、国の第3次補正によりまして防災無線のデジタル化に伴う補助金が創設されました。

これを利用させていただきまして、防災無線の固定局との相互通信を可能にできるようにということで、場所につきましては志賀小学校、七小、菅小、玉ノ岡中学校、嵐山幼稚園、ふれあい交流センター、こちらの施設の固定局がございますけれども、こちらと嵐山町役場にあります防災無線の親機、これの相互通信が可能になるような施設に変更させていただいたと。それとともに、その施設についてはデジタル化を進めたというものでございます。事業内容はそういったことでございます。

以上です。失礼しました。自主防災組織の補助金の関係でございます。こちらにつきましては、今年自主防災組織の資機材整備ということで、1団体20万円という補助金を平成24年度に交付をさせていただきました。こちらについては、地域防災計画の中でも申し上げたところなのですが、今回の地域防災計画の中で特に力を入れております改定部分として、自主防災組織による自助、共助の強化というものがうたわれております。

そういったこともありまして、24年度には県の補助事業を一部充てまして、各自主防災会独自の資機材として必要なもの、それを20万円の限度として補助整備をさせていただいたというものでございます。

特にそれぞれの自主防災組織によって購入したものは違うのですが、一番多かったのは、先ほど町のほうでも答えましたけれども、移動用のリヤカーですとか、あるいはそういった、あとは発電機ですか、そういったようなものを購入されたところが多かったのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 再質問は1点だけなのですが、先ほどのホームページの部分なのですが、導入業務が399万円ということですので、25年度の予算書を忘れてきてしまったので見ていないのですが、本年度はこれかかっているわけではないですね。それだけ、それで。いいです、なし。

○吉場道雄委員長 なしでいいですか。では、ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 2つお伺いします。109ページなのですが、住宅用火災警報器の共同購入が進みまして、嵐山町火災報知器の導入については早く取り組んだわけですが、設置数は大変低いということで、その後追いでこうやったわけですが、内容的なものが何器ぐらいでというのがわかりましたら。あとは、設置も委託、お年寄りで設置ができない方については、委託をすれば設置が可能ですよということでございますが、大体全て設置ができたのかどうか、その辺までお伺いできればと思います。

もう一点ですが、その下、15番の工事請負費なのですが、これは火災があった後、これを撤去する、今回はいいということで、この早目に取り組んだわけですが、その後そのときは、あとを地主さんが負担をするようにお願いしますよということだったのですが、その後の経過はどうなっているのでしょうか。それをお伺いします。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 まず、火災警報器の取り付け事業の関係でお答えさせていただきます。

委託料と補助金ということでさせていただきましたけれども、まず取り付け業務の委託については82万9,000円、これは1世帯当たり1,000円の委託でございましたので、対象戸数は829世帯というふうに考えていただければと思います。基本的には、取り付け希望のありました世帯については、全世帯対応ができたというふうに考えております。

それから、住宅警報器の購入補助金のございます。こちらにつきましても、これは1台1戸当たり1,000円という補助金でございまして、戸数的には5,541戸に対して補助を出させていただいたということで、こちらについても、その補助要望のございましたものについては全て対応をさせていただきました。ということで、要望のあったところについては対応ができたというふうに考えております。

それから、次の火災家屋の撤去工事でございます。その後の対応といいましようか、経過でございますが、今委員さんお話しいただきましたように、こちらについては一時町が立てかえる、そして撤去をするということで契約をいたしております。それに基づきまして、その履行をしていただくように関係者と協議をさせていただいておまして、連絡もとれておりますし、対応について進んでいるというふうにご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 設置の器数はわかりました。これ設置率が近隣ではどういふこの形になっているのでしょうか。嵐山町の設置率が現在、前のやつもあるわけですが、どの程度の設置率になっているのでしょうか。

それから、あわせて聞きますが、その前のこの貸与のときのやつがあるのですが、これではなくて前に高齢者のありましたよね。その貸与されていると。その家でどうも誤作動を起こしてきたので、聞かれたのですが、あれどうするのですか、貸与されているので、どうしたらいいのでしょうかと聞かれたのですが、ちょっとそのまま外しておいておいてくださいと。それは、どういふふうな取り扱いにしたらよろしいのでしょうか。

工事請負費のことについては、関係者と話が進んでいるということでございますが、めどは立っているのでしょうか。

以上です。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、火災警報器の設置率の関係でございます。実は、この火災警報器の設置率というのは、全世帯を対象にした調査というのは実施がされておられません。したがって、嵐山町で全体で、本当に何%の設置率なのかというのはデータがございません。

そして、消防庁等で発表される数字というのは、各消防単位で抜粋で、訪問調査、それから電話による調査、そういったものを地域によって行って、その数字を設置率という形で出しておりますので、はっきり申し上げて、どの地域を調査したかによって、その設置率というのは大幅に変わってくるというふうに思います。

ですから、その正確な数字というのは申し上げられないのですが、では嵐山町の中身でちょっと申し上げますと、平成23年の12月に、今回平成24年の11月と同様の地域で行った調査がございまして、それはむさし台、それから菅谷、志賀2区ですね、こういったところを中心にしたその抜粋調査です。それで申し上げますと、平成23年の12月、この事業を実施する前では64.3%というのが嵐山町の数値でございました。

そして、同様に24年の11月時点で、同様な地域を実施した数値が、今回申し上げます85.7%という数値でございまして、この地域においては、少なくとも64.3から85.7%に引き上がったというふうに考えられるものというふうに考えております。

それで、今年度の数字で申しわけないのですけれども、25年の6月時点で調べた比企広域地域の全体の数字としては63.1%という数字が上がっているようでございます。ただ、この数字というのは、先ほど申し上げましたように全地域を全て当たった数字ではないというふうに思っております。

それから、この火災警報器をつけさせていただいて、実は嵐山町町内で2件の未然に防げたケースがございまして、この火災警報器が鳴ったことによって、隣の、あるいは通りがかりの方がそれに気がついて消防署にご連絡をさせていただいたということで、未然に防げたというケースが去年2件ございました。

それから、続きまして、撤去の工事の進捗状況の中でめどは立っているかということでございまして、連絡はとれておりますし、払うという意味、それは確認がとれておりますので、それなりのめどは立っているというふうに考えております。

以上でございます。失礼しました、答弁漏れがございました。平成19年に65歳以上のご家庭に貸与をさせていただいたというものについて、その後の故障があったりとかそういったものについては、貸与なのでどのような対応かということなのですが、あの時点では貸与をするということで、一定年数経過したときには差し上げますよと。基本的には、初めから差し上げるということはなかなかできないので、そういった形での対応をさせていただいたというふうに考えてございまして、その壊れたから、あるいは電池が切れたからということで、その部分を町が補填をするということは考えておりません。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 無償貸与という捉え方でいいのですか。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 無償で貸与させていただいて、それ以後の管理は自己責任でやっていただくという考え方でございます。

○安藤欣男委員 了解。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ページ数は関係なく、東日本大震災から嵐山町に避難してきた方が、24年度末でどのくらいになっていて、現状でどういうふうな形の生活をなさって

いるのか伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 避難者数に関するご質問でございます。

今現在、嵐山町のほうに基本的には福島県、それからいわき市からも一部いらっしゃるのですが、避難されている方の世帯数ですけれども、全部で11世帯でございます。全体的には11世帯の方が避難されておりますが、この中で既に嵐山町に住所を移転して嵐山の町民になられた方、この方たちが5世帯の方たちは嵐山の町民という形で住所移転をされました。

したがいまして、今現在、避難世帯といたしますと6世帯の17名が、今避難世帯というふうに言えるかというふうに思います。17名の方につきましては、これは個人のお宅でいらっしゃる方、それからあとは借上住宅にいらっしゃる方が4世帯、それから個人のお宅で同居でいらっしゃる方が2世帯ということでございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 説明書のほうの44ページと決算書のほうの61ページなのですけれども、広報の事業なのですが、去年もおととしも報償費がちょっとの間執行していないのですけれども、これ町の広報の関係で、これは報償費の執行というのは最近は持たれていないと思うのですが、これをこういう形で進めるという、今年も進めてきたということなのでしょうか。

それから、61ページなのですけれども、就業構造の基本調査を2名の方にやっていたいただいているのですが、内容をお聞きしたいというふうに思うのですが。

それから、最後ですけれども、ちょっと減のことでお聞きをしたのですけれども、自主防災組織のほうから、被害住宅の調査が上がってきていると思うのですけれども、嵐山町の場合何件ぐらいあったのでしょうか。金額に換算してあるかどうかわかりませんけれども、もし換算してあったらお聞きをいたしたいと思います。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 それでは、私のほうからも、就業構造基本調査の関係で、内容につきまして説明をさせていただきます。

この調査は、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域の就業構造に関する基礎資料をそろえることを目的とする調査で、国の調査として国勢調査の調査単

位、任意調査区内で30世帯が対象となっていて行われた調査でございます。具体的には、調査項目に細かく入れるようになってしまうのですけれども、一応内容としてはそういった目的でされております。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 広報の発行事業ということで報償費ということで委員さんから。

○清水正之委員 報酬。

○中嶋秀雄地域支援課長 報酬ですか。広報紙の発行事業で24年度に報酬を組んではないと思うのですが。

○清水正之委員 61ページ。

○中嶋秀雄地域支援課長 文書広報費になりますと総務課の管轄になりまして、大変申しわけございません。私どものほうでは、広報、広聴の事業執行になっておりますので。

○吉場道雄委員長 その部分はいいですか。では、その部分はいいです。

○中嶋秀雄地域支援課長 それから、続きまして、家屋の損壊関係の被害状況でございますけれども、家屋の一部損壊で被害の状況を査定したのが283件、ブロックの崩壊が14件ということでございます。金額については不明でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 質疑はないようですので、地域支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時41分

再 開 午後 3時54分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課の質疑に入る前に、主要な施策の説明書について訂正の申し出がありましたので発言を許可いたします。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 主要な施策の説明書の71ページでございます。

一番下の表の年金受給者の状況という表の区分の3段目、老齢基礎年金というところがあると思いますが、受給権者の3,375人となっておりますが、これを4,251人ということで訂正をお願いしたいと思います。

それから、一番下の段に行きまして、合計欄が3,808人ということですが、これを4,684人に訂正をお願いいたします。

申しわけございません。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 それでは、町民課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません、直接説明書には出ていないのですが、22ページに入ると言えば入れることができるのですが、住民の人口動態なのですが、24年度の転出人口と転入人口で、移動の多い地区と少ない地区があると思うのですが、それで転入のほうが一番多い地区というのはどこになるのか。そして、死亡が多い地区というのはどこになるのか。それは、町民課の仕事なので、それをまず伺いたいと思います。

それと、23ページになるのですが、住基カードの発行があります。これが今56枚ということで、現在での住基カードの総発行数と、それから今現在の嵐山町の方で住基カードを利用されている方というのはどのような利用の仕方をされているのか。e-Taxがほとんどなのかなとか思ったりもするのですが、それについて伺います。

それと、71ページになりますけれども、国民年金の事業にかかわりますけれども、国民年金は平成24年度で、強制が2,769人なのですが、23年度2,922で、急激に100人以上減っているのです。その理由と、それともう一つ、保険料の免除状況なのですが、33.8%が免除状況になっている。これもかなり、3分の1になっていますので、その理由というのはどのような形になっているのか、考えられることを伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 それでは、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、住民の人口の移動の状況ということでございます。転入人口が多い地区はど

こかということでございますけれども、24年度ですけれども、一番多かったのが菅谷でございます。135人です。

それから、死亡の一番多かった地区はということでございますが、こちらにつきましても菅谷が一番多くて33人という状況でございます。

それから、23ページの住基カードの発行の状況でございます。昨年度の発行状況につきましては56枚ということでこちらに記載がされておりますが、これまでの累積の交付枚数につきましては553枚ということになるのでしょうか、件となるのでしょうか、でございます。

利用の状況はということでございますけれども、住基カードにつきましては、ほとんどの方が写真つきの住基カード作成をされております。そうしますと、写真つきですと、それが法的な身分の証明書というような形で利用ができるということになりますので、例えば免許証なんかをお持ちでない方等につきましては、それがいろいろなところで、役場でもそうですけれども、銀行だとかそういったところで個人の身分証明書として使われているというようなことだと思います。

あと、e-Taxということで先ほど言われましたけれども、e-Taxにつきましても何人かの方はご利用になっている。それほど件数は、e-Taxの利用は多くないというような状況でございます。

それから、71ページの年金の関係でございます。この被保険者の状況で、強制の保険者が153人ほど少なくなっているわけですけれども、そちらの少なくなった理由はということでございますけれども、これにつきまして、はっきりとしたことはわからないのですけれども、恐らく今、団塊の世代の人たちが60歳になれますと、被保険者になった方から抜けていくというような状況でございまして、その辺で減になっているということでございます。

それから、免除率の関係でございますけれども、この免除率の関係につきましては、一応法定免除ですとか申請免除、それから学生納付特例免除とか、いろいろあるわけですけれども、一番大きい免除が23年度に比較してふえたというのが、全額免除申請をされて免除になっている人たちということが、23年度は全額免除という方が192名だったのですけれども、24年度末では253名ということで、61名の国民の方はこの全額免除ということになりますので、こちらのことの理由で多くなっているということだと思います。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。地区別の人口なのですけれども、転入と転出と、転入人口と転出人口、そして増減がありますよね。増減のすごく増加している地域があるということで、一方、減少している地域もあるということなのです。転入転出で増加している地区というのはどこら辺になりますか。

これは、町長は、すごく増加している地域があって、一方、すごく少なくなっている地域もあるというふうに時々説明されているのですけれども、それについては実態としてはどのようになっているのか伺いたいと思います。

それと、もう一つ、全額免除申請というのは、もう払えないからという全額免除ですよ。ということは、貧困ということですか。というふうに考えていいですか。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 私が時々話をすると。ふえている地区、ふえていない地区というのがああるわけですけれども、区画整理を行っているところというところというのがふえている。

例えば平沢1区なんかはふえているわけですけれども、1区全体だと減っているところもあるわけですので、区全体ではふえていないかもしれない。それから、ふえているところというのが、年度によっては勝田地区だとかというところがふえたりするわけなのです。だけれども、それが継続的にどんどんふえていくというような、戸数がふえているというような状況ではない。だから、志賀1区なんかでも境目のところはふえているけれども、志賀村というところはなかなかというような状況で、そういう意味で話をしていますので、区の中で1区がどうか3区がどうか、そういうことではございません。

○吉場道雄委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 それでは、年金の関係の免除の関係でございますが、申請免除の中で承認をされると全額免除、それから4分の3免除、半額免除、4分の1免除というような形がございますけれども、その全額免除ということになりますと、前年度の所得がやっぱり低かったから全額免除で、ある程度あれば4分の3免除とか、そういうふうな形になってきますので、全額免除というのが多かったというのは、やはり所得が少なくなっているというふうに考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。そうしますと、転出転入人口でいきますと、どこがというより、新しい住宅地がつくられたところに入ってきているということであって、全体的にはどこがというふうには言えないというふうに言っていると考えていいですか。

これ、いただいているのでは、転入世帯が多いのは川島地区とむさし台だけです。なので、そうすると、もう少し細かな人口動態調査というのは、ある程度今後は必要になってくると思うのですけれども、これは決算なので言いませんけれども。

それと、あともう一つ、今の、ごめんなさいね、国民年金の法定免除なのですが、324人の方が法定免除で、253人ということなので、70人ですか、ほぼ、324人と70、253は、ごめんなさい、すぐできないから。70%ぐらいが全額免除というふうに見えていいかなと思うので、かなり前年度の所得に比べて苦しい方がふえているという、国民年金を支払う自営業者の方とかはふえているというふうに考えてよいということですよ。そこのところを伺います。

○吉場道雄委員長 人口問題はいい。答弁はいいですよ。

○渋谷登美子委員 それはいいです。だって……。

○吉場道雄委員長 わかりました。

では、山下町民課長。

○山下次男町民課長 答えいたします。

そうですね。自営業者ですとかフリーターですとかアルバイトですとか、そういった方たちがやはり収入は低いのでこういう形になっているのですけれども、やっぱり状況としましては、今、渋谷委員言われたように苦しいといいましょうか、低い状態にいるからこういう状態になって、全額免除というような形になっているのだというふうに考えております。

以上です。

○渋谷登美子委員 はい、ありがとうございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 国民年金の話ですけれども、前は全部市町村が事務をやっていたので

すけれども、今、市町村がやる事務というものはどういうものがあるのですか。

○吉場道雄委員長 村上副課長。

○村上伸二町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

年金に関しまして、年金の保険料を納めるとかそういうことは一切もう現在町はやっております。ですので、1号被保険者等の加入、また転入転出、また先ほどもお話しされました免除の申請、こういったことの手続をしております。

また、町民の方々が窓口に来られて、ご自分の年金の記録なり状況なりということをお尋ねになられて、それを町のほうから川越の年金課のほうに問い合わせしてお答えする。また、障害年金等の年金の受給の状況ですとか、有利な状況かどうかというふうなお問い合わせに関しても、こちらのほうから年金課のほうにお問い合わせをして、そちらのお答えをもとに、町民の方にそういった情報を流しているというような状態でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

すみません、清水委員。

○清水正之委員 それと、加入については町村が手続というか行っていると。だとすると、未加入者やそういった部分の把握というのはできているのでしょうか。

○吉場道雄委員長 村上副課長。

○村上伸二町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

加入に関しましては、通常ですと社会保険、厚生年金を抜かれてというお手続、窓口に来られて、そのときに国民健康保険と同時に国民年金の加入手続、また転入の際も、それまでの住所地で国民年金でございましたが、どうですかというお答えをして、国民年金、国民健康保険にご加入であった場合は、こちらのほうで加入手続をお勧めするという形をしておりますけれども、未加入者の状況につきましては具体的な把握というのはできておりません。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 まず22から23ページというところになるのですが、手数料の関係で質問をさせていただきますけれども、戸籍の関係ですが、これは個人の手数料、

あるいは専門の八業士の方が戸籍や何かとりますから、そういった関係について、どちらがどうという割合なのか。

それと、住民の住民票の関係ももちろん閲覧の関係は今言ったような内容ですけれども、割合はどんなふうな割合で手数料が入っているのかお尋ねします。

それと、58ページですけれども、旅券の事務の委託というものは、東松山市のほうにパスポートの関係ですけれども、やっていると思います。去年度よりも大変ふえています、何件ぐらいの方の手数料の委託の関係なのかお尋ねします。

それと、72ページになりますけれども、人間ドックの関係で、今おっしゃったように75歳以上の方ということになりまして、拡大というような形もありましたけれども、これは全員の方が申し込みされていたら対応はできたのかをお伺いいたします。

以上です。

○吉場道雄委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず初めに、22、23ページ、手数料の関係でございます。個人で申請、それから八業士の申請の内訳というようなことでございますけれども、八業士のほうの件数で、あと残りが個人というような形で聞いていただければというふうに思います。

八業士の請求の状況なのですけれども、戸籍の請求の状況につきましては、窓口の請求が29件、それから郵便の請求が79件でございます。それから、住民票のほうにつきましては、窓口が54件、それから郵便が144件、こちらのほうが八業士の請求になってございます。

それから、58ページです。保険事務委託の関係でございます。昨年24年度につきましては87万8,000円ということではございました。これにつきましては、23年の10月からこれが始まりましたので、23年度については半年分しかなかったものですから、24年度については1年間分やってこの額になっているというものでございます。

嵐山町の状況でございますが、10年の新規の申請が160件、5年新規のものが122件、子供の新規のものが32件、それから訂正、どういった訂正だかちょっとあれですが、訂正という形で、訂正があったものが3件ということで、合計しまして317件の申請でございます。

それから、72ページ、人間ドックの関係でございます。こちらにつきましては、後期高齢者の方の人間ドックということではございまして、始まったのが23年からだと思

いますが、昨年度につきましては38の方が受診をしていただきました。1人当たり2万円の補助ということで、この76万円ということになっておるわけですが、申し込みをしていただいた方は全員の方が受診をしていただいたというふうに思っています。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、再質問させていただきますけれども、この戸籍の関係ですけれども、窓口へ行きますと相手もきちっとわかりますけれども、八業士の方の答弁でしたけれども、郵便で来るということになりますと確認というか、確かにその八業士のどなたというふうな確認というものがあると思うのですけれども、それはどんなふうに行っているのかお尋ねします。

○吉場道雄委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 郵便請求の場合には、郵便申請書のほかに、そういった資格証ですとか、そういったものの写しを必ず入れていただいております。それに基づきまして確認をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、町では本人の通知の登録制度というのでしょうか、それが実施されておるわけですが、現状では何名ぐらいの方が登録をしており、あるいは、これに該当してこういう形で悪用されたというか、とられましたよというか、そういったようなケースは町では起きていますでしょうか。

○吉場道雄委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 本人通知制度の関係でございますけれども、25年の3月31日現在の登録者数につきましては70人でございます。そして、その登録をしていただいた方に関する戸籍ですとか、そういう住民のその業者の方にとられたといいましょうか、関係で、本人に通知をした件数が3件ございました。

○松本美子委員 3件。

○山下次男町民課長 そして、その3件について人の中で、また情報公開というような形で請求があったのが1件ございました。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、町民課に関する部分の質疑を終了いたします。

暫時休憩といたします。次の再開は、55分にいたします。

休 憩 午後 3時41分

再 開 午後 3時54分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、文化スポーツ課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員 この説明書のほうの50ページ、ふれあい交流センターの管理事業に関することなのですが、ふれあい交流センターに関しましては利用者の数が大変増加して、利用者の方々が大変喜んでいてという声はたくさん聞いております。ただ、そういうことを加味しても、ちょっと例えば光熱費の問題、これが大体昨年度に、その23年度に比べると35%ぐらいアップしていると。それからあとは、その次のページ、51ページの13番の委託料の中のセンター総合管理業務委託料、これも61%ぐらい大きくなっているのですけれども、その理由は何なのか教えていただきたいと思えます。

それからあとは、もう一点は、55ページの国際交流推進事業でありますけれども、この事業に関しては22年度、ちょっと正確にはあれですけれども、町のほうの事業になったと思うのですけれども、その以前の国際交流協会の活動と、現在のその町の文化スポーツ課の所管の活動になった。それによってどんな違いが出てきたのか、お伺いをいたしたいと思えます。

以上です。

○吉場道雄委員長 植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 お答えいたします。

51ページの交流センターの光熱費及び51ページの委託料でございますが、交流センターがオープンいたしましたのが23年の6月でございます。その6月以降、年度末ま

での金額と、それから24年度に関しましては1年間を通してということでございますので、その差額が出ているかというふうに考えられます。

それから、55ページの国際交流についてでございますけれども、こちらにつきましては、日本語教室を土曜日にやっていただいているかと思っておりますけれども、この国際交流協会さんのほうの負担をなるべく減らしていただきたいということで、町に協力できることはということで、町の主催という形をとらせていただいて、使用料の免除をさせていただいているということでございます。それ以前と以後も変わらずに事業を展開していただいているところでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 佐久間委員。

○佐久間孝光委員 そうしますと、では光熱費のほうは大体このくらいの金額で、その次の今年度も推移するというふうに考えてもよろしいというような形でしょうか。

あと、もう一点は、管理委託料のほうなのですが、特に契約の問題だとか、そういうことが変わってこういうことになったということではないのか、もう一度、再度確認させていただきたいと思えます。

それと、あとは国際交流のほうなのですが、部屋のほうの使用料、応援をしていただいたということで、金額的に見ますとどのくらいの額になるのか教えていただきたいと思えます。

○吉場道雄委員長 金井交流センター所長。

○金井敏明文化スポーツ課交流センター所長 センターの総合管理業務委託料の関係でございますが、建築された年度が平成23年の6月ということで、最初の年は、例えば床ワックスの回数ですとか、そういったものが、そんなに頻繁にはよろしいのではないかとかそういったようなこともございまして、掃除のそれぞれの項目的にはほとんど変わらないのですが、ものによって回数をちょっとふやしたりとか、そういったことの変更はございまして、その分の増ということでよろしいかと思えます。

それと、国際交流協会が、町として部屋のほうの使用はどのくらいかということでございますが、毎週土曜日7時から日本語教室ということで開催をいただいております。平成24年度につきましては、10月からの分を幾らかお部屋の利用を町で主催するというので各ご利用いただいているわけでございますが、24年度につきましては回数で16回ほどございました。金額に換算しますと、小会議室での夜間の金額区分でござ

ございますので、700円掛ける16回分ということですか、金額に換算するとそのような金額になると思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

畠山委員。

○畠山美幸委員 51ページの、ちょっと佐久間さんと重なるところがあると思うのですが、清掃委託料と植木管理委託料ってございますね。前、ちょっと職員の方から聞いたことがあるのですけれども、これはどういう清掃と植木管理をされているのか、内容をお伺いしたいと思います。

それと、ちょっとページ数はないのですけれども、図書館のことで、学習室が利用されていると思うのですけれども、まず満席で何人の方がまず入るか、年間でどのくらいの利用があったのかお伺いしたいと思います。

その2点です。

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄委員長 金井交流センター所長。

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄委員長 よろしいですか、お願いします。

○金井敏明文化スポーツ課交流センター所長 清掃委託料の関係でございますが、こちらにつきましては、表示がどこのどちらの施設ということがちょっと明記なくて、大変申しわけございません。

ふれあい交流センターにつきましては、センターの総合管理業務の中で清掃等を行っていただいております。こちらに出しております清掃委託料につきましては北部交流センターの分でありまして、シルバーさんのほうに日常の清掃業務委託ということでお願いしてございますのと、あと業者さんのほうに窓とか床ワックスとか定期清掃ということでお願いしているものでございます。それらを両方合わせまして111万3,602円となるものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員 あと、植木。

○金井敏明文化スポーツ課交流センター所長 はい。

あと、植木管理につきましては、同じく明記がちょっと区分がされていなくて申し

わけございません。

北部の交流センターということで、北部分で施設の北側といたしますか、斜めの崖の部分、花壇がございまして、そちらの草の除草的なものと、それからふれあい交流センターで緑地の草刈り、草むしりとか草刈り等でございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄委員長 船戸図書館長。

○船戸豊彦文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長 それでは、お答えいたします。

まず、多目的室1というのは学習室なのですけども、最大60人。

それから、平成24年度の利用者数でございますけれども、3,225人利用していただいております。3,225人です。なお、ご参考に、今年度、平成25年度4月から8月までが1,328人でございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 51ページの清掃委託なのですけども、では、そうしますとこれはふれあい交流センターではなく、今言った北部交流センターの分の清掃委託料と植木委託料ということで内容はわかったのですけれども、そうしますと、ふれあい交流センターはどなたが清掃管理をなさっているのかお伺いしたいと思います。

128ページ、ページ数は図書館管理は128ページかもしれないので、ちょっと中身のことだったのでページ数は指定しなかったのですけれども、そうしますと利用客が3,225人を、365日全部開店しているわけではないのですけれども、1日10人の方がいらっしゃるということで、大変いい場所ではあるのだけれども、利用者がちょっと少ないかなと思うところが残念なのですが。あと、館内では、何か音楽みたいなオルゴールみたいな、何かそういうBGMみたいなを流している費用とか、ここ流していましたでしょうか、それを確認したいと思います。

○吉場道雄委員長 金井交流センター所長。

○金井敏明文化スポーツ課交流センター所長 そうですね。センター総合業務委託の中でのふれあい交流センターのほうの清掃に関してということでございますが、まず窓の清掃、床清掃とか、それら業者さんにやっていただく部分が当然でございます。そのほかに、日々につきましては用務員の方がいらっしゃいまして、職員といたしますか、

用務員の方に、毎日各廊下ですとか、部屋の掃除機がけとか、トイレ清掃とかも毎日やっていたいておるところでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 船戸図書館長。

○船戸豊彦文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長 まず利用の人数が少ないということですけども、平均して利用されているわけではなくて、やはり夏休み、冬休み、そういったことである程度人数がそろうこともございます。

それとあと、館内の音楽ですか、こちらも毎日一応階下ホールとかそういったところで、気分リラックスというか、そういったことのために一応流してはおります。

以上です。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 51ページのほうですけども、では、職員の方で用務員というお仕事の職種というか、そういう方がいらっしゃるわけなのか、もう一度確認をしたいと思えます。職員ではなくて用務員ということで、そういうお仕事をされる方がいらっしゃるということでよろしいのでしょうか。

以上です。

○吉場道雄委員長 植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 お答えいたします。

正規の職員で用務員が1人配置されております。

○畠山美幸委員 はい。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 115ページの吉田集会所の件なのですが、耐震審査業務を行ったということでありました。結果についてお願いしたいと思います。

それから、130ページの畠山重忠公像の、ここでは現況調査・修復、計画策定業務ということで、ここでは修復計画もしたということでもありますよね。122条報告を今回出されて、あれはなぜ今回出されたのか、おくれたのか。あれは何月ごろだったかな、6月以降のことではないですね。あれに工事設計監理と書いてあったかな。その工事設計監理というのは、工事を行うのでその管理をしたと、そうすると工事費はどこに入ってくるか等いろいろ思ったのですけれども、ちょっとこれ以外のことにも入

ってしまうのですけれども……。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 ちょっどご説明いただけますか。

○吉場道雄委員長 植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 お答えいたします。

まず、115ページの吉田集会所の耐震診断の結果ということでございますが、これは6月の第2回の定例議会のときにもご説明を申し上げておりますように、24年度では最終的な診断までは出せなかったということでございまして、さらに追加の調査が必要であるということで25年度の6月で補正予算をつけていただいて現在実施中でございます。

それから、130ページの畠山重忠公像の現況調査、及び修復計画については、24年度に委託で実施をいたしました。これに基づきまして、25年度の当初では予算化できなかったのですが、6月に補正をいただきまして、そちらのほうの修復事業のほうの設計、管理委託についての事柄が今回の122条のところへ上げさせていただいたものでございます。工事費につきましても6月の補正予算で予算化をさせていただきました。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。6月議会でもうすっかり忘れていますが、わかりました。ちょっと吉田集会所のほうは、もう結果が出るまで待つしかないですね。

畠山重忠の件ですけれども、工事設計監理というのがあそこで出されているわけです。工事設計、工事とはもう別なものと、またその予算は後で出てくるということなのでですね。

○吉場道雄委員長 植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 25年度のことでございますけれども、設計監理に基づきまして、この後工事のほうは発注させていただく予定になっております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

森委員。

○森 一人委員 説明書の127ページ一番下です。放課後子ども教室事業120万7,844円

なのですが、文科省の補助事業ということで、コーディネーターさんがどのような事業企画をして、どれだけ教室を開いたのか教えていただきたいのですが、お願いします。

○吉場道雄委員長 金井交流センター所長。

○金井敏明文化スポーツ課交流センター所長 放課後子ども教室のコーディネーターの事業の企画立案ということでよろしいかと思いますが、こちらにつきましては年度初めに各小学校とか中学校の参加者というのですか、教室がごございますということで学校に案内をまず差し上げまして、保険の関係もごございますので、主に小学生になるのですけれども、そういった方々の参加者を募ることから、まず年度初め始まります。その後、申し込んでいただいた子供さん方に、自分たちでも考えて、自分たちで何がしたいかということで、みずから考えて、異学年の人たちが入っている中で、どのようなことがしたいかとか、そういったことを子供さんたちにも考えていただきながら、年度の初めにそういった計画を、当然コーディネーターそのものが立てる部分もごございますけれども、そういったものもあります。

大きい事業といたしましては、鎌形等の老人会の皆様方と一緒に野菜をつくる、サツマイモの苗植えの授業ですとか、あとは夏休みの勉強会のことですとか、キャンプの関係、それから暮れになりますと、もう餅つきですとか、あとはクリスマス会等、そういったことを計画していただいております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 幾つかあるのですけれども、22ページの使用料なのですが、体育使用料なのですけれども、まず、件数とすると平成24年は2,592件で、全部出してみても、そして平成23年度は3,020件、22年度が3,028件、21年度は3,143件という形で、今までとかなり利用が減っているのです。

七小と菅小の体育館については、屋根の塗装ということで多少はわかるのですが、ちょっと400何件か減っているのです、その理由について伺いたいと思うのです。

あと、テニスコートに関しては、菅谷テニスコートが庭球場から又エックのテニスコートに変更していて、そして嵐山町の部分よりも町外の利用の方も多くなってきているのではないかとと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

それと、もう一つです。同じ使用料なのですからけれども、ふれあい交流センターの使用料は何ページかな、すみません、ページ数書いていないのですけれども、ふれあい交流センターの使用料も、やはりふれあい交流センターがふえている分北部交流センターが、ふれあい交流センターは24年度が2,119件で、南部が40件、そして北部が170件で、北部に関しては305件から170件に減っているのです。その利用の減というのは、皆さんがふれあい交流センターのほうに来るといふことなのかという考えられる理由で、夜間の使用回数というのはどの程度になっているのか伺います。

これ49ページになるのですけれども、次は、違うかな、すみません、もしかしたら人権教育推進事業について書いたのですが、49ページではないのですよね、ごめんなさいね。ふれあい講座に関して、吉田地区以外の方の参加と講座内容の工夫について伺いたいと思います。これちょっと違いましたね。

36ページと127ページになるのですが、これはパソコン講座のことなのですが、パソコン講座の利用料というのが平成24年度98万5,000円で、委託料が119万7,000円で、ヌエックの使用料が13万8,675円で、平成27年度とちょっと違ってきているのです。そして、今までやってきた中で、24年度は委託料もふえているのですけれども、その割に利用料が少なかったのです。

嵐山町全体というか、比企地域になるのですよね、これは。そのITの習得の傾向として、どのようなものが多くて、今ちょっとITの講座自体も変化しなくてはいけなかったのですけれども、この点についての課題的なものがあつたら伺いたいと思います。

それから、先ほどの放課後子ども教室、31ページと127ページになるのですけれども、31ページでは県の補助金が入ってきているのですが、だんだん、だんだん補助金額が減っているのですが、補助金額が減額されてそのようになっているのか、学校別の参加者数というのはどのくらいになっているのか伺いたいと思います。

それと、128ページになります。これは図書館になるのですけれども、図書館の協議会運営事業が7万2,000円です、どのようなことが協議されていたのかということなのです。

図書館のことに関しては、一般質問しますと、図書館運営協議会で話し合ってくださいというふうに必ず回答が来るのです。ですけれども、うまく話し合われて、内容自体が皆さんの思っていることというか、住民の方が思っていること

とが図書館運営協議会ではちゃんと話されているかどうかよくわからない。ただ、一度、ロビーのところでは食事は何とかできるようになったわけなのですからけれども、そのところがよくわからないということと、もう一つ、図書館の多目的室の利用回数と利用者数なのですからけれども、小さいほうの多目的室はお子さんのお話をしたりするのですけれども、お話とか紙芝居とかなさっているのですけれども、大きいほうの多目的室はほとんど利用されていないように思うので、それについてと、それともう一つ、ごめんなさい、これはあれしたのですけれども、視聴覚室に関しては、町が提供している事業以外の視聴覚室の利用はどの程度あるのかということなのです。

図書館の利用者の変化も行ってみてわかるのですけれども、図書館の利用者もかなり変化している。高齢者の方が男性の方がかなり多くなってきているような部分も見受けられています。図書館が利用者の変化を嵐山町ではどのように把握しているかということなのです。

図書館の購入費に関しては、それぞれ補助金があつたりなかったりで変化しているのですけれども、図書購入費の中で、DVDとか雑誌とか、そして子供向けのものとか、どのような形でそれに対応したものができたのか伺いたいと思います。

次、133ページなのですが、これは菅谷のテニスコートなのですからけれども、私もこれがよくわからなくて、テニスコートが、境界点復元測量が189万円、構造物撤去工事が263万2,350円ということだったのです。境界点復元測量というのは一体何を指すのか。

私は、もともとくぼんだところがテニスコートだと思ったのですけれども、それを埋め立てていますよね。私の感覚では、くぼんだところは昔は沼か何かだったのではないかなというふう思って、そこがテニスコートに変わったのではなかったかと思ったのですけれども、埋め立ても町で行ったというのがよくわからなくて、それで構造物撤去とはどんなものを指すのかわからないのです。263万2,350円というのは結構な金額なので、それについて伺いたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 私からはまず、22ページの体育施設の使用回数の減少についてでございますが、確かに件数は総体的に各施設で減っております。ただ、ここにカウントしています使用回数は、これは有料回数だけなのです。このほかに、子供

たちが使用する場合の無料の使用というものが相当ございまして、これはこの決算には反映されておりません。

それから、場合によっては、ナイター等につきましては30分単位で幾らという計算になっておりますので、1団体が2時間、3時間使う場合、あるいは1回30分で終わる場合によってはカウントの仕方が変わってくるという場合もございます。

そういうことで、一概にはこの使用回数が実態をあらわしているとは言い切れないところがありますけれども、渋谷委員さんのお示しいただきましたこの数字でおわかりのように、確かに減っております。

一つ考えられますのは、やはり昨年の夏はかなり暑かったということがございまして、猛暑による使用の控えというものがまず一つ考えられることと、それから、ここ最近の傾向として各スポーツ団体が高齢化をしてきておりまして、体育館等の定期的に練習等を行っていた団体が軒並みやめるようになってきているということがございます。そのかわりに、無料の子供たちの団体が使う回数がふえてきていると。そういうようなことがこの数字に反映されているのではないかとということが考えられると思います。

それから、テニスコートにつきましては、菅谷テニスコートがヌエックのほうのテニスコートとして新たにできまして、菅谷庭球場は廃止になりました。そして、ヌエックのほうのテニスコートにつきましては、全部で5面あるうちの3面を町のほうで使わせていただいております。

主にこの使い方につきましては、登録している団体に月初めに抽せんをしていただきまして、使う順番を決めて、予約を入れていただいております。その段階で大半の部分についてはほぼ埋まるような状況で、非常に人気の高い施設でございます。

それでもあいている部分につきましては、その後の予約ができることになっておりますので、現地できょうは使われていないということであれば、ふれあい交流センターが窓口になっておりますけれども、そちらで手続をしていただければ当日でも使っていただけるということで、町外の利用者の方にはそういう形でお使いをいただいております。ですから、町外の利用者は決して数は多くはありませんけれども、中にはそういう形でお使いいただくというケースもございます。

それから、114ページになるかと思うのですが、人権教育推進事業につきましても、こちらにつきましては、ふれあい講座を64回、延べ443人の方に受講を

していただきました。

多分、昨年度のこの委員会でもお答えをしているかと思うのですが、当初、支部、吉田集会所の周辺だけの受講者を吉田地区に1区、2区に広げてきたという経緯がございます。さらに、なかなかその受講生の固定化ですとか減少ですとかということがございまして、24年度には実施できませんでしたが、25年度、今年度からは七郷小学校の小学校区に対象を広げるといような努力を一応させていただいております。

また、今年度の結果につきましては、まだ現在これらをやって実施中でございますので、いずれ結果が出てまいるかと思っております。

それから、36ページ、それから127ページの関連のパソコン講座でございますけれども、委託料がふえている関係につきましては、講座の内容が、1人の講師では賄い切れないものが最近人気で、補助者を1人ないし2人とかつける講座が大分ふえてまいりまして、それで、それに見合う謝礼といいますか、それをいただきたいということで、パソコンクラブさんに委託している事業でございますけれども、その内容を把握した上で増額をさせていただいたものでございます。

なお、人気のある講座、傾向としましては、入門コースあるいは初級コース、あるいはインターネットのコースというものが毎年人気の上位を占めております。さらに、年賀状の印刷ですとか、新規に起こしたコースにもかなり人気が集まっております。

詳しい統計等がとれていないのですが、入門コースや初級コースにつきましては2度、3度と、2年、3年にわたって受けていただくという方もいらっしゃいます。恐らく高齢化をしてきているというようなこと等も影響があるのかと思っておりますが、課題としましては、現在、申込書につきましてはお名前と町村名と電話番号しか伺っておりません。ですから、リピーター率がどのくらいあるのかとか、年齢の分布がどうあって、それがどういう講座に分布するのかというような詳細な検討ができない状況でございますので、今後そういったものが把握できるように改善をしていきたいというふうに考えております。

それから、133ページの菅谷テニスコートにつきましては、まず境界点の復元測量でございますけれども、これはテニスコートに、水田だったところですが、テニスコートに変えるときに、境界標柱を全部抜いております。それを今回地権者の方にお返しするに当たって、復元をしたものでございます。それに伴いまして、境界点の

復元測量の委託が発生しております。

それから、構造物の撤去でございますが、こちらにつきましてはテニスコートのネットフェンス、あるいは排水のU字溝、あるいはコートの支柱ですとか、プレハブの物置、あるいはトイレといったものの撤去の費用でございます。

それから、埋め立てということでございますが、当初やはり水田だったところを埋め立ててテニスコートをつくっております。今回の埋め立てというのは、今最近行われた埋め立てのことかと思えますけれども、これは地権者個人の方にお返しした後に、ちょうどそのすぐそばで町道の工事を実施しておりまして、建築の残土、道路工事の残土が出たと。それを個人の方が、個人の責任で入れられたものというふうに伺っております。

私からは、以上です。

○吉場道雄委員長 交流センター所長。

○金井敏明文化スポーツ課交流センター所長 私のほうからは、21ページの交流センターの利用者数の状況の変化に関しましてと、31ページの放課後子ども教室につきましてお答え申し上げたいと思います。

まず、交流センターの中で、ふれあい交流センターにつきましては、平成23年6月からお客様のほうにご利用いただいているところでございますが、おかげさまで利用者、申請件数等、増加傾向にございます。

北部交流センターの利用者減の理由ということでございますが、考えられるのは、ふれあい交流センターが、会議室が結構数が多いということですか、それぞれの会議室がそんなに大きくもなく小さくもなくということで、数名程度から20名程度までの会議やサークル活動等がご利用しやすいのかなということで、実際に北部でご利用いただいていた団体の方々も、近年ふれあい交流センターのほうをご利用されるお客様も見受けられます。

そういったことで、新しいということですか、逆に北部交流センターにつきましてはいろいろ老朽化が目立ってきておりまして、非常に、ちょっとエアコンとかそういったものが一部故障している部分もございます。そういった観点から、利用者のほうは、ふれあい交流センターのほうが多くなったり、逆に北部交流センターのほうは少なくなったのではないかなというのが考えられる理由かなと思います。

もう一点、北部交流センターの夜間の利用の回数ということでございますが、平成

24年度におきましては、午前と午後と夜間という利用の区分がございまして、その夜間に係る部分というのですか、午後から夜間にわたって使われる方もいらっしゃいますが、夜間を利用している団体、回数を数えますと、平成24年度につきましては77回ございました。参考までに、前年度につきましては夜間だけを比べてみますと、北部交流センターも108回あったので、夜間の利用者も若干減っているというふうに数字的にはなってございます。

もう一つ、31ページの放課後子ども教室の関係でございまして、まず補助金の関係でございまして、国、県の補助金をいただいております、補助率については3分の2で、こちらの3分の2という割合は以前と変更はございません。平成24年度と前の年の23年度を比べると、若干入ってきた補助金の差異はございますが、こちらにつきましては、それぞれその年度に実施した事業の実施額に応じた3分の2が来ますので、事業の実績額が違うものによつての差異ということでご理解いただきたいと思ひます。

それから、もう一点、放課後子ども教室の学校別参加者数ということでございまして、平成24年度につきましては菅谷小学校が26名、志賀小学校が9名、七郷小学校はいらっしゃいませんでした。合計35名で、中学生もいらっしゃいませんでした。

以上です。

○吉場道雄委員長 船戸図書館長。

○船戸豊彦文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長 それでは、図書館について回答申し上げます。

まず、128ページ、129ページの関連なのですが、図書館運営協議会についてということでございますが、どのようなことが協議されているかということでございますが、まず昨年は6月24日に第1回協議会を開催いたしました。そちらの協議内容につきましては、前年平成23年度の図書館についてはその報告と、また当年度の24年度の事業計画等について協議をいたしております。

続きまして、第2回目を11月16日に開催をし、平成24年度第3回定例会における議員一般質問の図書館関連の質問について協議をいたしております。具体的には、図書館の開館時間について、それから赤ちゃんタイムの導入について、それから雑誌スポンサーの導入について、最後になりますが、図書館ロビーでの飲食についてでございます。

引き続いて、次に、図書館の多目的室の利用回数並びに利用者数ということでございますが、一応5年間の統計の実績数を申し上げますと、平成20年度が7回と、326名、21年度が55回1,080名、22年度62回920名、23年度が20回380名、24年度、昨年が33回で690名でございます。

続いて、図書館の利用者の変化ということの、どういったことに把握しているかということでございますが、ここ何年か若い人たち、特に中学生高学年から高校生ぐらいが大分利用者が減ってきているかなというふうに見受けられます。また、その反面、小学生やあるいは高齢者、または小さいお子さんを連れのお母さんたち、もちろん小さいお子さんも含めて、小学校へ上がる前のお子さんたちのことですが、そういった方々の利用者が大変多く見受けられるようになってきていると思います。

続いて、図書の購入の中の関係で、CDだとかDVD、そういった視聴覚資料の購入関係についてでございますけれども、一応、昨年図書購入費の金額が、実績が599万9,399円ございました。そのうちの一般書の購入の金額ですけれども、373万3,860円、続きまして児童書が150万3,566円、それらを除きました視聴覚資料CD、DVD等でございますけれども、76万1,973円ということで一応昨年は購入いたしておりますが、こちらについては確かにDVD、CDが大分古いものが図書館にございまして、そちらのほうの古いものの利用頻度が減っております。

そういったことで、なるべく近年、皆さんに利用されるような人気のあるようなもの、子供さん向け、あるいは大人さん向けということでいろいろございますけれども、そういったものを中心に購入のほうを考えております。

そういうことで、私のほうからは以上でございます。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 それでは、体育館の利用なのですけれども、無料の子供というのは、各施設でどの程度ぐらいずつ利用されているのか。今はわからなくても、ちょっと後でいただきたいと思います。

総括でこの公共施設のことについてはやっていこうと思っておりますので、お願いします。

それと、ふれあい交流センターですけれども、失礼いたしました。ふれあい交流センターの夜間の使用回数についてはどのくらいになっているのかと、それをとったのですけれども、それ今出なかったら、それも後でまた総括のときにやらせていただ

きたいと思います。

それと、次は、放課後子ども教室なのですけれども、そうしますと、年度初めの事業計画によってだんだん、だんだん金額は減っていくということで、22年度140万円だったのです、補助率が。総額としては254万円、それから23年度は総額として149万円、そして24年度120万円という形で、子供数が少なくなってくると事業数も少なくなっていくという意味なのか、そこら辺がちょっとよくわからないのですが、日数的にも開催が少なくなっていくということになっていくのか、なかなかそこら辺が、事業内容、補助率が3分の2で、上限額が変わらないようになったら、もう少しいろいろ利用があってもよいかというふうに思ったのですが、その点は、もうそういうふうな形の事業だったので、決算としてそうってしまったというふうに考えればよいのか、伺いたいというふうに思います。

それから、図書館の運営協議会なのですが、図書館の運営協議会では、多目的室の構造的な利用とかそういうふうな、もう少し条例以上の構造的な問題点を一般質問では指摘しているはずなのですが、現在多目的室は利用が非常に少ないので別な形に、児童図書にしてみたらとか、それからフリースペースにしてみてもどうかというふうな一般質問もたしかしているはずで、これは何回かやっているはずなのですが、それについては今の現状を考えてその図書館運営協議会で話し合っていく、そして図書館運営協議会においては、非常に町民の方の苦情がとても多い部分については話し合われていないというふうなことなのか、なかなか難しいことですが、それについて伺いたいと思います。

図書館の多目的室ですけれども、24年ですと32回で600、23年ですと26回で308人という状況ですよね、これ。今の、私これちゃんと、ちょこっとしたメモですと。そうすると、そういったことについては全くこの利用状況等のことで、現状での施設改善、高齢者や中学生が減少していて、小学校や小さい子供を連れなお母さんが来ていて、高齢者が増加しているというふうな現象について、もっと多分いろいろな図書館の利用の仕方がある、活用の仕方があるわけなのですけれども、それについては運営協議会では全く話し合われていないということなのかどうか伺いたいと思います。

私、このことに関してはかなりしつこく一般質問をしているはずなのですが、それについては図書館運営協議会で話し合っしてほしいというふうな形で言われていたのですが、そのことについては一切図書館運営協議会では話し合っていないということに

なっていくのかどうか伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 金井交流センター所長。

○金井敏明文化スポーツ課交流センター所長 先ほどのふれあい交流センターの夜間の利用ということでございますが、申しわけございません、今資料がございませんので、後ほどお示ししたいと思います。

それと、もう一つ、放課後子ども教室の補助金の関係でございますが、年間を通しての活動をコーディネーターの方が計画をしていただいたりなんかするわけでございますが、土曜、日曜、休日等で行う事業と、平日に、以前木曜日4時ぐらい、4時から公民館的にやったりしたのですけれども、参加者をふやす工夫で学校ともお話し合いをしながら、曜日で早く帰れる時間等、下校時間が早くなる日にち等をちょっと検討して、曜日を月曜日に変えたりして、参加者をなるべくふやしたいという努力はしていただいております。

年の年間の事業の中での話でございますが、この補助金の関係になりますけれども、実績の内訳を見ますと、安全管理委員さんや学習アドバイザー、コーディネーターに払う報償費的なウエートが結構実績の内訳としては大きく反映される部分でございます。

毎週月曜なら月曜に開催回数が少なくなるというのではなくて、その学習アドバイザー、安全管理委員の方々の中には、地域の方々や、はるばる遠くからご協力いただける高校生や大学生の方がいらっしゃいます。高校生や大学生で、まだ学生のうちは、2年生とか1年生のころは、比較的日曜日とかそういった行事にも大勢参加していただいたりなんかすることがございます。その分、決まったある一定の基準の報償というのをお支払いしている部分もございますので、人数が多いと当然費用が多くなるという部分もございますので、一概にその活動回数が減ったとかそういうことではなくて、例年と同じような活動を基本的に計画を立てていただいているというところでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 図書館協議会についてでございますが、多目的室2という部屋は広くて、ご指摘のとおり、余りその利用頻度が高くないというのが実情でございます。大分改善はしてまいりましたけれども、湿気が非常に多い部屋でして、図

書の開館には不向きな部屋でございます。いまだに不向きな部屋でございます。そういう利用については、今のところまだ考えておりません。

では、子供たち、小さい子供を連れた親ですとか高齢者がふえているということに対してどうなのかということでございますけれども、今現在でもそういった方たち向けのさまざまな事業を展開しております、そういった事業、例えば「おはなしの森」ですとか「ポレポレ」ですとか「ちいさいさん」とか、幾つかその小さいお子さん方の就学以前のお子さん方を含めた親子を対象としたいろんな事業も行っております、そういう事業をいかに活性化させていくか、親子の参加をふやしていくかという検討につきましては、図書館協議会で活発に議論をしていただいております。そういった努力も片方ではさせていただいております。

それから、来館者数等の把握につきましては、せっかくおいでいただきましたも、開架図書だけの閲覧でお帰りになる方につきましては来館者数としてカウントされていないのが実情でございます。図書を借りていただく、あるいはカウンターで何か資料を請求していただくということによってカウントをしております、その数で来館者数を今把握しておりますので、必ずしも、昼間ふらっと来られて館内の閲覧開架図書を閲覧してそのままお帰りになる方についてはカウントしておりませんので、そういう方たちがどのくらいいるのかというのは、これからどういうふう把握していくかというのも課題の一つになっております。

こういったものも含めまして、図書館協議会でいろいろな議論を今しているところでございます。そういうこともさせていただいているということをお報告しておきたいと思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 図書館のことについてなのですが、一般質問でやっていて、そういうことは運営協議会で話し合っていく、話し合っほしい、あるいは話し合っていることだというふうに使われていますけれども、現実的には、今の嵐山町の町民の構造と、それから必要性等を、町長のほうで図書館運営協議会について図書館の活用の仕方ということをお話は聞いていただいたかと思ったのですが、そのようなことについては一切なかったということと考えるとよいということですね。

図書館の多目的室については、もともと湿度が多いのはよく知っていて、そして視

聴覚室もほとんど利用されていない、余り利用されていないということも知っていて、そしてそれについて一般質問をしていたわけなのですけれども、それについては図書館運営協議会で話し合っていけばよいことですよというふうなことであったので、そうですかという形であったのですが、現実的にはそれは、町長は図書館運営協議会についてその部分まで、もう諮問する、あるいは協議をするよというふうな片手での指示はなさらなかったということなのか伺いたと思います。

○吉場道雄委員長 植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 24年の段階では図書館協議会にはご指摘のように反映できませんでした。25年度、そのそういった活動といいますか、がようやく始まったところでございます。

そういうことでご理解いただきたいと思います。

○渋谷登美子委員 はい。

○吉場道雄委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 すみません。21ページ、渋谷委員さんのほうからも質問がありましたけれども、違う角度から、すみません、お尋ねします。

北部の交流センターが答弁の中では老朽化とか、あるいは冷房の関係、その他もろもろにおいて故障しているということの報告、あるいは人数的なものも報告書がありましたけれども、まず使用料まできちっとお支払いをしてそこを利用しているわけですから、特にこの夏は暑かったですけれども、冷房故障については使用者の方々から何かお話等がなかったのでしょうか。それと、町ではどんなふうな対応、こういうことがわかっていながらできなかったのでしょうかというのが1点です。

それと、132ページになりますけれども、ひとりスポーツ推進事業ですが、こちらにはそれぞれ講師の方がおりますけれども、アクアについては去年度並みの1人の更新ですが、ノルディックのウォークのほうにつきましては2人の更新、1人ふえたと。その下のソフトボールの関係も1人だったのが2人にふやしたということですが、この方につきましては特に町内の方なのか町外の方なのか、講師の方は。それと、どのように町民に対して指導を実施ができたのかお尋ねをします。

以上です。

○吉場道雄委員長 植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 北部交流センターにつきましては、かなり施設の老朽化が進んでおるのは事実でございます。冷房の機器につきましても、幾つかの機器は現在故障して部品も調達できないという状況でございます。修理不能の状態でございます。ですが、全く使えないということではございませんで、主に一番大きな多目的室の大きなホールの中で幾つかの冷房機器が使えないということでございます。ほかの部屋につきましては辛うじて使えるという状況でございます。

利用者からも冷房がきかないというような苦情は、今のところいただいておりません。

以上です。

○吉場道雄委員長 萩原副課長。

○萩原政則文化スポーツ課生涯学習担当副課長 ひとりスポーツ推進事業のスポーツ教室についてお答えいたします。

まず、ノルディック・ウオーク教室でございますが、2名の方に講師をしていただきました。嵐山町に総合型地域スポーツクラブ「嵐山ふぁいぶるクラブ」が設立されておりまして、そちらでノルディックの指導員を持っている方2名に講師をお願いしております。2名とも町内の講師の先生で、町内の場合は1人当たり7,000円ということになっていきますので、2名で1万4,000円を支出しております。

続いて、ソフトボール投げ教室でございます。嵐山の小学生につきましては、スポーツテストを行うと、ボール投げが県平均より低いということで、菅谷小学校の今4年生ですので当時3年生を対象にボール投げ教室を行いました。埼玉県に登録をされています嵐山町のスポーツ推進委員さんの方及びソフト連盟の方に講師をお願いしております。2名とも町内の方でいらっしゃいます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 北部交流センターですけれども、故障してしまっていて、その部品等がなくてだめだったということで、24年度は来てしまったというだけで、町は1年間進んできてしまったということ。ほかには考えられなかったからだということですか、もう一度、すみません。

そうすると、それでは使用料をお支払いをして使っているのに、やはりそれぞれ利用している方たちは、なぜだろうとか、同じお金を払っていてどうしたのかなと、も

う夏も終わってしまうのにねとか、いろいろ私も聞かせてもらっていますけれども、そういうようなお話等も出ますから、きちっとやはり、それと故障しているその器具のところは故障中とかって張ってあると、かえってよかったのかなというふうに思っています。それが何も印がしていないので、全部が使えるだろうというふうな考え方を持ったものですから、もう一度、すみません、お尋ねします。それだけで結構です。

○吉場道雄委員長 植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 申しわけございません、24年度につきましては全く使えないという状況ではございませんでしたので、恒久的な対応等も実施をしております。

先ほども申し上げましたように、施設全体がかなり老朽化をしておるということ、それから部品等が調達できないような状況での故障というものがあるというようなことで、これは部分的な対処的な対応でなく、抜本的な見直しが必要であろうということで、町の財政等もありますけれども、ようやく今年度に入って少し抜本的な見直しといえますか、対策を、話し合いを始めたところでございます。

それから、故障中の表示等につきましては、わかりづらいのですけれども、表示は一応させていただいております。もうちょっとわかりやすいように表示をさせていただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員 終わります。

○吉場道雄委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 では、2点だけお聞きします。

52ページのボランティア活動支援事業ですけれども、団体数と参加人数、その団体も含めたボランティアの参加人数をお聞きをしておきたいと思います。

それから、115ページの吉田集会所の関係ですけれども、この追加で耐震を今年やるということなのですが、この診断の中でどこがだめだったのか、診断の結果、なぜ追加でやらなくてはいけないような状況だったのか、改めてまたお聞きをしておきたいと思います。

○吉場道雄委員長 金井交流センター所長。

○金井敏明文化スポーツ課交流センター所長 ボランティア協力状況ということでござ

いますが、まず平成24年度末現在で個人の方のボランティアにつきましては54名登録をいただいております。それから、団体のボランティアの方につきましては、団体数でいきますと52団体、その団体の延べ人数でございますが、979名でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 165ページの吉田集会所の耐震診断についてお答えいたします。

昨年度中に最終的な診断を行って専門家による判定委員会にかけるところまで実施する予定でございました。ところが、調査を実施していく段階で、構造上のまずコンクリートが低強度コンクリートであるということが判明いたしまして、低強度コンクリートであるということがわかると、さらにその数値を細かくさらに追加の調査が必要であるというようなことで、追加の調査を実施いたしました。

さらに、その数値の結果に基づきまして専門家による判定委員会にかけるわけですが、委託先のほうから、その判定委員会、専門家が判定をするにはもう少し詳細な調査が必要であるという結果をいただきました。

現況で判定するには、ですから、まだデータが足りないというご指摘だったものですから、その分につきましては24年度中の完了を断念をしたということでございます。その分を追加の分、それから判定委員会の分を今年度の6月の補正予算にて今年度実施するという計画に変更させていただいたものでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 ちょっとよくわからないのですが、コンクリートのための強度というか、それをやるということですが、建物そのものがコンクリートになっている。あの下の部分があいている部分、確かに埋め戻しというか、それはしてあるのですが、その部分のことを言っているのですか。

○吉場道雄委員長 植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 一部鉄筋コンクリートになっておりまして、コンクリートそのものの強度が低いということと、あとはその鉄筋の構造がどうなっているかということで、今年度実施したものは、はつり調査といいまして、穴をあけてその鉄筋の配筋状態等を確認するというような調査もあわせて実施しております。支柱のよう

な形で下にもあるかと思うのですが、その内部の鉄筋の状態、それからコンクリートの状態等を含めての調査でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、文化スポーツ課に関する部分の質疑を終了いたします。

◎散会の宣告

○吉場道雄委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時01分)

決算審査特別委員会

9月13日（金）午前9時30分開議

議題1 「認定第1号 平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（12名）

1番	森	一人	委員	2番	大野	敏行	委員
3番	佐久間	孝光	委員	4番	小林	朝光	委員
5番	畠山	美幸	委員	6番	河井	勝久	委員
7番	川口	浩史	委員	8番	清水	正之	委員
9番	安藤	欣男	委員	10番	松本	美子	委員
11番	渋谷	登美子	委員	12番	吉場	道雄	委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

長島邦夫 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	山岸堅護
主席主査	岡野富春

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
安藤實	副町長
岩澤浩子	健康いきいき課長
高橋喜代美	健康いきいき課社会福祉担当副課長
杉田哲男	健康いきいき課健康管理担当副課長
青木務	長寿生きがい課長
今井良樹	長寿生きがい課寿生きがい担当副課長
近藤久代	長寿いきがい課包括支援担当副課長
大塚晃	環境農政課長 農業委員会事務局長兼務
村田泰夫	環境農政課みどり環境担当副課長
強瀬明良	環境農政課農業振興担当副課長

内	田	孝	好	企業支援課長
金	子	政	己	企業支援課企業支援担当副課長
田	邊	淑	宏	まちづくり整備課長
根	岸	寿	一	まちづくり整備課管理建設担当副課長
菅	原	浩	行	まちづくり整備課区画整理担当副課長
新	井	益	男	上下水道課長
山	下	隆	志	上下水道課下水道担当副課長
小	久保	錦	一	教 育 長
簾	藤	賢	治	教育委員会こども課長
藤	永	政	昭	教育委員会こども課学校教育担当副課長
田	中		守	教育委員会こども課学校教育担当指導主事
前	田	宗	利	教育委員会こども課こども担当副課長
奥	田	定	男	教育委員会こども課嵐山幼稚園長
藤	田	清	千	教育委員会こども課学校給食センター所長
新	井	孝	行	農業委員会事務次長
柳		勝	次	代表監査委員
青	柳	賢	治	監 査 委 員

◎開議の宣告

○吉場道雄委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時27分)

◎諸般の報告

○吉場道雄委員長 ここで報告いたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○吉場道雄委員長 認定第1号 平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

既に文化スポーツ課に関する部分までの質疑が終了しております。本日は、長寿生きがい課に関する部分の質疑から行います。

それでは、どうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 70ページになるのですけれども、多分皆さんがやるような、高齢者の外出支援タクシーの委託料なのですけれども、登録者数と利用者数を伺いたいと思います。

それと、もう一つ、これ70ページでいいのかな、介護保険利用料助成金なのですが、利用者人数はどのくらいになるのか、伺いたいと思います。これだと、利用料の割合と介護保険全体の割合でいくと0.7%くらいになるのですけれども、実人数としてはどのくらいになるのか、お伺いします。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の高齢者外出支援タクシー実施委託料の人数はとのご質問でございます。平成24年度に関しましては、申請をされた方が411人ございました。そのうち

実際にご利用された方につきましては355人でございます。割合にいたしますと、申請者の86.4%の方がご利用をいただいたというような形になっています。

参考までに申し上げますと、平成23年度、この事業を23年度の7月から実施してあるわけでございますが、平成23年度は申請をされた方が408人、それに対して実際に利用された方が306人、割合にいたしますと75%の利用率でございました。こういったことを見ますと、経年とともに利用の度合いが広がっているということがうかがえると思います。

それと、2点目の介護保険利用料助成金についてでございます。こちらにつきましては、市町村民税非課税世帯の方に対しての助成をしているものでございます。実人数といたしましては、226人ございました。

参考までに申し上げますと、こちらについては所得段階の第1段階から第3段階までの方に助成するわけでございますが、その内訳といたしましては、第1段階の方はゼロ人、第2段階の方が165人、第3段階の方が61人という実績でございました。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 これは、利用料の助成金なのですが、認定者の方が706人のうち226人ですか、それですごい数字になるのですけれども、この数字で確かなのですか。認定者というのが24年度で706人で、65歳以上が4,782人というふうにカウントしているのですけれども、該当者が226人もいるということではないのですか。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、認定者706人でございますが、そのうちの全ての方がサービスを利用しているわけではございません。こちらにつきましては、サービスを利用した方の中で一定の所得以下の方に対して、利用したものに対してその一部を助成をするというものでございます。人数は226人ということで間違いはございません。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 私、今まで全然認識不足でした。そうすると、706人、ちょっと今のところ、介護保険のやつをこれは余り見てこなかったのですけれども、今のところ認定者が706人で、利用者数までカウントしていなかったのですけれども、大体何%

ぐらいの方が介護保険利用助成金を使っていて、そして1、2、3の段階の方だから、要支援ではないのですよね、1と2と3の方ということですよね。そうすると、2と3の方が、ちょっとこれ、多分自宅利用だと思うのですけれども、施設利用になってくるのではないと思うのですけれども、施設利用になるのですか、これ。

ちょっと今までの認識が全然違ってきているのですけれども、えっと思って今。これは、1件当たり2,709円なのですね、助成金自体が。それで、保険給付の全体の0.7%がこれになってくるということなのですか。これちょっと何か多分、利用者人数が幾らになるのだから、利用者が390人と、ちょっとわからないのですけれども、カウントできていないので、そのうちの226人とかになると、40%から50%の人が利用料助成金を使っていて、そしてそれが利用料の全体の0.7%にしかないということになるのですけれども、ちょっと何か全然構造的なものがわからないのですけれども。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えさせていただきたいと思います。

まず、この制度の内容なのですから、この制度は要支援であっても要介護であってもかわらず、介護保険のサービスを利用された方が通常1割の利用料を制度上出します。その1割の利用料の部分に対して、一定の所得に満たない方に対して、利用料の一定の10分の1であったり10分の3であったり、あるいは全額であったり、こういったものを助成をするという制度でございます。

ここに記載をさせていただいています2,397件というのは、1人一月を1件というふうにカウントしております。こういった数字になっておりますが、実際にご利用いただいた方は先ほど申し上げましたとおり226の方が実人数と、延べ件数で申し上げますと2,397件というような形になってございます。よろしいでしょうか。

○吉場道雄委員長 ほかに。

島山委員。

○島山美幸委員 1点だけ伺いたします。

68ページのやすらぎ管理事業についてでございます。米印のところに、開館日数308日、年間利用者数9,361人、一日平均利用者数30.4人ということで、昨年に比べますと利用者数が大変ふえておりますので、その要因は何であったのか、伺いたします。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

活き活きふれあいプラザやすらぎに関しましては、今、委員さんがご質問の中でございましたが、平成23年度に比べまして18.1%ご利用者がふえております。この内訳を見てみますと、ほぼ増加した人数のほとんどがトレーニングルーム利用者の増によるものというふうに分析をしております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 トレーニングルームの利用者がふえたということですが、何かシステムが変わったのでしょうか、トレーニングルームの内容が昨年と比べて。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

トレーニングルームに関しましては、開設以来、今11年でしょうか、経過をしました。従前のトレーニングの機器については、ほとんどのものが開設当時に導入したものでございます。そういったものの老朽化に伴いまして、平成24年7月からトレーニングの機器を入れかえました。やはり入れかえたことが、増加の大きな一番の要因であったと思います。やはり入れかえた以降、急激に利用者がふえているという状況が見られます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 以前は、やすらぎを利用するに当たって、何か回数券というか、5枚つづりだったか、10枚つづりだったかというものがあったのですが、今はそれはあるのでしょうか。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

今は、そういった回数券的なものは用意をしてございませんで、一日利用券、1回券、それと半年券、1年券、この3種類という形になってございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、69ページですけれども、上のほうですが、緊急通報システ

ムの関係があるのですけれども、それはどういう方に対応していくかということをお尋ねをします。

それと、老人クラブの関係が、前にちょっとページが戻りますけれども、去年の団体よりも今年の団体数の関係ですけれども、どうなのかということです。

それと、また戻ってしまってますみませんけれども、67ページなのですけれども、なごみについてもやすらぎについても同じような関係で、特になごみの関係で施設管理に関しまして、決算書でいきますと減額になっているようですけれども、この減額の理由をお尋ねします。

それと、半年券とか1年券というようなものが出ていることは承知していますけれども、どのくらいの割合で一日券と、それから半年、それから年間券というのですか、その割合はどんなふうに、利用者もふえているということですので、どれぐらいかというのを聞きます。

以上です。

○吉場道雄委員長 近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、1点目の緊急通報システムの対象者についてご説明させていただきます。

嵐山町の緊急通報システムは、嵐山町緊急通報システム事業実施要綱に基づいて実施されているものであります。対象者は、町内に居住します60歳以上のひとり暮らしの方で、病弱等により常時注意を要する方であるということと、それから同一敷地内に近親者がいない方であるという条件になってございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、私からは老人クラブと生き生きふれあいプラザに関しましてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の老人クラブの単位クラブの団体数ということでございますが、平成24年度助成をした団体は全部で19団体ございました。この数につきましては、前年、23年度と変わってはございません。

2点目のなごみ管理事業の金額が大きく変わっている理由についてというご質問でございます。こちらに関しましては2点ほどございまして、1点目は、平成23年度につきましては、なごみ施設敷地改修工事ということで、なごみに隣接をしている道路

の拡幅工事に伴いまして、従前ありました消防車庫を取り壊し、そこを駐車場として一体として利用するという工事がございました。こちらが200万円ほどございました。

それと、24年度に関しまして、施設管理委託ということで、従前、23年度までは職員体制をシルバーに一日お二人ご勤務をいただいておりますが、それをやはり利用者数の減少等々により内容を見直しまして、24年度からは1人の体制の勤務に変更したということでございます。この2点が減額の大きな理由ということでございます。

それと、利用料の一日券、半年券、1年券の割合というご質問でございます。ちょっと割合ということでは出しておりませんが、やはり多く利用される方、多く出るのは一日券でございます。両施設を合わせまして、一日券が5,864枚出てございます。半年券につきましては1年で4枚、1年券に関しましては35枚出ております。

ちなみに、この35枚のうちの31枚はやすらぎというような形になっています。やはりやすらぎのほうはトレーニングルームができた関係で、年間を通してご利用を希望される方が比較的多いのかなということで、このような割合になっております。

以上でございます。

○清水正之委員 ちょっといいですか。

○吉場道雄委員長 はい。

○清水正之委員 畠山さんの質問で、1年券は出ていないというのは。

○青木 務長寿生きがい課長 回数券。

〔「回数券の話。回数券はやってない」と言う
人あり〕

○吉場道雄委員長 再質問はありますか。

松本委員。

○松本美子委員 それと、あそこは、両方ですけれども、無料で開放した経緯がありますよね。24年度もしたと思うのですけれども、どのくらいの効果があったのか、お尋ねします。人数的でもどっちでも結構です。

それに、緊急通報の関係なのですけれども、この電話は通話のみということだと思いますけれども、直接消防本部かどこかへぱっとつながるのか、あるいは町のほうへつながるのか、消防本部だと思いますが、もう一度すみません、確認させてください。

以上です。

○吉場道雄委員長 近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 緊急通報システムについてお答えいたします。

緊急通報システムのボタンを押しますと、直接比企消防本部のほうに連絡が回線につながります。そして、その連絡が行くと、比企消防本部のほうからご本人のところに電話で確認の連絡が行くようなシステムになっております。それで、電話で確認をして、その確認の状況によって出動が必要であるか否かというのを判断するのと、あとは対処の方法をアドバイスをしてくれるというような形になっております。

以上です。

○吉場道雄委員長 今井副課長。

○今井良樹長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、24年度に無料開放したときのなごみ、やすらぎの利用者数ということなのですが、25年の2月1日金曜から2月7日の木曜日まで無料開放を6日間行いまして、なごみにつきましては156名の方のご利用をいただきまして、やすらぎにつきましては295名のご利用をいただきました。合わせて451名のご利用をいただきました。

ちなみに、直近の1カ月の最終週の1週間で比較した場合には、最終週の1週間というのは1月25日から1月31日なのですが、なごみについては58名、やすらぎについては214名、計272名のご利用がありましたので、無料開放時においては直近の1週間に比べても大幅なご利用がありました。

以上です。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 緊急通報ですけれども、比企消防のほうへ直接に連絡が入って、またそこでの話し合いのもとで出動なり、あるいは指導なりということですが、そういうことは相対でやることで、町のほうの関連としては余りここには関係はしていないということなのでしょうか。

○吉場道雄委員長 近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 基本的には消防とご本人とのやりとりになるのですが、例えば通報システムを押して連絡を入れたにもかかわらず返答がない場合とか、そういう場合、基本的にはまず緊急連絡先、身内の緊急連絡先も登録してありますので、そちらのほうに連絡が行きます。そこと連絡がつかない場合は、役場だったりとか、地元の民生委員さんのほうに確認の連絡が行くようなシステ

ムになっております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

小林委員。

○小林朝光委員 67ページのやすらぎの管理料、これが需用費や光熱水費、修繕費等も大幅な伸びがあります。たしか昨年、やすらぎのボイラーの修理費を計上したと思うのですが、それは途中で取り下げていますよね。にもかかわらず光熱水費が大分伸びている、それと修繕費、これはどうなっていたのでしょうか。1点だけ、お願いいたします。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

やすらぎの光熱水費の関係でございます。こちらといたしましては、昨年比60万円ほど増額になっておりますが、こちらは電気料、灯油代、水道代、この3つをこの中で特定をしています。近年の原油高というこういった影響もございまして、灯油についても役場の統一単価で購入しているわけでございますが、その購入の単価も平成23年度に比べて24年は高くなっていると、こういった影響もございまして、灯油代がほぼ24万円ほど増額になっております。また、電気代についても20万円ほど増額と、水道代もこれも20万円弱、それぞれ増額になっているというようなことでございます。

また、修繕料につきましては、23年に比較をして70万円ほどふえているわけでございますが、やはり大きくは浴槽関連ということで、緊急的な修繕を要したということで、修繕をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 小林委員。

○小林朝光委員 マテリアルの水道料については引き下げを行ったのですが、にもかかわらず20万近く上がったというのは、相当な水が大幅な利用がふえたのか、それとボイラーについては引き続き大分もちそうなのでしょうか。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えさせていただきます。

大変申しわけございませんが、水道の使用水量につきましては、ちょっと手元に数字がございません。この増の理由というのがちょっと申し上げられません。大変申し

わけございません。

申しわけございません。答弁漏れでございます。ボイラーの関係でございますが、実はあそこには、ボイラーが4基設置がされております。その4基がやはり経年に伴いまして、順番にではないのですけれども、何度も何度も壊れていくということをここ数年繰り返してございます。平成24年、そういった緊急的なものを修繕をしたわけでございますが、抜本的な修繕をしたわけでございます。何とか緊急的にやったというものでございますので、平成24年の修繕をしたことによって、これで当分の間大丈夫だというような修繕ではございません。

以上でございます。

それと、申しわけございません、やすらぎの水道料の関係でございますが、使用水量を先ほど手元に数字がないというふうに申し上げましたが、ございましたので申し上げたいと思います。平成24年度が使用水量が2,417立方メートル、これに對しまして23年度が1,830立方メートルということで、かなり使用水量がふえたと、これが原因で水道料金がふえたということでございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 68ページのホームヘルプサービスですが、これは何人が今シーズンで利用されたのでしょうか。ホームヘルプサービスは、今年の初めにこの事業をやめたわけですが、その方は大丈夫だったのか、あわせてお伺いします。

それから、老人クラブの補助金なのですが、今度これ一本化されたわけですね、老人クラブ連合会に。これ老人クラブからの要望でこういうふうにしたのか、伺いたいと思います。

それと、緊急通報システムですが、件数、何人ぐらい今貸与しているのか、お聞きをしたいと思います。

それと、70ページのデマンド交通ですが、昨年も地域的な特徴をちょっと伺ったのですが、今年は伸びが、だんだん周知が徹底していったのかなと思うのですよね、大きく伸びておりますので。これは7月からというだけではなくて、それ以上の伸びがあるように感じるのです。地域的な特徴というのは少し平準化されてきたのか、お伺いをしたいと思います。

それと、先ほど介護保険の利用料助成で、課長は利用料を助成してもらうのに第3段階までの人の所得云々とお話をしたので、全員ではないようなお話だったわけですよ。私は全員が助成は受けられるものというふうに思っているのですけれども、ちょっと私の認識違いなののでしょうか。

以上です。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、68ページのホームヘルプサービスでございます。こちらに関しましては、平成24年度の利用者はお二人でございました。この制度に関しましては、皆さんもご案内のとおり、介護保険の該当とならない方のためのサービスでございます。ここ数年、かなり利用者の実人数としては減ってきてまいります。

参考までに申し上げますと、平成23年度は実人数として4人いらっしゃいました。2人減少したわけですが、この2人に関しましてはそれぞれ要介護認定をとられて、そちらのサービスのほうに移行されたということでございます。

2点目の老人クラブ連合会の補助金の関係でございますが、こちらは平成24年度までについては従前と変わらず、老人クラブ連合会というのでしょうか、こちらで単位クラブの均等割と会員割ということで金額を算定をいたしまして、内訳を付して老人クラブ連合会のほうに一本で補助しまして、それを老人クラブ連合会から単位クラブのほうに振り分けてもらうということでございます。

先ほど、議員さんが一本化されて要望でということに関しましては、平成25年度から新たな方式としまして、従前、町側で単位クラブ当たりの金額を算定をしていたものを、その部分を老人クラブ連合会さんのほうにお任せをして、老人クラブ全体として、ではこういうふうにこの補助金を使いましょうということで決めさせていただくということで、25年度から変えたものでございます。これは、町の補助金全体の考えの流れの中で、こういうふうに方式を変えたということでございますが、それは事業料補助としてやっていくのだという一連の流れだというふうに思っております。

3点目の緊急通報システムに関しましては、24年度末現在55人の方がご利用されております。

最後に、高齢者外出支援のタクシーの地域の利用状況ということでございます。従前、利用が大体駅の周辺というか、近くの方が9割、残りの一部の方が1割程度とい

うことで申し上げておりました。大きな形としてはさほどは変わっておりませんが、その中身を見てみますと、利用者の人数であったり、利用枚数だとか、そういったものを見ていきますと、確実に例えば北部の方、南部の方、こういった方も、徐々にではございますが、利用してきていただいているというふうを考えております。

また、平成23年は、利用申請をいただかなかった地域が3つほどございました。勝田、根岸、將軍沢だったかと思いますが、それが平成24年度は勝田と根岸については申請をされた方が出てきまして、將軍沢のみというふうになっておりますので、本当に徐々にではございますが、地域的な広がりも見られるかなというふうには思っております。

以上でございます。

それと、申しわけございません、利用料助成でございます。こちらに関しましては、私、先ほどその方の所得に応じてというふうに申し上げましたが、厳密に申し上げますと、所得でまず第1段階から第3段階、これは所得部分なのですけれども、第1段階の方というのは老齢福祉年金受給者で市町村民税非課税世帯の方、この方については10分の10の助成と。それと、第2段階は、市町村民税非課税世帯で所得及び年金収入が80万円以下の方、こちらが10分の3の助成です。第3段階は、市町村民税非課税世帯で、今申し上げた第1段階、第2段階以外の方、こちらが10分の1の助成ということでございますので、基本的にはその方が市町村民税非課税世帯に属している方でない、この制度の適用はないという形になってございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。ですから、利用料は第1段階から第3段階までの人が利用した場合は、自動的に助成があるという理解でいいわけですね。

○吉場道雄委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 ちょっと質問がダブるかもしれないのですが、1つは確認です。68ページのホームヘルプサービスについては、昨年6人だけ該当の人がいたのかなと。そのうち今年は4人ということで、今の話ですと、2人は要介護に移ったということで、介護保険の非該当になっていた人が重病化したということでいいのかどうか、確認をしておきたいというふうに思います。

それから、2点目については、先ほど老人クラブの関係で、単位クラブについての補助金、金額的には昨年と同額だと思うのですけれども、単位クラブに対する金額は同じ金額が行っているのでしょうか。

それから、次のページでシルバーの関係なのですけれども、とりわけ高齢者の雇用という点では昨年よりも減額をしていると思うのですけれども、昨年、会員数が270人というふうに聞いているのですけれども、会員数の変更があったのでしょうか。それと同時に、シルバーへの委託というものが減ってきているのでしょうか。ちょっとその辺、先ほどなごみの関係でも2人から1人になるということで、町全体がシルバーに対する委託料というのがここ近年減ってきているのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

まず、1点目のホームヘルプサービス委託料でございます。こちらに關しまして再度申し上げますが、平成24年度の利用者はお二人でございました。平成23年度の利用者は4人でございました。先ほど議員さんがおっしゃった6人というのは、介護認定の関係で、これは平成23年も24年も同数なのですけれども、認定申請をしたにもかかわらず非該当になった方が6名という数字でございます。この6名の数字と、ここで利用されている方というのは、人としては違う方というふうに認識をいただきたいと思ひます。

それと、4人から2人に減ったこのお二人については、お一人は要支援1に、もうお一人は要介護1になられて、それぞれサービスをご利用いただいていると。重病化したのかということでございますが、従前よりは、例えば新たになった病気、認知面で問題が出てきたとか、もしかしたらそういった問題もあろうかと思ひます。ということで、利用者が減っているということでございます。

それと、あと老人クラブ、単位クラブへの補助金は同額が行っているのかということでございますが、これは先ほども申し上げましたが、それぞれの単位クラブの会員数の人数に応じて金額を出しております。会員の数が増減をしていれば、それに依じて若干ではございますが、単位クラブに補助する金額というのは変わってきておりますので、全く同額ではない。ただ、その積算の基礎に關しましては、平成23年度と24年

度は同じ積算をしているということでございます。

3番目のシルバー人材センターの会員数の関係でございますが、平成24年度末は会員数が274名でございました。前年度末が270人でございますので、4人の増ということでございます。

それと、町の委託の金額がどう変わっているのかというお話でございますが、年間を通してシルバーは1億6,800万円ほどの仕事をされているのです。これは契約金額としては1億6,800万円。このうち公共部分としまして、平成24年度は3,114万円程度でございました。その前年が3,258万円ということでございますので、140万円ほど公共部分が減っているということでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 老人クラブの関係ですけれども、算定基準は同じだということで、町全体として会員数の増減というのはどういう推移にあるのでしょうか。

同時に、シルバーの関係なのですけれども、ちょっと聞き方がまずくて申しわけないというふうに思うのですが、町全体から私的の部分も含めて、年間、先ほど1億6,800万ということですが、ここ数年、話ですと、受注が少なくなってきているという話も聞くのですが、シルバーに対する受注の変化というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の老人クラブ全体の会員数の推移というご質問でございますが、平成24年度は19団体で会員数が798人でございました。前年、平成23年度は同じく19団体で836人、会員数でございます。1年間で38名減少したということでございます。これは、やはり新規の加入者がなかなか獲得できない現状があるのかなというふうに思っております。

2点目の町からの受注が少なくなっているというようなお話でございますが、長寿生きがい課としましては、お願いしているのはなごみ、やすらぎの管理ということでお願いをしているわけでございますが、平成24年度は、先ほど議員さんがお話しのとおり、なごみの管理については2名から1名に減額をさせていただいたと、やすらぎに関しましては従前どおりお願いをしていると、長寿生きがい課としてはそのような

状況でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 申しわけないね、私の聞き方が悪いのかもしれないのですが、公共の部分も含めてシルバーに対する仕事の量というのは、民間の部分も含めて、シルバーが頼まれる仕事量というのはここ数年減ってきているのでしょうか。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 大変失礼しました。全体の仕事量ということで、申しわけございません。では、件数と契約金額ということで申し上げます。ここ2年だけなのですけれども、平成24年度の受注件数は延べで1,110件でございました。これは公共、個人、民間を含めてです。1,110件です。前年度は1,068件ということでございますので、若干ふえたと、件数についてはふえているということです。契約金額についても、24年が1億6,800万、前年が1億6,600万ということでございますので、こちらについても若干ですが、ふえているというような状況でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、長寿生きがい課に関する部分の質疑を結びたいします。

暫時休憩いたします。次の再開は10時30分にします。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時28分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、環境農政課並びに上下水道課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

大野委員。

○大野敏行委員 環境農政課に対しまして、3点ほどお伺いしたいと思います。

まず、85ページ、水質等調査事業でございます。河川の水質検査業務6カ所、年4回、昨年と同様にやられております。昨年の金額よりはるかに大きな金額をかけて調

査をされております。特別に水質が悪化して、より検査方法が変わったとか何かあったのでしょうか。

それから、悪臭の項目として2項目、8月27日と24年12月26日、悪臭の調査がされております。どのような中身であったのか教えていただきたいと思います。

続きまして、87ページ、負担金補助及び交付金の埼玉中部農業共済組合89万4,000円の負担金になってございます。昨年94万2,000円でした。金額が変わってきた理由というのはどのようなことなのでしょう。

それから、もう一点、89ページ、農地・水・環境保全向上対策地域協議会、これの負担金ですが、106万5,000円の負担金でした、23年度が。昨年は67万5,000円ということで、ここに農地・水・環境保全のほうに携わっている団体が減っているのか、また中身が変わってきたのか、教えていただきたいと思います。

以上3点です。

○吉場道雄委員長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 水質調査業務委託の関係でございますが、24年度の決算額が222万1,800円ということでございますが、それに対しまして……。

〔「それ違うんじゃないですか」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 村田副課長。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 では、私のほうからお答えをさせていただきます。

今、大野議員さんからのご質問の河川の水質検査業務委託年6回、4カ所ですべていただいているものがございますけれども、去年に限りますと、通常ですと115万5,000円という形で通常の委託を出させていただいているところなのですが、その中で、特に市野川の大腸菌群数がちょっとオーダーが2桁ぐらい大きいということで、これは調査結果に基づきまして町長のほうから指示がありまして、大腸菌群数だけを限って調査を、変更契約をさせていただきまして、6万7,200円の変更契約をさせていただきまして、その大腸菌群数の検査をさせていただいたものでございまして、通常の委託以外、変更でその部分を追加をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

〔「いいですよ、続けて」と言う人あり〕

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 では、すみません。続きまして、環境調

査業務委託の悪臭でございますけれども、これはセイメイファームさんの悪臭等を今、平成18年から定期的に調査をさせていただいているところでございまして、これにつきましても平成24年8月の27日と12月の26日に、今まで、通常ですと、1回の測定を、ちょっとどうしても悪臭が周辺からの苦情が多かったものですから、24年度に限りましては単発、8月と12月に追加をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 次に、私のほうからは、埼玉中部農業共済組合のほうの負担金についてお答えさせていただきます。

この中部農業共済組合の負担金につきましては、均等割が15万円、それから農家の戸数割ということで1戸当たり1,400円ということで算出された額でございまして、農家数の変化による共済負担金の増減ということでございます。

それから、次に、農地・水・環境保全向上対策地域協議会の負担金の関係でございしますが、この事業につきましては負担割合が決まっております、国が2分の1、町、県がそれぞれ4分の1を負担してする事業でございまして、嵐山町におきましては、各地域資源、環境保全向上推進委員会5地区と、ふるさと農地・水を守る会の6地区で補助を受けておまして、町全体で270万円の交付を受けております。そのうちの4分の1に当たる部分ということで、65万7,000円の負担をしているものでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 大野委員。

○大野敏行委員 再質問をさせていただきます。

セイメイファームさんの悪臭の調査を行ったのだということですが、確かに、特に夏場となりますと大変なおいがしてきたりします。調査をして、受けて、業務改善をお願いを当然されているとは思いますが、どのような対策をとってほしいというようなことは町のほうからはお願いをしているのでしょうか。

それから、中部農業の件、均等割と戸数割との中身がわかりまして、実は中部農業の組合員になっている方で、ほとんど会報が年に2回か3回回ってくるのですが、それを回しているよううちだけが結構多いです、はっきり言って。組合には登録してあるけれども、一切、全然、1年を通じてその利用率がないというような

ちが、今は現在多くなってきてしまったのです。こちらからそれをやめろとは言えませんけれども、要するに利用もしていないところでこういった負担を町でしているという事実、中身も見えてきているものですから、そこらの対策がもしどうにかできるものであれば余計な支出はしないで済むのかなと。

ただ、中部組合としても、余り会員数が減ってもらっては困るというような逆の見方もあると思うのですけれども、利用していないところでなおこの負担金を払うということは、そんなにいいことではないのではないかなというふうに感じております。

農地・水に関しまして、負担割合等6地区でやっているということはわかりました。ただ、町の4分の1の負担金が前年度106万5,000円であったのが、24年度は67万5,000円になっているという中身が、どうしてそこまで減らすことができたのかということをもう一回お聞きしたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 村田副課長。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 大野委員さんの今の再質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

今、セイメイファームの悪臭につきましては、業者を使いまして、去年ですと3回ほどはからせていただきまして、なかなか悪臭が下がらないというのが現状でございまして、それとあわせて、年に2回、6月と10月に、地元の地域住民の方と、あとセイメイファームと、あと行政側とということで、定期的にお話し合いをさせていただいた中でも、この悪臭の問題につきましては、できるだけ速やかに対処していただきたいというのが地元からも出ておりまして、町のほうからも、23年度になりますけれども、一応町長名で改善勧告というのを出させていただいております。

その中にも書いてあるのですけれども、生鶏ふんについては速やかに処理をするという形で、セイメイファームに行っていただきますと、丸い縦型のコンポストをつくる箱と、その中に速やかに入って、発酵ができれば生鶏ふんのおいは済むのですけれども、実際にはそこで発酵したとき、大体2,000とか3,000ppmぐらいのアンモニア臭が出まして、それをいかに取るかというのが今課題になっておりまして、コンポの隣に脱臭槽というのがついているのですけれども、それがなかなか今機能していないということで、その辺の改善を文書を含めて今お願いをしているところでございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 中部農業共済組合の関係についてお答えいたします。

この制度は、農業の災害補償の制度でございまして、自然災害に遭われた農業者に対しましての被害程度に応じて共済金を支払うというものでございますので、何もなかったというのはそういった災害被害がなかったということで、農業の生産のほうも順調にっていたかなということで、いいのではないかなというふうに感じているところでございます。

それからあと、次に、農地・水の関係でございまして、前年までは町内8カ所で取り組んでいたわけなのですけれども、8カ所で取り組んでいたところが、24年度からは勝田、それから志賀が継続しなくなりました。それからあと、継続6地区につきましては、前年の75%に減額するという形になりましたので、総額のほうが減額になりましたものですから、町の負担割合のほうも減少したということでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 大野委員。

○大野敏行委員 この悪臭の問題ですけれども、町がこのように、地域住民、それから業者等と協働しまして対策を立ててして、提言されてということで、出して、今年度、今年度は鶏ふんを無料で、配達もするからぜひ使ってほしいのだと、ここにとどめておきたくないのだということで、大分営業活動といいますか、広報活動をセイメイファームにもされていて、実は市民農園なんかでも、もう15台分ぐらい入れたりしています。そういう努力はされているということは評価したいと思います。それで結構です。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員 説明書のほうの87ページ、これの4の農業振興事業のところの13番の委託料、電算委託料ということですが、25万6,416円、これは昨年度は期の途中からスタートしたので、5カ月分ぐらいだったので金額が今年度はこのような形になっていると思うのですけれども、それで正しいのかどうか確認させていただきます。

それで、あとはその関連で、その下の使用料、賃借料です。この使用料とこの機械器具借上料の内容、それからこれは何カ月分になっているのか、確認をさせていただきます。

それからあとは、88ページです。88ページの2の農業者支援事業のところの19番負担金補助及び交付金のところでございますが、その一番下です。農業再生協議会、これは23年度は嵐山営農担い手支援事業というのが計上されていたのですが、24年度はそれがなくなって、この会議の内容というのは、やはりそれに対しての支援事業との関連があるものなのか、全く違うものなのか、確認をさせていただきたいと思えます。

あと、最後にですけど89ページの上のほうの補助金というところで、土地改良施設維持管理適正化事業ですか、すみません、事業内容をもう一度説明していただきたいと思えますけれども、よろしくお願いします。

○吉場道雄委員長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 農業振興事業の電算委託料の関係でございますが、電算委託料につきましては25万6,416円ということでございますが、これにつきましては、農業行政システムの委託料が9万8,916円、それから農地地図情報システムデータ更新の委託料が15万7,500円というものでございまして、その合計の額でございます。農業行政システムにつきましては、12カ月分で9万8,916円でございます。それからあと、機械器具借上料につきましては、農業行政システムハード借上料の1カ月3万4,864円の12カ月分の41万8,320円というものでございます。

次に、農業再生協議会のほうの負担金でございますが、これにつきましては、歳入のほうを見ていただきますと、歳入のほうの県支出金、県補助金、農林水産業費の県補助金の中に、農業振興費補助金、その個別の中に農業者戸別補償制度推進事業費補助金というものがございまして、こちら79万円でございます。こういった県の補助金の79万円と町の補助金1万円を足しまして80万円ということで進めている事業でございまして、これにつきましては、農業の戸別補償、農業者の戸別補償制度対策の推進を目的にしまして、行政と農業者が一体になりまして、そういった戸別補償の推進を図るために農業再生協議会というものに80万円の補助をしているところでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 強瀬副課長。

○強瀬明良環境農政課農業振興担当副課長 それから、今、農業再生協議会の関係ですが、農業者戸別所得補償制度が23年度からできたわけです。最初の初年度につきましては、推進事務費ということで再生協議会に入ったのですが、国、県、そしてこの協議会に直接交付されたと、24年度からは町を通して協議会に事務費が入るというふうに制度が変わりましたため、決算上出てきたということでございます。

それから、89ページの土地改良施設維持管理適正化事業でございますが、117万円でございますが、内容は、嵐山南部土地改良区のパイプラインの布設がえの負担分84万円、それから中部土地改良区の水管渠の工事費の負担分33万円でございます。この事業につきましても、24年度から町で補助金交付要綱をつくりまして補助しているものでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 佐久間委員。

○佐久間孝光委員 87ページの電算委託料の件ですけれども、そうすると、昨年度、23年度に遊休農地地図情報システムとかということでシステムを一緒につくっていただいたと思うのですけれども、これに関連する使用料とかそういうことは含まれていないということで確認をしたいと思います。

それから、あとは88ページのほうの再生協議会ですか、これはれでは嵐山営農のほうの担い手支援事業とは関係ないということ。後で。

〔「全く関係ない」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員 はい、ありがとうございました。

それと、89ページのほうは結構です。ありがとうございました。

○吉場道雄委員長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 先ほど申しあげました農地地図情報システムのデータ更新ということなのですけれども、これは遊休農地のシステムの更新ということでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

畠山委員。

○畠山美幸委員 2カ所についてお伺いします。

まず、84ページの地球温暖化防止事業で、太陽光発電、高効率給湯器設置、87件と

ございます。昨年は92件ということで、若干台数は減っておりますけれども、比率です。太陽光発電と給湯器の比率は何台ずつになったのか、教えていただきたいと思っております。

そして、85ページ、2の不法投棄物処理事業の12の役務費の手数料が57万8,278円。私、これ昨年も伺っておりますが、昨年は金額のほうが減っております、昨年というか、22年度は83万9,284円、22年度はありまして、23年度が36万567円ということで、ここも下がったので聞いたのですけれども、22年度は薬剤の処理にお金がかかってしまったという答弁でした。

また、今年度になりまして、昨年よりも20万余り金額がふえております。どういったものが不法投棄されたのかお伺いします。

以上です。

○吉場道雄委員長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 私のほうからは、地球温暖化防止事業の中の補助金、太陽光発電、それから高効率給湯器設置の事業の関係で申し上げます。

主要な施策のほうにもあるように、全体で87件でございます。まず、住宅用太陽光発電システムが43件ございます。それから、ヒートポンプ型給湯器が9件でございます。それから、潜熱回収型給湯器が33件でございます。それから、太陽熱温水器が2件、合計で87件というものでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 村田副課長。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 では、続きまして、私のほうから不法投棄の関係のお答えをさせていただきたいと思っております。

24年度でふえた主な原因としましては、大きな原因としましては、その役場の西側の新しく去年舗装になったところの玉ノ岡中学に出るところのちょっと手前の左側のところに、新宿から、アパートの一室を全部不法投棄されまして、もともと中国人の方がお住まいで、実際それは解決しまして、先日18万円ほど戻ってきたのですけれども、それがベッド、冷蔵庫、テレビ、洗濯機、ソファーとかという、本当に一室がそのままそこに捨てられたような形なのです。それに、一次的保管をさせていただいて、ちょっと物が大きかったので、一応エコ計画のほうで処理をさせていただいて、その伝票とかか全て手持ちに持ちまして、そうしたらたまたま別件でその方が捕まっ

て、小川警察ではなくて川越警察のほうに捕まりまして、そこで自供されて、つい先日なのですけれども、8月いっぱいまでに要望ということで、この差額分につきましてはおおよそ戻っております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 今の不法投棄の件は、大変よかったと思います。本当にご苦労されているなと思います。

太陽光発電が大変に、今、半数以上は太陽光発電ということでお話がございました。しかしながら、今、太陽光発電が光の反射の問題で、何か苦情になってしまうという件がこのごろちょっとニュースなどにも出ておりますけれども、当町におきましては、そのような被害というか、報告みたいなのはございますでしょうか。

○吉場道雄委員長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 太陽光発電のパネルの関係の光の反射等による苦情の関係なのですけれども、当町では具体的な苦情は受けておりません。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 都会ではなく、この辺は敷地が広くて、広い場所での設置ですので、高い建物もないのですから大丈夫だと思いましたがけれども、一応確認のためお伺いしました。ありがとうございました。

○吉場道雄委員長 ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員 1点確認いたします。

説明書のほうの83ページなのですけれども、一部事務組合の斎場・霊柩車事業費負担事業なのですけれども、今聞くと、死亡申請から火葬まで、最近かなり時間がかかってくるというお話をお伺いするのです。待たされるときは1週間ぐらい待たされるというようなお話を聞くのですけれども、今、東松山斎場で一日何件ぐらいまでの稼働で行われているのでしょうか。

○吉場道雄委員長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 環境農政課のほうで一部事務組合のほうの負担金は予算化しているのですけれども、そういった受け付けだとか、そういった中身についてはやっていないものですから、今わかる範囲でちょっと調べさせて、後で報告させていただきます。

きます。

以上です。

○吉場道雄委員長 河井委員。

○河井勝久委員 今このぐらいで、例えば死亡者がふえてこういうことが起きているのか、あるいは、これは向こうの事務組合の問題ですからあれなのですけれども、例えばそういうので、炉の修理だとか、そういう問題を含めてそういう問題が起きているのかどうか、この辺はちょっと聞かないとわからないだろうと思うのですけれども、町の補助金事業になっていますから、そこら辺がということで聞きたいのですけれども。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 細かい内容はちょっと話せないというか、今わからないのであれなのですが、大まかな線でお話しさせていただきます。

ご承知のような高齢化を受けて、あそこのところに斎場を利用する件数が集中をする場合があります。そうしますと、今言ったような状況で、1週間とか10日ぐらいこういうふうにたまってしまう場合もあるというようなこと。それで、それらについては、第2会場というのをご承知だと思うのですけれども、送りのほうです。あちらのところを直して使えるように、直してというか、利用勝手がよくなってあれなのですが、手前のほうのあれを使う方が少なくなってきたのです。その奥りだけというようなことだと、その待ちぐあいとかというようなこともなってきたり、それと、いろんな関係で、待合室も2部屋改修になっていますけれども、座る席が椅子席に変わるとかというようなことの利用勝手の今に合ってきたような状況のところを使うというようなことがなってきたものですから、改修が間に合わないとか、そっちがいつぱいで使えないとかというような状況等がございまして、現状にちょっとマッチしていないでおくれてくるというような部分というのがあると思うのです。

ただ、今までと容量の特別な工事をやっていませんので、現状では。キャパが間に合わなくなってきているということになるかなと思うのですけれども。細かい数字は後でお知らせできると思います。

○吉場道雄委員長 河井委員。

○河井勝久委員 町長さん、管理者ですから、その辺のところはこれからもいろいろと提言、あるいはよくしていただきたいと思いますと思うのですけれども、聞きますと、死亡

してから火葬まで1週間あるいは10日ぐらいの中でちゃんと。夏場なんか大変だというのです。死んだ人をドライアイスだとかいろんなものでこうしたり、あるいは自分の家庭の中に置けないので、どこかの霊安室を頼むというような費用が大分かかるような状況にきているので、その辺のところでは、今後、斎場の問題についても十分議論をしていてもらいたい。これは、要するに予算の問題もかかわってくるでしょうけれども、そういう声があるということだけお聞きしておいていただきたいというふうに思っています。

○吉場道雄委員長 細かい数字は、また後でも出せるということなので。

では、ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 何点か質問させていただきます。

まず、84ページですけれども、美化清掃の関係がありますが、これは保険を掛けているようですけれども、前年度も掛けていました。しかし、23年度と比べますと2万円ほどの増の決算ですが、内容的なものはどのようなものだったのか、お尋ねします。

それに、次の85ページですけれども、真ん中ですが、生ごみの処理機ということで、これは前年度に比べますと24年度は少し減っているようですが、これは電気あるいはコンポストというふうになっていると思いますけれども、振り分けはどのような振り分けだったのかお尋ねをします。

それに、先ほど大野議員さんが質問いたしましたけれども、河川の水質ですが、ふえたことにつきましては市野川の大腸菌というような、6万7,000円というようなお話でしたけれども、どのような形でどんなふうに改善なされたのかお尋ねします。

それから、88ページですけれども、真ん中辺の補助金なのですが、農業者のフォローアップ事業というところは、電磁柵あるいはパイプハウスとかいろいろあるのだと思います。そうした中で、110万円ほどの増というふうになっておりますが、この内訳をお尋ねします。

それと、23年度までには荒蕪地の整備刈り取り手数料、そういったような委託料とかいうものが決算に出ていたのですけれども、この24年度決算にはそれが見当たらないのですが、24年度は内容的なものが変わったのか、どんなふうになったのかお尋ねします。あるいは、雑入のところ、全体的に入っているのか、その辺につきましてもお尋ねさせていただきます。

以上です。

○吉場道雄委員長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 それでは、初めに、美化清掃事業の美化清掃運動保険料の額がふえているというお話なのですが、これにつきましては、1人当たりの単価は9円ということで変わりませんので、参加者の参加人数がふえたことによる増額分でございます。

○吉場道雄委員長 村田副課長。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 すみません、河川の水質の検査の委託につきましては、村田のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

先ほど大野委員さんからのご質問のときにもお答えをさせていただきましたけれども、どうしても市野川の矢崎橋付近で大腸菌群数が、通常ですと、あそこですと5,000個が限度なのですが、4万とか5万とかという数字が出まして、町長のほうの指示で、その流域の中でどこから大腸菌が出ているかということで、流入口を全部採取をさせていただきまして、矢崎橋というのがご存じのように滑川との境でございまして、あそこから市野川をずっと上流に行きますと、一番初めに入ってくるのが、左側から入ってくるのが川島川が入ってきまして、その次に大沼排水路が入ってきましてということで、最終的に次の精進橋のところで烏川と合流しましてということで、烏川のほうもその杉山公民館の先のところの流入点までということで、全部で6カ所ほど全部採取をしまして、一番出ているのが川島川から出ている部分というのが一番多いということがわかりまして、結果がわかりましたので、その当時、上下水道課と、ちょうど川島川の上流というのはご存じのように、今の駅東というか、今のむさし台です。むさし台と、あとは東上線を越えると一部、水野委員さんのところの梅寿司さんとかがあるところの菅谷の急カーブというのですか、の部分から集まった水が川島川を通じて市野川に流入しているということで、ですからその中で、そういう大腸菌が出るであろう施設が何かというのを、これから場所をもうちょっと川島川でも下流からもうちょっとポイントを区切ってやることによって、またよりどこからそういうものが出ているかというのがわかるということで、今回の24年度の委託料は、あくまでもそういうところ、出口のところをはかって、どこが一番大腸菌が多いかという調査をさせていただきまして、今松本委員さんがおっしゃるように、対策というのはこれからということでご理解いただければと思えます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 次に、生ごみ処理機の関係についてお答えさせていただきます。生ごみ処理機につきましては、コンポスト式が6件、それから電気式が6件の合計12件ということでございます。補助要綱では、1件当たり3万円を限度に補助するということになっております。

それから、次に、フォローアップ事業の関係なのですけれども、フォローアップ事業につきましては、先ほど松本委員さんお聞きのとおり、平成23年度が145万9,000円、24年度が255万2,000円ということで、110万円ほどふえております。内容的には、農家の方が畑につける電磁柵の設置に対する補助だとか、あるいは種代、あるいはパイプハウスを建てたりとかの補助が主でございますが、24年度につきましては、嵐山南部堆肥生産組合のほうの施設の修繕がありまして、そちらのほうに164万1,000円ほどかかりまして、これが23年度と24年度、大きくふえた原因になろうかと思えます。

次に、荒蕪地の関係なのですけれども、荒蕪地の関係につきましては、平成23年度までは歳入の関係につきましては荒蕪地整備刈り取り料ということで84万9,690円が決算で上がっておりました。それから、それに対する荒蕪地の整備、委託のほう、歳出でございますが、委託料で荒蕪地整備委託料ということで、58万5,045円ほど決算に上がっておりました。

平成24年度からはちょっと手法を変えまして、今まではずっとある荒蕪地のデータリストから毎年6月ぐらいに職員がその筆を各調査をいたしまして、刈り取りが必要だと思われる所有者の方にそれぞれ通知をいたしまして、その通知、また通知が届いた所有者の方からは返信をいただきまして、自分で刈り取るだとか町のほうに委託するだとか、そういった形で、町は委託された分につきましてはシルバー人材センター等に委託をいたしまして、荒蕪地の管理をやってまいりました。

そういったことでやってきたのですけれども、平成24年度からは、そういった調査に基づく所有者への通知というのは行わないで、直接近隣住民の方の苦情等を受けまして、その該当する事案につきまして町のほうで調査をして、所有者の方に連絡等をいたしまして、基本的には相対、それぞれ土地の所有者と近隣等の方で直接やりとりができるような形が望ましいわけなのですけれども、直接そういった方で連絡をとり合ってやってくれる方につきましてはそういう方法、また町が間に入ってやってくれ

という方につきましては、町が間に入りながらそういった刈り取りの委託だとか、そういったものやってきましたものですから、今年の決算につきましては歳入のほうにも上がってこないし、歳出のほうにも上がっていないというのが23年、24年度の違いになるのかと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 まず、84ページの美化清掃のときの保険なのですけれども、1人は前年度も9円ということでした。24年度もそうだったと。人数がふえたということが金額的には増だったということのようですねけれども、これはもしもお答えいただけたら、何人分ぐらいの方たちの保険を掛けていたのかと、それに、あとこれで参加した人たちの全員の分なのでしょうか。あるいは、何人が想定して掛けておいているのでしょうか、団体的な人でしょうか。

あと、年度内でこの保険を使った経緯があるのか伺います。

それから、水質の関係はわかりましたので結構です。

あとは、フォローアップの関係で、南部の堆肥所の数字だと思えますけれども、内容的にはどのようなことだったのかお尋ねさせていただきます。

それと、荒蕪地の関係で説明いただいたのですけれども、24年度は決算に出ていないということは、ほとんどの方、近所からの苦情とか個人対応等いろいろあったのでしょうかけれども、町のほうで委託を受けなかったからということでしょうか。その辺をもう少し教えていただければと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 村田副課長。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 では、私のほうから美化清掃運動の保険料の関係につきましてお答えをさせていただきたいと思います。実際に美化清掃運動で参加をされた人数としましては、春が5,435人、秋が5,286人、計で1万721人の方にご参加をいただいております。

この保険料につきましては、今は結果でございますので、前年度の実績ということで、25年度ですと保険を掛けさせていただいたのが、春分が4,500人、秋分が4,500人ということで、合計9,000人で9円を掛けますと8万1,000円ということで、保険料につきましては前年度の実績に基づきまして掛けさせていただいているところでござい

ます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 課長、保険を使ったことがあるかということ。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 すみません。保険は、24年度はございません。23年度も1件あったのですけれども、その方も1回で通院が終わってしまったということで、保険のほうを使った実績はございません。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 フォローアップ事業の関係で、嵐山南部堆肥生産組合のほうの修繕の内容ということなのですが、乾燥ロータリーモーターの交換2個ということで40万円、それからあと電線の交換ということで85万円、それが主な修繕の内容でございます。

次に、荒蕪地の関係なのですが、町で委託した分はなかったのかというお話かと思うのですが、町で直接受けましてシルバー等に発注した件数がないということで、歳入歳出それぞれゼロということでございます。地主の方が直接シルバー等に委託したものですから、町の委託がなかったということでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 84ページの外来生物対策事業ですが、アライグマは何頭なのですか。ここでは捕獲できたのでしょうか。

それから、イノシシは88ページの有害鳥獣のほうにあるのですよね。何頭、何匹捕獲できているのか、イノシシの被害も聞いておりますので、伺いたいと思います。

それから、この農業の関係で、農業従事者の増減がどうなのか、わかりましたら伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 初めに、アライグマ捕獲等業務委託の関係でございますが、これにつきましては、施策のほうにありますように、24年の5月1日から24年の10月5日まで実施いたしました。この期間の委託で捕獲されたアライグマの捕獲数につきましては19頭でございます。そのほかに、24年度中ということで申しますと、77頭捕

獲されております。そのうち19頭がこの事業で捕獲されたアライグマということになるわけでございます。

次に、イノシシの関係ということなのですが、有害鳥獣捕獲委託ということで、平成24年につきましては、9月1日から10月28日までの間、小川猟友会嵐山支部に委託をしまして実施いたしましたら、実際この期間におけるイノシシの捕獲はございませんでした。捕獲されたものは鳥類でございまして、カラスだとかスズメ、それからキジバト、それからカワラバト、ヒヨドリ等でございます。

それから、農業従事者の関係でございますが、平成24年の選挙人名簿登録者数ということで申し上げますと、男性が687人、それから女性が499人、合計1,186人、この内容につきましては、年間150日以上農業に従事し、10アール以上の耕作者ということでございます。それから、あと嵐山町の総農家数ということで申し上げますと、2010年農業センサスによりますと、532戸ということでございます。ちょっと増減につきましては詳しい数字ないのですけれども、いずれにしても減少傾向かなとは思いますが。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 アライグマの件なのですが、一昨年でしたか、決算が一昨年です。一昨年前。100頭以上たしか捕獲したというふうに記憶しているのですけれども、またこれですと96頭です。まだまだ減少傾向にはないというふうに考えたほうがよろしいのでしょうか。もう少し減少傾向までいくような取り組みというのができないのか、そこは考えてこなかったのか、ちょっと伺いたいと思います。

それだけです。

○吉場道雄委員長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 アライグマの捕獲数なのですが、平成23年度が96頭、それで24年度が捕獲事業も含めまして77頭でございます。それで、町では平成23年、町主催でアライグマの捕獲従事者の養成研修、それから25年度につきましても東松山西部環境事務所主催のアライグマ捕獲従事者養成研修等に町民の方が参加していただきまして、両方の研修会で約110人の方がそういった修了証をいただいております、町にある捕獲箱を自分で設置して捕獲しているということで、なかなか数字にはあらわれてはいないのですけれども、そういったこともやっているということでご理解い

ただければと思います。

○吉場道雄委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 1点、1カ所、2つ関連がありますのでお伺いいたしますが、83ページの空き地管理事業です。ここには、先ほど松本委員からも質問がありまして、長年やってきた嵐山町の空き地管理事業、荒蕪地対策事業ですが、30年来やってきた方式を変えたということの捉え方で今感じておりますが、市街区域内の荒蕪地、荒れ地は公害として捉えたのです。その対策として、嵐山町は荒蕪地対策事業を取り入れてやってきた。ここへ来て、民地なのだからということなのでしょうけれども、個人にその責任をまた戻したという捉え方なのですが、結局この基本的な捉え方をまずお聞きしたいのですが。

それとあわせて、なぜその基本的なやり方を変えたということで、結局はそのことがその地域の、隣から苦情が来る。その隣が、ではこの持ち主は誰かと聞く。それは答えられませんということになると思う。聞かれたときに。これは、この対策は市街区域です。私も志賀2区を回りますと、大変、今では、以前から変わって、草も伸びなくなっているところがいっぱいあるのです。だから、カヤが越してしまってどうしようもないというところは余りありません。

また、ただほかの大字菅谷のほうにはあります。平沢のほうにもあります。それを町が一括してやってきた。業者をお願いをしたと。そして、結局はスムーズな対応がずっと出てきたのですが、これが変わった。では、個人はどうかというと、一々町にお願いしたのが、今度は個人が業者に頼まなければいけない。業者のほうは、ということなので、何かやり方を変えたためにトラブルが起こっているのではないかと思うのですが、そういう状況はありませんか。

それから、この空き家管理台帳の整備がされました。これについては一般質問で、292棟が確認されました。これについては全町的に調査をしたのか。この空き家の分布がどうなっているのか、各字ごとにわかりましたら、数字的にでも出していただければありがたいと思いますし、なお、この空き家が程度がいっぱいあるわけです。空き家をいかに空き家にしないかという対策もとらなければいけない。そのことがもっと私は大事だと思うのです。基本的には。空き家にしないことを考えなければいけない。だから、借りる人を探さなければいけないのです。そういうことを考えていかな

ければいけないと思うのですが、この空き家のレベルについても、中に入らなければわからないということですが、外観的にはどうなのですか。

また、この空き家の調査の中で、草の繁茂がひどいので処理しなければいけないというところが13軒ありますという答えです。これについては、当然今後空き家台帳を整備し、空き家をやる中で、そのあいたところの対策というのも町がやらなければいけないのだと思うのですが、あわせて聞きますが、これの方向性というものを。

〔何事か言う人あり〕

○安藤欣男委員 それは、それがなければだって意味がない。

〔「決算なので」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 私のほうから空き地対策ということで、平成23年、それから24年ということで手法が変わったということでお話なのですが、それぞれ従前、環境保全条例に基づきまして空き地の管理ということでやってきたわけなのですが、空き地につきましても、地主のそれぞれ責務というか、責任もあろうかと思えます。自分で持っている土地については自分で管理するというのがまず基本かなと思われまして。そういったものがありまして、今回、従前やっていた方法を改めさせていただきました。

今まで積み上げたデータというのがありまして、大体、どうしても今まで積み上げたデータですので、決まったところは見るのですけれども、新しいところは見ないというふうな状況もございまして、平成23年度の状況を見ますと、186区で152人の方にそういった荒蕪地についての情報をお出ししました。そういった中で、回答がありましたのが152名の中の77名の方から回答がありました。そういった中で、77名の方の中で、町へ委託して処理をお願いしますという所有者の方が65名ございました。それから、回答なしというものが75名で、約半数以下の方しかそういった空き地についての回答はいただけなかったところでございます。

そういった中で、平成24年度改めました空き地の関係につきましては、雑草に対する苦情の総数が48ございまして、その中で、過去にもそういった苦情のあった件数が45件ということで、大体が今回の苦情の中に含まれているということで、新たな苦情というのはほとんどなかったかなというような状況でございます。

それから、いろいろ近隣の方から直接そういう土地の所有者についての住所だとか

連絡先だとかというのは、多分尋ねられるのですけれども、そういったことについてはお答えできませんので、町の職員がそれぞれ対応ということで、全てについて対応させていただいたかなというふうに思っております。

○吉場道雄委員長 空き地の管理のほう。

村田副課長。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 すみません。では、空き家のほうにつきましては私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

一般質問で清水議員さんと松本議員さんのときにも私のほうからお答えさせていただきましたように、今、空き家の候補としましては292軒、一応私のほうでは把握をさせていただいております。もともとその把握の仕方というのが緊急雇用事業を使っていますので、あくまでも24年の3月11日以降に職を辞した人を優先的に採用するというので、ですからまるっきりずぶの素人といえますか、がある意味見ているので、あくまでも写真を撮ったりとか、周りの方の聞き込みをして、ここには人が住んでいないという確認だけです。ですから、実際に中の状況がどうだったとか、塀が崩れる、崩れないとかという判断までは今回の調査でしておりませんので、今後につきましては、議会に答弁をさせていただいたように、アンケートを配らせていただいて、空き家の所有者さんの意向を酌みながら、今後どういう状況をつくっていくかというのをちょっと検討したいというふうに考えております。

実際、今回の24年度の決算でということで、今回の委託費を上げさせていただいた部分につきましては、そういう形でやらせていただいているのですけれども、実際に25年度で、これももともとが1本の委託で発注するべきだったものを、ちょっと県の予算というか、もともと国から県に補助金を出す時点でちょっとおくれてしまって、ちょうど3月31日をまたいでしまったので、一応委託としては1本なのですけれども、24年度委託と25年度委託ということで、12月から3月31日までと4月1日から7月31日までということで、結果としては6カ月なのですけれども、一応3カ月、3カ月で切らせていただきまして、25年度ではその成果品がまとまっております。その結果が292軒ということで、今、先ほど議員さんご質問の大字別で数字がわかるかということなのですけれども、すみません、ちょっと今すぐには手元にはないのですけれども、後ほど数字のほうは大字別に出させていただきますので、お示しをさせていただきたいと思えます。

大方の市街化区域はほぼ8割、それ以外については古里だとか周りのところに残りの2割がつくような形になっているかと思えますけれども、細かい数字につきましては、ちょっと後ほど示させていただければと思います。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 再質問します。

やり方を変えて、空き地の関係です。公有地。48件苦情があって、それは町が注意して、地主に話しているということです。今までは、結局町が地域の環境を守ろうということでこれに取り組んできて、長年。これを変えて、今度は業者のところ、その処理をするほうは個々に連絡が来るわけですから、いや、それはすぐはできませんとか、一遍にある程度あれば、では業者のほうは刈るのもスムーズにできたり、両方がスムーズにやっているわけですが、それを変えたということで、逆に今まで町に頼んできた地主さん、あるいは業者さん、それも何かトラブルがあるように聞いております。

変えたのだけれども、では今年度、25年度事業には予算があるのです。25年度予算にはこの荒蕪地対策事業がそっくり載っかっているのです。24年度にやらなくて25年度はやりますということなのかもしれませんが、このいきさつはどういうことなのでしょう。その辺、ひとつ聞いてみたいと思います。

それから、空き家のことはわかりましたが、せっかく調査をするのに、これは空き家だということを調べて、そういう調べ方だったのですか。幾らかランクづけとかそういうのも考えなかったのでしょうか。空き家のところの草がひどかったということが答弁されていますが、それについてはどうなのですか。もう一回確認します。

これは、この空き家についての草の処理なんかも、今後のことになりますけれども、遠くへ行ってしまうていない人の処理の委託というのがされてくるのではないかと思います。そういうことも、私は行政の一つの大きなサービスだと思うのです。行政のサービス。いかに関係者が安く処理ができていくかということが、これはどこへ業者に頼もうと、それは構いませんよ。ただ、町としてできるサービスはやるべきではないかなと思うのです。

このサービスの点については、これは町長にお伺いいたします。副町長でも結構ですが。これは、サービスの捉え方が必要ではないかというふうに思うのですが、それ

についてはいかがでしょうか。

○吉場道雄委員長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 空き地の管理の関係なのですけれども、業者とのそういったトラブルとかなかったかという関係なのですけれども、地主の方からいろいろ照会がありますと、まずシルバー人材センターをご紹介します。地主の方が直接シルバーではなくて、ほかに自分で知っている業者の方があれば当然その業者の方を依頼するかと思うのですけれども、まずはシルバー人材センターをご紹介しますまして、刈り取りのほうをお願いしてもらっております。

それからあと、また近隣の方から、この間言ったのにまだ刈り取りがなされていないのではないかとか、そういう苦情が来る場合もございます。そうした場合には、またうちのほうでシルバーのほうに連絡をとって、早くやってもらうようにお話をしたりだとか、そういったこともやっております。そういったこともやっておりますので、特にそういったトラブルとか、そういったものについてはなかったのではないかなというふうに考えております。

それからあと、24年度からそういった空き地の管理についての委託事業ですか、実績がなかったのに、また今年度、25年度についてもそれぞれ歳入歳出について予算化しているのはちょっとおかしいのではないかというお話なのですけれども、24年度から手法というか、方法は変えさせていただいたのですけれども、制度的にはまだ残っているということで、歳入歳出それぞれ予算のほうを立てさせていただきました。

以上です。

○吉場道雄委員長 村田副課長。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 空き家のほうの再質問のほう、お答えをさせていただきたいと思います。

確かに緊急雇用事業なので、専門の方はそれに委託できなかったのですが、山形県の鶴岡市だとかという先進地なんかを見ますと、やっぱりそこに有資格者で建築士の資格を持ったりとかという者が調査をして、実際にはうちのほうでこの空き家のもとと始まったいきさつというのが、条例をつくるに当たって嵐山町の中にどのくらいまず空き家があるかというのを把握しようというところから始まりましたので。ですから、確かに調査の中でもう一步踏み込んだ調査ができれば実際によかったという結果的にも思ったのですけれども、その当時は、嵐山町の中に空き家がどのく

らいあるかとりあえず調べてみようという中から、ちょっと調べさせていただいたときに、緊急雇用事業だと、緊急雇用事業の採択の幾つかの中に、恒常的に町がやる事業というのはだめだということで、緊急的にそういう街路樹を調査したりとか、そういう単純な作業をするための委託費がたまたま採択されたということで、ですから、先ほど来説明をさせていただいていますように、今後につきましては所有者さんのアンケートをとり、意向調査をとらせていただく中で、今後については中にもう一步踏み込ませていただいて、実際にそういう専門家を交えた調査をさせていただき、どのくらいの空き家がどういう形になっているかという調査をさせていただき、条例制定に向けて努力をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それとあと、実際に写真等で荒蕪地というか、空き家が周りが草ぼうぼうになっている状況は写真等は確認できますので、先日一般質問にあったときに、その空き家の中で荒蕪地が幾つかぶっていたかというご質問がありましたのですが、それは課長のほうから答弁させていただいたとおりでございまして、写真では最低限周りの様子はわかりますので、その辺の調査は今うちのほうで写真をもとにさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 くだいようですが、これ24年の荒蕪地対策が予算化されていて、私は今までどおりやっているのだと思っていたのです。そうしたら、今年になって、ある町民の方から、この問題で苦情の話がありまして、シルバー人材センターに聞いたのです。どういうことなのですかと。そうしたら、いや、やり方が変わったので、個人なのです。個人から受けています。そうすると、個人から受けるのだけれども、シルバーのほうはやっぱ仕事が入りますから、ですから、すぐはできません、いついつになりますということになるのですが、少しでも1カ所行かなくてはなりません。頼まれたところに行くのですから。だから、全体、何件か決まったものがあれば、シルバーのほうは、受けるほうはそれ一日ではことここをやってしまいたいという処理ができるわけですけども、そういう対応はできないということなのです。だから、シルバーだけではないと思います。ほかの業者もそうだと。いかに安く仕事が展開されてきれいな環境ができるかというところなのです。そこに1枚、町が絡むことによって対応できるのかなというふうに思うのですが、まだ答弁漏れというか、町長

のほうから答えが来ていませんので、期待しています。

空き家にしても、当然、荒蕪地の関係だと、このところで農村部でも対応しなければいけなくなってくるのだと思うのですが、空き家対策については場所、数を調べたということだけなので、先ほど口頭でいかに空き家を減らすかということも大事なことで、それには一般質問でも清水さんからありましたが、私は、将来的には空き家バンク情報とか、そういうものも考えていかななくてはいけないかなというふうには思っておりますけれども、すばらしい空き家管理条例をつくってもらうようお願いしたいと思います。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

〔「今3回目ではないか」と言う人あり〕

○安藤欣男委員 いやいや、3回目で町長もあるけれども、全部一遍にする。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 何か答弁漏れがあったらまた言っていただければと思います。

私のほうには、行政のサービスというものをちょっと中心にお話をいただきました。行政には行政の業務、やらなければならない仕事というのものもあるわけです。それをやるのには、当然のことですけれども、法令準拠、法に合った形で実施をしなければいけないということです。

それで、この荒蕪地対策が何で難しいかという、今もちょっと報告がありましたけれども、通知を出して半分返事が来ないというのがありました。すると、そういうところが草ぼうぼうとかになってしまうというような状況。それをどうするということになるわけです。それで、法令準拠という話をしましたけれども、私有権があるわけです。そこのところをどうするかというのは、踏み込んでもいけないわけですが、町では数年前からその中に例えば蜂の巣ができてしまって、近所がもう大迷惑になってしまう。そんなことは構わず、周りのことを考えたら、やっぱり蜂の巣をどうにかしなければいけないわけですから、そういうところをしっかりやるということ、これは法に反してやるわけですが、入ってはいけないというのを入るわけですから。だけれども、町民のためにということで、そういう対応もとってまいりました。

それで、担当とすると、結果をよくする、それにはどうしたらいいかということで、荒蕪地をなくして、近所の人がいい環境で楽しく生活ができるように、いかにしたら

いいかということで苦慮しているわけですし、今年こうして、来年こうしたというようなことですが、模索をしている部分があるわけです。半分きり返答が来ないわけですから。

それと、頼むというのいろいろな頼み方がその個人の考え方があるわけですから、町にやると、もう一律シルバーということでいいのかというようなことにもなっているのでしょうし、いろいろな条件があるわけです。そういう中で、町がただ草を刈るというだけでなく、先ほどもちょっと鶴岡の話もありましたように、先進地の中でもどこも苦慮しているわけですが、不動産の業者さん等と連携をとって、そして空き家対策というか、そういうものをつくらないようにすべきだという議員さんの話がありましたけれども、まさにそういうことで、そのところを何か所有者の人と相談をして、学生の寮に安く貸せるような改修ができないかとか、ほかのところになにかこうやってどうにかできないだろうかというようなものを、もっと一步踏み込んで、その草を刈る、きれいにするというだけではなくて、一步踏み込んでやっていく必要がこれからもあるのかなと。そうでないと、やっぱり相続か何かになって、遠くに行ってしまった人がそのところをせがれが、役場から来たけれども、構わない、放っておいてあるのだというようなことにどんどんなってしまうと、これ荒蕪地というか、宅地だけではなくて農地も山林もそうなのです。そういう状況にもう全てが、日本の国土が荒れてきてしまっているわけですから、それを全てどういう形にやっていくのか。

それには、当然ですが、行政なんか全然、微々たる力きりありませんので、いかに国民の皆さん、地域の皆様方と一緒に国を、土地を守っていくということに協力をしていただけるか。その知恵を行政がつくって、そういう形をお願いをしていくということが本当なのかな、それっきりのかな。ですから、いろいろ業者さんを、不動産業者の話も出ましたけれども、そういったいろんな広い知識、知恵を議員の皆様方からお聞きをして、担当も本当に苦慮しているのです。どうやったら今年より来年よくなるかということで頑張らせていただいていますので、ぜひいろんなものを考え、お知恵がございましたらかしていただいて、行政を応援をしていただきたいというふうに思います。

サービスだというのは全くそのとおりでございまして、いかにこのサービスを発揮ができるか苦慮しているところで、力の足りないところは本当に申しわけなく思っ

おります。答弁とします。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 34ページになるのですけれども、農業者年金業務受託収入というのが11万9,100円なのですが、町内における農業者年金の加入者と年金受給者、先ほど農業従事者が1,100人とおっしゃいました。そういう形でしたので、それについて伺いたいと思います。

それと、38ページになりますが、資源物売却代金ですけれども、平成21年度は低かったのですけれども、22年度は上がりまして、23、24と下がっているのですけれども、盗難についてはどのくらい把握されているのか。これは資源物ですから、紙以外にもあるわけですけれども、どのくらい把握されているのか伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 すみませんでした。農業者年金の加入者につきましては、現在5名ということでございます。それから、農業者年金の受給者につきましては39人が受給しているところでございます。

次に、資源物の売りさばき代金の関係でございますが、平成23年度につきましては575万8,666円の資源物売りさばき代金がありました。それが、今年につきましてはこちらにありますように465万5,284円でございますが、23、24年度を比べますと110万3,640円ほどの減になります。資源物には紙類の段ボール、新聞、雑誌、牛乳パック、布類、それからアルミ缶というふうなものがございます。確かに減った中には、そういった持ち去りだとか、あるいはまた新聞紙につきましては新聞の販売店が回収をしているような部分もございますので、全部が全部そういった抜き取りによるものではないかとは思うのですけれども、いずれにしても減少傾向にあることは事実でございます。

それから、どのくらい抜き取り等について承知しているのかということなのですが、実は、火曜日が資源物の回収日、紙、布の回収日だったのですけれども、実は、古紙回収業界のほうからGPSを借りまして、新聞の中にGPSを仕掛けまして、追跡調査をこの間の火曜日に行ったところでございます。そうしましたところ、その平沢の消防署前のあたりから菅谷のほうを抜けまして、それから町を離れまして、東松山、それから最後は、多分収集場所があると思うのですけれども、行田のほうでそういつ

た、ワンボックスの車で集めていたのですけれども、多分トラックのようなものに積みかえて、最終的には白岡の大きな古紙業者のところに行って、多分圧力をかけられてGPSがだめになってしまって、そこが最後になってしまったのですけれども。

そういったことで、いろいろちょっと、嵐山町だけではできないので、そういった関係市町村とも連絡をとりながら、ちょっとそういったものを今やっているところでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 いろいろご苦労されているみたいで、うちは目の前にあるものですから、朝見たら8時にはなくなっている状況がいつもあるのではということなのです。

それと、もう一つなのですけれども、農業者年金業務受託収入ですけれども、これ11万9,100円で、加入者が5名で、そして年金者が39名ということで、かなり高額な受託収入であると考えられるのですけれども、今まで1,199人の方が農業に従事しているということなのですけれども、ほとんどの方がもう農業者年金とはかかわりなく生活しているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○吉場道雄委員長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 多分5人の加入ということなのですけれども、千百何人かの加入者はそれぞれ国民年金とか、追加の年金制度でございまして、その他の保険に加入しているということで、農業者年金には加入しないというのではないかと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 すみません、時間もあるので1点だけ。農家の戸別補償が2年目になると思うのですが、先ほど農業従事者等の報告もあったのですが、戸別補償を受けた農家というのはどれくらいあったのでしょうか。

○吉場道雄委員長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 戸別補償を受けた件数ということなのですけれども、米の所得補償交付金、細かい部分はあるのですけれども、1反当たり1万5,000円が交付されるものにつきましては、120件ございまして、金額にしまして1,611万3,000円が交

付されております。

それから、水田の転作時の作付に対する交付金ということで、こちらにつきましては23件、3,109万4,000円が交付されております。

それから、転作時の収穫高に応じた交付金ということで、こちらにつきましては11件で1,609万3,535円、合計いたしますと平成24年度、6,330万535円が交付されております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄委員長 答弁漏れ。河井委員の。すみません、河井委員の質疑にでは願います。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 河井委員さんの質問についてお答えさせていただきます。

平成24年度が1日当たり8.8件ということでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、環境農政課並びに上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩に入ります。午後の再開は1時30分といたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時26分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の環境農政課に関する質疑の中で、安藤委員からありました空き家の分布状況の質問に対し、担当課から資料の提出がありました。お手元に配付させていただきましたのでご了承願います。

続いて、企業支援課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

畠山委員。

○畠山美幸委員 1点だけお伺いします。

91ページ、消費生活相談員報償と消費生活講演会講師報償金。開設日数と相談件数が何件あったか、お伺いします。そして、消費生活講演会講師のほうは、いつどのような講演をなされたのかお伺いします。

以上です。

○吉場道雄委員長 内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 消費生活相談員の報償ですけれども、1日1万2,000円です。今回の報償につきましては、191日で合計229万2,000円となっております。

それから、消費生活講演会講師の報償金という件ですけれども、12月5日の日に、大蔵構造改善センターのほうで、消費生活に関する講演ということで10時40分から行いまして、地域の方が34名参加されています。この一日です。

○吉場道雄委員長 あと、相談件数。

○内田孝好企業支援課長 すみません。

相談件数ですけれども、去年は合計で27件ありました。

以上です。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 昨年23年度は、173日の開設で42件のご相談があったということで、せっかくこれ県から来てくださっている内容ですよ、消費者の。この方は県からの出向かなと思うのですけれども。

広報紙のほうにも1ページ使ってご案内もしていただいたこともあったのですけれども、件数は多くないほうがいいにこしたことはないのですけれども、しかしながら、何かいろんな相談がある方は気軽に行けるような、せっかく場所だからと思っはいるのですけれども、わかりました。

先ほどの大蔵の講演会の件ですけれども、内容的にはどういう内容の講演をされたのかだけお伺いしたいと思います。

○吉場道雄委員長 内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 内容についてですけれども、細かい部分はちょっと確認していないのですが、基本的に消費生活に関する、そういった相談事等についての紹介というのでしょうか、そういう形であると思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員 説明書の91ページの嵐山まつりのほうなのですけども、これ実行委員会として200万円入っているということでございますが、この内訳をちょっと教えていただきたいのですけれども。

それから、あともう一点は、次のページの92ページの真ん中辺の委託料、13番の委託料の一番下のところに都幾川桜並木管理委託料ということで、これ委託先はどこなのか。また、この項目というのは今までなかったかなと思うのですけれども、それでも管理はされていたと思うのですよ。あえてこういうふうな形で管理料計上項目を設けた、その理由を聞かせていただきたいと思います。

○吉場道雄委員長 内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 まず、嵐山まつりの内訳ということで、歳出になるかと思うのですけれども、基本的には農業部会とか商工部会、時代まつり、文化部会、芸能部会、コミュニティ部会、福祉部会、この7部会、基本的には分けているわけなのですけれども、そのほかに本部費、事業費ということで分けていまして、部会の補助金としては131万9,000円。各部会で細かく言いますと、農業部会が35万3,000円、商工観光部会が14万4,000円、時代まつり部会が51万2,000円、文化部会が14万3,000円、芸能部会が6万8,000円、コミュニティ部会が3万6,000円、福祉部会が5万3,000円、これが合わせまして131万9,000円。そのほか、本部事業費としましては、交通安全指導員とか交通安全協会、青少年相談員、ハーレー会、イベント机椅子借上料、発電機、放送機器、会場使用料、町有駐車場警備とか、町有バス借上料等を含めまして、本部事業費としまして合計で62万510円。予備費がありますけれども、合計で200万1,128円という形で使っております。

それから、都幾川の桜並木管理委託料というのは、これは基本的には20万円毎年上げているのですけれども、桜の管理について……。

〔何事か言う人あり〕

○内田孝好企業支援課長 基本的なものとして、虫とかそういうときにやる形で、昨年まで使っていないものですから出てこないのですけれども、今年度につきましては、桜並木の桜が、大分年数がたって枝がかなり落ちてきたのですね。それで、車が通れないということで、それらの全部を4メートルよりか下がっているものについては枝

打ちをさせていただきまして、全体で250本あるのですけれども、うち150本を剪定させていただきます。

〔「委託先」と言う人あり〕

○内田孝好企業支援課長 委託先については、シルバー人材センターにお願いしております。

○吉場道雄委員長 佐久間委員。

○佐久間孝光委員 この夏まつりのほうですけれども、これは全部ということなのか。そのうちの人件費というのはどれぐらいの割合になるかわかりますか。すぐわからなければ、いつでも構いませんけれども。今聞いた段階では、そんなに多くはないですよ。では、後でもいいですね。すみません。

あと、桜並木のほうの管理料の件ですけれども、これはそうすると大きくなってきて150本枝打ちしたということですが、これそうだとすると、今までと同じような形で、新しい項目を立てなくても何かそれで処理できるかなと思うのですけれども、わざわざこういう項目を、23年度のは多分こういう項目ではなかったかなと思うのですけれども、ここあえてこういう項目をつくったということは、ほかに何か特別な理由があるのでしょうか。

○吉場道雄委員長 内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 まず、嵐山まつりの人件費ということですが、基本的には各部会に配ってしまっていて、各部会のほうで管理しているのですけれども、結局、商品とかいろいろな形に使っていると思います。基本的に人件費ということではないのかなというふうに思っています。

それから、桜並木の管理委託なのですけれども、これは基本的に毎年予算化はしているのです。ただ、使っていないものですから決算に出てこなかったのかなというふうに感じています。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 91ページの住宅リフォームですけれども、今回大きく利用者がふえて、金額もふえたわけなのですけれども、それでもすごい金額だなと思うので、何か特徴あったのかどうか、伺いたいと思います。

それと、限度額までいった工事は何件くらいあったのか、あわせて伺いたいと思います。

それから、先ほどの消費生活相談に関してですけれども、この相談内容はどんなものだったのか、差し支えなければお伺いしたいと思います。

それと、次のページの全国京都会議に嵐山町入っているわけですが、これに入っているために観光客がふえたとか、そういう効果というものはあるのでしょうか。そういうものを、効果を目指してこういうものは入っているのだと思うのですけれども、ちょっと伺いたいと思います。

それから、103ページの中ほどに耐震化促進事業ですが、去年は金額が大きいですから事業をやったなというのがわかるのですが、この金額で何をやったのかなと思いましたが、ちょっと伺わせていただきたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 まず、住宅リフォームの関係なのですが、この中にありますように、全体で63件あるわけなのですが、かなりの方が使われて、実際の全体の事業費としますと約1億1,000万円ぐらい動いています。町内でかなり回っていますので、かなり効果はあったのかなと思います。

それから、限度額を使った方ということで、ちょっと20万円以上につきましては、63件のうち21件、10万円以上が20件、10万円以下が22件ということで、宅地の外、内についてはリフォームという形で見えていますので、いろいろケースがあるかと思いません。

それから、全国京都会議の件ですが、京都会議につきましては、京都にゆかりのある場所ということで、埼玉県ですと嵐山町と小川町が入ってしまっていて、パンフレットをつくっているわけなのです。毎年そのパンフレットを送ってきます。関係するところに送られてきて、観光客がどうかということになりますと、当然そのパンフの中には嵐山町も入っていますので、そういった点では見ていただいているのかなというふうに思っています。今年については、いろいろ嵐山という問い合わせ、たまに京都と間違えてこっち来ることあるのですけれども、そういったこともあるものですから、見ている人は見ていただいているのかなと、そんな形で考えています。

それから、住宅リフォームの耐震化促進事業で、消耗品の件かなとは思いますが、

8,432円使っているのですけれども、これは家具転倒防止を埼玉土建の一般労組比企西部地区でやっています、取り付けの手間を無料で、3カ所までかかった鍵の費用を提供しています、昨年は13件ほど申請がありまして、合計の金具数で言いますと59個で、この8,432円という形で出ています。

それから、消費者の相談回数の中での内訳ということなのですが、内容的に言いますと、アダルト動画のサイトという形で同じような相談が3件、それから住宅購入という形での相談が2件、LPガスの相談で3件、サラ金が2件、そのほか細かい話が出てきますけれども、引っ越しのこととか医療債への投資、定期つき終身保険とか、電気マッサージ機、新聞、戸建住宅、婦人服とか商品一般、リング訪問販売、プロバイダー、インターネットショッピング、それからウェブマネーとか高速バスチケット、ガソリン、個人年金、インターネットの質問サイト、歯科治療、こういうような、いろいろ相談が、ダブっているのが幾つかあるかなと、そんな形です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 ちょっと一つ質問を落としてしまいまして、ちょっと先にそれから質問したいと思いますが、企業誘致の関係で……。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 企業からの問い合わせというのはどのくらいあったのか。これは、確認できたら伺いたいと思います。

それから、住宅リフォームのほうですが、これだけふえたというのは、何か周知を徹底したとか何かあったのかどうか伺いたいと思って、そこを聞いたかったのですけれども、そこはどのような周知の方法をしたのでしょうか。

それと、建てかえ工事が、これ新築の件だと思っておりますけれども、2件。昨年はゼロであったわけですがけれども、これは限度額50万でしたかね。50万を使つての2件ということで理解してよろしいのでしょうか。

それから、消費生活のいろいろ相談があったのはわかりました。どうなのでしょうね。解決はどの程度できているという感じでしょうか。

○吉場道雄委員長 内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 企業からの相談件数というのですけれども、回数的には数件だったかなと思っています。

それから、消費者の相談の関係につきましては、問題がほとんど解決されていると

いうふうに聞いています。

以上です。

〔「リフォーム、周知」と言う人あり〕

○内田孝好企業支援課長 すみません。

○吉場道雄委員長 手を挙げて答えていただければ。違いましたから。続けて大丈夫です。

○内田孝好企業支援課長 住宅リフォームの周知ですけれども、広報等で行っています。かなり業者の方が動いているのかなというところがちょっとありまして、実際に、合併浄化槽なんかやったときに、そういった中でトイレの改修とか、そういった形でもあるのかなというふうなことで、かなり口コミではないですけれども、業者さんが動いているのかなというふうに感じています。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 花見台の工業センターの管理費の関係で、90ページになるのですけれども、使用料は22万ほど入っていますが、修繕について、ちょっとどのような修繕をおかけいただいたのか、9万4,000円ほどになるのですけれども、お願いをします。

それと、ただいま川口さんのほうから質問しました消費者、医療債の関係なのですが、ほとんどのものは解決ができたということですが、内容的にはクーリングオフとかそういうようなものまでお使いになられて解決ができたのか、お尋ねします。

以上です。

○吉場道雄委員長 内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 まず、花見台の修繕料なのですけれども、花見台の雨のとい、この修繕です。建築されてから約20年たっているものですから、屋根からおりる、下の途中におりるといが大分割れてきたりしたものですから、5カ所ばかり届けさせていただいています。

それから、消費者の関係ですけれども、クーリングオフ必要なものについては、全てそういった形で対応しています。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 先ほどの花見台工業団地の管理センターなのですけれども、具体的な24年度の利用状況について伺いたいです。

それと、24年度の企業誘致にかかわる課題として、企業支援課ではどのように捉えて動かれたか、伺いたいです。

○吉場道雄委員長 内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 すみません。管理センターの利用について、申しわけないです。ちょっと確認とれていなかったの、すみません。後でまた資料を配らせていただきたいと思っております。

それから、企業誘致につきましては、何カ所か重点的なところとすると、川島地区とインターランプ内をやっているわけなのですけれども、ランプ内につきましては、地域の方々がいろいろ動いているのですけれども、なかなかまとまらない。昨年12月でしょうか、かなり、ある業者が、町の土地についての後々の利用についてはいかがなのかということで、町のほうからは町で管理させてもらうという、公園をつくった場合に管理するというようなお話は進めていたのですけれども、今年になって、その話がとまってしまったという形になっています。それから、とまったと同時に、新たな業者が来ているのですけれども、4月に1回消えるのですけれども、その後の動きがちょっと見えていないというのが、インターについては現状です。

それから、川島地区につきましては、いろいろと以前から企業は何回か来るわけなのですけれども、なかなか見えてこないということで、町のほうからもいろいろ働きかけはするのですけれども、基幹的な問題としてなっていないという部分が現状です。できるだけ来た業者にお話はと思っているのですけれども、なかなか進んでいないというような形で終わっています。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 花見台工業団地管理センターの管理事業として315万6,404円出しているのですけれども、これの中で管理事業、具体的な管理費が……。すみません。管理費が300万円ということの中で、人件費、そしてさまざまな事業費が、その中でやっつけられるのかどうかというのは、やっぱり使用の仕方がどのようになっているかというのでわかってくるので、これだと何か指定管理者になったために、逆に見にくい

なというふうな感じがするのですけれども、それについては、例えば指定管理に指定してしまった場合は、そういったものはもう企業支援課としてはタッチしないというか、町としてはタッチしないという形になっていくのでしょうか。その点1点と、それから企業誘致に係る課題というのは、嵐山町では、現在ランプ内と、そして川島、それ以上のことは課題として考えていることにして伺ったわけなのですけれども、24年度、それ以上のことは、もう課題としては考えられなかったということでもいいでしょうか。

○吉場道雄委員長 内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 指定管理の関係ですけれども、実際に管理については、当然いろいろな場所を管理していくわけなので、費用はかなりかかるわけなのですけれども、そのほかに、人件費につきましては工業界のほうで出してもらっていますので、町のほうのかかわりという点では、あそこの中で昨年も行いましたけれども、工業団地なんかのふれあい祭りとか、そういった中で町のほうがかかわっている部分があるのかなということでお手伝いをしています。そんな形でかかわっていくのかなという形で考えています。

それから、町の場所のあれですけれども、代表的なところ2カ所あるのですけれども、そのほかにも幾つか工業用地としてはありますので、そちらのほうも、まるっきり動きがなかったというわけではなくて、一応そういう来た企業にはお話をさせてもらっています。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 私も、指定管理のことがよくわからないのですが、指定管理になってしまうと、例えば利用回数とか、それからどのような形で利用されているかという形のもの、企業支援課で把握するというか、それはなかなか難しいということなのではないでしょうか。

○吉場道雄委員長 内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 基本的に、すみません、今回、本当に完全に私がぼけてしまったので申しわけないのですけれども、基本的にはそういったところも把握してやっているわけなので、ただ、利用が、以前無料のときと有料のときは、やっぱり回数が違うようなので、すみません、その辺については。

そういった意味では、状況的には聞いているのですけれども、取りまとめ、ちょっと申しわけない、していないので、すみませんでした。

○吉場道雄委員長 花見台工業管理センターですか。

○内田孝好企業支援課長 はい。

○吉場道雄委員長 その利用状況だけは後でお願いしたいと思います。

ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 30ページなのですが、緊急雇用という事業を4事業、事業を起こしていると思うのですけれども、雇用の人数をちょっとお聞きしておきたいと思うのですが。

それと、92ページなのですが、看板設置でまた17日の日に見るわけなのですから、撤去した看板のほうが多いというのは、これはどういう理由でこういうふうになったのですか。設置した箇所よりも撤去した箇所のほうが多いというのは、何か意図がというか、どうしてそういうふうになったのでしょうか。

○吉場道雄委員長 内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 まず、緊急雇用の関係ですけれども、人数で言いますと全部で12人です。内訳ですけれども、新規雇用失業者が9人、そのうちの若年者数というのは4人ということで、12人いまして、そのうち若年層が9人、その他の労働者が3人、合計で12人になります。9人のうち、若年層が4人。いやいや、すみません。ちょっと……。

〔何事か言う人あり〕

○内田孝好企業支援課長 すみません。全部で12人です。そのうち、新規雇用の失業者数が9人で、その他の労働者数が3人ということで、なっています。

工事請負費の観光地誘導看板の件ですけれども、指導標については29カ所。撤去のほうを見ますと9基ありますので、38カ所のうち撤去のほうが多いのではないかとことなのですけれども、この撤去のほうについては、ふるさと歩道の丸太になっているやつなのですけれども、数がかかりありました。撤去したのがこれだけあるのですけれども、実際に場所を見ますと、例えば笛吹峠のほうまで全部ふるさと歩道が全部あったのですけれども、今回の中では笛吹峠のほうまでは見ていません。そうしたこともあるのと、看板につきましては、地域の場合は中世、歴史をめぐるハイキング

コースと嵐山溪谷ハイキングコースということで2カ所設定をしまして、それを回ってくるようにしていますけれども、今までのやつですと、丸太の看板でいろんな場所についていたわけなのですから、ある程度そういった中を精査させていただいて数を決めさせてもらっていますので、若干差が生じたということになるかと思えます。

以上です。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 緊急雇用のやつについては、事業別に人数がわかりますか。

○吉場道雄委員長 内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 まず、嵐山町の道路施設点検委託事業、こちらで3人。それから、課税台帳整備委託、こちらで5人。それから、嵐山町墓地等管理台帳委託のほうで4人。すみません、さっきと人数が。それから、4番目で、嵐山町空き家等管理委託、こちらが4人で、すみません、先ほど人数で4人と言いましたが、すみません。4人になりますので、合計で16名。すみません。

以上です。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 そうすると、新規の失業者は何人で、その他は何人でしょうか。

○吉場道雄委員長 内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 そうしますと、全体で16人で、うち新規の方が12名、その他が5名になります。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑がないようなので、企業支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時02分

再 開 午後 2時05分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、まちづくり整備課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

森委員。

○森 一人委員 説明書の93、94にまたがって、道路管理事業です。使用料及び賃借料の土地設計積算システム機械借上料なのですが、23年度から比べますと結構大幅に上がっているのですが、その点についてお伺いします。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 これは、設計を積算する場合のシステムでございまして、これを歩掛かりだとか、そのパッケージの補修だとか、カウンターのデータの利用料、そういったものの関係でございまして、これ埼玉県は住宅供給公社に委託するものなのですが、これについては、システムが新しく変わった関係で今回上がってしまったということです。

○吉場道雄委員長 森委員。

○森 一人委員 ということは、これから、では次回の決算のときにも、大体同じ金額でずっと続くということよろしいでしょうか。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 はい、それで結構でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員 説明書の93ページ、今のところよりもちょっと上なのですが、委託料ということで、表の下が道路台帳整備・補正委託ですか、この金額が441万8,400円。23年度、同じような事業で、これは古里だったと思うのですが、距離が5.67キロメートル。これ、事業費が794万8,500円となっているのですが、例えば事業の内容というのはどういう仕事の内容なのか。

それから、あとは、距離が昨年の場合には5.6以上あって790万ぐらいだったのですが、24年度は1.691ということで441万8,400円。その単価的なものとかというのがちょっとわかりづらいのですが、その辺のところをよろしく願います。

それからあと、ごめんなさい。入れてなかった。もう一回やり直し。

○吉場道雄委員長 続けて言ってください。

○佐久間孝光委員 そうですか。いいですか。すみません。声が大きいから入るかな。

94ページ、8款のところの7番目の作業員賃金というふうに計上されていますけれども、これは具体的に言うとうどういう方の賃金なのか、確認をさせてください。

それからあとは、そこの下の13番目の委託料の中で、3つ目のポチの町道施設点検業務委託料。この事業内容を見ますと、道路施設点検として350キロメートルというような形になっているのですが、23年度のほうで、これ同じようなことなのかなというものが、道路面清掃委託ということがあって、これが509万2,500円。それで、あとは、それとは別に雨水管や雨水ますの委託料が82万9,500円というようなものを計上されていて、この道路面清掃委託費がこういう名前に変わってきたのか、ちょっと確認をさせてください。

以上です。

- 吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。
- 田邊淑宏まちづくり整備課長 まず最初、道路台帳の延長の関係でございますけれども、これちょっと延長を確認させてください。ちょっと間違っているかもしれませんので。
- 佐久間孝光委員 そうですか、はい。
- 田邊淑宏まちづくり整備課長 すみません。

それと、続きまして7の賃金、作業員賃金でございますけれども、これは道路の維持管理に必要と、要するに修繕をしていただくための作業員賃金でございます。今、作業員の賃金と原材料と機械借り上げで、直営に近い形で、修繕できるものはしていくというための作業員賃金でございます。

それと、道路の点検の関係でございますけれども、これにつきましては、緊急雇用創出基金、市町村事業、その事業の対象になっている事業でございます。今回につきましては、道路面、それと道路脇の側溝だとか、防護柵だとか、それを目視で点検していくという作業でございます。これにつきましては、新規雇用2人、既雇用1人ということで、実際には新規雇用につきましては2人で70日、延べで140日見てございます。それと、既雇用で45日ということで見た。それと、経費的な、要するに機械の経費等も入っています。

それで、先ほど言った清掃委託で、23年度にあった、それも緊急雇用で行った事業でございます。これにつきましては、道路の清掃、要するに、特に歩道のついでに道路がございまして、その歩車道境界ブロックのところ土がたまったりし

て、そういうのをきれいにしたという事業でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 佐久間委員。

○佐久間孝光委員 そうすると、94ページの賃金のほうですけども、これは、例えば下のいろんな委託の事業とかありますけれども、そういう中で雇われている方の賃金ということではなく、それとは別の方の作業員の賃金ということによろしいでしょうか。それであれば、具体的にどういう方になっているのか、ちょっと確認、もう一度させていただきたいと思います。

それとあとは、先ほどの道路清掃面、こっちは結構です。それだけ。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 道路の維持補修に関する作業に係る賃金ということでございまして、道路の側溝に土がたまってしまったとか、壊れてしまったときに直していただくと。実際にどういう人かといいますと、町内の土木屋さん、そういう方をお願いしています。

以上です。

○吉場道雄委員長 今確認していますので。

○佐久間孝光委員 よろしくお願いします。

○吉場道雄委員長 ほかに。

畠山委員。

○畠山美幸委員 1点だけお伺いします。

102ページの橋りょう改修事業のところになるのですけれども、どのようなこれで事業をなさったのかお伺いします。活力創出基盤整備交付金になるかなと。はい。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 この事業につきましては、橋梁の長寿命化修繕計画の策定業務委託ということで可決させていただいたものでございまして、これにつきましては、平成23年度に点検をやらせていただいた、それに基づきまして、24年度にその計画をつくらせていただいた、この業務の費用でございます。これにつきましては、35橋の点検をし、35橋の修繕計画をつくらせていただいたという業務でございます。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 修繕計画が35橋分出たわけですが、今後、これは改修工事が必要だと認められたものになるのでしょうか。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 35橋を計画的に修繕していこうというものでございまして、今うちのほうで計画の中で考えているのが、毎年約300万ずつの補修をしていくということになります。それを続けて言いますと、すると、実際に毎年300万で、そして5年に1度また点検をやっていくと。点検が約500万ぐらいかかるのではないかとということで続けていくわけでございます。実際には、そうすることによって、50年経過したときに、どれだけのコストの縮減になるかという話になると思うのですけれども、一応この計画の中では約29億ぐらいのコスト縮減になるのではないかと計画になっております。

以上です。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 その中で、一番古い橋は昭和何年につくられたものになるのでしょうか。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 何年というのは、今直接出てこないのですけれども、一番古いので築50年でございます。

以上です。

○畠山美幸委員 築50年が何本あるのですか。何本あるかまで教えてください。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 築50年のが1橋でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 95ページの下の方ですが、菅谷3号線の事前調整委託に入るのかなと思うのですが、六価クロムが出るのでいつもの工法は使えないという説明だったのですよね。その六価クロムはどういうものに反応して出るのか、ちょっと伺いたいと思います。

それと、今の橋梁、102ページですが、35橋をそれぞれ修繕をするということであったということですが、どんな異常があったのでしょうかね。毎年300万円程度で済むのかどうかとかいうことを思いまして、ちょっと異常の状況をお聞きをしたいと思

います。

以上です。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 六価クロムの関係なのですけれども、ちょっと専門的なことはよくわからないのですけれども、要はセメントを攪拌、要するに自然界には六価クロムというか、クロムというか、あるらしいのですけれども、それを、セメントをまず化学反応を起こし、それを吸収して六価クロムに変化するというようなことらしいのですよね、その六価クロムというのは。ですから、要するにセメントの配合量、現場によってその六価クロムの出る量というのは変わってくるらしいのですけれども、それについては、ちょっと専門的な話はわからないので、どんな反応かという、ちょっとご答弁は難しいかなと思います。

それと、次の102ページの橋梁の関係でございましてけれども、先ほど300万というお話しさせていただきました。これは、本当に軽微な修理で今の段階だと済むよということで、要するに橋の裏側に水が回らないように、今傷んでいるところをちょっと補修するぐらいだとか、そういうことらしいですね。それと、また実際に道路の表面がちょっと傷んでしまっている、その部分を補修することによって振動がなくなって、橋梁の傷みが無事に済むというような、そういうふうな形ですね。一つ一つ、一応この計画上は、どの橋にどこが悪いというのは載っていますので、それに合わせて計画的にやっていくような形になります。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 六価クロムの件なのですが、要はコンクリートと反応して出るのであれば、出る地域によっては出てしまうわけですよね、コンクリート使えば。知らないで、子供が遊んで口に入れるというようなこともあるのではないかなと思ひまして。そういう面では、課としては、この地域は六価クロムが出る、反応しやすいのだという地域としてつかんでいるのでしょうか。ちょっとそこを心配してなのです。

それと、橋梁の件なのですが、そうすると、大きな問題は嵐山町の場合にないと。その50年たっている橋も、大きな問題としてはないということで理解してよろしいでしょうか。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 六価クロムの先ほど言った関係なのですけれども、これについては、工事、設計する段階で、要は路床の支持力があるかないかというのを調べるわけなのですけれども、その場合に、支持力がなかった場合にどういう方法をとるかということになります。この場合には、土をすっかりとってしまって、骨材で置きかえる方法だとか、先ほど言ったように、セメントなり石灰なりをまぜて固める方法というのを選定するわけなのですけれども、それは、そのやる前に設計の段階で、セメントを入れることによって六価クロムが出てしまう。では、出てしまう場合にはどうでしょうか。では、置きかえにしようか、土を入れかえようか、それとも、では石灰にしようかということによって選定していくわけです。ですから、もう実際に工事に入るときについては、もう既に把握している、要するに出る出ないを把握して選定しているということになります。

それと、さっき言った橋梁の関係については、嵐山町の35橋につきましては、大きく問題になるような橋梁はございませんでした。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 六価クロムなのですが、要はカインズなんかでもコンクリの材料等売っているわけですよ。自分のうちの庭にやっしまおうかということだってできるわけですよ。私も吉田に住んでいるときに、ちょっとやりましたよ、自分のところを。つまり、そういうときに、六価クロムが発生するのではないかなと私思うのですよ。ですから、この地域はちょっとコンクリートは専門家に任せておいて、ご自分ではやらないようにしてくださいという注意をしていくことが大事ではないかなと思ひまして、地域的にもある程度把握されているのだったらと思ひまして、それも伺いたいのですが。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 この六価クロムというのは、要するに土の有機物、それと反応するわけです。土と攪拌するとき、土の中にある有機物、それにくっついて六価クロムに変化するというようなことなので、通常セメントとして、カインズホームで売っているセメントに砂利をまぜて、砂をまぜてつくるというのは、これにはちょっと該当してきません。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 2点ほど、すみません、お尋ねします。

78ページになりますけれども、フィットネスの関係なのですが、遊具等も設置されまして非常によくなってきたなというふうに、利用する保護者、子供さんたち、助かっているかなというのを感じています。

そういう中で、どこの関係も一式だということですが、どのような遊具で、あるいはどんな割合で300万ほどの工事が行われたのか、お尋ねします。

それと、もう一点は、101ページですけれども、道路照明の関係で、24年度にも対応してこられてよかったかなというふうにも感じました。そういった中で、LEDの関係がかなりこれ出てきていますけれども、これは別といたしまして、要望等が24年度間で出てきているかなと。これは、ほぼ対応ができたのか、あるいはできない部分もあったのか、お尋ねします。

以上です。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 フィットネスパークの関係でございますけれども、これの309万9,600円の工事の内容でございますけれども、これにつきましては、滑り台、おもしろ滑り台というのですか、その滑り台と、スプリングシーソー、これは幼児対象の遊具を設置させていただいたという工事の内容でございます。

それと、101ページ……。

○吉場道雄委員長 根岸副課長。

○根岸寿一まちづくり整備課管理建設担当副課長 それでは、道路照明灯の要望の関係についてお答えいたします。

平成24年度に要望がありましたのが18基ありました。それで、そのうち15基を設置しております。それで、残りの3基につきましては、25年度の予算のほうで設置をさせていただくということになってございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 ちょっと聞き方が悪かったか、ちょっとわかりませんが、フィットネスの関係ですけれども、滑り台とスプリングシーソーという、この2点と、私、遊具の関係で調査されたのは、どこの関係の費用がどんなふうに分かれているのかな

というふうに思いましたので、お尋ねしたつもりでしたけれども、再度お尋ねさせていただきます。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 この工事の内容につきまして、設計書の中身を見ないと、土工とか遊具だとかという話になると思うのですけれども、その中身を分解してみないと、ちょっとわからない部分はあります。

以上です。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、遊具だけでならわかりますか。わからなかったら、後で教えてもらえれば結構です。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 これは、遊具を設置するための、要するに掘削したり、そのための土工でございます。そういう関係ですから、1つの事業、一連の仕事の中というふうに考えていただけたらと思います。

○吉場道雄委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 2点お伺いします。

まず、101ページ、道路照明灯施設管理事業の中で、光熱水費がまた高額になっております。修繕費が320万ということです。新たに毎年設置もしているわけですが、この道路、これの整備台帳の整理というのはできているのですか。これ、道路照明灯と防犯灯を前はつけていたわけですから、そっちとの兼ね合いというのはどういふふうになっているのですか。

それから、もう一点が、駅、東西線、103ですね。東西線で、546万8,105円といろいろとかかっているわけですが、修繕費が33万9,800円ということです。これの中身的なことは、どういうことがあったのでしょうか。まずそれをお聞きします。

〔「連絡通路かな」と言う人あり〕

○安藤欣男委員 連絡通路。武蔵嵐山駅東西連絡通路の関係です。駅前広場管理事業の2点。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 道路照明灯等は、防犯灯の関係ということでございま

すけれども、今、うちのほうとすれば、両方は一緒に管理しているような形になっています。それに基づいて、台帳をつくって管理しているということでございまして、実際に今の位置づけというのをどうしているかという話なのですけれども、要するに100ワット以下のものについては防犯灯扱いにして、100ワット以上のものについては道路照明灯扱いに考えています。

それと、東西連絡通路の修繕料の33万9,800円の中身だと思うのですけれども、これにつきましては、トイレの修理、それとエレベーターの修理でございます。トイレについては、9万8,300円ですね。それと、エレベーターの修繕に関係している費用としては24万1,500円でございます。

この内容でございますけれども、エレベーターの修理ということで、エレベーターの部品の交換ですね。要するに老朽化しているとか、耐用年数が過ぎてしまっているとか、あと摩耗しているとか、そういう点検の中で必要となってきたものを交換して修繕していくというような形になります。

以上です。

○吉場道雄委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 防犯灯と道路照明灯の関係はわかりました。ただ、新たに道路照明灯をつけたと。そこに既存の防犯灯みたいなのがあった場合に、そういうことの兼ね合いというのは整理をしているのでしょうか。

それと、電気の関係ですが、昼間もつきっ放しな道路照明灯が、感知器が悪いのかもしれないかもしれませんが、あちこちあるのですね。これは、電気料については東電が契約でしょうから、それが問題ではないのかもしれませんが、それはそれなりに電気は使っているわけなので、そういうことの把握はどういうふうなことでやっているのでしょうか。その2点を聞きます。

それから、武蔵嵐山駅東西線の連絡通路の関係ですが、中身的にはわかりましたが、凝っていることをこそこそ、こそこそやるしかないというふうな感じなのでしょうが、あそこへ行ってみますと、とにかく塗装がもう大変傷んでおります。さびが流れたりしているのですが、これは早目に処理しないと、老朽化がどんどん、どんどん進行するのではないかと思うのですが、これについての把握はしているのでしょうか。考え方を、当然東武との連絡通路、跨線橋ですから、直すといっても大変費用がかかるのでしょうか、その関係は、置いておくとやたらやたら劣化が激しくなってくるので

はないかと思うのですが、その把握はどんなようにしているのでしょうか。

以上です。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 道路照明灯の関係でございますけれども、これについては、古いやつと新しいやつの関係でございますけれども、要するに交換になったものについては、今LEDに交換しているということですね。交換が出たものについては、全てLEDに交換していますので、そうすると契約内容も変わってきます。ですから、それは一度切って、新たなものに申請し直してという形で新しいものになっています。

それと、電気の屋間ついているよという関係でございますけれども、これについては、確かに電気料については、1基何ワット契約なので、幾らというふうに一基一基決まっていますので、電気料は多分同じです。

〔「変わらないのだ」と言う人あり〕

○田邊淑宏まちづくり整備課長 変わらないです。ただ、実際に明かりがついて、無駄な電気使っているわけでございますから、それについては、当然消さなくてはならないと思います。要するに修繕してですね。

それについては、把握なのですけれども、実際には、職員が通ったときに見かけたよとか、あと地域の区長さんだとか、そういう方が見かけたら、やってくださいねとかということでお願いしていくしかないのです。実際に区長さんから、その辺のところは話が来ますので、それで対応しているというような形になります。

それと、東西連絡通路の特に下の部分の塗装がちょっと剥がれてきて、さびが出てきているということでございまして、これについても、担当課のほうとすれば、一日でも早く修繕というか、補修をしたいなというふうには考えています。これについても、内部でいろいろこのことを相談して、早急に対応していかなくてはならないのかなというふうになら考えているところでございます。

○吉場道雄委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 道路照明ですが、職員が通勤等々でチェックをしているという、職員はかなり大勢いるわけですが、それについては、私もすぐ連絡しないので悪い部分はあったかもしれないです。

しばらくの期間つき放したとか、あるのですよ。これは、やっぱり注意喚起して

いないと、すぐ連絡が。職員に特に通勤の間の意識をもっと高めていただくようなことも必要なと思うのですが、それ直すにはお金もかかるかもしれませんけれども、そっちのほうが高くなってしまいかもしれません。ただ、電力の関係ですから、注意をしてもらうほうがいいかなとは思いますが、考え方についてお伺いします。

それから、東西の連絡通路の関係ですが、想定的には、大変金額が多くなってしまいうので手がかからないということなののでしょうか。大体やるとすれば、どのくらいの費用かかってしまうのでしょうか。

以上です。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 照明灯の関係でございますけれども、職員のほうにもその辺については、通りがかったり通勤の途中だとか、現場へ出てそのときに見たよというのを、なるべく連絡してもらえるように、その辺は徹底していきたいと思えます。

それと、さびの関係とか修繕の関係でございますけれども、これについては、今ちょっと検討しているところでございまして、聞くところによると、かなり高額な部分がございますので、その辺も含めて、今ちょっと検討しているところでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

清水委員。

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄委員長 では、後で。

清水委員。

○清水正之委員 1件だけちょっとお聞きをしておきたいと思うのですが、104ページです。平沢の区画整理については3億5,000万ちょっとの補助金を出しておるわけですが、24年度の保留地処分で売り出した区画数と、それから売れた区画数、それから金額がどのくらいになっているのか、また計画段階の中で、どのくらいの保留地処分が今後見込まれるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○吉場道雄委員長 菅原副課長。

○菅原浩行まちづくり整備課区画整理担当副課長 それでは、一般保留地の売り出した区画数でございますが、24年度が全体で15区画売り出しをさせていただきまして、12区

画、2,424平米が売却になりました。売り払い財産の総額が収入済みで1億307万4,094円でございます。

それから、残保留地でございますが、区画数はすみません、ちょっと把握をしていないのですが、残保留地につきましては、24年度末の段階で2億9,000万の予定でございます。

以上です。

ごめんなさい。失礼いたしました。23年度末の数字で、今、お話しさせていただきました。訂正をさせていただきます。24年度末につきましては、1億9,750万円が予定されている残額でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 今のは、計画段階で1億9,750万というのは、計画段階の中で今後の処分金額になるわけなのですか。ちょっと確認を一応したいと思うのですが。

そうしますと、ごめんなさい。

〔何事が言う人あり〕

○清水正之委員 どこまで言っているのかなというのがあるのですけれども。

〔「いいんじゃないですか」と言う人あり〕

○清水正之委員 今後の返還金も含めて、平沢の区画整理としては、どういう対応を考えているのでしょうか。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 返還金、ございます。実際に残事業が多少ございます。実際にどういうふうを考えているかということ、やっぱり残ってくるのが、返済金が残ってきます。これについては、保留地のほうも、ほぼもうなくなってくるということで、要するにもう組合として入ってくる分のお金がなくなってくるということになります。そうすると、今まで先行して投資してきてしまった部分の事業費を、町のほうで補填していくということになると思います。それについては、また町民の方、それと議員さんの皆さん、その辺のご理解を得ながらいかなければいけないのかなとは思っています。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

佐久間委員の質疑に対して答弁を求めます。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 道路台帳の関係でございますけれども、道路台帳の昨年が5.676キロメートルで794万8,000円、約800万近いお金でした。今回は、1.69キロメートルで441万8,400円ということでございますけれども、この中身によって、その金額が、距離があるのですけれども、その業務内容が少ないか多いかによって決まってくるので、一概に距離ではちょっと言えない部分があります。要するに測量を全線しなくてはならない部分があれば、測量を部分的で済む場合もございます。それも、一路線として整備しなくてはならないということでございますので、その業務の内容でその金額が決まってくるということになります。

○吉場道雄委員長 今の答弁に対して。

○佐久間孝光委員 はい、結構です。

○吉場道雄委員長 いいですか。

[発言する人なし]

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、まちづくり整備に関する部分の質疑を終結したいと思います。

暫時休憩いたします。次の再開は3時ちょうどにします。

休 憩 午後 2時45分

再 開 午後 2時58分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、こども課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員 説明書のほうですね、32ページ、第15款の小中一貫教育推進モデル事業委託金ですね。この事業は、結構からなりますけれども、何年度までというのを聞いているのでしょうか。何年度までの事業になっているのか、本年度で終わるのか、来年度に続くのか、そこをちょっと確認をさせていただきます。

それから、125ページ、これの13番の委託料ですね。この中に清掃委託料というのがあるのですが、これが87万3,075円ですか。これについてちょっと説明をしていただきたいと思います。

それから、あとそのページの18番、備品購入費、これかなり大幅にふえておりますので、その辺のところをお聞きさせてください。

それから、あとは、126ページ、4、嵐山幼稚園の改修事業のところでは旧鎌形小学校改修事業償還金というのがありますけれども、これについてもちょっと説明していただきたいと思います。

それから、あとは、最後の1点は、給食に関してなのですけれども、給食センターのほうでいろいろ対応していただきまして、放射能関係なんかは私の感覚から言うと、非常に保護者の方たちも安心しておられるかなというふうに最近感じております。味ですとか量ですとか、そういったものに関しまして、保護者のほうから心配の音がセンターのほうに届いているかどうか確認させていただきたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

まず初めに32ページの小中一貫教育推進モデル事業委託金100万円でございますけれども、同じようなということでございます。今年で23、24、25年度で終了ということで、今年までということで先般の100万円の補正もさせていただいたということになります。

それから、125ページの委託料、清掃委託料でございますけれども、大変申しわけございませんが、実際には半額ということになりまして、これは通年行っておる事業なのですけれども、23年度の支払い漏れがございまして、24年度に2年分を支払ってという経過でございます。支払い漏れということでご理解をいただきたいと思います。

それから、備品購入費ですが、これは何年……。

○吉場道雄委員長 藤永副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 すみません、備品購入費に関しましては私のほうからお答えさせていただきます。

この備品購入費、かなり金額が多くなっているというご質問かなと思いますが、これにつきましては、備品のほうで、まず幼稚園に寄附をいただきました。匿名希望ということで100万円ほど寄附をいただきました。これは芝生化の事業について使ってくださいということで寄附をいただいたのですが、芝生化に関しましては、また補助金のほうを合計150万円いただいて、整備のほうをやりましたので、大幅に、ちょっ

と不足した部分はその100万円から芝生化のほうに工事費回させていただいたのですが、大体56万円ほどまずその寄附いただいたお金が芝生化のほうに使わなくて済みましたので、寄附していただいた方に、できれば幼稚園のほうの備品を購入させていただきたいということでお話をさせていただきまして、快くご了解いただいて、その分備品のほうを購入させていただいております。主に机のちょっと古くなったものがありましたので、そういった大きいものでは買わせていただいたので、今年度、24年度の幼稚園の備品購入費がふえているという状況でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、126ページ、嵐山幼稚園の償還金ということでございます。これ改修に伴うものでございまして、24年から返金をしまして、この24年度が最後ということで終了するというところでございます。

以上です。

すみません、給食の関係でございますけれども、特にそういった声は私どものほうへは届いてはございません。

○吉場道雄委員長 佐久間委員。

○佐久間孝光委員 それでは、小中一貫のほうに関してですけれども、その小中一貫教育のほうで、際立った成果ですとか、そういったものがあれば報告していただきたいと思います。

それから、あとは、給食に関しては、そうすると保護者のほうはいろいろ個人差は多少はあるかもしれませんが、全体としては皆さん、満足をして安心して食べていただいているという認識を持っているのか、確認させていただきたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 田中指導主事。

○田中 守教育委員会こども課学校教育担当指導主事 では、小中一貫推進モデル事業の成果についてお話をさせていただきます。これ一つには中1ギャップの解消ということで、6年生から中1になる間に小学校や中学に入りギャップがあつて、そのために登校拒否になってしまったりとかということがあるのですけれども、中学校の教員が小学校に出向いて授業を行ったり、また小学校の先生が中学に行つて授業を行ったりとか、また合同で授業を行ったりということで、もう学校に、中学に行つてどう

なってしまうのだろうという不安が解消されたということもあるのが一つの成果であり、また中学1年生になってから新たな登校拒否が出たということはありません。

それから、もう一つは、学力向上という目標があります。やはり小学校に中学校の先生がいて、専門的に外国語活動を教えたりとか、また算数の授業をTTを組みながら一緒に行ったりとかということをやっております。

この成果がすぐに出るか、出たかどうかはわからないのですが、実際に昨年度と比べて今年度行いました埼玉県学習状況調査、あと全国学習状況調査におきましては、中学校は県平均を全て超えているということで、今まで菅谷小・中学校ではちょっと県平均との差が、これよりも低いということがあったのですが、今年度はその成果が出たのか、まだはっきりはわかりませんが、そういう結果が出ているところであります。

また、大きな成果が出てくるのは今後続けていくということで出ていくのではないかなということです。

もう一つは、教職員の意識改革です。やっぱり9年間で子供たちを育てよう、6年間、3年間と分けるのではなくて、9年間で子供たちを育てるという意識が高まっている。また、地域の方々がそれに協力をしていただいているということが大きな成果だと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、給食の関係で私のほうから内容をお答えさせていただきたいと思いますが、好き嫌いのある方ももちろんいらっしゃいますし、さまざまだとは思いますが、直接私のほうもそういった声はお聞きしていません。放射能の検査の関係の団体、グループの方たちともたまに話しますが、そういう方たちでも、趣旨が違いますから、言わないかどうかはちょっとわかりませんが、そういった方たちにも給食云々という声を直接私も聞いていませんので、ある程度の満足度はあるのかなというのが事実でございます。

○吉場道雄委員長 佐久間委員。

○佐久間孝光委員 小中一貫のほうですが、これは今菅谷中学校と菅谷小学校だけに適用されているのかなというふうに思いますけれども、玉ノ岡と七郷小学校、志賀小学校のほうは、これは一切今のところはこの中には含まれていないという認識で

よろしいでしょうかね。

あと、給食に関しては、これはもう質問ではないのですけれども、いろいろな考え方の方もおられたりすると思うのです。また、アレルギーとかいろいろあるかなと思うのですけれども、なるべく保護者の方たちのご意見を吸い上げていただいて、より安全で少しでも楽しめるような給食にしていきたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 田中指導主事。

○田中 守教育委員会こども課学校教育担当指導主事 委嘱を受けているのが菅谷小学校、中学校、あと教育委員会としても受けておりますので、取り組みとしましては、できることをやっていこうということで、玉ノ岡中学校のほうでも行事のほうですね、参加させたりとか、そういう形で小中一貫のほうを行えることを考えております。

町のほうでも小中一貫推進委員会というものを立ち上げてまして、町としても今度これでモデル事業が終わってしまいますと、予算もつかなくなるので、お金がなくてもできることがないかということは今模索しているところであります。

○吉場道雄委員長 小久保教育長。

○小久保錦一教育長 この小中一貫モデル事業につきましては、ご承知のとおり、県下8地区に指導を受けまして、菅谷小中が一校一校の一貫なのです。ところが、玉ノ岡中校区を例にとれば、志賀小と七郷小、小学校2校と中学校1校でも県北の地区でやっているわけです。私どもは、今後のことですけれども、そちらのほうのやっているのを多分本年度中には成果として本町のほうへ行きますけれども、出てくると思いますので、先ほど指導主事の回答のように検討していく必要があろうかなというふうな見方で捉えています。

なお、この間、菅谷小学校の学校訪問がありまして、また夏季休業中の小中一貫の教職員研修会、町内小中学校全員が参加した研修会が、これが午前中の協議の話題でございまして、指導に来ていただいた下村前町長の指導主事から県下でもトップ級の連携を今やっている。特にPTAがすごいのです。PTAの連携もすごいのです。先生方の連携はもちろんなのですけれども、バックアップしてくれている。これは、やはり一つのモデル地区として、嵐山町のこの一貫教育を今後一層推進していかなければいけないなというのが今感じているところでございまして、また皆様方にもこのことについては注目していただきたいと、このように思います。

○吉場道雄委員長 ほかに。

畠山委員。

○畠山美幸委員 2点お伺いします。

123ページの一番下にあります学力向上支援員、この事業内容についてお伺いします。124ページの中学生社会体験チャレンジ事業、こちらの報償費が昨年に比べまして倍近くになっております。以前の教育長さんが、なかなか受け入れをしてくださる企業がないのだということだったのですけれども、今回は大分受け入れをしてくださる企業がふえたからこうだったのか、一応内容をお伺いしたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 田中指導主事。

○田中 守教育委員会こども課学校教育担当指導主事 学力向上支援員さんについてなのですが、その前年度も玉ノ岡中学校の理科支援員さんという形で、理科実験ボランティア、理科の実験とかを手助けをしてくれるという形で行ってもらったのですが、同じような形で今回その理科支援員さんの授業がなくなりまして、そのかわりに学力向上支援員さんという事業に変わったのですね。ただ、やっている内容としましては、理科の実験ボランティアという形で入ってもらって、どうしても理科の教員が1名しかおりませんので、理科実験のボラの補助ですね、補助的な立場という形でやっていたいておりました。

○吉場道雄委員長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、124ページの中学生社会体験チャレンジ事業の報償費につきましてお答えさせていただきます。

昨年、菅谷中学校並びに玉ノ岡中学校、両方の部分ですね、19事業所、これは公官庁も含めてでございますけれども、19カ所で受け入れていただいていると聞いております。

例えば保育所だとか、またお店等々でございまして、19カ所ということですので、大分ふえている。その手土産というか、謝礼というかという内容になっています。

以上です。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 そうしましたら、理科支援員さんの名称がこういうふうになったという形だということですから、実験というのは本当に今理科離れと違ってよく言われ

ておりまして、何年か前からこの事業が入ってきたわけですが、これは中学校で、小学校ではなくて、小学校・中学校両方でやっているものなのではないでしょうか。ちょっと授業内容をもう少し教えていただいてもよろしいでしょうか。

それと、報償費の関係ですが、では事業所が大分ふえてきてくれたということではよかったなと思います。ちなみに、何を差し上げたのか教えてください。

○吉場道雄委員長 田中指導主事。

○田中 守教育委員会 ども課学校教育担当指導主事 学力向上支援員さんのほうなのですが、こちら小中どちらでも構わないという事業でした。学校のほうで必要だということがあれば手を挙げて、また全員それをやったとしても全てがつくというわけではありませんので、今回は玉ノ岡が手を挙げて玉ノ岡についたということになります。

そして、小学校のほうは、また別の小学校理科支援員というのがございまして、それが七郷小学校についております。昨年度に続いてですね。

○吉場道雄委員長 簾藤ども課長。

○簾藤賢治教育委員会 ども課長 お答えさせていただきます。

洗剤のちょっとした本当の気持ち程度のものということです。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 学力支援員さんのほうは、年間何回実施されたのかお伺いします。

それと、報償費の関係ですが、洗剤程度ということですが、私、これ前に質問したときに、そういうのは要らないのではないのでしょうかと言ったことがあったのですが、やはりお願いする、本当に仕事が皆さん忙しい中でやっぱり子供さんを受け入れてくれるということで、やむを得ないことなのではないでしょうか、確認したいと思います。

○吉場道雄委員長 田中指導主事。

○田中 守教育委員会 ども課学校教育担当指導主事 1日3時間で40回行っていきます。

○吉場道雄委員長 簾藤ども課長。

○簾藤賢治教育委員会 ども課長 本当の気持ち程度のものなのですが、子供たちが忙しい中でということでご理解いただきたいと思います。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 74ページのこども医療費なのですが、乳幼児は利用者が減って利用費も減ってきていると。子供のほうは利用者が減ったのに医療費はふえたと。ちょっとこの辺、分析できているようでしたら伺いたいと思います。

それから、112ページの奨学資金貸し付けの関係なのですが、貸し付け状況と返済状況を伺いたいと思います。

それから、下の英会話指導事業ですけれども、ここで委託をしている先生と現場の先生との連携というのはとってやっているのか、伺いたいと思います。

それと、ちょっとページが、学校関係全体なのですが、電子黒板というのはどの程度利用されているのかわかりましたら伺いたいと思います。

それと、学校関係では、24年度はどんな問題が発生したのか、伺わせてください。

それと、最後に給食の関係なのですが、委託でやっているわけですけれども、あそこで働いている従業員の賃金というのは幾らで雇われているのかちょっとお聞きしたいと思いますが。

それと、昨年12月に調布市で女の子がアレルギーで亡くなるという事故が発生したわけですけれども、嵐山町でもアレルギー事故が発生した場合、どういう対策がとられるのか伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 それでは、こども医療費の件につきましてお答えさせていただきます。

74ページでございますけれども、こども医療費の増減につきまして分析できているかということでございますが、あくまでこども課のほうといたしましては、申請された領収書等に基づきまして、個人負担の分を助成するわけでございまして、そのかかった病気ですとか内容につきましては、こども課のほうでは分析はできないということでございます。なので、件数がふえた、もしくは1件当たりの単価がふえたということにつきましてはわかりますが、その内容がどうかということまでは分析はできないということでございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 この奨学資金の件につきましては、ちょっと今調べ

ていますので、後に回させていただきたいと思いますが、まず112ページの英会話の派遣事業ですが、現場と連携をとっているのかどうかというご質問でございますけれども、学校を回る日は毎日、菅谷中学校、玉ノ岡中学校に1人ずつ行っているようです。それで、なお、菅中に派遣されているお一方は、菅谷小学校に週に1回ずつ5、6年生を対象に1時間ずつ授業をやっていると。玉ノ岡中につきましても、七郷小学校、志賀小の5、6年生のクラスに出向いて。大変好評でございまして、信頼もある上手な先生だという話は現場から聞いています。

それから、電子黒板の利用状況でございますけれども、詳しくは各校の利用状況というのは現在把握しておりません。申しわけございませんが。

それから、24年度どんな問題が発生したかということでございますけれども、余り記憶というか、どの程度の問題なのかよくわかりませんが、ちょっとお話をしにくいところでございます。

それから、給食の賃金ですか、これにつきましては委託契約の中でやっております、それぞれの単価とかそういったものを私のほうは把握しておりません。

それから、アレルギー対策でございますけれども、各校でマニュアルをつくって対応、そういうことでございます。今私のほうが把握しているアレルギーの関係では、大きなアレルギー、大きなアレルギーと言ったら変なのですけれども、軽度の方はいるといのは把握してまして、給食の成分表等も全部お配りして、これは除くとかだめだというようなことを事前にお知らせをしていると。それで、細かい部分については、学校からセンターのほうに問い合わせをいただいていると、それで対応しているということでございまして、重篤になるようなアレルギーを持つ生徒さんは今のところいないということはお聞きしております。

それと、障害福祉基金につきましては、ちょっと調べさせていただきます。

○吉場道雄委員長 田中指導主事。

○田中 守教育委員会こども課学校教育担当指導主事 電子黒板について補足をさせていただきます。ICT活用ということで町でも委員会を立ち上げておりまして、そちらのほうで活用についての研修を行っております。各学校2台ずつしかないということもありますので、使用はしているのですけれども、やはり全体に活用というのはなかなか難しい状況にあるということです。ただ、使っているところは本当に勉強に使って、効果を与えているのではないかなというふうに思います。

○吉場道雄委員長 小久保教育長。

○小久保錦一教育長 どんな問題というのが理解しにくいんですけど、例えば児童生徒のことということに限れば、24年度については特に心配をするようなことがなかった。つまりその前の23年、22年は、ちょっと学校も大変だったところがありましたですけども、その努力の結果、先ほどの小中一貫等の連携で、やはりそれらについてもいい方向に行っていたのではないかなということのを了承しているところです。具体的なもっと詳しいことについては、ちょっと私はわからないのですけれども、大きな問題はここだと思います。

○吉場道雄委員長 藤永副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 それでは、奨学資金の貸し付けに関しまして、私のほうからお答えさせていただきます。

平成24年度の貸し付けの関係ですが、返還金の金額が369万2,450円で、人数では17人分です。また、24年度新たに貸し付けをしました金額が434万円で人数では8人分でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 この医療費なのですが、担当課のほうでは内容まではわからないと。そうしますと、1件当たりがちょっとふえてきているということは違うのか、そのデータは持っているお話でしたので、わかる範囲で結構ですので伺いたいと思います。

それから、奨学資金ですが、滞っているというような人が何人ぐらいいるのか、ちょっと生活状況もしおりましたら何えればと思いますが。

それから、英会話なのですが、これ委託ですから連携をとってやってはまずいわけなのよね。これ業者からやらないといけないわけですので、やっぱりその点は注意をして、やっぱりこういうのはやりづらいわけですので、私はきちんとした先生を雇うべきだというふうに思うのですけれども。こういう労働法に触れるようなことをやってはまずいわけですので。

先生と、当然ですよ、連携をとるというのは。連携とっていかなかったらうまく生徒に教えられないのですからね。それができない状況が、労働者を守るためにこれらの労働法があるわけですので、やっぱりきちんとした先生を雇っていくべきだというふうに思うのですが、ちょっとお考えをお尋ねします。

電子黒板、余り活用されないだろうなということは、導入時に私、きのうこれ申したのですが、大体そういう状況だということがわかりましたので、これは了解です。

学校の問題、これは教育長から大きな問題がなかったと、それが聞ければいいのでわかりました。

給食センターの従業員、最低賃金は守られているのかどうか。やっぱりそういうところも守られていないようでは、やっぱりまずいわけですので、そこはきちんと私は確認する必要があるというふうに思うのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

それから、アレルギーなのですが、調布市でもマニュアルはあって、どこでもあるのだと思うのですよ。でも、やっぱり死亡というまで、最悪の事態にまでなってしまったわけですね。ですので、ぜひ調布市の状況から、さらに何が欠けているかをこのマニュアルに足していくことが大事ではないかなって思うのですけれども、ちょっと考え方を伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会子ども課子ども担当副課長 子ども医療費の件数と金額でございますけれども、全体の件数でございますが、24年度につきましては全体で2万2,727件ございました。ですので、1件当たり1,683円ということで把握をしております。

乳幼児と子供につきましては、平均値を出してございませませんが、乳幼児につきましては合計が1万1,787件ございました。金額といたしましては、1,717万891円でございます。子ども医療費につきましては、1万940件ございました。金額といたしましては、2,109万4,216円でございます。ですので、こういった件数と金額での比較はできますが、内容につきましては、レセプトを見ることはできませんので、こういった病名とか、こういった内容というのは、細かいところまでは分析できていない現状でございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 藤永副課長。

○藤永政昭教育委員会子ども課学校教育担当副課長 それでは、奨学資金の未納者の関係についてお答えさせていただきます。未納者は24年度からで2人でございます。金額にしますと89万円でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 簾藤子ども課長。

○篠藤賢治教育委員会こども課長 英会話の講師の派遣事業でございますけれども、私どものほうで提供受け入れの学校と会社を通じてという意味で、また雇っていく考えはということでございますけれども、今の現段階では私どもでは考えてございません。

それから、給食の関係でございますけれども、最低賃金が守られているかどうか確認するべきだというお話でございますけれども、約款の中にうたって遵守されていると、このように考えております。

それから、アレルギー対策でございますけれども、養護の先生を中心に、県の講習会とか研修会、そういったものに積極的に参加をいただいております。それで、それを各学校に持ち帰って、協議を図って、またマニュアルを必要に応じてその学校の子供たちに合ったものに変えるという作業もされておると考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 英会話、これを見る限り、数字だけちょっと聞いたらもう少しわかるかなと思ったら、ちょっと内容までわからないですよ。わからないですね。わかりました。これはいいです。

それと、奨学資金ですが、この2人の方は、ちょっとどういう状況で返済が滞っているのでしょうか。返済する考えがあるのかどうかは確認しているのか、お伺いいたします。

英会話なのですが、会社と連携をとっていると。会社とでしたら、これは問題ないのですけれども、子供たちにとっては、その方法はワンクッション会社が置かれるわけですから、いい授業にはならないはずですよ、だと思えますよ。ちょっと折に触れて、またこの問題は質問したいと思えますので。

〔「会社からですから指導できないのです」と

言う人あり〕

○吉場道雄委員長 続けて、お願いします。

○川口浩史委員 それと、給食調理場の最低賃金、約款でうたっているだけでは守られているかどうかというのはわからないではないですか。これで、今年度末あれでしょう、改定でしょう。次の業者がどうなるかは別にしても。やっぱりこういうのは確認をしていかないとまずいというふうに、やっぱり思うのですよ。現場の労働者も、もし守られていないので働いているようでは、悲惨ですよ。やっぱり官製のワーキング

プアというのはつくらせないためにも、確認というのはとってほしいと思うのですが、もう一度確認したいと思います。

○吉場道雄委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 一般的な町の契約については、河口委員さんもお承知だと思うのですが、全ても標準契約約款に基づいてやっているわけなのですが、その中に今の労働基準法ですとか労働安全衛生法、それから最低賃金法、労働諸法を守っていただくようにその約款の中で決めておまして、これに限らず確認はしておりますけれども、守られているというふうに思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 藤永副課長。

○藤永政昭教育委員会 子ども課学校教育担当副課長 奨学資金貸し付けの利用の状況でございますが、2人のうちの1人の方は、借りた本人、大学も卒業しまして一旦社会人になったみたいなのですが、ちょっと失業して、本人がちょっとなかなか返せる状況ではないということで、親御さんのほうが返納には対応してくれているのですが、やっぱり年金暮らしなものですから、今2カ月に1度、少しずつですが、ここ数年返金と申しますか、していただいています。この方は、今現在は東松山市に住んでいますので、東松山市まで徴収に行くというような状況でございます。

もう一人につきましては、なかなか連絡をとって、返納のほうをお願いをしておりますけれども、定期的に返納していただくということはちょっとまだできておりません。その都度、また今後も催促と申しますか、督促はしていきたいと思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 簾藤 とも課長。

○簾藤賢治教育委員会 子ども課長 先ほどの奨学資金の関係でお一方、東松山の方に年金からお支払いいただくという方の説明をいただきましたけれども、その方も先般お伺いしたときに、残り幾らだったというような話も聞いていますので、その額によって対応していただけるのかなと期待しているところです。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 幾つかあるのですが、先ほどの乳幼児医療費と子ども医療費

の関係ですが、これは高額療養費の部分とかは省いた部分に出てきていると思うのですけれども、そうすると、レセプトがなければ全然わからないという形で、こども医療費の問題点というのが、乳幼児医療費もこども医療費もどういふふうな形で使われているかという実際の問題点は、去年も聞いたかもしれないけれども、おとしももしかしたら聞いているかもしれないけれども、それは全く改善されていないということですよ。

その中で、こども医療費が窓口払いの廃止をしないで続いているという現状があるということで、一つなのですけれども、平成24年度は乳幼児医療費に関しては、1人当たりの、件数ではないですよ、1人当たりの金額にすると1,200円ぐらい減額になっているのですよ。一方、こども医療費のほうは、これは1人当たりにすると1,300円ぐらいかな、すみません、2,100円ぐらい上がってきているのですよ。そういうふうな状況があって、それでなぜこういうふうな形になっているかというのがわからなくて、例えば保険料、国民健康保険でもそうですけれども、高額医療費の子供が1人か2人いたら、それでぽんと上に上がってしまいますよね。その部分が全く把握されていなくて、こども医療費のことをやっているということ自体が問題なのですが、これは高額医療費についてとか、そういったチェックを一切することなしに今までもやってきたということなのか伺いたいと思います。

それと、もう一つ、次行きます。これ何かばらばらしているのですけれども、保育料なのですが、保育料、嵐山町では当然……

○吉場道雄委員長 ページ数はわかりますか。

○渋谷登美子委員 21ページの保育料と、それから保育士の負担金、それから県の補助金、それから国の補助金、町の負担金。これページ数がいっぱいあるので、その中のことなのですけれども、保育料の実施、委託料と、全部ばらばらになっています。それを一つにまとめてというか、改めてお話を伺いたいのですけれども。嵐山町が実際に国基準だと支払っている、幾ら支払う、本来ならば国基準だと幾らであるところを、嵐山町自体は町はどのぐらい支払っていて、そしてその差額というのはどのぐらいになっているのか伺いたいと思います。

それから、次に、76ページと77ページの中に児童手当支給事業があるのですけれども、その中で施設入所の子供がまたいろいろ出てくるのですが、25年の3月31日の数字でやっていったほうがわかりやすいと思うので。3歳から就学までの子供が一体何

人いたか、そして小中学生は何人いたか。実際に施設の入所の事情というのは、どのようなものであったのか伺いたいと思います。

それから、今度は112ページになるのですけれども、これはちょっとわかりにくいのですけれども、小川町広域適応指導教室に68万円あって、それから、ごめんなさい、これ全体的な話になってくるのですけれども、さわやか相談員を支出しています。ところで、そのところで、今回の社会教育委員会の評価報告書では、登校拒否の子供が、小学校が3人、中学校が14人という形でした。その報告です。その中で、小川町の広域適応教室に行っている子供もいるのかもしれないし、さわやか相談員の対応の子供もいるのかもしれないし、生活の状況から一切家から出ることができなくて将来ひきこもりの予備軍になっていく子供もいると思うのですが、それぞれの子供たちに対してどのように対応していたのか、伺いたいと思います。これが嵐山町の一つの学校教育の大きな課題ではあると思います。

それと、次に、119ページになる、またこれもいろいろばらばら進んでいるのですけれども、要保護、準要保護の支援費があります。菅谷小が121万1,733円、志賀小が34万72円、菅谷中が329万3,505円で玉ノ岡中が86万9,225円で、これ合計しますと936万1,641円です。

ところで、一方、歳入のほうで見ますと、国の国庫補助のほうが1万7,000円で、ほとんど地方交付税からも入ってきていると思うのですが、町がこの要保護、準要保護支援に対して、どれだけの費用を出しているのか伺いたいと思います。

それと、次が134ページになってくるのですけれども、学校給食センター所長の報酬が204万円と、臨時職員が66万9,600円ということになっております。この職務内容について伺いたいと思います。

本来、22年度からでしたっけ、23年度から給食センターは委託事業になったので、人の配置を一切管理者はやらなくてよくなったわけですよ、所長は。そうすると、どのような仕事をこの2人でやっているのか。調理をすることは全部頼むわけですし、栄養士さんが献立をつくるわけですよ。何をこの仕事としてやっているのか伺いたいと思います。

それから、要保護の子供のことなのですが、これは決算書には出ていない形なのですが、虐待があると思われる子供と、それから親の相談の把握については、どのように、実際に平成24年度はどのように把握されて、そして実際にどのような措置をなさ

っていったのか、伺いたいと思います。

それと、これページを書いていなかったのですが、これは113ページになるのですが、けれども、発達障害児等早期支援教諭が巡回支援補助として2人分、33万円が出ています。この33万円と、それから嵐山町の学校教育の中でどのようにノーマライゼーションが進んできたのか、伺いたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 私のほうから、こども医療費の件と保育料の件、それと児童手当の支給対象人数についてお答えをさせていただきます。

まず、こども医療費の件なのですけれども、高額医療の分が考慮されているかどうかということでございましたが、基本的にはこども医療費の給付につきましては、自己負担分をお支払いしますので、高額医療で発生した場合でも自己負担分の分についての支給があります。だから、高額医療になった場合でも何十万とか払いますが、そのうちから健保組合のほうから給付される分について除かれた分、あくまで自分で払った分だけ2万円ほどは自己負担になると思うのですけれども、その分についてがこども医療費の支給対象となりますので、それほど高額医療の件数が、実際件数等を見てみませんと何件というのはお答えできないのですけれども、手元にございませんけれども、そういった支給方法でございますので、高額医療がある場合には、当然健保組合のほうと確認をさせていただいて個人負担について支給していくという状況でございます。

何度も以前からご質問をされているのですけれども、確かにこども課のほうでは、保護者の方から来た領収書しか見るものがございませんで、内容が何の病気でどういった傾向でふえているとか、そういったものはつかめないので、非常にこども課としても歯がゆい部分であるのですけれども、あくまで請求の金額と件数のみしか、さっきもお答えしましたけれども、それしかありませんので、もしその内容までということになりますと、当然レセプトが健保組合のほうに来ますから、健保組合のほうでそういった傾向を出していただければ、嵐山町でどういう傾向であるのかというのはわかるかなと、ちょっと考えているところでございます。

続きまして、保育料の件ですけれども、保育料につきましては、先ほどおっしゃいましたように、21ページの、まず町がいただいています、保護者の皆さんからいただ

いています保育料、それと24ページにございます国からの補助金と負担金ですか、それと27ページにあります県からの負担金ということで、それを町から各園に支払われる支弁費に充ててございます。町から払っています支弁費が年間で2億5,130万5,030円でございます。そのうち保育料ですが、21ページにあります保育料につきましては、これは収入されているわけでございますので、実際の調定額といたしましては6,400万4,880円でございます。

国の補助金関係でございますけれども、国からは3,677万9,715円、県からは7,355万9,430円ということでございました。差し引きしますと、町からの負担が7,696万1,005円というのが町の負担金でございます。

それで、純粹に町がどのぐらい負担がふえているのかということでございますけれども、国、県の補助金につきましては、国で決めております保育料の金額がございません。本来ですと、国で決めている保育料で取るべきところを嵐山町だけではございませんけれども、嵐山町では保育料を独自に決定をして保育料を徴収をとりますので、大分国の保育料よりも基準額は低くなっております。なので、その差額は、国の基準で保育料をもし取ったとすると9,667万8,490円になります。国の基準で保育料を取ったとしてですね。ですから、町と比較しますと、町が6,400万くらいでしたか、約3,267万3,000円ほどの差があります。そのくらいが、町がその国との保育料の差ということで余計に負担をしているという額でございます。

続きまして、児童手当の支給の人数でございますけれども、25年3月、年度末の数字でということでございましたので、ちょっとお答えさせていただきます。これ児童手当の支給区分でちょっとなってしまいますので、3歳未満の児童でございますが、310人、3歳未満、はい。それと、3歳以上小学校6年生までが1,303人、中学生が487名、それと施設入所でございますが、施設入所が52名でございます。それで、施設に入っている方の理由ということでございますけれども、この施設入所につきましては児童福祉法で措置されているお子さんでございまして、基本的にはその児童相談所から措置をされますので、町のほうではこういった理由で措置されているかというところまでは把握できません。基本的に嵐山町につきましては、嵐山学園さんと嵐山郷さんの2つの施設が対象の施設になってございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 田中指導主事。

○田中 守教育委員会こども課学校教育担当指導主事 よくわかりました。小川町の適応教室に関連してのことになるのですが、一つ、登校拒否というお話があったのですが、登校拒否という項目で学校で調査をしていることはございません。こういう項目自体がないのですね。それで、ここに上がっている不登校という形になります。不登校というものになりますと、不登校、ちょっと説明させていただきますと、長期欠席者というのは年間30日を超えた者が長期欠席者という形になります。それで、その長期欠席者の中にも段階がありまして、病気での長期欠席、それから経済的理由による長期欠席、それから不登校による長期欠席、そしてその他ということになります。今回ここに挙げさせていただいたのは、その中で不登校という形になります。なので、まず一つは、経済的な理由で不登校になっている生徒はいないと、児童はいないという形になります。

それで、学校等の対応なのですけれども、小川適応指導教室の広域適応指導教室のほうに24年度通っていた生徒は2名ということになります。そのほかにフリースクールというのがございまして、フリースクールに通っていた児童が、小学校で1名、それから中学校で1名という形になります。それで、先ほど心配されていたような、全く家から出ないという子の形になりますと、中学校で1名という形になります。

この子は小学校からずっと不登校が続いていまして、中学に入っても全く学校に来られない状態でした。本当にいるのかどうかもわからない状態だったのですけれども、こちらのほうは中学校のほうで一度も出てこないのはまずいということで、それ以外は月1回程度、父親が学校に訪問していたという形があるのですけれども、とにかく子供を見ないことには安心できないという形でお話をして、やっとお子さんを連れてきてもらったという形で、生徒も確認できているという形になります。一番心配なのはその子なのですが、ただふだんの日はお母さんと一緒に買い物をしたりとか、そういうことを行っているという形です。ただ、学校のほうとしては定期的に家庭訪問、それから電話連絡ということを行っております。

そのほかの不登校の子たちの対応としましては、さわやか相談員がかかわって連絡をとったり、さわやか相談室のほうに登校してもらったりという形をとっている子が、このさわやか相談室、中学しかないのでも中学のほうで3名程度という形になります。それ以外の学校に来られない子ということなのですけれども、先ほど言いました30日という基準がありますので、全く学校に来ていないということはありませんので、学

校に登校しているときにはちゃんと教室に行って授業を受けております。休んでいるときには、やはり担任が家庭訪問、それから電話連絡ということを行っているという状況であります。

以上です。

○吉場道雄委員長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、私のほうからは、要保護、準要保護の関係につきましてお答えさせていただきたいと思います。

町がどれだけ出しているかということでございますけれども、まず今回、24年度につきましては、被災者、3.11の被災の方についても準要保護扱いをしているということで、この中に含んでございます。それから、プラス嵐山幼稚園の園児として該当する方がお一人いまして、扶助費として手続を出しています。要保護、準要保護という言葉、プラス被災されて避難されている方も対象になっているということでご理解いただきたいと思うのですけれども。

そうしますと、歳入とすれば、お話しいただいた国からの1万7,000円、それから30ページになるかと思うのですけれども、県の教育費補助金ということで、この中に被災児童生徒就学等支援事業費補助金ということで30万9,000円の歳入がございます。それで、プラスこれは数字にはあらわれないのですけれども、準要保護の対象の経費につきましては、交付税算入の、ですから交付税の一部に幾ら入っているかまではわかりませんが、対象にされているということでご理解をいただきたいと思います。

なお、虐待で、要保護の方の虐待とか親の状況につきましては、前田副課長よりご説明させていただきたいと思います。

○吉場道雄委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 それでは、虐待と思われる親御さんたちの支援ということでございますけれども、嵐山町につきましては、児童福祉法で言われております要保護児童対策の地域協議会というのが関係する機関の方々を委員にしておりまして、そういった会議がございます。当然学校、もしくは民生委員さん、民生児童委員さん、警察、病院関係等、それぞれの児童福祉関係の関係機関がメンバーになっております委員会がございます。そういったところで、学校に通っているお子さんであれば、当然学校のほうからその要保護児童対策地域協議会のほうに上がってきまして、その中でケース会議等を開いたりしまして、そのお子さんに対している

んな方面から支援をするような形で対応をとらせていただいております。

その一環もありますけれども、なかなかそういったのを見つけるとかいうことも難しい、発見するのも難しいところがありまして、24年度もそうですが、広場事業というのを始めておりまして、そういったところでもそういったお子さんたちを早期に発見できればなということで実施をさせていただいております。そういった形で、さまざまな方面からそういった親御さんたちを早期に発見して支援ができるような形で対策をとってございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 大変失礼いたしました。要保護、準要保護のところ、町がどれだけ出しているかというようなお尋ねがございまして、それにお答えしていませんでしたのでお答えさせていただきたいと思います。

全部幼稚園のほうにいきますと、939万7,741円、それに先ほども説明した1万7,000円と30万9,000円を単純に引きますと、足してみますと32万6,000円ということでございます。差し引き907万1,741円ということになるかと思えます。なお、先ほどもお答えしたように、プラス交付税分というエクスというか、そういった内容になっていると思えます。

○吉場道雄委員長 藤田学校給食センター所長。

○藤田清千教育委員会こども課学校給食センター所長 所長の仕事と学校給食センターに係る臨時職員の仕事ということでお答えします。

全く畑の違うところから今年参りましたので、非常に私としてもいい勉強をさせられております。恒常的には、公会計、公金の確実で本当にミスのない、そして予算的な執行というのも本当に気をつけてきました。これは、今までの職とは違う緊張感というのが、特に最初の三〜四カ月ずっと続いておりました。間違ったらいけないということで。

それから、2つ目は、私会計、学校給食費の、こちらは私の直接の仕事ではないのですが、私のほうが各学校の、先ほど出ましたように例えば準要保護とか要保護とか、そんなもろもろの条件を調定しまして、その調定額を幼稚園も含めて各学校にお知らせする、こういうミスを絶対起こしてはならない。特に5月、6月という、未納者は後から入れてきたりとか、それから前年度分のお金を入れてきたりするので、その

差し引きを、これもミスのないようにということで緊張していました。

それから、3つ目は、渋谷委員さんがよく質問されてきたその調理業務委託にかかわってなのですが、これは私が直接かかわることができるのは、向こうの会社の方、その方1名、それから栄養士さんもかかわれるような、いわゆる現場責任者です。だから、私は直接ほかの方と色々な話をするにしても、業務にかかわって話をすることはありませんで、そういう人とはやっぱりあの調理場の中でやっぱり衛生の部分、そして調理員さんたちが安全で事故が起きないように、まず仕事をしてもらうということを第一によく話しました。いろんな方がいますのでね、元気いっぱい働いてしまったりしちゃいますから、そういう部分についてはお願いをしています。例えば向こうから言われて、「所長、挨拶してください」と言われたときには、学期に1回ですけどもね、そういうような落ちついて仕事をしようとか、そういうようなことを言わせてもらっています。

4つ目は、あそこのいわゆる機械設備ですね。非常に高額なもので、これもリースですから、その良好な稼働を常に維持しなくてはならないという部分で、この常日ごろの保守点検というのを、私が直接直せるわけではないのですが、何かトラブルが起きた段階ではすぐ現場責任者が私のところへ来て、そこからまず保守点検業務会社に連絡し、それでもだめならメーカーに連絡と。こども課では、副課長のほうの担当の方がやっているのですが、常にそういうことを気を配っていました。

そして、恒常的な仕事ではないのですが、例えば総務課長が前任の職員の時代からずっとつけてきた、その嵐山の地元の食材とか比企地区の食材をどうやったら有効に使えるかということの流通の過程の、また現場から随分いろんな課題が出てきてしまっているの、そこをうまくクリアして、いい連携がとれないかな、それから、良い納入を農家の方、食材業者さんがいないかなということでも、交渉とかそういう工夫は課長も含めてさせていただきました。

それから、食材の決定については、毎月1回ですけども、各業者さんがサンプルを持ってきますので、それを最初は全部食べて、その日は気持ち悪くなってしまったという。だから、予算でとか言われても非常に困るのですが、私の舌の中で決定した魚でございます。あの中で、本当にだめなもの即だめですから。値段との中で決定させてもらっています、栄養士さんと2人で。そういう仕事もしております。

それから、献立については、やっぱり栄養士さんたちというのは一人職ですから、

切磋琢磨という点ではなかなか難しいと思います。そして、長年の経験の中で同じような、埼玉県内同じような1食当たりこの金額で、そして副菜をつくっている業者さんも限られている中で選定していくというと、それは献立に限りが出てきます。それでも、私は現場側から上がってきたものですから、現場には現場の不満の声があるわけです。それは、なかなか改善できないということも事実もわかっていたのですが、実際に私が入ってやれそうなところはやってもらいました、その栄養士さんとの間の中で。それで、そういうことが、これは恒常的なものではありません。あくまでも栄養士さんも含めて調理員さんたちのモチベーションですね、その労働意欲も含めて、それを潰すようなことは絶対にしないということは心がけました。

それから、関連団体と、センター所長ということで給食センター所長会議とか県の学校給食会、それから食育関係絡み、こういったところに私の役割だと思って出ております。

納入業者の選定については、前所長が2年契約で全部やってくださいましたので、この半年余りの仕事の中では、私はそういう難しい仕事はしないでこれしております。これから年末に向けて、また以後の業者選定というもので、またここの皆さんの指導を受けながら、公平公正なよいお店とまた契約を結べたらいいなと思っています。

次、続いて、臨時職員さんの仕事です。臨時職員さんは、今話した、私の話した私会計の部分の調定に基づいた給食費の入金、そして食材業者さんへの確実な支払い、私はその最終チェック全部しています。それから、食材の毎日の納入、確認、こういった仕事をしております。ですから、仕事には波がございます、あるときとないときと。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 田中指導主事。

○田中 守教育委員会こども課学校教育担当指導主事 巡回室相談支援員さんの件ですけれども、平成23年度まで県の規定で特別支援教育就学支援対策事業というものがありませんでした。それが終わっても、嵐山町ではそれを続けて行ってっております。なぜかといいますと、やはりそれだけの価値があるという形ですね。嵐山町のやはり課題だったのが、発達障害を持っている子の暴力行為とか問題行動、そういうのが一番の問題だったのです。現在それがおさまっているというのも、この事業の成果ではないのかなというふうに思います。

事業としましては、立教大学から2名の臨床心理士の専門家の方に来ていただいて、各学校ごとに全部で20回、1回3時間半ですから半日という形で行ってもらっています。その先生たちに見ていただいて、発達障害を持っている子をももちろん見ていただいて、それをどう指導したらいいかということを中心に担任の先生のほうに伝えていただいています。

それで、ただ予備軍ですよ。そういう子のほうも、やはり専門家が見ると、この子もちょっと危ないですよというようなこともお話ししていただけます。それを担任の先生は、やはりそれをその次にどうしたらいいかということを考えていきます。

ノーマライゼーションという話もありましたが、このことで結局そういう子たちとほかの子供たちがどうやってつき合っていけばいいかということですよ。そのことについても、こういうふうな発達段階において、1年生なら1年生のつき合い方、6年生は6年生のつき合い方というのは違いますよね。そういうつき合い方についても、この専門家の先生たちが、こういうふうにしていったらいいという話をしていただけます。

また、特別支援学級にいる子たちが親学級に戻るといふ、その学級のほうに、通常学級に入るときにも、どういうふうな手だてをしたらいいかというようなアドバイスもしていただいているという形で、子供たちにとってはノーマライゼーションになってくると。もちろん福祉体験で障害を持った人たちの気持ちになろうということで、車椅子体験とか、あと眼鏡とかいろいろかけて、障害を持っている方、またお年寄りの方はこういうふうな形なのだよというふうな経験ももちろん子供たちはしています。これもノーマライゼーションの一つになるというふうを考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。こども医療費の問題からやっていきたいと思うのですが、1カ月2万円というふうになっていくと、レセプトではなしに領収書ですか、領収書で各個人のを足して行って2万円以上にしていくことはしないのですか。それしないと、1カ月2万円というものが出てきますよね。入院の場合は2万円ぐらいいくかもしれない。でも、入院でも一日、二日の入院だったら、すごく金額的には低い部分もある。そして、それで1カ月2万1,000円というのが限度だったのだと思うのです。ほかの市町村の嵐山町以外のところを見ますと「2万1,000円まで

は窓口払いをします」というふうに書いてありますから、2万1,000円が多分、どういう理由で限度額になっているのかわからないのですけれども、その部分を計算していくという作業をそれぞれの子どもに対してやっていかないといけないということがあると思うのですが、それがまず嵐山町のこども医療費の場合はなされていないということですよ。

それで、私は高額医療費の子供はというのは、後から来るからということで、やっているのですよなんでしょうけれども、そのタイムラグがありますよね。高額医療費の子供が健保から来るのとレセプトから来るのと、それから医療費のことを申請してから来るのとで、早いお母さんだったらその日のうちに出すかもしれないけれども、多分レセプトが送られるのは2カ月ぐらいではないですか。その差をどういうふうに今まで検討していたのか、私はこの問題は結構、乳児医療費の問題は結構大きなことだと思っていて、23年と24年でなぜこんなに乳幼児医療費は低くてこども医療費は高いかということ、別に親が一生懸命医者連れていくということ、無料だから連れていくということではなくて、後からお金が返してもらえから連れていくということではなくて、必要だったから行ったわけですよ。その部分が省みられていなくて、それで特に課題だなと思っているのは、嵐山町の場合は、カウントしていないのですけれども、母子家庭の子供さんや本当に厳しい重度障害児のお子さんなんか全部窓口払いで支払っているのです。そうですね、基本的に窓口払いで払っていて、そしてやってきているのに、そのカウントが全くできていないということの課題がこの乳幼児医療費の問題とこども医療費、ほかの自治体はどういうふうになっているのか、私は知らないのですけれども、ここは大きな問題があるなと考えているのですが。だんだん、だんだん課題として今やっていってわかってきたのですけれども、これについては全く1人の子供に対して1カ月幾らというのを計算しないで出しているのでしょうか。そのところを伺いたいと思うのです。少なくとも医療費に関しては、高額療養費の関係は1カ月幾らですよ。その部分が把握されていないでやってこられているのであるならば、ちょっとばかりというか、かなり問題ではないかなというふうに今思っているのですが、伺います。

それと、次に、ごめんなさい、ばらばらしてしまうのですけれども、ごめんなさい、不登校の子供さんです。不登校の子供さんでフリースクールに行っている子供さんもいて、それで小川広域適応指導教室に行っている子供さんもいて、その他のところ、

さわやか相談員のところに行っていらっしゃる子供さんが3人ぐらいいてという形なのですけれども、私自身がとても気になっているのは、外部と接触しないお子さんが、今の段階では1人のお子さんが外部と接触しないといっても、家からお母さんと一緒に出かけるという形になっているということなので。ほかのお子さんは30日以上たつて、それでそれがカウントされて、また学校に戻ってきていらっしゃるお子さんもしらっしゃるのかもしれないですけれども、この14人もずっと継続して登校拒否ということではないと思っているのですけれども。

その場合、子供さんが、子供が外部と触れるという状況がつくられているのかどうかというのが子供の人との関係をつくっていく上で一番大切な部分と、あと自立的な、自分で朝起きて、そして服を着かえて、そして外に出ていかないまでも何か自分でやっていくというふうなスタイルをつくっていることができているのかどうか、学校に不登校であっても、そこまでのことができなければ次の段階に行けるのだろうかというふうに考えているのですが、そのこの点の把握というのは、この小学校3人と中学校14人の子供さんに対しては、どのように把握されているのか伺いたいと思います。

すみません、その次、ばらばらして申しわけないのですけれども、保育費のことで。保育費は、嵐山町では本来よりも3,267万幾らですかね、3,610円ぐらいを余分に払っているということです。それは、ですけれども、どうも私がこども医療費の問題で保育費も入っているというふうな形で言われていたので、ほかの市町村のことも調べてみましたら、やはり同じように独自の保育料設定をしていて、同じように保育費に対しては支援している、そういうふうな状況があるので、それは一体どのぐらいのものになっているのか。どこの市町村も、ほとんどの市町村がそのような状況になっていると思うのですが、それについて把握していらっしゃることを伺いたいと思います。

それと、もう一つなのですけれども、学校給食センターのお仕事はいろいろ伺ったのですけれども、これは直接やはり給食センターの調理の所長さんだから、もちろん指導というのは、調理の指導ということはできないし、栄養士さんに関しても、これは原則偽装請負になってしまうので、調理に関しては指導ができない、監督ができないというのが現状であると思いますが、その点についてはそのようになっているのでしょうか。

あるところで聞きましたけれども、調理委託をしていると塩なんか「このぐらい

でいいわ」とか言って適当に入れていくとか、そういうふうな現状はやはりあるというふう聞いています。病院なんかでは、完全な糖尿病食とかそういうのでなくて、普通食だったらこのぐらいとかいうのがあって、調理師さんがやっていくような現状があるということですが、嵐山の場合には、砂糖とか調味料とかありますよね、それでそれを毎回毎回きっちりその段階で使っている、油も正しいものをきちんとしたものを使っているというふうなことの監督というはなさっているのでしょうか。それが栄養士さんとの関係の中ではそれが見えて、栄養士さんと調理師さんが一体になった調理場ではそこがはっきり出てくるのですけれども、そこに関しては、調理場の所長さんだから中には入っていけるわけなのですけれども、それについてはどのようになっているのか、これはなかなか大変な仕事であるなということとはさっきわかりましたが、人の配置がないだけで、これは結構大変だと思ったのですが、一番肝心なところなのですけれども、調理の指導については給食の調理上、所長さんはやっていらっしやらないというふうに原則考えるのですか、いかがなものか伺いたいと思います。

それと、施設入所の子供さんが52名ということで、嵐山郷と嵐山学園ということですと、これは障害を持ったお子さんであって、いわゆる養護ができないお子さんというのですか、そういうふうな感じのお子さんではないというふうに見ていいということなのでしょうか。ちょっと何か、嵐山郷と嵐山学園というのが私は意外性を感じているので伺います。

それから、平成24年度で、虐待があると思われる子供とか、心配があるというふうに使われたお子さんというのはいらっしゃったのかどうか、把握、件数としてはどのくらいあったのか。そして、それに対しての措置はどのようになされたのか。具体的なのは、民生委員さんが見ていくとか、そのような程度であったのか、保育園に入れていくとか、そういった形であったのか伺いたいと思います。

あと発達障害早期支援教員って、とても私もすごくいいなと思っているのですけれども、現時点で発達障害と思われるお子さんというのは、どのぐらいいらっしゃるのでしょうか。明らかに知的障害とか身体障害という形ではなくて、発達障害で情緒障害的なもので、このまま放って、こういう支援がなければ、かなり厳しい状況に将来的になっていくかもしれないと思われるお子さんはどのくらいいるのか。これは、嵐山が特に多いというわけではなく、全体的な状況としてだんだん大きくなっていっている、この点について伺いたいと思います。

それから、今現在、要保護、準要保護の支援員、支援費に関しては、嵐山町は907万円は支出していて、それは地方交付税にどのぐらい入ってきているかわからないけれども、これだけは確実に支出していると。嵐山町独自で、そのほかにほかのものと違って独自にやっているのは、この前のお話ですと、部活動の費用か何かだったと思うのですけれども、そういったものというのは、嵐山町の独自でほかのものよりも多いとかというのはあって、それでそれはどのくらいのものがあるのか伺いたいと思うのですね。

以上です。

○吉場道雄委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。次の再開は35分にします。

休 憩 午後 4時21分

再 開 午後 4時32分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷委員の質疑に対し答弁を求めます。

前田副課長。

○前田宗利教育委員会子ども課子ども担当副課長 私のほうから、子ども医療費の件と保育料と虐待の件につきまして、3点につきましてお答えさせていただきます。

まず子ども医療費の高額医療の件につきましてですが、こちらにつきましては、子ども課のほうで保護者の方について、月の請求があるかないかということは把握はしてございます。集計等をやってございます。

それと、保育料につきましてですけれども、先ほど渋谷委員さんのほうから国と町の差が3,200万ほどあるということでございますが、またこのほかに町としては23年度、平成23年度から保育料改定をしまして、7階層だったのを11階層にして、またなおかつ全体を5%落とすということで、その差額が大体24年度ですと、一般質問の中でもお答えさせていただきましたが、920万ほどその保育料改定で差が出てございます。ですから、国の保育料との基準の差もありますが、保育料を改定したことによる差額といたしまして920万ほどありますので、そちらが子ども医療の窓口となる代替事業ということでさせていただいております。

また、虐待の件でございますけれども、こちらにつきましては、平成24年度、件数でございますが、虐待等の養護相談が13件、非行相談が2件、育児、しつけ等の養育

相談が14件ございました。それぞれケースがいろいろでございまして、その対応の仕方についても、そのケースごとに対応はまちまちでございます。主には、地域での見守り、民生委員等にお願ひした見守り、就学したお子さんにつきましては、学校、保育園、幼稚園等での見守り、もしくはその担当課であります子ども課のほうが訪問したりするようなケースもございます。そのケース・バイ・ケースでさまざまな対応をさせていただいております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 田中指導主事。

○田中 守教育委員会子ども課学校教育担当指導主事 先ほどありました不登校の児童生徒に対してのことなのですが、どのように把握をしているかという形で、もちろん朝、学校が始まる時間に起きて、同じような形で勉強なり何かに取り組んでという形がとれるのが一番もちろんいいことです。ただ、それができた子は多分もう通っているのかなというふうに思います。では、その把握をどのようにしているかということなのですが、嵐山町では独自に月7日以上欠席した者については、全て挙げていただいています。名前、それから保護者の名前、それから欠席日数、それが連続だったのか断続だったのか、またその欠席理由、そして学校がどのような対応をしたのかということを含めて挙げていただいています。ちょっともう名前まで挙げてしまっているんで、これは外にお見せすることはできないのですが、これを毎月挙げていただいて把握しております。

それで、これが上がっている時点で、我々指導主事のほうが学校に行って、現在どういうふうなことになっているかということを確認をしているという状況です。

以上です。

○吉場道雄委員長 藤田学校給食センター所長。

○藤田清千教育委員会子ども課学校給食センター所長 所長は調理指導をしているのかどうかということで、これはしておりません。また、できません。そのかわりに、これは業務委託契約書の中にうたわれているのですが、前の週までに栄養士からその現場責任者の方に調理業務の指示書が出されます。それに基づいて、その2人の中で確認がされます。その都度、例えばわからないことについては、責任者が栄養士に、「栄養士さん、これはここでいいのですか」と確認がされています。それが事務所内で行われたり現場で行われたり、さまざまです。

それから、先ほどの調味料等が曖昧なのではないかという。これは、勘というのも私は大事だと思いますが、一方で、やはりその根本になる分量については、これは栄養士が細かな指示書の中にきちんとうたわれて、それが学校ごとに出て、全部それが置かれていますので、そんなに曖昧に行われているということでは私はないと思います。

それから、さらに栄養士さんが、いわゆる味の確認という意味で、調理員さんたちもちょっと味見しますが、最終的に栄養士もきっちりやって判こを押すというような、こういう形でやっているのが現状です。

以上です。

○吉場道雄委員長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 要保護、準要保護の関係でございますけれども、町独自のというのは特にございません。国基準のものについて補助するというところでございます。要保護、準要保護ということではなく、強いて言えば、学年費補助を町単独で行っているというのも一つの支援の方策かなと、このように考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 すみません、一つ施設入所の件で答弁が漏れてしまいまして、お答えさせていただきます。嵐山郷につきましては重度の身体障害児でございまして、嵐山学園につきましては虐待等で行政的に支援を要するお子さんたちの施設でございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 田中指導主事。

○田中 守教育委員会こども課学校教育担当指導主事 先ほどの発達障害の子供の人数ということだったですけれども、もう本当にそれが必要、発達障害だというふうになわっているというのが小学校で10名、中学校で5名です。その10名に関しましては、通級指導教室がありますので、そちらのほうに通級することになります。中学校のほうには通級指導教室はございませんので、来年度立ち上げていただけるように今お願いをしているところです。

そして、予備軍としましては、小学校で9名ということです。これが多いと思われるかもしれませんが、この発達障害の研修を積み重ねていって、先生たちがその対応

の仕方というのを学んで、これでも人数は減っているところです。随分減ってきています。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員に申し上げますけれども、今度3回目ですので簡潔にお願いします。

それでは、どうぞ。

○渋谷登美子委員 保育料の件ですけれども、嵐山町でも23年度に7段階を9段階でしたっけ、変えましたけれども、例えば東松山市や滑川町、それからときがわ町、そういったところでも全部保育料の改定をされていて、それぞれパーセンテージを上げ、段階をふやしていると思うのですけれども、その点についての確認は私は伺ったのですけれども、いかがでしょう。

○吉場道雄委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会子ども課子ども担当副課長 保育料につきましては、渋谷委員さんがおっしゃるとおり、各町村ともさまざまな保育料の設定をされているところがございます。市とか大きなところになりますと、嵐山町は11階層ですが、20階層とか、また年齢区分につきましても、嵐山町につきましては3歳未満と3歳以上という2区分ですけれども、町村によりましては、3歳未満、3歳、4歳、5歳という3区分のところもございます。ですから、さまざまな自治体によって保育料の設定がございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、子ども課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時40分

再 開 午後 4時41分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、健康いきいき課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

島山委員。

○島山美幸委員 2点にわたってお伺いします。

80ページのこれ全部それぞれ聞こうと思ったのですけれども、子宮頸がん和小児肺炎球菌とインフルエンザ、中学生3年、中3のその対象者数に対しての率は何%だったか教えていただきたいと思います。

そして、その下の肝炎ウイルスの受診者が昨年より半分以上ふえているのですけれども、それがどういう理由だったのか。よろしくをお願いします。

○吉場道雄委員長 杉田副課長。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは、80ページの子宮頸がん、小児肺炎球菌、インフルエンザの中学3年生に対して、接種率ということでございます。子宮頸がん、また小児肺炎球菌、こちらにつきましては年齢層、また回数的なものというのが複数回接種という形になっていますので、具体的な接種対象者の把握がちょっと困難なものですから、接種率については出てございません。中学3年生のインフルエンザでございますけれども、こちらにつきましては、失礼しました、中学3年生につきましては、おおむね在校生が170名程度かと思えます。ちょっと詳しい数字については控えてございませんので、大変失礼しました。

○島山美幸委員 170名に対して125名ということですね。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長 続きまして、肝炎ウイルスのほうの関係でございます。

肝炎ウイルスにつきましては、40歳以上の方ということで、過去に受けていない方が対象者という形になってございます。昨年から増加をしているということでございますけれども、こちらにつきましては特定健診、また基本健康診査等であわせて受けていただくということになってございます。いろいろ県のほうから調査、こちらに受けたかどうかの照会があって、こちらから確認するものではございませんので、特に医療機関のほうで勧奨があつての実数が伸びた数値かなということで考えております。

先ほど失礼しました、中学3年生の対象者でございますけれども、175名でございます。率が70.9%の接種率でございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 そうしましたら、子宮頸がんは対象者人数は何人対象者がいたのか教えていただけますか。

○吉場道雄委員長 杉田副課長。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長 すみません、対象者の人数でございませぬけれども、ちょっと数字的には各年齢で、中学1年生ないし高校2年生までの範囲がありますので、それごとの数字については把握をしていますけれども、対象者について未接種者が幾人かということについてはちょっと、先ほどお答えしましたけれども、数字が出ていませんので、人数のみのお答えでよければお答えさせていただきたいと思っておりますけれども。それにつきまして、子宮頸がんではサーバリックスとガーダシルと2種類あるわけでございますけれども、合わせて189人、延べ回数で9回の接種ということでございます。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 189人の方が、ここに接種人数は書いてあるので、これ初年度だったのですね、このときが。初めて子宮頸がんワクチンを接種するようになった。

〔「2年目です」と言う人あり〕

○畠山美幸委員 1年生から、今、中1から高校1年生までが対象だったということだったので、初年度はそういう対象人数になっていたかなと思うのですけれども、2年目からは中学校3年生対象ということで変わったような気がしたのですけれども、しかしながら、189人の方がお受けになって、副反応についての何かそういう報告などはあったでしょうか。

○吉場道雄委員長 杉田副課長。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長 先ほどの接種でございませぬけれども、この子宮頸がんの補助事業自体が平成23年度から嵐山町のほうで導入をさせていただいている事業でございます。平成23年度につきましては、実績数値につきましてもかなりの数という、初めての初年度ということでふえてございませぬけれども、2年目、平成24年度につきましては、2年目ということもございまして、幾人かやはり中学2年生、3年生の方がいらっしゃいますけれども、メインとしては、勧奨させていただいている部分については中学1年生が初年度という形になりますので、そういう数字が出ていますのかと思います。

副反応につきましては、嵐山町のほうにつきましては、特に保護者からどういうふうなこういった症状があったというものについては報告は来てございません。これにつきましては、今年の4月から予防接種法の改正がございまして、医療機関または保護者が一括して埼玉県の方に、また市町村にでも構いませんけれども、あった場合についての報告義務ということがあってございます。そういったものを含めましても、特に嵐山町でこういった副反応があつての相談というのは受けてはございません。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 64ページの社会福祉協議会の補助金なのですが、昨年から200万円ほど下がっているわけです。これは、あれなのですか、加入者の増減によってこの金額というのは変わってくるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

それから、77ページの下から3番目の指定保険医療、寝たきり者歯科診療事業ですが、これ昨年は37万円であったと。これ受ける人が少なくなったので、診療を受ける人が、それで金額が少なくなったというふうに理解していいのでしょうか。

それから、81ページの集団、個別がん検診なのですが、ちょっと疑いがあるという結果が出た人の後追いというのはどこまでできているのでしょうか。その点を伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 高橋副課長。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、私から、まず最初の64ページ、社会福祉協議会の補助金につきましてお答えさせていただきます。

平成24年度から社会福祉協議会の補助金には愛情弁当及びボランティア関係の補助金を含めないで補助することに決まりました。また、戦没者等の追悼式に係る経費につきましても、40万円から35万円に5万円の減額がありましたので、全体において200万円程度の減額となっております。

以上です。

○吉場道雄委員長 杉田副課長。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは、1点目の寝たきり者の助成金の関係でございます。こちらにつきましては、平成23年度が37万円、平成24年度23万5,000円ということで減額しているわけでございます。平成23年度までにつきましては、

費用負担の案分でございますけれども、人口割50%、均等割50%ということで算出されておりました。この協議会の中で、やはり各市町村によつての利用者数等の条件等も変わってきてございます。そういった関係で、平成24年度から人口割50%、均等割20%、実績割30%というふうな割合のほうに算出方法が変更されましたので、それに基づいての積算でございます。

続きまして、がん検診のほうの精検のほうの状況でございます。集団検診、また個別検診という形で各種がん検診を実施しているわけでございますけれども、集団検診につきましても、町のほうから精検者につきましても個別に検査結果の中に精検の紹介状という形で同封をさせていただいております。その精検の方につきましても、その紹介状を持って、精検については保険診療になるわけでございますけれども、こちらのほうで受診をしていただきまして、紹介状の中にその精検結果を医療機関のほうから市町村のほうに、町のほうに報告をしていただくような形でのシステムをとってございます。

同じく個別のほうの検診でございますけれども、同様な形で嵐山町から委託医療機関につきましても、実施要領の中にあわせて精検結果の紹介状というものを同封をさせていただいております。こちらにつきましても、あらかじめ町のほうの公印を押したもので、受検者の氏名、年齢、住所等は、どういう状況かという部分については白紙の中で医療機関にお願いをいたしまして、精検者にはそちらの様式を使つていただいて紹介状をつくつていただくというふうな方向で、同じくその精検を受診した方、医療機関から町のほうに報告をしていただくという形をとってございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 社協の件なのですが、そうですか、愛情弁当等を削つたのが理由であるということで。そうすると、会員数は関係なく、ある程度町が支払うような形になっているという理解でよろしいのですか。それで、そうすると、社協は会員数の拡大というのをどれだけ努力をしているのかなというのが疑われるのですよ。疑われるというか、きちんとちょっと、助成金を出しているのですから、指導もしていただきたいと思うのですが。

菅谷では、先ほど町長もおっしゃつたのですが、件数がふえていると、でも社協には入らないよというのも結構あるのです。では、これ誰が説明をしに行くのですかと、

入らないところに。管内に入っているところは区の役員の人が行けばいいのですが。私もちょっと間を通して聞いているのでわからないのですが、社協の人に話をしても行きたがらないという話を聞いたのですよ。これでは、誰が拡大の、社協の会員拡大の責任というのを負うつもりはないのかなと私は思いましたので、ちょっとその点、ご存じでしたらちょっとご答弁いただきたいのと、ご存じなかったらご指導をお願いしたいなというわけなのですが。

それと、寝たきりについては、そうですね、負担割合がちょっと、何ページだったかな。

〔「77」と言う人あり〕

○川口浩史委員 より細かくなったのでよかったなと思います。これはわかりました。

それから、がん検診でそういう疑いのある人に対してはそういう通知をしていると、通知を受けた人が全員次の病院を受けているのは確認はしているのでしょうか。

○吉場道雄委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、私のほうから社協の会員の拡大についてお答えをさせていただきます。

これまで確かに補助金のほうの補助団体ということで町がかかわっておりましたけれども、特に会員の拡大に関しては、特に指導とかそういったものは行ってまいりませんでした。社協の中で努力はしているというふうには聞いておりますけれども、なかなか拡大に結びついていないというのが現実なのだと思うのですけれども、ご質問の町のほうのかかわり方というのは特にしておりません。

以上です。

○吉場道雄委員長 杉田副課長。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長 精検の結果でございます。

こちらにつきましては、当然医療機関のほうから受診者の2次検診をされた方については報告が来ておりますので、システムの中で管理をしてございます。ただ、その2次検査を精検が出て受けていられない方、こちらにつきましては、その後に関して、こちらから改めての2次検診の受診の勧奨というはしていないのが現状でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 ですので、社協のほうは指導をしていただけますかということでお聞きしているのですが、いかがでしょうか。

それから、がん検診、受けていない方はわかるわけですよ、そうすると。やっぱりもう一步勧奨するという、医師にかかるように勧めるということが必要ではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 社会福祉協議会のほうの関係だけ、ちょっとお話しさせていただきます。

ご承知のように、社会福祉協議会は法人の組織でございます。それで、その中でやっていたらということ、私もその会長ということでお世話になっていたわけですけれども、町からまた社協の会長の岩澤勝に補助金をとというのはおかしいのではないかと、できるだけ早く適任者にお願いをしたいというふうに思っていたのですが、お願いできるような状況になって、かわっていただきました。

それで、今おっしゃるように社会福祉協議会というのは会費だけで成り立っているわけなんです。ですから、会員の人にお金を払っていただかないと動かないわけなんです。理事という、評議員さんというふうに言うんです。それで、評議員さんというのが地区の中に1名、2名いらっしゃる。その人たちが会費集めをしていただくわけなんです。それで、今おっしゃるように、うちは関係ないからというような形で会費がいただけないというようなことがあるわけなんです。ぜひご協力をということで、その評議員さんが努力をして会員を拡大をしてきているというような状況で、ご努力をしてきていただいているわけです。ですので、介護だとかホームヘルパーだとかいうような形でかわりを持つと、今まで払っていない人も会費を払ったりなんかしてつながりが出てくるのですが、若い人なんかです、とかく今委員さんおっしゃるような状況が生じております、現在でも。

それと、会費なのですけれども、会費もほかの市町村に比べて、嵐山の場合ちょっと前から高いんですね。高いというか、余計にご協力をいただいているということで、いろんな事業も色濃くやってきているわけです。そういう形で、かわりというものも今までより強く来たわけですけれども、今の状況で若い人のなかなかご理解をいただいくことは難しいという状況にはなっております。

いろんな事業をやっぴり見直して、新しい事業を取り込んで、若い人たちのご理解

をいただけるような形の社協にしていこうということで、社協全体で頑張っている今の状況でございます。

○吉場道雄委員長 杉田副課長。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長 がん検診の2次検査の結果の通知の件でございますけれども、各がんによって、例えば胃がんに関しては胃変形等においても精検の指示が出てしまう。また、大腸がんにつきましては、ちょっとあれですけれども、痔の方等で便潜血という部分での精検が出るというふうなケースもございます。その精検の内容によって、特にまたがんの疑いが高いというふうなものの結果の2次検診が出た方の2次診査、そういった方につきましてはアプローチの方法というのはまた考えられるかなと思うのですけれども、2次検診になっているから全ての方、受診者の方に当然これをいつも、そうやってしまっただけではあれですけれども、痔なので出てしまうのだよねというふうな方もいらっしゃると思います。それは、内容によって精査させていただければというふうに考えてございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 81ページになるのですが、説明書のほうで、母子保健事業、それから乳幼児健診事業があります。あと、子育て広場もあるのかと思うのですけれども、虐待があると疑われる子供とか、孤立していると思われる母子へのSOSをどんなふうにキャッチしているか伺いたいと思います。

それと、82ページ、これは妊婦健康診査事業なのですが、県の助成金が266万9,000円で、妊産婦健診は全額無料だったのかなと思うのですけれども、今、14回分はと思うのですけれども。ニュースなどを見ていると、お金がなかったのに健診に行くことができなかった。そして、最後に病院が決まっていなくて、そこで突然出産したことで障害の方が生まれたとか、いろいろ死産になったとか、いろいろあるのですけれども。実際に嵐山町で、妊婦健診に行くことができなかった人を把握するというのはとても難しいと思うのですけれども、そのような状況があるかないのか。そして、助成方法なのですけれども、これは還付払いによる助成なのか、補助金による回数券的な助成なのか伺いたいと思います。

扶助費が7人で20万3,320円となっていますけれども、この扶助の対象というのは

どのようなものになっているのか伺います。

○吉場道雄委員長 杉田副課長。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長 まず、1点目の81ページの母子の事業、また母子保健事業、また乳幼児健診の事業の関係でございます。こちらにつきまして、孤立している母子のケース、また虐待等、要保護等のSOSに関してでございますけれども、こちらにつきましては乳幼児相談、幼児相談、また各乳幼児健診の場で、保健師等の保護者との相談窓口というのを設けてございます。状況に応じて保健師のほうが高リスクを疑う部分、そういったものに関しましては要保護児童がこども課になってございますので、そちらとの連携をとりながら必要なサービスの受給に向けてお話をさせていただくというふうな状況をとってございます。

続きまして、妊婦健康診査の関係でございます。実際に妊婦健診を受けていらっしゃる方がどの程度いるかというふうな数字につきましては、出産状況等々によりまして転出入の状況もございますので、なかなか把握については難しいのかなというふうに考えてございます。当然、出産をした中で母子手帳等が、病院のほうに行った中で医療機関のほうから妊娠月に応じて指導が当然あるわけですので、そういったところの医療機関と結びついているケースであれば、当然市町村のほうに母子手帳の支給というものもございますので、そういったサービスが受けられるのかなと思うのですけれども、それ以外のケースについてはちょっと把握をしてございません。

助成金のほうの関係でございますけれども、原則、妊婦健康診査につきましては、受診券というもので14回させていただいております。こちらにつきましては、埼玉県内の産婦人科医院、または助産院、また1都6県、関東の医療機関と提携をしております。それ以外の里帰り等によって埼玉県と契約を結んでいない医療機関で実施をした場合につきましては、申しわけございませんけれども、受診をしていただいて、町のほうに請求をしていただく形で、償還払いというふうな形で出てきているものがこちらの扶助費で支給されているものでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 今のお話ですと、健診に行かれる方とかはキャッチできるわけですよ。健診に行かれない方、あるいは外に出ていかれない方、それからシングルでいらっしゃる方、それに特に問題なのは、虐待の場合は母子家庭の家庭が非常に多いで

すよね。そこの部分をどういうふうにしてキャッチしていく過程。子供さんを持って、昼間仕事をしている、夜仕事をしている、その場合があるのがちょっと嵐山でも見受けられるのかなと思うのですが、それをどのようにしてキャッチしていらしたか。

先ほど、こども課ではやはり要保護の形で連携をとっているということなのですが、そこにまで行くキャッチできない形のを、SOSを出したくても出せなくて虐待してしまうというのが、大阪のお母さんが子供を2人置き去りにして餓死させてしまった事件だったのですけれども、そういったものを出さないようにしていくための、嵐山ではそれがたまたまなかっただけなのですけれども、そういったことに対して24年度ではどのようになさったか。

それと、同じくやはり妊婦の健康診査なのですけれども、シングルであったり、そして望まない妊娠であったりしても、そのままいらっしゃる方がいて、その人たちをどのようにしてキャッチしたかということが、キャッチできなかったというふうなこともあるのかどうか伺います。

○吉場道雄委員長 杉田副課長。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長 先ほどの母子乳相、乳幼児健診等でSOSのキャッチということでございますけれども、こちらにつきましては第2子、第3子等で、やはり当然第1子がハイリスクの状況の中での第2子の妊娠等というケースもございます。そういったケースにつきましては、当然こちらも要注意といえますか、観察をして状況の変化等は見きわめている状況でございます。また、SOSの発信の仕方につきましては、母子のみの家庭であると、なかなかそういった形での健診ですとか相談、またはこちらの訪問での接触という機会しかございませんけれども、祖父母、父親、母親等と一緒に住んでいるケースにつきましては、いろいろな形で町のほうに祖母からの相談、また祖父からの相談等々の相談経路もございます。そういったものを活用して情報収集をしてアプローチをしているのが現状でございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長 失礼しました。あと妊婦健診のほうの関係でございます。望まないケースにおいての健診等の未受診者ということでございますけれども、そちらにつきましては、あくまでもご本人さんがこちらに状況等を相談、医療機関等に相談というふうなケースであれば対応ができるかなと思うのですけ

れども、妊娠状況について町のほうで把握をしているケースであればアプローチの方法もあるかなと思うのですけれども、それ以外についてですと妊娠そのものの状況が把握ができませんので、ちょっと捉える部分は難しいのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、質問させていただきます。

まず、66ページなのですけれども、自立支援の医療の給付なのですが、かなりの増額に今なっているわけなのです。前年度と比べますと800万以上でしょうか。これは生活保護世帯の関連かなと思いますが、それにしても内容をお尋ねします。

それと、78ページですが、一番下のほうですが、やすらぎのトレーニングの関係があるのですけれども、これは女性のほうの指導トレーニングのほうの関係で指導者が入っているというふうに思っていますけれども、これ日数が153日ということですが、割合的には男女別どのくらいの割合になっているのかをお尋ねします。

それと、もう一点ですけれども、79ページですが、健康増進センターの業務委託の関係ですが、委託料のほうがふえていますね、70万ぐらい。これはどのような形で委託料がふえたのかと。それから、その下のほうですが、備品購入等が9万3,000円ございます。そういった中で、何を買ったのかをお尋ねします。

以上です。

○吉場道雄委員長 高橋副課長。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、私から、最初に、66ページの自立支援医療費の増額についてご説明をさせていただきます。

23年度に比べまして医療費がふえている関係は、委員さんがおっしゃるとおり、生活保護の受給者が更生医療を使ったことによります。これは、人工透析の入院分に大きな影響がございまして、対象となる生活保護の方が何人かいらっしゃいますので、その方の分が高額でふえている状況です。更生医療全体では15名の方が更生医療を受給されています。

以上です。

○吉場道雄委員長 杉田副課長。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは、私のほうから、やすらぎのほうの関係につきましてお答えさせていただきます。やすらぎのほうのトレーナーの配分でございますけれども、153日のうち、こちらでどういう状況で配置をしてくださいということについては証書等ではうたってございません。ただ、実績報告の中で、割合で申させていただきますけれども、女性のトレーナーが4分の3程度、男性のトレーナーが4分の1程度のローテーションで業務のほうをさせていただいてございます。

続きまして、健康増進センターのほうの管理でございます。こちらにつきましては、平成23年の10月に庁舎と健康増進センターを一括して長期継続契約という形でさせていただきます。それに基づきまして、平成24年度につきましては1年分の金額ということで、金額の単価が変わった関係で増額というふうな形になってございます。

続きまして、備品購入費でございます。こちらにつきましては、健康増進センターのほうにAEDを設置してございます。こちらにつきましては、24年の5月までにつきましてはリースという形で行ってございました。24年の6月から各施設等とあわせまして備品購入という形でAEDのほうの購入をしてございます。そちらのほうの備品購入費でございます。契約関係等につきましては、こちらは総務課で各施設のものを一括して契約をしてございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、健康いきいき課に関する部分の質疑を結びたいします。

以上で、歳入歳出、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の添付書類の質疑は全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○吉場道雄委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時17分)

決算審査特別委員会

9月17日（火）午前9時30分開議

議題1 「認定第1号 平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（12名）

1番	森	一人	委員	2番	大野	敏行	委員
3番	佐久間	孝光	委員	4番	小林	朝光	委員
5番	畠山	美幸	委員	6番	河井	勝久	委員
7番	川口	浩史	委員	8番	清水	正之	委員
9番	安藤	欣男	委員	10番	松本	美子	委員
11番	渋谷	登美子	委員	12番	吉場	道雄	委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

長島邦夫 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局	長	山	岸	堅	護		
主	席	主	査	岡	野	富	春
主		査	久	保	か	お	り

○説明のための出席者

田	邊	淑	宏	まちづくり整備課長
根	岸	寿	一	まちづくり整備課管理建設担当副課長
新	井	益	男	上下水道課長
山	下	隆	志	上下水道課下水道担当副課長

◎開議の宣告

○吉場道雄委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時29分)

◎現地調査に関する説明

○吉場道雄委員長 まず初めに、この前渋谷委員から、企業支援課のときの質疑のときに、平成24年度花見台管理センターの月別の状況ということで質疑がありました。企業支援課より資料が届いておりますので、配付しておきましたので、ご了承願います。

きょうは、現地調査を行います。

まず最初ですが、上下水道課に関する部分でございます。上下水道課長、また山下副課長には、お忙しい中ありがとうございます。

では、資料に沿って進めていきたいと思っておりますので、P F I 事業、その説明を20～30分聞きながら、現地調査を行いたいと思っておりますので、課長のほうからお願いします。よろしくをお願いします。

○新井益男上下水道課長 改めまして、おはようございます。

P F I 事業についてご説明させていただきますけども、お手元の資料が、平成24年度嵐山町管理型浄化槽整備推進事業の実績についてというものが1枚、それから決算審査調書としまして現地説明資料、千手堂構造改善センターとなっております。2冊をお配りさせていただきました。

24年度の管理型浄化槽の整備推進事業につきましては、山下副課長からご説明をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○吉場道雄委員長 山下副課長、よろしくをお願いします。

○山下隆志上下水道課下水道担当副課長 それでは、お手元の資料、厚いほうの資料になりますけれども、24年度嵐山町管理型浄化槽整備推進事業の実績についてのご説明をさせていただきます。

資料を1枚開いていただきまして、1ページ目になります。こちらが、「P F I 事業とは」というふうなことで、事業の内容について説明をさせていただいている資料になります。ちょっと内容的に再確認というふうなことになってしまうかもしれませ

んけれども、再確認の意味を込めまして準備させていただいております。

中身に関しましては、従来型の公共事業でやっていたスタイルと、それと今回24年度からPFI事業というふうなことで推進しております事業に分けて説明させていただいている図面になっております。

内容的には、皆さんご存じかと思しますので、後ほど時間があるときにお目通しいただければと思います。

続きまして、2ページ目になります。こちらは、1ページを目をさらに細かく、こんなスタイルになっていますというふうなことで、PFIはこういう形でやっていますというふうな内容になっております。同じく、再確認というふうなことで提示させていただいております。

続きまして、3ページ目になりますけれども、こちらが24年度にこの浄化槽事業、実施しております仕様について、それと中身、費用内訳について表示させていただいている資料でございます。

最初のこの3ページ目が、いわゆる転換というものになります。単独浄化槽あるいはくみ取り槽から今度の高度処理型浄化槽へ転換していただく。上から5人槽、ちなみにこれは90万の設置費がかかりますけれども、真ん中が7人槽の内訳になっております。そして、一番下が10人槽の内訳です。

この転換の分に関しましては、右から2番目に県16.7%というふうなことで表示がございますけれども、転換の分に関しましては補助金として上乗せ分である補助金がついております。それとあわせて、県の処分費、県のほうから補助金として掘り出した浄化槽あるいはくみ取り槽を処分する費用、上限の10万円で補助金をいただいておりますけれども、そちらの説明をさせていただいている図面です。

それと、その右側、県配管費とありますけれども、こちらは20万円の上限額で県から補助金をいただいているというふうなことで、それぞれ人槽ごとに説明をさせていただいている図面でございます。いろいろ仕様がございまして、標準仕様を例にとつてこちらは費用内訳を説明させていただいているものでございます。

続きまして、4ページ目になります。こちらは、新築の場合に、やはりこの事業で設置をしていただいた場合の費用内訳になります。3ページと比較すると、一番左側の配管費は、これは県の補助金の該当になりませんので、町のほうから配管費……

〔「比較した」と言う人あり〕

○山下隆志上下水道課下水道担当副課長 失礼いたしました。

前と比較いたしますと、処分費の10万円が、これは新築の場合ですので発生をしないので、ございません。配管費のほうは、県の補助金がつきませんものですから、町の配管費補助として、上限でやはり20万円を用意してございます。

右側が本体の内訳になりますけれども、やはり3ページ目と比較しますと県の上乗せ分に関しましては、これは入ってございません。それぞれやはり5、7、10人槽で説明をさせていただいた費用内訳になっております。

続きまして、もう一枚めくっていただきますと、5ページ目になりますけれども、こちらは増改築に伴ってこの仕事でやっていただいた場合の費用内訳になります。配管費それと処分費ですけれども、増改築に伴う、要は建築関係に伴うものに関しましては、やはり県の補助金がつきませんものですから、町のほうでそれぞれ10万円、20万円、処分費と配管費の補助というふうなことでやっております。

以上、3、4、5ページが標準仕様というふうなことで、費用内訳を説明させていただいた図面になります。

続きまして、6ページ目になりますけれども、こちらが24年度の実績基数になります。左側になりますけれども、こちらが浄化槽設置基数、総設置基数になります。24年度実績としましては139基でございます。

その下がそれぞれ設置目的別に分けた内訳になっております。新設14とありますけれども、こちらは新築の場合で14基の申請をいただいております。その下が転換112とありますけれども、こちらが単独浄化槽あるいはくみ取り槽から転換をいただいた基数、112基でございます。それと、その下に合併から転換4という数字がございすけれども、これは、既に合併浄化槽を使用されているお宅で、老朽化等に伴いまして修理費用等々を比較して、どうしてもかかってしまうという場合に、通常の分担金をいただいてそれを掘り出して、この事業で設置がえをするというふうなことで、4件の申請がございました。その下が集会所になりますけれども、集会所が9基転換してございます。合計で139基の基数になってございます。

右側になりますけれども、こちらは浄化槽の寄附受納基数というふうなことで、24年度の途中から始めさせていただいておりますけれども、79基の寄附申し込み、受納というふうなことで、町が受け入れますよというふうなことで決定をした数字でございます。

下側は、それぞれ人槽ごとの基数になっております。一番下は18人槽とありますけれども、その上16、14とありますが、こちらは、10人槽を超えるものに関しましては集会所の分になっております。5、7、10人槽までは、個人のお宅の浄化槽でございます。

ちなみに、14人槽2とありますけれども、こちらは杉山、それと吉田2区の集会所。それと16人槽とありますけれども、こちらは越畑の第1集会所、それと鎌形の集会所です。18人槽1とありますが、こちらは千手堂になってございます。

次に、7ページ目になります。こちらは、実績の数あるいは金額をあらわしたものでございます。24年度、これは初年度になりますけれども、町管理型浄化槽の設置調書というふうなことで、①番、住居及び店舗兼用住宅の設置基数及び設置額でございます。この表は、上の段に書いてある数が浄化槽の基数になります。下に書いてありますものが金額になっております。単位は円になります。

5人槽、標準仕様の2トン、28基、2,520万円。その横になりますけれども、耐荷重仕様、6トンとありますけれども、こちらが6基、612万円。その横になりますけれども、ポンプ付の標準仕様になります。2トンになりますけれども、耐荷重が2トンというふうなことです。12基、1,236万円。さらに、その右側になりますけれども、ポンプ付の耐荷重仕様、ポンプがついてさらに荷重がかけられる仕様になっております。4基、460万円。合計しますと、50基、4,828万円になります。7人槽になりますけれども、それぞれ上段は基数、下は金額というふうなことで、設置した仕様ごとに表示をさせていただいております。7人槽は、合計で67基、7,229万円。10人槽が、合計で13基、1,813万円。トータルしますと、それぞれの合計が130基、1億3,870万円というふうな金額になっております。

次に、②番になりますけれども、1番が住居及び店舗兼住宅、いわば個人で設置していただいた分になります。2番が集会所の関係でございます。上から越畑の第1集会所、こちらが16人槽の耐荷重仕様、525万6,000円の設置費がかかっております。というようなことで、越畑の第3、串引の集会所ですね。これが5人槽、90万円でございます。その下が、鎌形の集会所、16人槽、耐荷重仕様、525万6,000円。鎌形植木山集会所、10人槽、耐荷重仕様、143万円。鎌形中島集会所、10人槽、ポンプ付の耐荷重仕様でございます。156万円です。杉山公民館、14人槽、標準仕様、468万7,000円でございます。

それで、その下が千手堂の構造改善センター、本日この後見ていただく集会所でございすけれども、18人槽の耐荷重仕様、525万6,000円。その下が広野上中郷集会所、10人槽、ポンプ付の耐荷重仕様、156万円です。吉田2区の集会所、14人槽、耐荷重仕様、468万7,000円。合計9件で3,059万2,000円の設置費ということで、それぞれ①、②トータルしますと、ちょっと金額的に表示してございませぬけれども、決算のとおり1億6,929万2,000円という金額でございす。

その下の表は、5、7、10人槽それぞれ仕様ごとの設置費用の単価でございす。この単価で24年度設置をしておりす。

続きまして、8ページ目になります。ちょっと決算から変わってしまうかと思うのですけれども、こちらが25年度現在、当初予算で動いておりすそれぞれの予定の基数を表示させていただいたものでございす。今年度はこの基数で当初動いておりす。

続きまして、9ページ目になりますけれども、こちらは現場での施工を説明させていただいたものでございす。まず最初に、現地、①番、機械で掘削をしまして、土どめをいたします。アルミ製の土どめで、縦方向に並べて、泥が崩れないように施工をいたします。2番で、基礎の碎石を施工しまして、敷モルタルを流し込みます。3番で、既製品でございすけれども、基礎コンクリートがわりになりますスラブを上に乗せます。既製品でございすので、現場打ちコンクリートより強度的に平均した同じものが得られるというふうなことで設置をしてございすけれども、スラグを並べまして、④番が、これ耐荷重仕様のときに使うアームでございす。浄化槽本体で上から荷重を受けるのではなくて、さらに柱でもって荷重を受けるような構造になっておりす。耐荷重の場合は、このアームが施工されます。アームについては、下の既製品のコンクリートにボルトどめ固定をいたします。5番で、本体を上からおろしまして、設置完了というふうなことになります。

その後、6番で、上部にまたコンクリートを打って、スラグ打つわけなのですけれども、その鉄筋に乗せます。刺すような形になりますけれども、⑥、その右側、こちらがそれを近くで写したもののなのですけれども、鉄筋をあらわしたものです。それで、右側の3、4、5とありますけれども、こちらはさらに写真であらわさせていただいたものになっておりす。

所要時間としまして、3から6までは約45分というふうな形になります。24年度当

初は、最初の年だったものですから、どうしても施工ふなれというふうな部分がございます。最初のうちはちょっと時間を要した部分がございますけれども、今現在ではかなりのスピードでできているという状況でございます。

続きまして、10ページ目、最後のページになりますけれども、こちらは事業のほうを並行いたしまして、社会教育というようなことで小学生の方あるいは中学生も含まれますけれども、シンボルマークを募集いたしました。左側が、最初にあった浄化槽本体等に設置するシールでございますけれども、小学生に応募いただきまして決定をしたシールでございます。右側は、その後に水環境の保全啓発ポスターというふうなことで、こちらも町内の小中学生さんに応募いただきまして、ポスターにさせていただいたものでございます。参考資料でございます。

以上、雑駁でありましたけれども、説明を終わります。

○吉場道雄委員長 ありがとうございます。

この際、質疑のある方は挙手してお願いします。

川口委員。

○川口浩史委員 業者は何社くらいあるのですか。業者の選定をちょっと、順番になっているのか、でかいところは多くとっているのか、ちょっとその辺、伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 山下副課長。

○山下隆志上下水道課下水担当副課長 それではお答えいたします。

昨年度、一応議会のほうに承認いただきましたけれども、町内13社の企業さんにお集まりいただきまして、この仕事をする目的だけのために会社を設立していただいております。その中では、中心になっているのは清掃業者さん、町内に2社ございますけれども、そちらが中心になって、代表としましてはそのうちの1社が代表というふうなことで、やっていただいております。

ご質問にありましたように、どうしても個人の申請をいただきますものですから、どうしても昔からの付き合いがあったりというようなことで、この会社でお願いしたいというふうな方が結構いらっしゃいます。一時的に集中したような感じもあるのですが、代表企業さんに取りまとめていただきまして、なるべく分散するような形をとっていただいております。何とか回るような形をとっていただいているというふうな経緯もございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうしますと、一番とっているのが幾つぐらいとっているのか、少ないところは幾つかというのはわかりますかね。

○吉場道雄委員長 山下副課長。

○山下隆志上下水道課下水道担当副課長 お答えいたします。

大変申しわけございません。きょうはちょっと決算のほうは中身の説明ということで、資料を持ってこなかったものですから、申しわけございません。

○吉場道雄委員長 ほかにありますか。

[発言する人なし]

○吉場道雄委員長 ないようでしたら、車で移動の件を事務局のほうから説明してもらいます。

○山岸堅護事務局長 それでは、これから現地のほうに行くわけですけれども、車については、大変申しわけないですが、裏のほうにご用意をさせていただきました。ですので、近いほうの階段をおりていただいて、1階に行っていただければと思います。

出口を出たところすぐに乗用車が2台、それからもう一台はハイエースで現地のほうに行かせていただきたいと思いますので、分乘していただければと思います。よろしく願いいたします。

[「いいですか」と言う人あり]

○吉場道雄委員長 上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 現地には、お手元にお配りしましたこの決算審査資料というこちらをお持ちになっていただければありがたいと思うのですけれども、よろしくお願い致します。千手堂構造改善センターというふうに括弧書きになっている資料です。現地でこれを見て説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

◎現地調査

○吉場道雄委員長 それでは、現地調査に入ります。

以上です。

現地調査 午前 9時54分

現地調査箇所（午前）：千手堂構造改善センター

第1浄水場
観光地誘導看板（町内）
菅谷小学校

現地調査箇所（午後）：志賀堂沼公園

吹上公園
菅谷東西線
町道菅谷3号線

現地調査終了 午後 2時43分

◎現地調査に関する質疑

○吉場道雄委員長 お疲れさまでした。現地調査が終わりましたので、会議を開きます。

田邊まちづくり整備課長、また根岸副課長がお見えでございますので、これから質疑を受けたいと思います。

4カ所視察に行きましたので、その4カ所について質疑を求めたいと思いますが、ある人は挙手をしてお願いします。いいですか。

〔「現場で聞いたからね」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 ないようですので、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○吉場道雄委員長 本日はこれで散会いたしたいと思います。

ご苦労さまでした。

（午後 2時44分）

決算審査特別委員会

9月18日(水)午前9時30分開議

- 議題1 「認定第1号 平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 2 「認定第2号 平成24年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 3 「認定第3号 平成24年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 4 「認定第4号 平成24年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 5 「認定第5号 平成24年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 6 「認定第6号 平成24年度嵐山町水道事業決算認定について」の審査について
- 7 「議案第49号 平成24年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の審査について

○出席委員（12名）

1番	森	一人	委員	2番	大野	敏行	委員
3番	佐久間	孝光	委員	4番	小林	朝光	委員
5番	畠山	美幸	委員	6番	河井	勝久	委員
7番	川口	浩史	委員	8番	清水	正之	委員
9番	安藤	欣男	委員	10番	松本	美子	委員
11番	渋谷	登美子	委員	12番	吉場	道雄	委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

長島邦夫 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	山岸堅護
主査	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤	勝	町長
安藤	實	副町長
井上	裕美	総務課長
中嶋	秀雄	地域支援課長
中西	敏雄	税務課長
山下	次男	町民課長
村上	伸二	町民課保険・年金担当副課長
岩澤	浩子	健康いきいき課長
青木	務	長寿生きがい課長
今井	良樹	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
近藤	久代	長寿生きがい課包括支援担当副課長
植木	弘	文化スポーツ課長

大塚	晃	環境農政課長 農業委員会事務局長兼務
内田孝	好	企業支援課長
田邊淑	宏	まちづくり整備課長
新井益	男	上下水道課長
藤原	実	上下水道課管理担当副課長
深澤清	之	上下水道課施設担当副課長
山下隆	志	上下水道課下水道担当副課長
内田	勝	会計課長
小久保錦	一	教育長
簾藤賢	治	教育委員会こども課長
柳勝	次	代表監査委員
青柳賢	治	監査委員

◎開議の宣告

○吉場道雄委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時27分)

◎諸般の報告

○吉場道雄委員長 ここで報告いたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
また、改めて申し上げますが、質疑をする際には簡潔にお願いいたします。
それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○吉場道雄委員長 認定第1号 平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に全課局に関する質疑並びに平成24年度決算事業現地調査を終了しております。
本日は、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑者につきましては、前もって届け出をいただいております4名であります。

初めに、第11番委員、渋谷登美子委員、次に第8番委員、清水正之委員、次に第7番委員、川口浩史委員、次に第3番委員、佐久間孝光委員の順で行います。

それでは、渋谷委員からどうぞ。

○渋谷登美子委員 それでは、公共施設の利用の仕方なのですが、少子化と高齢化と生産年齢人口の減少によって、公共施設の使い方自体が変化しています。例えばスポーツ施設ですと、有料のほうがかたがた少なくなってきて無料のほうが多くなっていて、そして夜間使用はB&Gなどはほとんどが夜間という形になって、これは多分、生産年齢人口の方が夜間を使われて、高齢者の方々は余り使われないので、仕事が終わった後に来られる方とか、そういった方が使われているという形になってくると思うのです。

それから、ふれあい交流センターにしましては、無料のところを含めますと全体で

3, 117回使われているのですけれども、そのうちの夜間が854回で27%が夜間になってきています。それと、北部交流センターにしますと、全体総数は511回になるのですけれども、無料であるところが291回とそういう形で、夜間が16%。南部交流センターについては、使い方がさまざまなので、ちょっと一概に言えないのかなと思っています。

アイプラザに関しましては、全くと言っていいほど、7回ぐらいしか使われていないということがあります。図書館については、ちょっと今資料が手元にないのでわからないのですけれども、なごみに関しては回数が少しずつ減っているけれども、24年度はちょっとふえている。やすらぎに関しては、新しい器具を入れたために、ふえていっているという形になっています。

ですから、まずその評価と、それから北部交流センターで今現在、老朽化で把握している課題、それからなごみとやすらぎの質的課題と、これを公共施設の利用の仕方等の中でお願いしたいと思います。

それから次に、平成24年度こども医療費窓口払いを続けたということで、こども医療費代替事業をしたのですけれども、逆にその部分で窓口払いを続けたことで損出しなかったとされる金額について伺いたいと思います。

私が特に気にしておりますのは、ひとり親家庭やそれから所得の低い家庭、子供の貧困が全国的に16.6%で、6人に1人が貧困状態であって、医療機関にかかることが非常に難しくなっていて、重症化してからでないで医療機関にかかれない状況になっているということが報道されていますし、事実そのような調査があるために、そのことについても。そして、これはまた別なのですけれども、こども医療費のほかに、例えば重度心身障害者医療費とか自立支援医療費にも支払っているわけですけれども、これについても償還払いということになっていますので、施設に入所している方などはよいと思うのですが、そうではない場合はどのような形でなされているのか。これに関しても恐らく、窓口払いが続いているために利用しにくい方もあるのではないかと思いますので、それぞれの医療機関の利用頻度を伺いたいと思うのです。

介護保険の場合は、みずからのお財布でサービス量を決めるということ是可以ののですけれども、医療の場合はその医療機関に行って初めて医療費がわかるという形になってくるので、非常に医療については難しい状況が、普通の感覚でいきますと、普通の所得の方でいきますとそれほど問題はないのかと思うのですけれども、これもサ

ービスとして代替事業でそれで満足できる方もあると思うのですが、そうではない方がいらっしやることについての焦点を当てていきたいと思います。

それと、予防接種の問題ですが、予防接種に関して、私も今回の子宮頸がんワクチンのことで、いろいろワクチンの問題というのを少し調査することができました。

それで、文科省では、24年度の30日以上の不登校の子供に関して、子宮頸がんワクチンで副反応があったかどうかということ进行调查することになっていました。それについてまず伺いたいと思います。嵐山町ではどうであったか、埼玉県ではどうであったか、これは24年度だけなので、23年度、22年度、嵐山は23年度だけなのだと思うけれども、23年度に関してもあると思うのです。実は、この副反応というのは2年後に出てくるお嬢さんたちもいるということで、それはかなりひどい状況になって出てきて、また特に年齢的に中1から高2の女の子というのは、なかなか親にも言わないし、自分で我慢して、ひどい状況になったところで初めて出てくる。それも特に不登校などの場合には、親にも言わない状況があるということで、それについて伺いたいと思います。

それと、そのほかに、調査したところだと、不活化ポリオというものが24年度1月から3月、これは全国的なものなのですが、重篤な副反応があつて8人ありました。そして、そのうち2人亡くなっています。それから、ヒブワクチンに関しましても重篤な副反応がこの3カ月間で8人出ていて2人亡くなっている。それから、小児肺炎球菌ワクチンに関して重篤な副反応が、3カ月ですすよ、11人出て2人亡くなっている、こういった状況にあります。それが定期接種化されてきたわけなのですけれども、このときに予防接種のそれとのことに関して副反応についての周知、それから副反応に関しての被害補償についての周知をどのように行ってきたのか伺いたいと思います。

それと、補助金で、平成24年度で団体補助金適正化委員会は終結をしたのです。団体補助金諮問委員会の提言に関して、具体的な活動をどのようにしてやっていくかと。25年度に実際に始まったわけなのですけれども、どのように実現することにしていったか、その経過について伺いたいと思います。

次ですけれども、道路と橋梁の老朽化調査が行われましたが、整備予定のある道路で実際に進捗しない道路の把握について伺います。特に交通量が多く危険性が指摘されているにもかかわらず、道路整備ができていない町道、県道の調査と、それに対し

もちろん住民からの要望とかあるわけですがけれども、住民との対応についてどのような取り組みを行ってきたのか伺いたいと思います。

以上、6点です。お願いします。

○吉場道雄委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、最初に、公共施設の利用の評価につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

最初に、スポーツ施設でございますけれども、利用の経過について今、渋谷委員さんからお話がありました。全体を通しまして、少子高齢化の時代を迎えて、それぞれの年代に合った多様な種目、あるいは多様なレベル、これに合わせた幅広い選択肢を用意する必要性が生じてきているというふうに思っております。

それから、アイプラザの関係でございますけれども、ご承知のとおり、パステルが軽食喫茶あるいは情報発信という形で大変利用者の方から好評をいただいております、利用者もふえているという状況でございます。他方、奥りのスペースの利用、この部分の利用が、平成14年にオープンいたしまして、ピークの平成16年が利用率でいうと50%、現在は一昨年が30%、昨年は20%ということで利用者の減というのが、これが一つの課題になっております。

それから、施設面で申し上げますと、通路の東西連絡通路、これも含めまして施設全体が、ごらんになっていただくとわかりますけれども、さびの問題、それから汚れの問題、それからハトのふん害の問題、町の玄関として早急に改修をする必要性が生じているというふうに思っております。

次に、図書館でございますけれども、図書館につきましてはIT化がますます普及、進化していく中で、利用者が求めるサービスの充実ということが課題になっております。

次に、なごみ、やすらぎの関係でございますけれども、なごみにつきましては今年でオープンしてから13年目、やすらぎについては11年目を迎えるわけでございます。課題といたしますと、利用の面では利用者が減少してきているというふうな課題がございます。それから、施設の面では老朽化が進んでおりまして、特に風呂に関しては、なごみでは利用を中止しておりますし、やすらぎでも非常に毎年修繕にお金がかかるというふうなことでございまして、今後この施設のあり方が一つの課題になっているというところでございます。

次に、花見台工業団地管理センターでございますけれども、ご承知のとおり施設の管理につきましては指定管理者制度を運用いたしまして、3年目が終わるということでございます。3年目が終わりますので、よく検証を行いたいということが課題になっております。なお、利用面では、町民の方の利用は若干減少しておりますけれども、その一方で、工業団地の会社の利用がふえているというふうなことでございます。

次に、北部交流センターの老朽化の問題でございますけれども、19台のエアコンのうち、室内機2台が故障しています。それから、浄化槽につきましては、2台のブローアーのうち1台が老朽化で故障し、9月で補正をお願いし、今後修繕をするという予定になっております。その他、調理実習室の調理器具の老朽化、それから玄関ホールや廊下への空調の設置、こういうことが課題になっております。

最後に、全体を通してでございますけれども、嵐山町では老朽化したこの公共施設の改修、更新の時期をこれから迎えるわけでございます。その一方で、人口のことでございますけれども、嵐山町を振り返ってみますと、2001年が人口のピークでございました。今年に入って12年たつわけですけれども、減少率で言うと6.3%人口が減少してきております。これを国立社会保障・人口問題研究所も嵐山町の予測を立てておきまして、こちらによると20年後には1万5,000人を割るというふうなことが大きく発表になっております。少子高齢化も一段と進展いたしますし、生産年齢人口、この割合が現在65%の水準になるわけでございますけれども、減少の一途をたどっていくであろうということが予測をされております。

したがいまして、町の財政は一層厳しさを増していくということが懸念をされるわけでございます。そうしますと、どうやってこの身の丈に合った施設管理を行っていくかということが今後の大きな課題になるであろうというふうに考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、2点目の医療費窓口払いをとめたことによる、そのとめたと推測される金額でございますけれども、総額としては2,160万円から2,630万円ぐらいになると想定しております。

その内訳といたしますと、支払い機関への事務手数料として259万円余り、それから安易に医療機関を受診することによる増と、これが4,781万円ということでございます。これを差し引きますと、実質的には956万円ぐらいが増になるだろうという

ことになっております。合わせますと、私どものほうの試算でいきますと2,215万円余りとなります。

それから、国からの国庫補助金が減額されるとか、そういったことから来る予想額としては1,100万円から1,500万円ぐらいになるだろうと予測されております。合わせますと、先ほど申しましたように2,160万円から2,630万円ぐらいになると想定しております。

次に、ひとり親家庭の平均所得でございませうけれども、平均いたしますと、私どものほうの現状調査で拾っていきますと81万1,000円余りということになります。それと、償還払いは現状、これはひとり親家庭だけということは私どものほうで分類してございませうで、こども医療費の全体的な数値からお話しさせていただきたいと思うのですけれども、1人年間10件程度の医者にかかっているという現状になるかと思えます。

なお、1回当たりの医療費でございませうけれども、1,683円ということで今現在、ひとり親家庭ということではないのですけれども、全体的なこども医療費の関係ということで把握している中でお答えさせていただきました。

以上です。

○吉場道雄委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、年金生活をされている障害のある人の医療費の支払いの状況ということでお答えをさせていただきます。

重度医療費に該当するという方は、その中のうち年金のみの収入で生活している方につきましては把握ができておりませうけれども、基本的に改めて申し上げることもないのですけれども、医療費の申請につきましては、医療機関の領収書を添付をしていただきまして、毎月、月末までの申請分について翌月の末日までの支払いをすることというふうになっております。支払いにつきましては、全ての方に対しまして、支払いの漏れやおくれないよう十分気をつけて行っているのが現状でございませう。

また、自立支援医療につきましては、償還払いではなく、現物給付というふうになっております。

以上です。

○吉場道雄委員長 小久保教育長。

○小久保錦一教育長 予防接種等の副反応についての数値及びHPVワクチンに係る調

査等がございますが、7月17日の日に県の保健体育課より調査の報告というのでしょうか、通知が参りまして、嵐山の中学生を調査したところ、回答はゼロでございました。

なお、今回のこの件につきましては、教員等のワクチン接種に関連した症状に関する理解を一層、まず深めてほしいと。それに続いて、もしそういった生徒がいた場合は、学級担任、養護教諭、関係教職員と連携しつつ、個々の生徒の心身の状況に応じて、学習面を含め学校生活のさまざまな面で適切にご配慮いただくよう通知が来たところでございます。

なお、不登校生徒がここにかかわっているのではないかというご質問がございましたけれども、不登校生徒が何名かいますけれども、担任及び定期的な面談で、そういった状況で休んでいるというふうな確認はできませんでした。もちろん嵐山はゼロということですので、ここでご了解いただけるかと思えます。

なお、全国的に調査した結果は来ておるのですけれども、埼玉県では体育及び部活動を休んでいる女子生徒が1名、また教育活動の制限が生じた女子生徒が3名ということで計4名がこれに回答があったと。ただし、自己申告でありますので、医師の判断によるものではないと、こういうことでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 すみません。私のほうで、もう少し答えるものがありました。

在宅重度心身障害児の医療機関の利用状況ですけれども、こちらについては平成24年度末の人数、在宅重度心身障害児の人数ですけれども、27人というふうになっております。医療機関の利用につきましては、重度医療の申請状況から見てみますと、24年度中全く申請のなかった方もおりますし、一番多い方では59回という方もいらっしゃいました。これは、実際には医療機関にかかっているにもかかわらず医療費の申請をしていないこともあれば、申請件数が多い場合も過去5年間さかのぼることができるということがありまして、24年度以前のを申請している場合もございます。

また、同じ医療機関にかかった場合には、まとめて申請をしますと、これを1件というふうに勘定することから、利用度がどのくらいかということにつきましては大変申しわけありませんが、はっきりとしたものは把握できておりません。

それから、予防接種の関係ですけれども、予防接種の副反応についての周知ということでございます。予防接種につきましては、市町村が予防接種の概要ですとか有効性、安全性、副反応、その他接種に関する注意事項について十分周知を図ることというふうになっております。就学前の子供の予防接種につきましては、出生届け時ですとか、申請時の訪問の際に保護者の方へ予防接種ノート、こういったものと、「予防接種と子どもの健康」というこの2種類の資料を活用いたしまして、説明を行いながら周知を図っております。

また、医療機関で接種をする際には、事前に体温ですとか健康状態をチェックするのとあわせて、保護者が「予防接種と子どもの健康」という冊子を読んでいただきまして、それらのことを理解した上で受けていただくこととなっております。それから、医師からも接種する前には、そのことについての説明を行って理解した後に接種をすることというふうになっております。

任意予防接種を希望する方に対しましては、町から費用の助成の通知を差し上げるのですけれども、その際にそれぞれのワクチンの主な副反応について資料を添付しております。また、申請に来られたときに交付する接種券の裏側にも、予防接種の対応ですとか有効性、安全性及び副反応、その他接種に関する注意事項等を読んでいただきまして、理解した上で接種していただくようお願いしております。

その後、医療機関で接種するときに予診票を記入する際の説明書を読んだかも確認をしておりますし、予防接種の効果、副反応、救済制度について医師が説明を行ったか、医師の署名捺印をしていただきまして、医師の説明を受け、それを理解した上で接種することに同意することに対する保護者の署名、こういったことをしていただきまして予防接種を行っているところでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 団体補助金検討委員会からの提言の対応についてでございますが、平成24年度は各種団体のヒアリングを実施し、検討委員会の基本的な考え方を説明させていただきました。事業表示につきましては、おおむねご理解を得たところでございます。

町では、平成25年度から要綱を改正し交付方式を採用すること、3年周期ではなく毎年募集すること、平成25年度から事業費補助として明確化し、行政の代替として事

業を行っている団体も個別要綱を制定し事業費補助とすること、検討した結果、補助金の補助率の上限は10万円とすること、これらを決定いたしました。

以上です。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 道路整備に関係します住民への対応について、どのような取り組みを行ったかということでございます。

町道で、特に交通量が多く危険性が高い道路として挙げておりますのが、主要地方道深谷一嵐山線から東松山方面へ向かう旧国道の菅谷一256号線、そして菅谷、大蔵、将軍沢を抜けて鳩山のほうへ抜けていきます1-15号線、そして県道と県道を結ぶ明星の脇を通る2-19号線でございます。

24年度の対応についてということでございますけれども、これにつきましては平成24年度の事業で交通安全施設管理事業ということで、1-15号の大蔵地内の歩行者の安全を図るためのグリーンベルト設置工事、これを344メートル実施しております。また、既設の道路の拡幅整備につきましては、建物等が沿線にございまして、なかなか難しい部分がございます。手はかけられないような状況でございます。しかし、沿線の道路と建物を建てる場合については、道路から下がっていただいております。

今回の川島地内の2-19号につきましては、明星食品の工場の建てかえ計画をお聞きいたしましたので、現状のままでは放置できないということでございまして、道路からできるだけ下がっていただき、道路用地の確保をお願いしているものでございます。このような状況でございまして、その部分につきましては早急に調査、測量等を予算化して関係者と協議していく必要があるのかなというふうに思われます。

また、県道につきましては、主要地方道深谷一嵐山線の旧菅谷地内の旧国道の部分、そして県道菅谷一寄居線につきましては大変交通量が多く危険な状況でございまして、現在県に対しまして県道菅谷一寄居線の歩道の整備を実施していただくよう、県のほうに要望しているところでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 それでは、まず公共施設の利用の仕方なのですが、それぞれ時代の変化によってというか、新たにやらなくてはいけないということもあるということ把握されているということなのですが、実は昨日、菅谷小のほうに参りました。菅谷

小、この中で私も考えていなかったのですけれども、小学校、中学校ともかなり老朽化している部分があると思いますが、それについては把握されていますでしょうか。

それと、この今までの全部で見ると、住民の方が利用される公共施設というのは、新しいものは、ふれあい交流センターは新しいからいいのですけれども、それからB & Gに関しても今改修ということ言うのですけれども、ほかの部分、南部もそうですね。ほかの部分については、そろそろ学校も含めて老朽化に関しての全部の、全ての施設の年度計画的なものをつくっていかなくてはいけない時期になっているのかなというふうに、きのう菅谷小を見て感じました。

その点について一つ伺いたいのと、それとまた利用の仕方なのですけれども、利用の仕方それぞれ、ふれあい交流センターは夜間が実は27%使われていて、B & Gもほとんどが夜間という形になってきています。アイプラザは全くもう20%で、夜間はほとんど使っていないのかなというふうな状況になっていきますけれども、実際にはこれB & Gを見ていると、ほとんどが夜間で使われていて、逆に言えば、生産年齢人口の方とか若い方は、夜間を利用するのにこの地域、嵐山町の施設というのは夜間利用が非常にできない状況にあるということが一つあると思うのですけれども、それについての現状把握というのはしていらっしゃるでしょうか。

それから、図書館については、IT化によって利用者の求めるサービスを充実というふうに言われていますけれども、利用者の求めるサービスの充実というのはどのようなことがあるのか、利用者の求めるサービスというのは図書館なのか、それとも公共施設としての含めての利用者としてのサービスなのか、伺いたいと思います。

何年間計画で、とにかくもうこの嵐山町の施設自体を考えていく時期に来ているので、その点ちょっとしつこいようですが、伺いたいと思います。

それと、次は、医療費の窓口払いを続けたことで算出されたかもしれない金額というのは2,160万円から2,630万円で、それは代替事業として子ども学年費にかわっているわけなのですけれども、学年費にかわっている部分というのは、それはそれでとてもいいと思うのです。

ところが、一方、確実に子供の貧困ということがふえてきていて、そしてそのために何%が行くことができなかつたかとかいうふうな形のトータルの部分を統計数値として出すことができないわけなのですけれども、ひとり親家庭の年間所得が81万1,000円でしたら当然もう医療機関に行くこと自体が難しい。もうなるだけ医療機関

に行かないで済ませてしまうというふうなことがあり得るのではないかなと思うのですが、そこら辺については、私はもう今きめ細かい利用者へ、嵐山町の町民、特に子供に対してはサービスが必要かなと思っているのですが、そこについては全く今の現状ですと、サービスを受ける、受けないというよりも、医療機関に行くことができないということの件数を把握することもできない状況になっているわけなのですが、その点についてはどのように今後考えていくか伺いたいと思います。

ひとり親家庭の年間所得が平均で81万1,000円ですと、やっぱり非常に厳しいですよ。これで医療機関に行くということが厳しいなというふうに、逆に今の医療の状況なのですけれども、医療施策のやり方として、今窓口払いを廃止しないで、そこに行ってもらうことでコンビニ診療を少なくするという政策ですよ。そのほかのコンビニ診療に対して少なくしていくというふうな施策といたしますか、それについては全く行われていなかったかと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

あと、ほかの地域では、自立支援医療に関しては現物給付ということでしたけれども、ほかのものに関してはやはり償還払いであるということで、施設入所者に関しては施設の方が支払うと思うのです。ですけれども、そうではない方、自宅にいらっしゃる方に関してはどのような形で、特に申請がゼロの方もいたり、それから59件であったりとかと、いろいろであってということで、それはやはり裕福であればそれでもいいけれども、そうではない方というのは行かれない方が多い部分もあったのではないかなと思うのですけれども、それについて把握することが現状でできるかどうか伺いたいと思います。

佐賀県などですと、やはり重度障害者とか、それから障害医療にかかるものは窓口払いの廃止をしているのです、こども医療費についても。そして、なるだけ、障害を持っている方は必要なものですから、そういうふうな形を施策としてとっているわけなのですけれども、嵐山としてそれを施策としてとらない理由というのは何なのか伺いたいと思います。

あと予防接種と副反応についての周知なのですけれども、予防接種に関しましては、ヒブとか肺炎球菌で亡くなっている方の症例を見ますと、ほかのワクチンとの同時接種というのもあるのです。それから、ぐあいが悪い方というのは、熱や体温をはかっただけということがあるのですけれども、その同時接種というのはドクターが勧められている医療機関があるし、それぞれなのですけれども、それについてはドクターとの

話し合いをどのようにしていくか。

それで、実際に予防接種ノートというのを私も見せていただきましたけれども、あれを小さい子供さんを育てているお母さんが医療機関に行く前に読んで出かけるということは、私は恐らくあり得ないのではないかなというふうに、子供を育てている忙しさの中では、そのことはあり得ないだろうと思うのです。

そして、今現在、被害補償がありますけれども、PMDAによる被害補償というのもいろいろあったりする。予防接種の被害補償を受けるのは非常にハードルが高いということがわかってきました。被害補償を得るために、まず証明書をとるためにも5,000円、8,000円、そういった金額が必要であって、そして被害補償を得るために医療機関や、それぞれの機関に行かなくてはいけない。それであるにもかかわらず、20人申請しても12人ぐらいしか実際に受け入れられない。

これはなぜかといいますと、ワクチン接種をした、ワクチンの販売認定をした機関が、そのまた予防接種の副反応かどうかを審査する機関でもあるということがわかりました。ですから、彼らがこういうものは副反応として出てこないというふうにして認めたものは、そこでカウントされない状況になっているのではないかなと予測されるために非常に難しい状況になっています。

実際に今、子供の予防接種を見ていると、とても量が多くなっていて、こんなに何種類も薄めたワクチン、ウイルスを体の中に入れてよいものなのだろうか。実際にそういうことがそろそろ叫ばれてきていて、今手元にないのですけれども、アメリカなどでは実際にそれを調査した結果、ワクチン接種した子供よりもワクチン接種しない子供のほうが病気にかかる率が少ないということや、前橋レポートというのがあるので、前橋レポートですと、これは前橋市の医療機関がインフルエンザの予防接種をした子供と、そうでない子供とのインフルエンザにかかる率をずっと後追い調査していくということをやっていたのですけれども、それについても実際に全く差が出てこなかったという状況があります。

そうすると、予防接種というものは、特にインフルエンザの予防接種というものは一体どのような意味があるのか、それにかかる医療費や国費、町費、そういったものがどれだけワクチン業界を、製薬会社を潤していくかということを考えますと、実際に予防接種と副反応については、今国から行われている定期接種が多いので、しっかりとこのことについては周知していかななくてはいけない部分があると思うのです。

現状では、全くこれは行われていないのと同じなのですが、特に医療機関に関してはどのように、医療機関と話をしていくという形で医療機関にお任せになっているわけなのですけれども、それについて、町としてはどのように医療機関との話し合いを行ってきたのか伺いたいと思います。

それと、子宮頸がんワクチンに関してですけれども、埼玉県では部活動をやめている人が1名、そしてもう1人、3名で、全部で4名の子供が、若い人が24年度の部分で出てきているということなのですが、実際に私は埼玉県の人では4人のお嬢さんに会っているのです。4人のお嬢さん以外にもたくさんいるわけなのですけれども、その人たちにすごく問題、その方たちとはまた違うのですけれども、例えば嵐山町でしたら中学生まではとりあえず医療費というのは補填されます。ですけれども、高校生以上になりますと補填されません。

ですから、つえをついたりする子がいるのですけれども、歩けなくなって、もう非常に苦しくなつてつえをつくという子がいるのですけれども、つえを買うお金さえない。それで、いろいろな状況になってくるので医療機関に行って実際に検査するのですけれども、医療機関に行って検査するお金も全部自費でやっている、そういう状況があるわけなのですけれども、これは例えば嵐山では今後、今後ということでもないのですけれども、2年たったり3年たったり、2年ぐらいから出てきているお子さんも実際にいるわけなのです。

そうすると、既にもうこども医療費の対象でもなくなってきていてという状況になって、しかもPMDAにも審査の対象とされていかなくて、医療補償の対象にもなっていないという状況が実際にあるわけで、それについては嵐山町として今後どのように対応していくか、今現在は中学校の教員に依頼するしかないわけなのですけれども、既に接種した人は高校生になっている方もいらっしゃる。その方たちに対しては全く調査もしていないわけなのですが、そういった調査については後追いをしていかなければいけなかったのではないかと思います。その点について伺いたいと思います。

次です。補助金適正化委員会の話なのですけれども、補助金適正化委員会、事業保険に関しては10万円以内に抑えていると。10万円という形で出しているという形ですけれども、そうではない団体もたくさんありますよね。それについてもしっかりどのような状況になったのか報告していただきたいと思います。それぞれの団体について

どのような結果になっていっているのか、その審査の結果ですよね。

私自身は、補助金適正化委員会の資料等もいただいておりますけれども、しっかりそれについては皆さん、議会でも把握していかなくてはいけないと思いますし、特に議長会などに関しては、それなりに議員との話し合いの中にも要望事項として出ております。それについても伺いたいと思います。

あと、道路整備については、3本と2本で、現状としては町道が3本、それから県道が2本という形で、今現在は進捗していないものとしてはあるということで、そのほかのものに関しては、それぞれ状況があったらやってきているということによろしいのでしょうか。

○吉場道雄委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、何点かお答えをさせていただきます。

学校施設の関係でございますけれども、渋谷委員さん、小中学校の老朽化の把握をしているかということでございますけれども、ご承知のとおり、嵐山町におきましては小中学校の耐震補強、これは一段落をしているというふうに思っております。ただ、その耐震補強とあわせて、一般的には大規模改修を実施をするわけなのですけれども、一部残っているところがあるということでございまして、それは今後計画的に改修をしていかなければならないというふうに思っておりますので。

それから、これ夜間利用の関係でございますけれども、委員さんよく調査をなさって、夜間の利用を時代の変化とともに、夜間利用についてもうちちょっと考えたほうがいいだろうというふうなお話でございますけれども、ごもっともなご提案かなというふうに思っております。実際はまだ把握ができておりませんので、この時代のトレンドも変わっていきますので、それに合わせて施設利用等を考えていきたいと、その辺も大事な課題だというふうに思っております。

それから、全ての公共施設の改修計画ということでございますけれども、当然、今後将来を考えたときに財政の対応力は非常に弱まっていくと、そういう中で施設が更新の時期を迎えるということでございます。

そういたしますと、施設の統廃合も含めて、その更新をどうやっていく、最大のものをしていこうか、そういったことも頭に置かなければなりませんし、そういうことを含めた長いスパンで更新計画というものを定めないと、実際には進めていくのがなかなか難しいのかなというふうに思いますので。

国の情報によりますと、新しい公共施設をつくる助成制度というのを国が今まで要請をしてきたわけですがけれども、今後この施設の維持補修の時代に入って、国としては施設の統廃合を進めた場合の財政措置をどう考えるか、それをどう支援するかということを総務省のほうでは考えているというふうなことでございまして、そういった制度も利用しながら、嵐山町がいかに対応していくかということが大事だというふうに思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 私のほうからは、図書館の利用につきましてのお答えをさせていただきます。

図書館のIT化に伴う利用者の声ということでございますけれども、現在図書館では、在庫の管理ですとか交流図書の選定も含めて全館委託を実施しておりますけれども、デジタル資料等の購入がふえております。一般的にPCとかスマホによる電子図書の配信等もふえてきておりますので、図書館離れ、活字離れという傾向も一つ見られます。それに対して、どのような対応をしていくのかということも一つ課題であります。

それから、昼間の間利用ができない小中学生、子供たち、その対策としましては、学校図書室との連携ということを進めております。その連携の強化を、これからは図っていく必要があるということで進めているところでございます。

それから、未就学児童の親子の参加をしていただける授業につきましても、これ読み聞かせですとか映画会ですとか実施しておりますけれども、利用者の傾向ですとか嗜好ですとか、そういったものを含めて図書館協議会等で現在検討が始まっているところでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 私のほうからは、重度医療費の関係で、在宅でいられる方で、行きたくても行かれなかったのではないかということについての把握ということでございますけれども、これについては把握はできておりません。

ただ、改めて申し上げることでもないかもしれませんが、重度医療というふうなものは、この重度の障害となった原因の治療にかかる医療費のみを助成するので

はなくて、今回ご質問いただきましたので、いろいろちょっと調べてみたのですけれども、ふだん歯医者にかかったりとか、例えば風邪を引いてかかったりとか、そういったものも全て医療機関にかかったものについて助成をしております。

そういった関係から、重度ということでは重い障害を持っている方ですので大変なわけですが、若干それから外れてしまって重度に該当しない方というのは、その医療費の一旦払ったものも戻ってこないというふうな現状でございます。

それから、予防接種の同時接種の関係ですが、ドクターとの話し合いをしていくのかというふうなお話でございましたけれども、この同時接種ができるかどうかというのは国のほうでも認めていることでございまして、これを町のほうで同時接種は避けてもらいたいとかというふうな指示はちょっと出せないというふうな状況でございます。

あと副反応のことについてもですが、医療機関との話し合いというふうなことをどんなふうにしていくかということでご質問いただいておりますけれども、年に何度か、毎月ではないと思うのですが、この東松山管内の全部の先生方ではございませんけれども、先生方と事務担当者を集めまして、こういった予防接種の話し合い等を行っております。そういった中で、お互いに知識を共有したりとか最新の医療情報等をもたらしたりしている状況でございます。

それから、予防接種ノートの関係でございますが、確かに分量的にもありますので、保護者の方が全てそれを読み込んで医療のほうにかかるかということ、確かに疑問のところはあるのですけれども、先ほど申し上げましたように、お渡しをするときですか、あとは「こんにちは赤ちゃん事業」等で訪問をさせていただくときに保健師や看護師のほうから、それを見て説明等を行わせていただいているところでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 では、続けてお願いします。

○岩澤浩子健康いきいき課長 窓口払いの廃止をこれまで行ってこなかったわけですが、これについては幾つかの理由があったと思うのですけれども、一応応益負担というのでしょうか、やはり町は、ほかの予防接種や何かについても、ほかの管内の市町村はほとんど無料でやっているのですけれども、嵐山町はこだわって2割程度の負担をいただくとか、ごく一部ですが、ご負担をいただいているというふうな状況でございます。

それについては、ただ単に何でも無料にできるというのではなくて、やはりそういったいろんな費用がかかってこういった施策ができてきているのだということを意識していただくために、一つには、支払いを一部ご負担をいただいているというふうな状況がございますので、もっと細かい内容については、ちょっと今回よく、あれだと思うのですけれども、そんなことを意識しながら今はやっているところでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 窓口払いを嵐山町は今の状況を続けているというふうに今課長のほうから話をいただいたとおりでありまして、一番の基本というのは嵐山町のこの身の丈に合った事業をどう展開をして、それでいかに町民の皆様の要望に満足できるところに近づけられるか、ここのところに全てかかっているというふうに思っています。

そういう中で、ですから、我慢、我慢をしていただく部分というのも出てきてしまっているわけなのですが、そういうところで、どこの部分にどう手を伸ばさなければいけないのか、どこの部分をどう厚くしなければいけないのかということを皆様方と相談をする中で予算化をして実行をしていくと、こういうことが基本的なことだと思ふのです。基本的というか、そういう状況で嵐山町は参りました。

そして、今度の福祉の大幅な改修についても、今まではいろんな福祉の重点施策というものが高齢者を中心に行われてきたのではないかと。そういうものを、そうでなくて、もっと広い、今手当てを必要としている人たち全体に広げていくべきだと。それは、だから高齢者だけではなくて、若年者も含めた広い範囲で必要とする人には考えていく必要があろうと。

そして、負担のほうについては、負担のできる層というようなもので、若い人たちが高齢の人の負担をしてどうするというだけでなく、全体でそういうものを、そういう形をとっていきこうという全体の動きもそういうことになってきているわけです。

ですから、嵐山町でとってきた方向というのは間違っていないというふうに思っております。できるだけ今言った細かいところで、本当に困っている人にはどうしたらいいのか、本当に施設が傷んでしまったものにはどう対応していったらいいのか、道路についてはどうするのだと、全てのものについてやっぱり見直しというものは常にやっていかなければいけないというふうに思っています。

それから、ひとり親家庭の今までの事業をどういうふうにやってきたのかというようになことでございますが、ひとり親、二人親、どういう親に対しても今まで行ってきたものというのは、特別この家庭についてはどうだとかこうだとかということではなくて、こういう子供たちにはこういう対応をしていこう、こういう子供たちにはこういう教育をしていこうということでも話し合った中で進めてきているわけですので、今お話しのように、基本的に今この時点で特にというようなところでは、やっぱり嵐山町の身の丈であってもやるべきことはやっていかなければいけないと、基本的にはそういうふうには思っています。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 団体補助金の検討委員会では、県補助金等の特定財源が伴う県の補助基準によるルール化された補助金、それから行政代替として事業を行っている団体の補助金、これは対象外とするという形になっております。

しかしながら、嵐山町の役場のほうでは先ほどこちょっと申し上げましたように、平成25年度から事業費補助としても明確化をし、行政の代替として事業を行っている団体も個別要綱の制定をし、事業費補助としていくという形でお話を申し上げました。ただ、24年度につきましてはそういうことではございませんでしたので、普通に補助金が今までどおり出されていたと。25年度からは事業費補助でございますので、事業の実績に応じた補助金が配分される予定でございます。

なお、その中に対象外となる経費というものがもちろんあるわけでもございまして、会議費あるいは慰労を主目的とする研修会費、慶弔費、団体補助構成員による会合の食糧費、あるいは基金の積立金、こういったものは当対象外の経費ということで各団体にお話を申し上げているところでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 この町道の3路線とか県道の2路線なのですけれども、この町道の3路線につきましては特に広域的な町でございまして、交通量が多く危険な道路というふうな形で位置づけているところでございます。そのほかは行っているかということでございますけれども、今現在、繰り越しで1-3号線をやらせていただいております。

それと、実際にはそのほかにも、通り抜けというか、要するにさせられている道路

等がございますけれども、それについてもその都度対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

- 吉場道雄委員長 質疑の途中ですが、ここで休憩といたします。次の再開は40分といたします。

休 憩 午前10時26分

再 開 午前10時40分

- 吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷委員の3回目の質疑からどうぞ。

渋谷委員。

- 渋谷登美子委員 公共施設の利用の仕方なのですけれども、統廃合について考えていくということなのですが、一つは、老朽化に関しては、役場、庁舎内でもできると思えるのですが、町民の利用の方法に関しては、また違う形を考えていかないといけないのかなというふうに思っています。

他の市町村、少なくとも先進的な市町村としては、鶴ヶ島市が一番最初にやっていますので、それでこれはかなり統廃合も含めたやり方で、財政措置も考えてという形でやっているのですが、嵐山町ではこの高齢化率が25%になったのは、ほかの市町村、この地域では早いほうだと思うのですが、それにもかかわらず統廃合というか、公共施設のあり方全体についての考えが変わってこなかったというのはなぜだったのか、ちょっとその理由を伺っておきたいと思います。

特に町民の利用の仕方ということに関しては、私は町民の方から意見を聞いていないという思いが非常に強くあるのですね。ふれあい交流センターに関しては、新しい機関で1年間たったためにいろいろ、それぞれ皆さんも話といたことは、ご意見もあったり積極的な使い方をなさっているのですが、住民の意見もあると思うのですが、図書館とか、それから北部交流センター、アイプラザに関しては、住民の意見聴取というのも進んでこなかった。それはなぜなのか、その理由を伺いたいと思います。

次に、こども医療費の問題というか、貧困という問題が非常に最近クローズアップされていて、特に貧困の子供への対策基本法が出てきている。実際には、実施計画はまだこれからの段階で、どう進めていくかということもわからない。これからつくっ

ていくという状況なのですけれども、国のほうでもそういう状況であります。

ですけれども、生活保護法が基準を引き下げてきたので、その部分で医療費を助成する対象にならない子供たちというのが、大人も含めてそうなのですけれども、そういったことがあります。それを嵐山町では身の丈に合って、そして必要な人に対してそのことをどのようにして把握していったら、少なくともそのような医療機関に行かなくてはいけないけれども、行かないで、そして重症化してしまう人たちや子供たちへの対応をどうしていくのか。現状では、とにかく何も、生活保護の水際というのですか、そこの人たちというのは何倍もいるわけなのですけれども、生活保護の人よりもたくさんいる。だけれども、そのことについては把握できていなくて、さらに今回から生活保護基準が引き下げになってきますから、貧困の層というのは広がってくるわけなのですよね。その貧困の層に対しての医療費をどのようにしていくか。ひとり親家庭や、それから逆に生活保護基準の枠に入らない人たちをどのようにして捉えていくか。今も捉えていないわけなのですけれども、そのことについて伺いたいと思います。

介護保険と違って、医療に関しては、その場に行ってみないとわからない現状がありますので。医療費は支出金額がわからない。そのために窓口払いの開始が、今現在、貧困な子供たち、所得の少ない人たちの子供に関しては、必要であると考えますが、それをどう捉えていくのか、捉えてきたのか伺いたいと思います。

あと私が伺ったのは、こども医療費のことではなくて、障害を持っている人とか、そういう人たちの医療費についての窓口払いの廃止をしていないのですよね。そういった方たちに対しての窓口払いの廃止をしている医療機関が、都道府県があるということなのですが、それについてなぜ嵐山町はそういった政策をとってきていないのかということなのですけれども。

それと、予防接種の副反応についてのことなのですが、実際に保健師さんたちが子供のところに行ってきて、どのくらいの時間をとることができるのか。20分、30分程度かなと思うのですけれども、そうするとそれについて予防接種の問題点というか、今現在ある予防接種が、必要なのか、必要でないのか私にはもう今、これだけの情報、1年間に何回やる、小さいお子さんたちが乳児の予防接種を何回接種しているのだろうというくらい非常に頻繁に行う状況になってきている。年がら年中予防接種に行っているというふうな形の中で。そして、なおかつ何日間かあけなくてはいけない予防

接種もあったり、同時接種をして。では、同時接種をして実際に副反応が起きてしまって、それは医療機関が選択することであるということだけれども、実際のこのヒブワクチンや小児肺炎球菌ワクチンで死亡したお子さんというのは、同時接種のお子さんが多いのですよね。

小児肺炎球菌など、罹患率とか、それから死亡率がどのくらいで、そして副反応による死亡率との比較というのが全く出ていないのですね。それを調査して、感染症のところに行ったら数字が出てくるだろうかと思って探してみたのですけれども、そういったことも出ていない中で、こういった形で副反応が起きていて、実際には副反応が起きてしまって、その中で被害補償を得ようというか、大変な状況になってくるわけなのですけれども、そういったことの説明を簡単に済ませていくということの問題点は、とても大きいかんと思っていますのですが、どのような形でやっていくのか。そして、医療機関との話し合いでは、医療機関のお医者さんと話していくということですけれども、何回かの中で話し合いをするということなのですが、医療機関自体がワクチンの副反応について知らされていないということが多いことがわかってきました。

また、ここですとワクチン、例えば子宮頸がんにかかりますと、1回接種すると医療機関は1万6,440円が嵐山町から行くわけですよ。小児肺炎球菌ですと、1万1,500円、ロタリックスですと1万4,520円、1回接種する段階でそれが入ってくるわけですから、医療機関にとっても非常に大きな収入になってくるわけなので、逆に言えば、この副反応のことについて話をすることが難しいのかな。

また、逆に、定期接種になりますと、全く医療機関関係なく国が補償していくという形になっていきますから、医療機関非常に、誠意のある方だったら、皆さんお医者様は誠意があるものと見ますけれども、そうでない方だったら、そのようなこともしないということも考えられますよね。その中で、やっぱり製薬業界は、ワクチン接種をどんどん進めていくわけですよ。1年間に1回、200万人ぐらいの子供たちにワクチン接種をしたら、どのくらいの製薬会社の利益に上がっているかというのと、これだけ日本でワクチンが普及してきたということになりますから。そうすると、それについての考え方というのは、町はある程度持って、そしてドクターと話合っていく。それから、親御さんと話をしていくというのは必要だと思うのです。

父母というのは、子供たちが病気になることも怖いけれども、予防接種を打って副

反応になることも怖い。そういうふうな中で予防接種を受けているわけなので、それについてはしっかり考え、町としてどのような態度をとっていくかということが必要だと思いますので伺いたいと思います。

次に、補助金適正化委員会です。もっと具体的なことを一つ一つ話していただけないですか。そういうふうな形で、具体的に話し合ったことを出していないというのは、よろしくないのではないかなと思うのですけれども。これは私が言うのではなくて、話をするよりも、総務課のほうで実際に、補助金適正化委員会でどこの部分について、どのようにするかという話をしてくれているわけですね。各役員の日当や何かについては省く、そういったことも話していきますけれども、研修会に関しては、嵐山町の代替の団体というのは何になってくるのか。おかしなことをしているなど私は、代替でというか、嵐山町行政の代替が団体の補助金を出すということは、非常におかしな問題だと思っているのですけれども、委託するならともかく、そうではなくて、これについてやっていくということは、問題が大きいかなというふうに考えています。

ですので、一つ一つの団体について、どのような考え方を示して、そして25年度の団体補助金から事業補助金に変えていったのか、お話を伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、渋谷委員さんから町民の意見の聴取のこと、それから施設の維持管理計画についての考え方の変化ですね。これらについて、私からお答えできる部分についてはお答えをさせていただきたいと思います。

嵐山町の行政の手法とすると、総合振興計画にございますように、地域経営のまちづくり、町民との協働、町民の皆さんとのパートナーシップというのを非常に大切にしているまちづくりの手法だというふうに思っています。したがって、何か計画をつくったり、事業を進めたりする場合は、必ずアンケート調査を実施をしたり、あるいは委員会ができたとすれば、その委員会の中に公募制の委員さんに入っていたり、あるいは企画を実施をする、あるいは計画を策定をする直前にはパブリックコメントを求めたり、さまざまな方法で情報を公開をし、そして町民の皆様のご意見を計画等に反映をしてくれているという。嵐山町は長くそういうことをやってきているなどというふうに私は感じています。今後も、さらにその点については充実をしていくのだろうなというふうに思います。

それから、施設の身の丈に合った施設へ統廃合も含めて再編、更新をしていく。そういう考え方になったのは、それはやはり一番大きいのは、人口減少社会に入ってきたということが一番大きい要因だと思います。先ほど申し上げましたけれども、嵐山町の今振り返ってみますと、2001年が人口のピークだったと。それは振り返ってみてわかるわけでございまして、皆さんご承知のとおり、国においては2010年が1億2,860万でしょうか。これ我が国の人口のピークだというふうなことで、嵐山町のピークと10年ぐらいこここのところに乖離があるわけです。そういったことも含めると、嵐山町が人口減少社会に対してどう取り組んでいくか。これを本当に喫緊の問題として考えていくようになったのは、ここ最近なのかなというふうに考えています。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、何点かご質問をいただきましたので、最初に子供の貧困対策ということでお答えさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたように、医療機関にかかりたくてもかかれないというふうな家庭があった場合の捉え方ということでございますけれども、現時点では、医者にかかりたくてもお金がなくてかかれないかどうかということは、把握はできていないというふうに先ほども申し上げましたとおりでございますけれども、今後、その子供さんの年齢にもよるのですけれども、私のほうの担当課といたしましては、健診ですとかいろいろ訪問事業、いろんな相談事業もございますので、そういった中で、ちょっとこれは心配だなというふうなお子さんがいらっしゃった場合には、気をつけて丁寧に様子を見て、もし経済的な問題があれば、例えば先ほど該当しないかもしれませんが、生活保護というふうな制度もございますので、相談事業につなげてまいりたいというふうに思っております。

また、医療機関とも、私どものほうはいろいろ障害との関係もございまして連絡等をとっておりますので、一度かかって、その後来ないのだけれどもというふうなことがあれば、また連絡をいただくような形もとれますので、そういった医療機関との連携等も図っていききたいというふうに思っております。

それから、先ほどちょっと私はずれた答弁をしてしまいましたけれども、重度医療の窓口払いの廃止をどうしてしてこなかったかというふうなご質問でございましたのをちょっとずれた回答をしてしまいました。これに対しましては、先ほどこども課長

のほうから答弁のほうがありましたように、医療費の窓口払いの廃止をしたことによる通常以上の経費がかかってしまうというふうなことがございまして、その部分をもっと違う形で有効に使ったほうがいいのではないかとというふうな考えでこれまでやってきたところでございます。そういった中で、新しい事業の中でも成果が出てきているのではないかとというふうに思っております。

それから、訪問事業でございますけれども、訪問事業はその個々によって訪問の時間というのは多少違うと思うのですけれども、小さい子供さんですと、身体の計測をしたりとかいろんなことをやっておりますので、10分、20分ではとても終わらない訪問でございまして、恐らく30分から1時間というのは通常行っているというふうに思っております。

そういった中で、副反応の関係でございましてけれども、確かに医療機関で同時接種というのが、私もつくづく感じているところなのですけれども、子供が出生して2カ月を過ぎますと、めじろ押しのように本当に予防接種が次から次へと接種の時期を迎えておりまして、本当に小さい子の体の中に、こんなにいろんな薬を入れて大丈夫なのかなというのは、私自身も個人的にはそういう考えというか、思いはございます。ただ、仕事として考えれば、やはり国が一定の基準を示して、それで大丈夫だというガイドラインも出ておりまして、それは医療機関でも同じようなガイドラインを持ってやっているわけでございますので、今後どんなふうな副作用等によりますと、子宮頸がんもございましたように一時停止というふうなこともあるかと思っておりますけれども、現時点では、うちではそのことについてどうするということができないのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

最初に、後の質問だったのですけれども、団体補助、団体の補助金を見直してまいりました。それで、これからどういう形でやっていったら嵐山町の中に合った形の補助金制度ができるだろうということで、長年検討を加えてまいったわけですが、このところで事業費補助ということに大きくは変えさせていただこうということになってまいりました。

それで、どう変えても、今まである団体、これの存在理由、存在目的というのがあ

るわけですし、それが維持ができるような形でできればこうやっていきたい。ですから、今までと同じように、あるいはもっと今まで以上に補助金が出せるような状況であればいいわけですが、そうでない中で出している補助金をさらに有効活用をしていただく、それにはどうしたらいいのだろうということで、事業を見ていこうということに変えてきたわけです。

それで、今、個々の団体名を言いなさいということで話ですけども、いろいろな文化団体からスポーツ団体から、農業団体から人権の団体とか、いろんな団体があるわけですけども、そういう中で、事業費を補助をしていくということで行ってきたい。そして、これも言うまでもないことですけども、行政行為、法律の言葉ではないということですが、この行政行為の中に羈束行為と裁量行為というのがあるというのですね。

羈束行為というのは、もう法律と条例等で決められて、一定程度決まった形きり、行政とするとやる裁量がない。もう一つの裁量行為というのは、やること自体、行政の中に自由に認められている行為というのがあるそうです。そして、その裁量行為がやっていいのか悪いのかということで、これを行政行為の瑕疵を見る。いいのか悪いのかということを見る。その法の定めるところですと、違法の行政行為というのは、法に反すること。法に反していると、違法の行政行為。そして、公益に反すること。これは、不当の行政行為というのだそうです。違法の行政行為と不当の行政行為。法に触れているのは違法。そして、公益に触れているものは行政行為というのだそうです。そして、これは瑕疵ある行政行為、傷のある行政行為で、これはいけませんよということなんです。

それで、瑕疵ある行政行為をやっていいのか悪いのかというその程度、公益に反するというとどれぐらいどうだとか。法に反するというのははっきりしているからあれなのですが、そここのところの判断というのは、瑕疵がある行政行為はその瑕疵の程度によって、権限ある行政庁、または裁判所によって取り消されるまでその効力を保持し、取り消し得べき行政行為、何人もこれに拘束されることなく行為を行うことができる。それで、最後に、それができるかできないかという判断は、明白説が通説で、判例であるという教えがあるわけです。

嵐山町で行っているいろんな法に触れているか触れていないかということで、これで触れていないでやってきているわけで、しかしその中でいろんな形でご批判を受け

ている中であるわけですがけれども、批判をされるものについては、今言ったような判断基準、行政行為の判断基準にのっとって嵐山町では行っている。そして、先ほども申しましたけれども、団体の存続の目的、今までその団体というのが嵐山町の中にあつて、有益、公益性をもっていろんな事業を行ってきたと。これからもやっていってもらいたいという事業については、いろんな形で補助をどんどんふやしていきたいわけですがけれども、できない。それには、そういうような枠の中で、事業費補助という枠の中で。そして、最後に行政行為という町の判断でやっていただくというようなことで、これについては補助金の適正化委員会の決定どおり進めさせていただきたいと思えます。

それから、もう一つ、ひとり親家庭、それから窓口払い、医療費の関係とかというようにお話がございました。子供の貧困ということが基本で考えておられるようですが、今やっぱり貧困ということが大きな国の問題だと思うのです。それで、それらにどう対応していくかというのは、国がしっかりふんどしを締めて取りかかってもらう必要があると。当然のことですがけれども、そうなのです。

それで、医療費が無料になるとか無料にならないとか、地方が頑張っているいろいろやっていますけれども、こんなことは国がやるべきことなのですね。それをやらないから地方がそういうような子供に、医者にかかるのに大変だからと思うから、ない金を振り絞って地方で、それこそ脂汗でやっているわけです。その状況の中で、嵐山町でも中学生までやっている。そして、その中で窓口払いでご協力をいただいて、さらに税金を有効に活用できないかということで、窓口払いをして、みんなが稼いだという、言葉はよくないですが、そのお金を学年費の補助だとか、保育園の補助金、また予防接種のほうに回すとか、いろんな形で皆さんのお知恵をいただきながら、違った形でさらに効果があるものに使ってきたのが嵐山町の現状です。

そういう中で今、窓口払いを子供が貧困だからやってくださいよということですがけれども、子供の貧困、これだけ言われている状況の中で、25条の制度の基準は変わらない。これも、やっぱりだめならもっとこれをしっかり広めていくか何かしないといけないと思うのです。地方にそんなものを押しつけるようなままではしようがない。それだけだつてできるような状況が地方にあるかどうか、皆さんも考えていただきたいのですが、嵐山町で交付税が国から流れてきています。それで、町村で交付税が少ないのは嵐山町4番目なのです。ほかの町村はもっと交付税が来ているわけです。

交付税が来ているというのは、どういう状況で来ているのかと考えたときに、嵐山町は苦しいけれども、4番目なのです。もっと考えてみたら、ほかのところは倍もいっているようなところもあるわけですが、それもやはりどういう事情で国の判断でいっているのか、難しい基準があるわけですが、やはりそういう中でも、嵐山町より多いところは多い。ですから、嵐山町も苦しいけれども、ほかの町村についても厳しい状況だと思うのです。そういう中で、嵐山町は嵐山町の考え方でここまでやってきた。そして、窓口払いについても、町民の皆様の大方の支持をいただいているというふうに思っていますので、さらにこれからこの事業を続けて、しっかり続けて、そして町民の皆さんのご理解をいただきながら、ほかの事業をさらに充実ができるように努力をしていきたいというふうに思います。

いろんなところにあれしておりますけれども、子供の貧困、それから窓口払いと、今言った最低のセーフティーネットというものを何かこっちに置いてしまって、貧困というのは行政、地方のあれがやらなければいけないのだみたいな感じがありますけれども、日本人が最低限度の文化生活を営むというのは、国がもう認めているわけですから。そこのところをさらに地方でやれるだけの嵐山町に今の状況がどうかというようなことだと思うのです。皆様方のご意見をお伺いしながら、さらに町民の皆さんのサービスの向上に努力をしていきたいというふうに思います。

ちょっと届かないところがあるかもしれませんが、答弁とさせていただきます。

○吉場道雄委員長 次に、清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 連絡したのと少し順番が変わるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

まず最初に、年金の問題です。年金機構に移ったので、役場のほうは事務は余りやっていないのかなというふうに思っていたのですが、そういう点では事務費そのものが国からおりてきていないという部分で、審議の中では、加入促進と免除の手続きは行っているのだというお話がありました。そういう面では、とりわけ未加入者の把握はできていないということだったわけですが、やはり無年金者を生まないという面では、加入者の把握というのはきちっとやるべきではないかなと。当然、保険料については、年金機構のほうでやっていますから、年数不足者については把握ができない部分があるのだらうなというふうには思うのです。そういう点では、きちっとやっぱり加入者、とりわけ学生の場合はもう無条件で免除になるわけですから、そういう

きちっとした手続をやっているということであれば、加入を含めて免除の手続等細かい事務を行っていくべきだというふうに思うのですが、現状の事務の仕方というか、それはどういうふうな事務が今やられているのでしょうか。

2つ目ですけれども、ふれあい交流センターの中のボランティア活動の中で、団体名が52団体、参加者が979人、個人が54人ということだったわけですが、この数字が多いか少ないかというのは別にして、嵐山町の住民のボランティア意識というのは、今年地域福祉計画をつくった中でアンケートをとったわけですが、このアンケートによると、ボランティアの活動参加状況の中で、現在参加している、過去に参加したことがある、参加したことはないが、機会があれば参加したいという、過去に参加したことがある、機会があれば参加したいというのが74%になっていると。同時に、参加していない人の状況の中では、地域活動に参加する情報がないと。もう一つは、機会やきっかけがないという方が40%になっていると。そういう面では、今後地域のボランティアをどう進めるかというのが一つの大きな鍵になってくるのかなと。そういう面では、地域リーダーをどう育成をしていくのか、考え方があったらお聞きをしておきたいというふうに思います。

3つ目は、税の軽減の問題です。個人町民税の中で、特徴の不納欠損が出ていると。これは、倒産によるものなのだというところだったわけですね。そういう点では、税条例の51条には、当該年度において所得が皆無になったため生活が著しく困難になった者、またはこれに準じる者ということで、減免の措置がとられている。当然、この倒産というものが、いつでも起こり得る状況のわけで、この不納欠損分の人たちは減免の措置がとられていたのでしょうか。いたのであれば、不納欠損の部分として出てくるはずはないのかなというふうに思うのですね。これ倒産による影響というのは、花見台の中でも嵐山の従業員がどのぐらいいるか把握はしていませんけれども、そういう状況というのは嵐山の中でも起きてきていると。これは、ただ単に町民税だけの問題ではなくて、ほかにも国保の条例の中にも同じ要件がうたわれていると。同時に、世帯によっては介護保険料や後期高齢者、あるいは保育料等にも影響をしてくるということでは、きちっとこの項目を減免の条件を適用させるべきではなかったかなというふうに思うのですが、今後の方向も含めてお聞きをしておきたいというふうに思います。

同時に、3.11の被害状況ですけれども、雑損控除の申請をした世帯がどのくらいあ

ったのか。地域から上がってきた被害の申請そのものは、家屋が283件、ブロックが14件という状況だったという報告があったわけですけれども、この中で雑損控除を申請したものがどのくらいあったのか。また、今後、まだ多分5年間だと思えるのですが、していない人がいるのであれば、きちっとその周知を図るべきだというふうに思うのですが、申請数と方向性だけお聞きをしておきたいというふうに思います。

4点目は、予算の使い方というか、税金の使い方というか。一つは、吉田集会所の問題です。私、当初予算の審議の中で、吉田集会所についてはもう予算執行しないほうがいいというお話をしました。施設の年数以上に、吉田集会所そのものがもう老朽化しているというふうに感じていました。同時に、埋め戻しをしたとはいいながら、集会所の建物そのものが、下が柱というか、コンクリートの柱あるわけですが、非常に見た目には危険度の大きい施設かなというふうに思っています。24年度に162万円の予算執行をしたと、耐震の関係で。しかし、この耐震が中の鉄筋の調査をし直すということで、25年度に追加というか、追加で113万4,000円の予算執行をします。その結果でないといけないということだと思えるのですが、そういう面では、先ほど公共施設の老朽化という問題もありましたけれども、もう北部交流センター、それほど当初予算の中でも言いましたけれども、北部交流センターを使って事業展開をすべきだというふうに思います。同時に、跡地利用については、地域の人に考えてもらうというぐらいの弾力を持った方向性を出したほうがいいのではないかとこのように思っています。

そういう面では、25年度の予算ももう執行したのでしょうか、そうした方向転換を町のほうでやっていくべきだというふうに思うのですが、考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

もう一点は、平沢の区画整理の問題です。保留地処分については審議の中であったとおりです。今回補助金という形で3億5,000万出しています。この補助金という形の性格というか、先ほど事業費補助という形もあったのですが、この補助金というのは、どういう性格を持った補助金というものになっているのか。金額が大きいことから、これはただ単に補助金という形で交付をするというだけの性格なのか。あるいは、事業によっては返してもらうという性格なのか。その点についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 それでは、うちのほうからは年金加入者の関係把握というようなことでのご質問につきまして、お答えをさせていただきたいと思えます。

先日の町民課の関係の特別委員会の中でも清水委員のほうから、町のほうでそういった年金加入者の関係把握しているのかというようなご質問もございましたが、町では把握していないというお答えをさせていただきました。その後、年金事務所のほうに電話でちょっと確認をさせていただきました。そうしたところ、個々に状況といたしましうか、条件とかが違うので、町の未加入者についてや未受給者のデータを抽出して一覧リスト等を出すということは難しいというような回答をいただきました。もしそういったことで知っていることであれば、その都度個々に問い合わせをしていただければ、それについては回答をすることは可能であるというようなお答えをいただきました。

それから、減免の手続の関係でございませうけれども、申請による免除につきましては、国民年金保険料免除、それから納付医療申請書と、それとあと学生特例の申請というようなものがございませう。それにつきましては、一応窓口のほうに来ていただきまして申請をしていただくということが原則という形になってございませうが、これについては郵送でも可ということにしております。

そして、免除や納付猶予の申請につきましては、全額免除、それから納付猶予、4分の3免除、半額免除、4分の1免除等がございませう。これについては前年の所得の状況により、それぞれを審査をし、承認をされるということございませう。承認期間については、6月から翌年の6月までの1年間ということございませう。

それから、学生納付特例につきましても、原則は本人が町に来ていただきまして、申請をしていただくということございませうけれども、学生で遠くへ行っているとかということもございませうので、代理でも可ということにしております。それから、こちらにも、やっぱり学生のところにも前年の所得の基準も一応はありまして、そちらで審査をするということございませう。学生証と年金手帳、そういったものを持ってきていただきまして審査をすると、承認されますと、4月から3月までの1年間、納めなくてもよいということになるわけございませう。大学期間中、2年生でとか4年生の在学等ございませうけれども、期間中は毎年その申請が1年ごとに必要だということになってございませう。

それから、この援助の関係の広報などにつきましては、毎年町の広報紙のほうに掲載をさせていただきます、周知をしていくという状況でございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 まず、地域ボランティアについてということでございます。こちらにお答えいたします。

町のボランティアセンターでは、ボランティアコーディネーターという職を置きまして、町民のさまざまな生活、福祉、教育、文化、あるいはレクリエーションというようなさまざまな分野のボランティア活動を行う団体とあるいは個人、そしてそのボランティアを必要とする人々等、そういったものを把握いたしまして、その橋渡しをするという役割をまず行ってきました。また、ボランティアの資質の向上ですとか、あるいはボランティア事業の普及、啓発、または交流などの事業を行っております。

実際の具体的な事業としましては、ボランティアに少しでも興味を持っていただいて、登録数をふやすという意味から、一般の町民の方を対象としました各種の講座ですとか、あるいはボランティアフェスティバル、交流会というような催し、事業を展開しております。毎年それぞれ工夫を凝らして実施をしております。

私、地域ボランティアとかボランティアリーダーという言葉が勉強不足でちょっとよく承知をしておりませんけれども、仮に地域の通学の登下校時の子供の見守りですとか、あるいはひとり住まいの高齢者の方の訪問や見守りというような住みよいまちづくりのための地域活動というような、そういう関連のボランティアとすれば、学校ですとか地域福祉協議会ですとか、あるいはまた自治組織などの地域コミュニティーですとか、そういった関連のさまざまな部署でそれぞれ窓口を設けて、それぞれにまたボランティア活動を行っております。

最初に申し上げましたように、ボランティアセンターの役割としましては、以上申し上げましたような事業を行っているということで、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

まず、不納欠損の特別徴収の3者ですけれども、個人のきょう現在どうなっているのかということなのですが、特別徴収というのは、あくまでも会社が特別徴収義務者

になって、個人の方から住民税を給与から天引きするわけなのですが、あくまでも個人には請求できなくて、会社が特別徴収義務者になっていまのんで、あくまでも会社に督促状等を発送している形になります。

それと、裁判所に交付要求等を出してはまして、それで配当がないということで欠損にしております。

それと、51条の第1項第2号の関係なのですが、これについては減免の基準を設けているところです。2号ですけれども、当該年度において所得が皆無または著しく減少したため、生活が特に困難となった者、またはこれに準ずると認められた者となっていますけれども、これについては、前年中の合計所得金額が400万円未満で、当該年の合計収入金額が前年の合計収入金額の2分の1以下で、預貯金等の資産がなく、市として客観的に担税力を喪失した者をいう。ただし、当該年の収入金額には、失業保険等の収入も含めるものとするということになっています。それと、税条例の施行規則の中に、その場合、失業が50%、休廃業が50%、疾病が70%となっております。

次に、3.11の東日本大震災の関係ですが、24年度で雑損控除の申告をされた方が69名ございます。これもなかなか申告は難しいのですけれども、軽減の措置なのですけれども、建物の所有者と申告者が一緒でなければ、これは控除の対象になりません。例えば建物の所有者が年金等の措置ですと、例えば65歳以上ですと120万円、65歳以上ですと非課税とか、120万円以下だったら非課税とか、そういう措置がありますので、税が出ない方も被害に遭った方はおられますので、そういう方がいますので、人数的には少なくなっております。

以上です。

○吉場道雄委員長 植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 吉田集会所の耐震診断部分につきましてお答えいたします。

ご指摘のように、吉田集会所につきましてはかなり老朽化が進んでおります。町の公共施設の一つとして、耐震診断業務を実施したわけでございます。しかも、平成24年度、25年度、2カ年にわたりまして、追加等の調査を含めて予算を執行させていただいているところでございます。

耐震診断業務につきましては、最終的には専門家によります判定委員会を経て、その施設の構造上の耐震強度を評価していただきまして、仮に補修する必要がある場合

には、その方法とかコストについても示されることになっております。町としましては、これを専門家による判断を受けまして、施設の今後の利用の方針について検討をし、公共施設の統廃合を含めた計画的な判断を町のほうでは行っていくと、そういうプロセスで考えております。予算をかけ、時間をかけて実施するわけですが、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 平沢の土地区画整理事業の補助金のございませけれども、主要な施設の説明書の104ページなのですけれども、ここに今負担金の関係がありまして、そして町単分、これが1億5,000万円。それと、まちづくり交付金分ということで、前年度繰越明許費、これが1億8,056万7,780円。それと、前年度の事故繰越ということで2,162万7,800円ございませ。これが約3億5,200万円になるわけございませけれども、まちづくり交付金事業としましてはその2つ。要するにまちづくり交付金事業で繰り越したものが約2億円ございませ。それと、1億5,000万につきましては組合の単分ということになっていませ。この単分の内容ございませけれども、1億4,650万円ぐらい、これについては元金償還と利子の補填というか、利子補給、利子分に充てていませ。その残りの部分が単分の事業を行っただ分ということになります。

以上です。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 まず、年金なののですけれども、そうすると特に加入者がわからないから未加入者への促進というのはできないということになってしまうのかなと。同時に、免除の手續も、本人が自覚をして手續に来ないときないという形なのかなというふう聞いたのですけれども、そういう面では、質疑の中で加入促進は行うという形で言っていたと思うのですけれども、これだとただ単に町がやるのはPRだけと、PRというか、周知徹底だけというふうになってしまうのかなと思うのですけれども、これだと、具体的には国民年金に該当するような人であっても、町は具体的な勧奨、勧誘というか、そういったものは個々には全くできないということなのではないでしょうか。個々の人が問い合わせればわかるということですが、それだと町民全体の加入しなければならぬ人がどのくらいいて、あるいは年数が足らない人がどのくらいいて

というものが、きちっと町が把握できなければ、これ結局無年金者を生むということになってしまうと思うのですね。そういう面では、年金そのものの機構が変わってきていますから、どこまで町が責任を持ってというか、どこまで町がやらなくてはいけないのかという部分はあるとは思いますが、その辺のすみ分けというのはできているのでしょうか。

それから、ボランティアの関係では、課長が言ったのではなかなか地域の中でのボランティアというのが進んでいかないと思うのです。一度、文教厚生委員会で委員長の方から毎回、この間、町の支え合いの特定事件を挙げて報告をしていただいたわけですが、今町は地域の支え合い事業というのを進めてきていますよね。その中で特徴的だったのは、委員長報告にもあったわけですが、鶴ヶ島市の場合は、小学校単位の地域の中できちっとリーダーをつくりながら、防犯から支え合いから全ての地域の中での事業を行ってきていると。そういうものを町は目指しているのだらうなというふうに思うのですね。そういう面では、どうやって地域のリーダーをつくり出すかというのが一つの大きな町の課題なのだと思うのです。

確かにボランティアコーディネーターという形であるとする、これはなかなか進まないというふうに思うのです。鶴ヶ島の経験は、自治会長さんやそういったある程度役が終わった人たちが中心になって事業展開をしていると。町の場合は、例えば区長さんは、北部の場合は1年、南部の場合は、というか市街地地域の場合は、何年かやっている人もいるし、おおよそ2年という状況になっているわけですね。例えば区長さんであっても、やっぱり2年ぐらいはやっていただくと。その後、地域のリーダーとしての役割も果たしてもらおうというふうな方法をとっていかないと、あるいは町のそうした役職というか、役を地域で担ってきた人たちが、そういう役を果たしていかないと、なかなか地域の中での事業というのは進んでいかないのかなというふうに思うのです。そういう方向性を持って、町が進めていくということができないものではないでしょうか。

それから、税の関係ですけれども、不納欠損の場合は、そうすると会社に納めた個人町民税が、というか、給料から天引きされている個人町民税の分が来ていないということかなというふうに思ったのですが、そういう面では、先ほど言ったように、倒産という状況の中で、いろんな基準があるとはいいいながら、国保に入る、あるいは介護保険料、後期高齢者、これは一般会計だからなかなか難しい部分があるのでしょうか。

けれども、そういった部分まで影響してくるわけで、その辺はちょっと一般会計の中なので、きちっと目配せをしながら減免の適用をしてほしいというふうに思います。答弁は要りません。

それから、雑損控除の場合も、確かに言われてみればそうだなと。そういう面では、世帯構成によっては、確かに収入のない人が世帯主になっている場合は該当しないという形になってしまうわけで、そういう点では壊れたというか、被害があった件数の割には非常に少ないなという感じを受けるのですけれども、5万円を超える金額ということですから。ただ、あの当時かなり嵐山町の中でも屋根瓦が落ちて、雨漏りがするという形で、町からブルーシートを配っていただきましたけれども、ブルーシートそのものが非常に目立つ状況があったわけで、そういう面では、69世帯ぐらいで雑損控除がおさまってしまうものなのでしょうか。その辺の調査というのは、被害の申請というのは、地域支援課のほうに区長さんか防災の責任者というか、今回はもう調査そのものは来て、名前も住所も把握ができていると思うのです。そういう面では、きちっと該当させるものは該当させるという調査をしておく必要があるのではないかなと。多分、先ほど言ったように、申告の時効そのものは5年だと思うのですが、間違っていたら教えてください。もう既にここで2年近くがたつ。今度の申告が3年目ということになりますから、そういう面ではきちっとそういう調査をして、雑損控除の該当をさせるという方法をとっていくべきではないかなというふうに思います。

それから、吉田集会所の形ですけれども、今の課長の答弁だと、存続も考えているという答弁なのだと思うのですね。私どう考えてもこれ、あそこの施設をあの状況で、いずれだって耐震の結果が出て補強すれば使えるということになれば、またあそこに予算つぎ込むわけですよ。地域の人のこの前の話の中で、鉄筋の調査を今度はするのだと。コンクリートの中の鉄筋の調査をするのだと。今まで嵐山町が耐震をやってきた状況の中で、そういう構造がなかったのかもしれないですけども、そういう追っかけて耐震を調査するなんていう施設は今までなかったわけです。そのくらいもう施設そのものが建築年数よりも老朽化しているということだと私は思うのです。もうあそこは壊して、事業展開はわずか距離にすれば大したことはないのだから、北部交流センターでやってもらおうと。跡地利用は地区の人に考えてもらえばいいではないですか。そういう方向性を持たないと、いずれではまたあそこに補強していくとって、予算をつぎ込むわけですよ。そんな無駄なことをやっていたら、あの施設そのものは、も

うそういう時期に来ているというふうに私は思っています。ここでやっぱり、もう発注してしまったのでしょから、どんな診断結果が出ようとあの施設は取り壊す、跡地利用は地域の人に考えてもらおうと、そういう決断をしなかったら、いつまでたってもあそこの施設のために予算をつぎ込まなければならない。私は、そんな無駄はやるべきではないというふうに思います。考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、区画整理ですけども、町の単分が1億5,000万円。いずれにしても私は、これから区画整理の精算を含めて、きちっとやっぱり検証をしてほしいと思うのです。一つは、あの当時組合施行が主流だった。組合施行が本当によかったのかどうか。町施行という考え方もあったわけですね。そういう面では、組合施行がよかったのかどうか。もう一つは、補助金という形で本年度出しましたけれども、補助金という形で出したのが妥当だったのかどうか。私は、貸付金という形のほうが、もっとはっきりしたのではないかなというふうに思うのです、少なくとも町の単分については。

だから、そういう面では、補助金という性格上、補助金という形の支出は、果たして妥当だったのかどうか。まして、先ほど言った組合施行でやっていますから、余計そういうふうを感じるのですね。今後精算に向けてまだ事業が残っていると思いますけれども、私は、先ほどの吉田集会所ではないですけども、やっぱり住民のご理解というものを得ていかなければならないというふうに思うのです。これ組合施行のやはり一番の問題点というか、そういう部分ではないかなというふうに思うのです。そういう点では、そういう方向でひとつやっぱりこれからの町が行う事業にも関係してくるとは思うのですけれども、そうした検証をやっぱりやるべきだというふうに思うのです。そうしていかないと、なかなか住民の理解というのは得られないのではないかなというふうに思います。答弁は要りません。

〔聞いておいたほうがいいんじゃない〕と言う

人あり〕

○清水正之委員 その辺の検証が、ではできるかどうか。検証するという意思があるのかどうか、その意思だけ確認させてください。

○吉場道雄委員長 答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 それでは、年金の関係につきましてお答えさせていただきます。

年金の加入者の状況がわからないから、未加入者への勧奨というのはできないのかということですが、こちらについては町ではできないということですが、これについては年金事務所のほうで勧奨通知を出しているということですが、厚生年金喪失をして、その喪失後2カ月後に何らの加入のあれが、手続がされない場合には、勧奨通知を出しているということですが、それで、その通知を出して、またその後2カ月たっても何らそれがされない場合には、また再度通知を出すということだそうでございます。それでも、またその後2カ月たっても何ら手続がされないという方につきましては、職権適用で年金事務所のほうで適用をさせてしまうということだそうでございます。個人の方には、適用をさせたという旨の通知と一緒に納付書を入れて送付をしているということでございます。

それから、年度手続の関係ですけれども、本人が来ないとできないのかということですが、先ほどちょっとお答えさせていただきましたが、原則は本人が来ていただいて申請をしていただくということが原則でございますが、家族の方ですとか、そういった方で代理の方でもその辺については、状況に応じてそれは受けているということでございます。

それから、あと町と年金事務所等の仕事の金額とか、そういった状況ということですが、それについては町としましては、そういった広報等の周知徹底をするということと、窓口に来られたお客様に対して対応をしているということが町のやるべきことなのかなということと考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 私のほうからは、2点目の地域のチームリーダー、ボランティア活動ということについてお答えをさせていただきたいと思っております。清水委員さんから、地域の支えの事業、あるいはノウハウ、そういった例を出していただきました。その中で、地域でのボランティア活動、支え合い活動を行っていくためには、地域の中でのいわゆる支え合いのための、そのリーダーを支えるためのOB会ですとか、そういった具体的なお話がございました。全く委員さんのおっしゃるとおりだというふうに思っておりまして、町の方向性もまさにそういった地域活動においては、地域の支えをするためのリーダーの育成。それから、リーダーというのは、具体的に申し上

げますと、今の組織の中では、例えば行政の組織であれば区長さんがいらっしゃる、それから自主防災会の会長さんがいらっしゃる、防犯のボランティアの会長さんがいらっしゃる。そういったそれぞれのリーダーがいらっしゃいますけれども、24年度の事業で一つ申し上げますと、長寿生きがい課を中心として、支え合いマップの作成を行います。そして、同時に、要援護者台帳の作成もさせていただきました。この事業を一つ取り上げてみましても、この事業について課内では長寿生きがい課、それから健康いきいき課、そして地域支援課を中心に協議を行いまして、この事業自体の説明も民生委員さん、それから自主防災会の会長さん、そして区長さん等に説明をさせていただいて、その協力の中でこの事業も行ってまいります。

と申しますのは、調査をするだけであれば、例えば民生委員さんでもできるかもしれません。区長さんでもできるかもしれません。しかしながら、それを支え合うというその組織をつくっていくということは、それぞれの組織の中ではなかなか大変になると思います。それぞれの組織同士が互いに助け合って、その中の組織をさらに共有するということが必要になってくるということでございます。特に、今委員さんがおっしゃいましたように、リーダーを支える体制というのが、非常に今後重要になってくるというふうに思います。

例えば今、まだ具体的にはなっておりませんが、ある地域では、委員さんがおっしゃられたとおり、歴代の区長さんがOB会を作成して、現職の区長さんを支える、そして各行事にも協力をしていくというような構想を持っていらっしゃる場所もございます。そういったことは、町のほうにもそういった情報が寄せられておまして、ぜひそれを進めていただきたいと思います。それを先進事例として、他の区にも、ぜひいい先進事例としてご紹介をさせていただきたいというお話もさせていただいております。また、志賀1区におきましては、今回除草のボランティア活動を区長さんが中心になって、今年度ですけれども、行っていただきました。今までにない取り組みの中で、農家の皆様方、そういった中を取り込んでやって、事後に参加しているというような事例も出てまいります。

今後町といたしましても、委員さんおっしゃられましたような地域の個々の団体の共有される情報共有と協力体制の整備。それとともに、それぞれを支える体制のOBの皆様方も含めた体制整備。それについてぜひ力を入れてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、まず雑損控除額の求め方ですけれども、かかった費用から保険金等で補填された額を引いて、さらに5万円引いた残った額が雑損控除の対象になります。それで、周知の関係ですが、これ前、川口委員さんからご指摘をいただいて、広報とあと地域支援課に損壊の申請が出ているわけですけれども、その方個々に、全員にこういう軽減措置がありますということで通知を出しました。

以上です。

○吉場道雄委員長 植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 吉田集会所の耐震診断業務でございますが、何回も申し上げますように、建物の構造的な評価につきましては、学術的な部分でございますので、専門家にも出していただくと。そして、予算の執行につきましては、議会の承認、議決もいただいておりますので、その結果を待って政策的な部分につきましては、行政側が判断をしていくというこういう考え方でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 区画整理の関係で、組合施行で行ってきたこの事業、これ自体をどうなのかという検証をする考え方があるかどうかということでございます。当然、仕上がった後、きちんとした検証をして、次の事業には反映をしていかなければいけないというふうに思いますし、事業の途中でもやはり何らかのことを議会の皆様方にいろんなご理解をいただいて、賛成をいただいで行っていくわけですので、その都度、今までもそうですけれども、これからも行っていきたいというふうに思っております。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 1点だけお聞きをしておきたいと、町長でも教育長さんでもいいです。今の課長の答弁だと、いずれにしても吉田集会所については、今年の結果を見て判断するという答弁だったと思うのですけれども、そうすると、どこをどういうふうに補修すれば使えるという結果によって判断する。そうすると、町はこれ以上その結果について補修すれば使うという方法があるのかどうか。私は、もうあそこの施設は、先ほども言ったように、取り壊して跡地利用をきちっと地域の人たちに考えてもらうと。事業展開は北部交流センターでやるという方向性を、結果がどうであろうと私は持つべ

きだというふうに思うのです。あそこをまた直して使うことによって、何のメリットがあるかと、ありませんよ。北部交流センターでやる。だって、そんな補修をして、安全性がどうなるかわかりませんが、地域の人だって、もう使うのだから不安ですよ。もうそういう決断をするべき節だというふうに思うのですけれども、これ事業展開はもう北部交流センターだってそれほど遠くないのですから、車で行くような距離ではないのですから、そういう方向性を持つという考えはないのかどうかお聞きしておきたいというふうに思います。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 吉田集会所についてのお答えでございますが、先ほど来課長が答弁しているとおりの形で、町としては進めていきたいというふうに思っております。そして、いずれにしても必要な施設として嵐山町の町立の集会所として運営をしております。現在でも使われておりますし、事業展開もしている状況で、その施設が使えなくなるか使えるかというような状況ですので、先ほどから言っているように、最終的には専門家の意見を尊重して、町のほうで最終的な判断をしていきたい。そして、委員さんおっしゃるように、今後予算をどれだけ投入するのかわからないのかということも、当然予算となりますと、議会の皆様方のご審議をいただくわけでございますので、町といたしますと、専門家の意見、これを尊重して、判断をして今後に対応していきたいというふうに思っています。

○吉場道雄委員長 質疑の途中ですが、ここで休憩といたします。午後の開会は1時30分といたします。

休 憩 午後 零時04分

再 開 午後 1時26分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括的な質疑を続けます。

次に、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 通告したのは3点あるかな。2点に絞りたいと思います。

それで、第1点目が、老人クラブの補助金の問題なのですが、今決算の質疑の中で、この補助はどういう計算で出すのですかという質疑に対して、均等割と会員数割だということであったわけです。

補助金は、説明書をお持ちの方は68ページにありますけれども、老人クラブ連合会に170万渡しております。それで、去年は老人クラブ連合会と老人クラブ、2方式に分かれておりました。老人クラブ連合会が70万2,200円、老人クラブが19団体で99万7,800円でありました。これを足しますとちょうど170万円になるわけです。

それで、会員数はどうでしたかという質疑に対して、去年が、申しましたように19団体の836人、本年が19団体の798人ということで、マイナス38人の減少なのです。

そうしますと、均等割と会員数割で出すわけですから、会員数が減っているのですから、これは金額が減らないとおかしなわけなのです。ところが、両方とも170万円であるわけなのです。

これは、大変、ちょっと問題としては大きいわけで、そのことのお答えと、老人クラブにもし払っているのであれば返還を求めるべきだし、連合会にも払っているのであれば返還を求めるべきであるというふうに考えられるわけです。お考えを伺いたいと思います。

それから、給食センターの委託先の従業員の賃金の問題ですが、ここのところブラック企業というのが言われていまして、委託先の企業がブラック企業ではないというふうに信じたいのですけれども、ただ一般的には騒がれているというか、大変な問題であるわけです。

どういうふうなブラック企業であるのかということ、ちょっと先に申し上げたいのですけれども、「売り上げ目標を達成しないでよく休めるな」と、これ社長が言っているのです。「生きてるだけで無駄だ」と、これも社長が言っているのです。こうして、やめさせるようにしむけていっているのが、大量に採用して大量にやめさせるというのが今問題になっていて、入社した若者は精神を病んでしまっていると、ほとんどの者が精神を病んでいる。そこまで追い詰められてきているということなのです。

これは、単なる税収につながらないとかというだけの話ではなくて、精神病みまずから、病気ですから、社会保障、そっちの負担にもつながっていくということで、国も厚生労働省も、今月から取り締まりを進めていくということで取り組んでいくということなのです。

こういう企業までいかななくても、かなり法律すれすれのことをやっている企業というのは、かなり横行しているというのが実態なのですが、ちょっと私持ってきましたけれども、何か挙げろと言ったら挙げますけれども、ですので、委託先、あとはお任

せではなくて、やはり確認ぐらい、賃金の、これ約款で決めているのであればその賃金の確認ぐらいは、契約元である以上、そのくらいはしなければいけないのではないのですかということをお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、私からは、1点目の老人クラブ補助金につきまして申し上げます。

老人クラブに対する補助金につきましては、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するために、老人クラブ連合会と単位クラブを合わせて170万円をそれぞれの団体に対して補助しているものでございます。

その積算といたしましては、単位クラブの補助金にあつては、それぞれの会員数に応じて金額を算出し、19クラブの合計で98万1,400円でございます。前年度比1万6,400円の減額となっております。これは、クラブを組織する会員数が前年より38人減少したことによるものでございます。

また、連合会につきましては、総額の170万円から単位クラブへの補助金分を差し引きました残額の71万8,600円を支出しているものでございます。

なお、今回、主要な施策の説明書の記載につきましては、前年と異なる表記のほうをさせていただきましたが、内容については変わっているものでございませぬ。

また、大変申しわけございませんが、決算書の101ページをごらんをいただきたいと思ひます。決算書の101ページでございます。中ほどから若干上でございませぬが、06番の老人クラブ助成事業、そのうちの19節負担金補助及び交付金、2番の老人クラブ連合会等補助金170万円というふうには決算書上は記載をしておりますが、大変申しわけございません、主要な施策の説明書については、「等」という一文字で、記載をせずに老人クラブ連合会というふうには記載をしてしまったことが、川口委員さんには疑義につながったということで、大変申しわけございませんでした。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、お答えさせていただきます。

そのご質問につきましては、過日のこども課の審査のときにもいただいたわけでございますけれども、契約書には「発注者と請負者との信義に従い誠実にこれを履行するもの」という文言で契約がされていると。なお、契約書には、委託業務契約約款も

添付をされて、この約款の中には、ご案内のとおり、労働基準法とか最低賃金法等々の一切の責任を負わなければならないということになっています。

お尋ねがありましたので、会社に問い合わせをいたしましたところ、ただ寝耳に水という感じでびっくりされてしまいました。「何で改めて聞くんだ」とか、「最低賃金以下というような指摘がどこからあったのか」とか、そういったような、逆に問いを浴びせられました。

しかしながら、時間当たりの賃金を確認したところ、平成24年度の埼玉県の最低賃金につきましては771円だったと思うのですけれども、それを超えた、当然のことでございますけれども、超えているという確認をとってございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 老人クラブの件なのですが、どうも私の質問がわかっていないみたいで、老人クラブには減らしたと、それはわかりました。だけれども、その分を連合会に出したと、こういうことですよ。これは何で連合会にそれを出す必要があるのか、それを説明していただかないと、返還を求めることが必要だというふうに思うのです。いかがですか。

なぜ連合会にその分をプラスするのか、ずっとそういう方式で来たのだと思うのですけれども、今回均等割と会員数割でするのだということで、それはおかしいなということで私も初めて気がついたのですけれども、もう一度申し上げますが、クラブにはきちんと削減したと、その分をなぜ連合会にプラスをする必要があるのか、その理由を伺いたいと思います。

それから、給食センターの関係なのですが、そうですね、確認をしていただいたのですか、ありがとうございました。

それで、びっくりさせたって、びっくりもするのでしょうかけれども、ただ先ほど申し上げましたように、ブラック企業だって今の法律では、どうなのだろう、厚労省がどういうふうな判断を、これ、この9月にしていますので、するかは私もわかりませんが、法に触れるかどうかはわからないのですけれども、そういう企業が横行している中であるので、こういう確認をさせていただいているということで説明していただきたいと思うのです。

今後も、適宜確認をしていっていただきたいと思うのですが、その方向性を伺いた

いと思います。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、私からは、老人クラブにつきましてお答えをさせていただきますと思います。

老人クラブ連合会と単位クラブの活動というのは、やっぱり切っても切り離すことができない一体的な活動を行っているというふうにこちらのほうでは考えております。

そうしたことが、老人クラブ連合会及び単位クラブに対する補助金といたしまして、補助金等適正化委員会の中で、総額で170万円という金額を認めていただいたということがございます。それに基づきまして当初予算を計上し、予算審議を経て決定をいただいたということがございます。そういった関係上、一つの基準といたしまして、単位クラブに対しては、会員数を基準として積算をすると、その残った残金については老人クラブ連合会の活動費に充てていただくと、これが連合会並びに単位クラブの活動の促進につながるというふうに考えております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 町が発注をする委託業務にしても、工事請負にしても、相手方にどういふものを求めるのか、そのことでございますけれども、これは嵐山町だけではなくて、全ての自治体が標準契約約款というのを検討して、自治体との契約を結ぶ相手方に一定の制約を課しているわけです。

それは、一つには、法令遵守ということが大前提にあるわけです。法令を遵守していただかないような企業とは自治体は契約はいたしません。当然そのところは最低のレベルにあるということです。そして、契約に定めのない事項等が出た場合は、お互いがその疑義について協議をして一定の方向性を出していくことですか、信義に従って契約を履行することですか、事細かに契約に定まっております、報告義務を課しているものも幾つかございます。

その一つは、契約保証、工事等で契約保証契約完成と、保証契約をした場合には、その証明書を添付しなさいと、あるいは、その企業で働いている従業員のために退職金の共済制度、これに加入しなさいと。それは、支払った工事請負金額によって率があるわけですが、それを納付した証明書を添付しなさいと。それから、建築業

法に基づく一括下請等を行った場合には、法律に違反しない下請をやった場合には、その届け出を出しなさいとか、幾つか定めている事項がございます。

その他の事項については、冒頭申し上げましたように、法令遵守、それに従ってやってくださいというふうなことが原則でございますので、個々の相手方に対して、最低賃金がどうであったかとか、そういったことを報告することは、嵐山町においても、また他の自治体においても考えられていないというふうなことでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 ちょっと先に給食センターの件なのですが、確認する自治体というのは全国的に見ると少ないと思うのです。

私、切り抜きを、これは新聞を処分するときに一緒に処分してしまったような気がするのですが、今年の2月か3月、北海道の道議会で高橋はるみ知事が、あの方が今のような質問に対して、北海道として確認をしていきたいというような答弁をしていたので、その切り抜きを持っていたと思ったのですけれども、どうも処分してしまったみたいで、比企広域のほうに生かすつもりでいたのですが。

ですから、全国的には珍しいと思うのですけれども、やっぱり企業が横暴なことをやっていたら、やっぱりそこは自治体としては放っておいてはいけないと思うのです。精神まで病まれてしまったら、これは社会保障費がかかってしまうのですから、やっぱりそれ以前にとめておかないといけないわけで、そんな企業ではないというふうには私も思いますけれども、せめていろんな企業があるわけですから、確認くらいはしていくべきではないかなと思うのです。

今、法令遵守でやっていくのだから、それ以上のことはというお答えでしたけれども、ぜひもう一度考え直していただきたいというふうに思うのです。いかがでしょうか。

それで、老人クラブの件は、課長の説明で理解したという人はいないと思うのです。まずいですよ、この件は。クラブのほうを、会員数削った分を、連合会にその分渡すなんていうことは。そうでしょう。私は町長の方向を聞く前に、これはまずいですよ、こういう決算をやったら。これは、保守系の人も含めて認めることのできないものだと私は思いますよ、これは。

〔「予算が、これ通ってる」と言う人あり〕

○川口浩史委員 ええ。

〔「予算が」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 質疑を続けてください。

○川口浩史委員 今、現時点でわかったのですから言っているのです。予算のときには、残念ながら私も含めてわからなかった。だけれども、今はわかったのですから、認めてはまずいでしょう、これは。そうではないの。

〔発言する人あり〕

○川口浩史委員 これ、議員間のあれではやってももらえないですか、提案は。

○吉場道雄委員長 今、そういう問題ではない。今、執行部に対して質疑しているわけなので、そっちのほうをお願いします。

○川口浩史委員 これ、だけれども、議会の問題としてなっていないとまずいのではないの、これは。

○吉場道雄委員長 それは、また全協のときに取り上げてもらって。

○川口浩史委員 いやいや、今ですよ。私がやって、佐久間さんがやったら、もうすぐ採決なのですから、その前に協議をしておかなければまずいでしょう、議員としては、これは。だから申し上げているのです。

〔「じゃ、動議出したら」「それを含めて採決になるわけなのですから」「動議です」と言う人あり〕

○川口浩史委員 一旦、ではこれで私は終わりにしてか。

○吉場道雄委員長 では、ここで答弁を求めます。いいですか。

○川口浩史委員 では、あれだけでは、答弁は。

○吉場道雄委員長 給食のほうはいいですか。

○川口浩史委員 給食のほうだけ。

○吉場道雄委員長 給食のほうだけ。

では、安藤副町長。

○安藤 實副町長 ブラック企業の問題ですけれども、川口委員さん、ご心配いただくのはよくわかるのですけれども、嵐山町が契約の相手方に対して、今ご懸案をいただいているようなことについて、契約書にきちとうたってあるわけですから。こういうことで法令遵守でやってくださいということがうたってあるわけですから、これは嵐山町

だけがやっているわけではなくて、全ての自治体がやっているわけですし、相手方に対して、従っているかどうか、法令を遵守しているかどうか、その心配だけは報告しなさいというふうなことが果たしていかなものか。

これは、全ての企業に対して、今、北海道で報告義務を知事さんがやりたいというふうなお話もございましたけれども、全ての市町村がやるというふうなことであれば、国においてそのような制度を設けて自治体に従わす。国もそうですけれども、国の機構も同じふうな方法でやればいいと思いますけれども、今の現状では、それぞれ法令遵守ということで、お互いがその契約の内容に基づいて努力をして仕事を完成させると、それが地域住民の行政サービスの向上につながるわけですし、そういうふうな努力を相手方に課しているわけです。

ですから、その法令に従って受注者にはやっていただくというふうなことを、町としては信用していくというふうなことで今後も考えていきたいと思います。

以上です。

- 吉場道雄委員長 川口委員に申し上げますけれども、老人クラブの補助金の問題ですけれども、質問をこれからする意思がありますか。
- 川口浩史委員 休憩、ちょっと一旦とってください。
- 吉場道雄委員長 意思がなければ休憩とろうかなと思ったのですけれども、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時50分

再 開 午後 1時54分

- 吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。
総括的な質疑を続けます。
川口委員のもしかしたら3回目のちょっと質疑をまたやってもらいたいと思いますので、よろしく。
- 川口浩史委員 何か、2回目と、さらに踏み込んだ答弁がいただけそうなので、もう一回質問します。
老人クラブは1万6,400円、平成23年度に比べて下げました。老人クラブ連合会には1万6,400円をプラスしたわけです。このプラスする理由というのは何なのでしょうかということです。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、これは先ほども申し上げましたが、年度予算につきましては、連合会と単位クラブを含めて170万円ということで議決をいただいているということでございます。これをまず1点、ご理解いただきたいと思います。

この170万円を連合会と単位クラブで割り振っていくということがございます。割り振る一つの方法として、単位クラブについては会員数を基準として割り振りをさせていただいているということでございます。残りの金額について、総額から単位クラブに補助する残りを連合会分ということで、昨年23年度に比べて1万6,400円、老人クラブ連合会がふえたということでございます。

連合会につきましては、当然、補助をさせていただいている金額よりも、これを上回る事業を行っています。ですから、過分に補助しているということではありません。

それと、昨今、老人クラブについては衰退化が大分進んでいると。そういった中であって、さらに連合会として活動をより活発化していただくと、こういったことも含めまして、若干ではございますが、23年度に比べまして多くの金額を補助をさせていただいたということでございます。

以上です。

○川口浩史委員 もう予算枠が170万円で決まっているのだということでありまして、その予算のあり方というのはどうなのかなというふうに疑問を持たざるを得ませんよ。しっかりした要綱がきちんとないと、ちょっとこれはまずいなというふうに思うのです。

老人クラブの活動を、私は弱めようなんて思って質問しているのではありませんので、会員数が減れば財源的に苦しくなって、通常の場合、活動がしにくくなるというのが現実にあるわけですから、それを補うために老人クラブ連合会のほうに出しているのだという理由があればいいのですが、今程度の説明では、これは町民納得しませんよ。

今後の方向をきちんとやっていただきたいというふうに思います。

○吉場道雄委員長 最後に、佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 それでは、私のほうから2点お伺いをさせていただきます。

まず1点目は、小中一貫教育についてでございますけれども、先日の各款の質問の

ときにも、学力においても、あるいは体力面、あるいは生活、学級経営においても、大変大きな成果を上げたというようなご報告がありました。また、県内では8カ所を指定されていますけれども、その中でもトップクラスの成果だということがありました。

もう一度事実を確認させていただきたいのですけれども、この件に関しまして、先生方の捉え方はどのようになっているのか、また、あとは児童生徒の声、アンケート等をとったりしているようであれば、そういったことの声聞かせていただきたいと思います。

それから、あとは2点目でありますけれども、国際交流の推進の事業に関してでありますけれども、こちらのほう、課長のほうから日本語教室を開いている、その部屋代として700円掛ける16カ月間、金額にいたしますと1万1,200円、そういった形でその経費は浮くようになったというような話がありました。

これは、金額以上にそこにかかわっている国際交流のメンバーの人たちは、町のほうがしっかりと認識をして我々の活動を見ていてくれる、関心を持ってくれるということを非常に喜んでおります。ただ、国際交流協会というのは、今まで社会教育団体の一つの任意団体でございましたけれども、その程度であれば、少し補助金を上乗せするとか、そういったことだけでも十分に対応が可能なのかなというふうにも感じました。

また、この事業関係に関しましては、教育委員会のほうの組織、社会教育ですとか、生涯教育ですとか、そういったものの組織変更の中で町長部会のほうに移管をしたというようなこともあります。

そういったことを考えますときに、やはりもうちょっと町が積極的にこの問題に向き合っているのだと、そしてまた、今後こういった方向性でやりたいのだというようなことがしっかりと伝わるような事業展開というものは考えておられるかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○吉場道雄委員長 小久保教育長。

○小久保錦一教育長 それでは、佐久間委員の小中一貫教育についてお答えさせていただきます。

過日、上田知事からも説明がありましたですけれども、小中一貫教育の推進モデル

校ということで、菅谷小中学校が、昨年、本年度と2カ年にわたって、県8地区のモデル地区に推薦をされまして、現在進捗しているというところでございます。

24年度につきましては初年度ということで、両校の先生方が今まででない教育活動の一つ、小学校は小学校だけでやればいい、中学は中学校だけで、こういう発想の中で、一緒に9年間を通して、例えば児童生徒の学習意欲とか、理解力とか、学力向上、またいじめや不登校のない、いわゆる中1ギャップをなくす、そういった解消を目指した、生徒指導とも絡んだものを未然に防止していくということで推進地区に充てられたということなのです。

そういった中で、先生方が、まず真摯にこれを受けとめた。ややもすると、委嘱を受けると、行きたくないなというのが今までありましたね。やっぱり積極的に県からの委嘱を受けて、2年目を迎えて非常にいいまとまりで、先生方がやはり地域の児童生徒を、学力もさることながら、人間的にもすばらしい、そして地域の応援団を含めて、地域の方々、もちろんこの中にお年寄りの方も入っているんですけども、PTAを中心とした学校応援団やいろんな方たちと協力しながらこれをやってきた。

そういう中で、先生方は感謝の気持ちを持って、私たちだけではやれない授業というふうに捉えております。先日も申し上げたのですが、これは必修メニューと、必修メニューと決められた分です、それから、もう一つは、選択メニュー、2つの学校でできるメニューをやってみたらどうか。こういう中で、菅谷中学校の主幹教諭と菅谷小学校の主幹教諭がコーディネーター役になっているのです。2人がしょっちゅう行ったり来たりしながら、連絡とって、例えば必修メニューの一つとしては、9年間を通したカリキュラムをつくらうということで、先生方が、まず算数、数学を9年間通してやってみよう、これがどういった成果が出るかということを見ているところなのです。

1年目の24年度は予兆ぐらいです。少しずつ改善しつつあるぐらいですが、今年度実はいい結果が出たのです。だからつくったということではないと思いますけれども、そういったことを9年間のカリキュラム。

また、教職員の合同研修がつくられました。これは、一緒になって研修するのですから、授業終わってからどちらの学校へ行ってやったのだと思うのですけれども、これも、小中合同の障害児を中心とした研修とか、小中合同の生徒指導委員会とか、中学校教師による音楽、図工の出前授業をどうしたらいいかとか、あるいは小中一緒の

授業参観をしようということで、中学校の先生が小学校の授業、小学校の先生は中学、そしてお互いに切磋琢磨して、児童生徒の学習状況を見ながら、研修をしていこうという意欲が非常に高まった。これが一つ大きなことだったのではないかな。先生方はそういうふうに捉えた。

そして、県学習状況の調査、3つの達成目標に向かって努力されております。

そして、1番は、生徒児童の交流なのです。この交流がどうしたらうまくできるかというのに力を入れました。

それは、まずPTA合同の除草作業とか、PTA合同の資源回収、合同避難訓練、合同避難訓練も常にやっているのです。そして、なおかつ合同の合唱交流会、歌と一緒に歌う、これもいいことだな。それから、合同の体育授業も合同でやる。将来的には、体育祭も3年に1回ぐらいは一緒になってやったほうがいいかなという案も出ていることですから、そういった児童生徒を積極的に交流させることに先生方が努力すると。

もう一つ、選択メニューで、何といても、中学の英語の先生がALTと一緒に小学校に出向いて外国語活動を徹底的にやって、子供たちが非常にこれに興味を持ったということ。

それから、小学校の先生が中学校へ行って音楽を教えたり、また、PTA等が積極的に交流をしながら、七夕飾りとか、挨拶運動とか、保護者の思いや子供の思いを、先生方がそれを酌んで、一緒になってやっていこうと。

挨拶運動では、大妻嵐山の中学生と高校生等も一緒に入って、小中高一緒になってやっているという、こういった形も出てきまして、非常にこれは、取り組みとしては、先生方も捉え方が非常に積極的であったという評価を受けました。

その結果、児童生徒の声なのですけれども、まだ1年目は、子供たちの、どっちかというときせられているという感じでしょう、先生方が絶えず入れかわってきたりなんかして、興味、関心、そんなような捉え方でいたようですが、やはり児童生徒の中は、非常に正直な印象を持っているのです。

これは、この間、県で8地区のアンケートを中1にとったのです。6年生から中学校へ上がってくる、これをやっているわけですから、アンケートの結果はパーセンテージで出ていないのですけれども、子供たちの積極的な感想的なものは、どうなのがあったかということ「中学の先生が小学校へ行っていただくので、中学へ上がってき

でも違和感がなかった」、それから「一緒に合同作業をしたり、合同でやる機会が多かったので、お兄ちゃんだけではなく、お姉ちゃんも含めて、ほかのお友達、先輩、お兄ちゃんたちが、お姉さんたちが一生懸命やってくれるので、大変、それも安心感というか、不安がなく学校に行けた」と。部活道についても、3学期に、5日連続、菅谷中学校で、菅谷小の生徒が行って一緒になってやったので、部活動に対する、やはり子供にとって少し不安があるのですね、そういったものがなかった。そういった子供の声が出ております。

授業がうまくできたとかという、そういう子供の声は出ておりません。あと、子供も、そういった中で、小学校、中学校の先生が、折に触れて一緒になって授業に取り組んで、あるいは共同作業、一定の作業と一緒にやれるということは、非常に私は、効果的であり、今後おのおのの事業ありますけれども、嵐山町の小中一貫教育の一つのモデルとして、一層来年度も、先日も申し上げましたが、玉ノ岡中高区も含めて、これは推進していかなければいけないと、こんなふう感じておるところでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 国際交流推進事業についてお答えいたします。

主要な施策の55ページのところの一番上をごらんいただきたいと思うのですが、国際交流推進事業がございます。こちらの国際交流協会への補助金3万円につきましては、こちらは事業費補助ということでございまして、嵐山まつりですとか、その他のいろいろな事業、あるいは交流会等に係る事業費としての補助金でございます。

この中で、日本語教室につきましては、従来ですと、この補助金の中から施設の使用料をお支払いいただいていたところなのですが、国際交流事業の推進という重要な課題については、国際交流協会との連携なしには進められないということで、協会との話し合いの中で、町のできる支援ということを検討しまして、形は町の主催事業という形にさせていただいて、部屋の使用料を課さないようにしていただいたという程度でございます。

去年は、10月以降に町の主催というふうに切りかえさせていただきました。したがって、16回というのは、10月以降の毎週土曜日に、ほぼ毎週実施していただいている日本語教室の授業です。ちなみに今年度につきましては、もう4月から22回ほど、9

月の半ばまでで実施しておりますので、1年間通しますと50回近くの回数になるかと思えます。1回700円ですので、約3万円から3万5,000円近くの金額が、この3万円の補助金のほかに実際には経費として充てられているというふうにお考えをいただければ幸いかと思えます。

以上です。

○吉場道雄委員長 佐久間委員。

○佐久間孝光委員 まず、小中一貫教育に関してですけれども、教育委員会制度の意義として、3項目、中立性、それからあとは継続性、安定性、それから3番目として地域住民の意向の反映、いわゆるレイマンコントロールでありますけれども、こういったことがしっかりと明記されているわけであります。

ですから、行政のいろいろな都合によって、その教育の方向性が変わったり、そういうことがないようにということで継続性というのがしっかりと明記されておりますし、また教育という分野においては、その成果というものが、本当に1年、2年で出るものではなくて、長期間にわたっての中で判断をしなくてはいけないという観点からも、安定性というものが求められているというふうに感じております。

既に、教育長のほうも認識をしていただいているように、今回は菅谷小学校、中学校だけでありますけれども、嵐山町においては玉ノ岡中学校校区というものもありますから、公平性という観点からも、やはりこちらのほうも同時に進めていくということが必要だと思えますけれども、再度お伺いをいたします。これについてどう思っているでしょうか。

あとは、国際交流のほうに関してですけれども、今、課長のほうから、さらに大きな補助も対象になっているというお話がありました。

ただ、基本的には町の支援というような表現もあったかなと思うのですが、私は、町の支援ということではなくて、町のほうが率先して、これからはこういった分野を先導していくと、そのくらいの意気込みを持って推進していくべきではないのかなというふうに考えております。

嵐山町の町民憲章の中にも「文化をたかめスポーツにしたしみ世界と結ぶまちをつくりましょう」と、この文章ができたのは昭和55年ですから、今から33年前、私はもう本当に先人の英知といいますか、すばらしいなということをつくづく感じております。

ですから、一般質問のときにも少し触れさせていただきましたけれども、やはり嵐山町の町の特徴というものを捉えたときには、やはり自然を愛し、歴史を重んじ、そして世界に目を向けられるような人材の育成というものが、これから10年後、20年後の嵐山町においては絶対に不可欠であるというふうに私自身は思っております。

そういった面においては、特色を生かしたまちづくりには、もっと積極的に町は取り組んでいくべきものだというふうに思っておりますけれども、お答えをいただきたいと思えます。

○吉場道雄委員長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 佐久間委員のご質問にお答えいたします。

実は、今年度までが小中一貫推進モデル事業の委嘱でございますけれども、埼玉県では、来年度から平成30年までの5カ年間に、第2期埼玉県教育振興基本計画が既に今月で上がりまして、教育委員会のほうまで届いたところでございます。それを見ますと、今度の施策の一つに、確かな学力の育成という施策がございまして、その中に、小中学校9年間を一貫した教育の推進というのが具体化されているのです。

その中を見ますと、やはりこれは、嵐山町が県から委嘱されたのを、やはり来年からまた5年間、県がこれを重視していることがわかりましたので、今ご質問の、町の教育が玉ノ岡中校区と菅谷中校区の児童生徒のいろいろな面の向上を狙っているわけですので、何らかの形でこの推進事業を進めていくことが、教育委員会としても大切なことであり、また町の児童生徒にとっても大事であり、地域の教育力、また地域の学校教育に対する協力体制を一層強化するにも、これはとてもいい事業かなというふうに考えておまして、これらについては、積極的に検討を進めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 ご指摘のように、町の事業という形はとらせていただいておりますけれども、実質的には国際交流協会への支援という形になっております。これにつきましては、24年の段階では、同協会との話し合いの中で、できれば自主的な活動を尊重していただきたいというお話がございました。町は最低限の関与で進めていただくという方向で話し合いができてまして、それでこのような体制をとらせ

ていただいております。

率先して町が国際交流を推進する事業を展開していくことにつきましては、同協会とも今後十分協議をして、できることがあれば考えていきたいと思っております。

ちなみに、日本語教室につきましては、現在、ネパール、ベトナム、中国、インドネシア、タイ、ロシアというところの外国人の方たちと、それに日本人の方、約半分は日本人の方が参加をされているということでございますので、国際交流協会と十分に協議をしながら、できることを考えていきたいという考えでおります。

以上です。

○吉場道雄委員長 佐久間委員。

○佐久間孝光委員 学校の今教育現場を見ますときに、保護者の間の考え方、それから価値観、こういったものが非常に多様化をしているのが事実であります。多様化したり、価値観が違うということは決して悪いことではないのですけれども、ほんの一部の保護者の中には、極端な考え方あるいは言動をとられる方もおります。

我々が学生のときには、40人、50人のクラスというのはそんなに珍しくなかったかなというふうに思うのですけれども、今は、逆に、きのうも小学校に行ったときに聞いたら、3年生のクラスは28人。それだったら、それだけ学級経営は簡単になっているかというふうに思いがちですけれども、全くそうではなくて、今の現状というのは本当に難しい、価値観のばらばらなところでありますので、学級経営特有な観点から考えても、大変難しい時代を迎えているのかなというふうに思っております。

また、児童生徒の生活の環境、あるいは家庭環境、本当によく聞いてみると、本当に常識では考えられないような環境の中で生活をしているお子さんたちもおられるわけです。そういった中で、しっかりと、やっぱり教育をしていく、そういったことには、やはり先生方の間の情報交換、そしてまた共通の認識を持って、そして指導方針がぶれないような形でやっていく、そういったことにおいては、やはりこの小中一貫教育という非常に大切な役を演じてくると。むしろ、さらに拡大をしていくべきだなというふうに考えますけれども、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

教育長のほうでは十分わかっておいていただいて、それで進めていただくような準備も考えていただいているようですので、ぜひよろしく申し上げます。これは答弁は結構です。

それから、あとは国際交流のほうでありますけれども、国際交流協会のほうから、

私的な活動を尊重してほしいというご意見があったということで、私もちょっとがっかりはしましたがけれども、ただそれは国際交流協会のほうのあくまでも考え方であって、私は、あくまでも町が先頭をとって、やっぱりこういった分野はこれから広めていく、そしてもうこれは嵐山という小さな町であっても、もうこれは世界に目を向けて、これからの子供たちは、いろいろな勉強ですとか、いろんなものを視野に入れてやっていかなければいけないというような社会になっていくということは明らかでありますので、ぜひそういった方向性の決意を感じられるような事業展開をしていただきたいと思います。

最後にその点だけ、もう一度よろしく申し上げます。

○吉場道雄委員長 植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 答えいたします。

国際交流協会は、活発にさまざまな交流事業を進めていただいておりますので、町としても、協会と連携をしながら、ぜひ新しい事業展開を進められるように準備を進めていきたいと思っております。

○吉場道雄委員長 以上で、総括的な質疑を終了いたします。

これにて全ての質疑を終結いたしました。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 討論を終結いたします。

これより認定第1号 平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○吉場道雄委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩といたします。

休 憩 午後 2時22分

再 開 午後 2時33分

○吉場道雄委員長 休憩前に続き会議を開きます。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

- 吉場道雄委員長 認定第2号 平成24年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明、並びに監査報告が終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。質疑は、歳入歳出一括して行います。それでは、どうぞ。

川口委員。

- 川口浩史委員 説明書で145ページなのですが、この上の表の退職被保険者収入未済があるわけですけれども、どういう関係で毎回出ている、昨年より減っているのが、頑張ったから減ったというふうになるのでしょうか、ちょっとあわせて伺いたいと思います。

それから、短期保険証の数、資格証明書数を伺いたいと思います。

それと、平成24年度末の基金の残高、これご報告あったかな。ちょっとメモをしていなかったのを伺いたいと思います。

それと、この件に関しての差し押さえとかはあるのかどうか、伺いたいと思います。

それと、158ページの人間ドックのこの併診ドックのほうなのですが、38人が受けたということで記載されているわけですけれども、大変最近要望が多いように思うのですが、要は断ったのは何人ぐらいいるのか、ちょっと人数を伺いたいと思います。

それと、最後に、144ページの上の表の国民健康保険税の件なのですが、国民健康保険税は昨年度に比較して減っているわけですね。その下の医療給付費、これが逆にふえていると。国保税が減って医療給付がふえているということで、全国的にも同じような傾向が言えるのかなと思うのですが、そういう中で、広域化をしていきたいということなのですが、何か広域化しても今後も基準は同じではないかなと、どういうメリットがあるのか、そちら側のご意見伺いたいと思います。

答弁をお願いします。

- 吉場道雄委員長 中西税務課長。

- 中西敏雄税務課長 それでは、収入未済額についてお答えいたします。

収入未済額については、平成23年度と比較しまして現年度課税分、滞納繰り越し分合わせて660万8,232円減っております。扶助率はちょっと若干下がっているのですけ

れども、この収入未済額については納税者と相談等いたしまして、生活状況調査票等を出していただきまして、それで執行停止等をやりまして、3年間同じ状態が続きますと不納欠損等で落としております。

それで、見てもらいますと、不納欠損の額が昨年と比べますと、現年課税分、滞納繰り越し分、合わせて620万6,395円増になっております。こういう点から、不納欠損がふえておりますので、それについては県の指導もありまして、落とさないというのが県の指導でありまして、それに基づいて落としております。

次に、差し押さえの関係ですが、差し押さえについては国民健康保険分ですけれども、まず普通預金の差し押さえ4件、金額にして86万4,879円、それと給与の差し押さえですが、4件、7万8,588円、合計で8件、94万3,467円です。

以上です。

○吉場道雄委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 それでは、何点か質問ございましたので、お答えさせていただきたいと思います。

まずは、短期証、それから資格証の数ということでございますけれども、まず初めに短期証、資格証の数ということですが、24年度末現在におきまして、短期証の発行世帯数は59世帯でございます。それから、資格証の発行世帯は9世帯という状況でございます。

それから、158ページ、併診ドックの関係でございます。38人の方が受診をしていただきましたけれども、これについて要望が多いと思っておりますけれども、断った方がいらっしゃったかということですが、一応併診ドックにつきましては定員は50人としております。50人、そこまでいっていなかったということで、断った方はいらっしゃらなかったというふうに、この辺につきましては健康いきいき課のほうで受付等も業務をやっておりますので、確認しておりましたところでは定数を越えた申し込みはなかったというふうに聞いております。

それから、144ページの関係でございますが、国民健康保険税については減っていて、それから医療給付費はふえている。広域化の関係で、この辺の広域化した場合のメリットはというようなことでございます。川口委員さんもお存じのとおりだと思いますが、このような状況というのはどのような市町村でも同じ状況にあるというようなことで考えております。

それで、医療費はどんどんこう、毎年毎年ふえているような状況でございまして、嵐山町では幸いなことにこの赤字補填といいましょうか、一般会計からの繰入金はやらずに済んでいるという状況でございますが、ほかの市町村、埼玉県では多分嵐山だけがやっていないという状況だと思います。ということでございます。

広域化をしてのメリットなのですけれども、やっぱりそういった厳しいところにつきましては、大きな保険者となりますと基盤的に安定をしていくということがあろうかと思えます。それで、小さい保険者につきましてはそういった状況ですので、その制度自体が崩壊してしまうというような危険性もあるのかというふうに思っております。

それで、今回言われたように、広域化しても構造的な改革がなされない限りは、そういった問題というのは残ってしまうのかなというふうに考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 基金の残高。

○山下次男町民課長 失礼しました。基金の残高でございますけれども、保険給付の支払準備基金の24年度末の残高は2,679万6,293円でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 収入未済なのですが、いろいろ努力もされているから、収入未済もこれできて、大幅に不納欠損はふやしたということであったと思うのです。退職被保険者の収入未済というのが、医療、後期介護、それぞれ現年度分あるわけですけれども、どうしてこういうふうな人たちが発生するのか、ちょっとご説明いただければというふうに思います。

それから、短期、資格、これそれぞれ減っているのですね。全体的には納めやすくなっているということと言えるわけなのですか。昨年も同じことを聞いているのですけれども、短期は179件あったと、資格証明書のほうは13件あったということでしたよね。それから、短期は59万、資格は9件であったということで減っているわけですね。皆さんの努力もあるのでしょうか、払っていただいたほうの理解も必要であるわけですので、ちょっとどういう努力したのか、何かほかに理由があったのか伺いたいと思います。

それから、広域化の件、ちょっと町長に伺いたいのですけれども、今課長がこうお話しになったように、構造的なところを変えないと基本的には脆弱な、でかくなっても脆弱なものになってしまうのではないかということでしたよね。そういう点では、大きくなれば大きくなっても、そこの構造的なものが変わらない限り、結果的には同じようなことになると思うのです。私たちというか、国保被保険者にとって、別に町がやろうが県がやろうが、同じであるというふうに言えると思うのです。その点、だけれども、町は広域化を進めていっているわけですね。その利点というのが、町長から考えて何なのか、ちょっと私には理解できていませんので、ご説明を聞きたいと思えます。

○吉場道雄委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、退職被保険者の未済の関係でお話ししますけれども、現年度分については23年度より減っています。50万ちょっと減っています。滞納についても、不納欠損がありますので80万ぐらい減っているのですけれども、この未済については、職員努力していますけれども、どうしても滞納になってしまう、そういうのが多いのですけれども、いずれにしても私は、今の体制は4人ですけれども、22年度は5人体制、23年度は臨時職員を入れて5人体制、24年度は4人体制です。私は、職員が努力していると思っております。その結果も出ていると私は思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 村上副課長。

○村上伸二町民課保険・年金担当副課長 短期証、資格証の世帯の減少ということでお答えさせていただきます。

国保の担当の町民課でございますけれども、税務課の収税担当と非常に連絡を密にしております。国保のほうで把握している滞納状況と税務収税担当のほうでの状況の関係で、例えば資格証の世帯ですけれども、24年の4月に比べては5世帯減っております。これは、収税担当のほうから国保のほうに情報をいただきまして、そこで滞納世帯の方、特に資格証ですので、一旦は悪質な滞納があるということで資格証になっていたわけでございますけれども、その後の連携で定期的な分納なり、そういったお約束をした上で誠意が見えるということで、当初はまずでは1カ月の短期証にしましょうと。それが何カ月か見えてくると、通常、滞納額はまだ一遍には当然払えませんので、では3カ月の短期証にしましょうということ、そういった連携ができています。

関係で減っているということで、やはり滞納されている世帯の皆さん、大変苦しいのは、こちら我々職員のほうもわかっておりますので、実際の世帯の状況のほうを税務の収税担当、また国保担当等でご本人、家族の方々と連携をとって、そういった分納等の対応をしていて減っているという状況です。

以上です。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 広域化について、町長の考え方ということでございますが、課長のほうから答弁させていただいた内容と変わりはありません。基本的に財政基盤の強化、これができるかなというのは、同じ小さい、よく言われていることですが、小さい財政規模のところだと、大きな支払いが生じたときに不都合が生じやすい。それが大きくなった場合には、そういう懸念が少なくなるのではないかとということが一つあります。

それとまた、構造的な問題は解決はされないのだということです。これも課長おっしゃるとおりで、答弁のとおりで、そのとおりだと思います。どこをどう言っても、負担と給付の今の現状は変わらない限り、どうやっても変わらないということだと思っています。さらにこれが悪化をするかというのは、高齢化の進展、あるいは医療の高度化、いろんな状況を踏まえた中で、悪化をするかというような見込みが、見込みというか、見方がされているわけです。

そこで、先日あった社会保障国民会議の最終報告に、再三言っていますが、こういう状況に変えていかざるを得ないのかなというふうに思います。これは、どういう形に国保のほうもなっていくかわかりませんが、広域化をやって数年後に29年までに進めていくという状況になっているわけですが、町としても今の状況よりはさっき言った財政基盤の強化というような状況だけでもいいのではないかと。

それとまた、もう一つの見方として、国にこの財政基盤が近づいていくわけですから、県に行けば今までとは違った展開も起きてきはしないかというような希望的な観測も持ちながら、とにかくいろんな仕事というのは市町村にも残っていくと思いますので、どういう形に最終的に落ちつくのかわかりませんが、現状では町長とすると、広域化のほうに賛成をして進めてもらうようにしております。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません、幾つかぱらぱらとあるのですけれども、まず、152ページですけれども、下のほうなのですが、療養費不正請求に伴う返還金というのが46万9,665円あります。なかなか珍しいなと思っているのですけれども、不正請求が明らかになった事情とか、そういった背景を伺いたいと思います。

それから、24ページに保険税減税に対する保険者支援分が、国のほうが396万5,155円で、県負担金が26ページですけれども、198万2,577円。151ページに保険税減税に対する一般会計繰入金金が793万311円ということで、それぞれの6割軽減と4割軽減の世帯数と、それから支援費を伺って、大体嵐山町では保険税軽減世帯がどのくらいになっているのか、伺いたいと思います。

それと、嵐山町の医療費なのですけれども、70歳以上の医療費と退職者の医療費と一般医療費、それから私が見た限りでは就学前の子供の医療費は減額していると思っているのですが、それぞれのものが埼玉県内やった市町村との比較ではどのような位置になっているのか伺います。就学未満児の医療費は減少しているのです。それについて、どのような理由が考えられるか。単に子供の人数が減ったというだけではないように、これ1人当たりの医療費もたしか減額になっているので、それについて伺いたいと思います。

それと、高額療養費などで今一番使われている嵐山町の療養給付金の疾病名というか、それを伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 それでは、お答えをさせていただきたいと思いますが、保険基盤の関係につきましては、村上副課長のほうからお答えをさせていただきたいと思ます。

まず、152ページの不正請求の返還金ということでございますが、その明らかになった事情ということでございますけれども、これにつきましては、平成23年の3月に医療通知を受け取ったら、対象被保険者の方から、受診を实际していないのに、そういった日付や金額が記載されているというような情報が町のほうにございました。それがありまして、町民課としましてはそういった情報というのは初めてなケースで、どう対応したらいいかわからなかったものですから、ちょっと埼玉県のほうの国保医療課のほうに相談をいたしました。

実際にそれがあったのが長野県の別所温泉整骨院というところなのですけれども、

県のほうではその診療所の所在県が管轄外であるということで、長野県のほうに話をさせていただきたいということをおっしゃったので、長野県の担当のほうにこちらのほうから電話をしまして、こういった情報が寄せられましたということでありました。それが始まりだったのですけれども、そのころ長野県のほうでも違う案件をやっぱり抱えていまして、すぐにはこちらのあれに取りかかれないというようなことでございまして、ちょっと時間があいてしまったのですけれども、23年の11月になりまして長野県のほうから連絡がございまして、国の関東信越厚生局と一緒にそちらのほうを指導監査を実施するという連絡がございました。

24年の1月になりまして、また長野県から連絡がありまして、もう少し資料の提供をしてほしいということで、こちらのほうの療養費の申請書の写し等をそちらのほうにお送りをいたしました。

それで、最終的には24年の9月になりまして、その長野県と関東信越厚生局とで監査を実施した結果、その整骨院については、受領委任の取り扱いの中止相当措置が通知されたということで、その結果として嵐山町国保についての診療があったわけなのですが、平成22年1月から平成23年4月の診療に係るもの19件で、こちらの保険者負担額が46万9,665円を返還するというような指導がなされまして、町のほうに12月11日の日に金額が返還されたということでございます。

以上、簡単ですけれども、そういった経緯があったのでございます。

○吉場道雄委員長 村上副課長。

○村上伸二町民課保険・年金担当副課長 続きまして、保険基盤安定のご説明をさせていただきますと思います。

151ページの一般会計繰入金、一番上段にございます保険基盤安定繰入金2,147万3,040円、こちらが税の軽減分に当たる保険基盤安定の繰入金でございます。こちらにつきましては、国保の中で退職被保険者を除く一般被保険者に係る6割、4割軽減、この軽減した額の100%が繰り入れられております。この内訳が、県が4分の3、また町の一般会計が4分の1ということでございまして、国保の保険税に関しましては、医療分、後期支援分と、あと介護納付金分のそれぞれ3つがございまして、それぞれ対象となる被保険者となってくるわけでございますが、医療分と後期分に関しましては、6割軽減が600世帯846人、また介護納付金分につきましては6割が266世帯293人、また4割軽減につきまして、医療、後期はそれぞれ126世帯282人、介護納付金分の4

割が65世帯の82人ということで、これらの方々に係る軽減100%分が繰り入れられております。

繰り入れの一番最後の保険基盤安定（保険者支援分）793万311円、これにつきましては、主要な施策の説明にも記載しておりますけれども、軽減対象となった一般被保険者の数に応じて一定割合を繰り入れたということになっておりまして、これの計算式につきましては、当該年度、つまり平成24年度の6割、4割軽減の被保険者数、これに前年の被保険者数を前年の収納額を割った額にそれぞれ支援率を掛けたということで、6割軽減については1.0を掛ける、また4割軽減については0.5を掛けるということで、それぞれの軽減の数は、先ほど申し上げた6割が医療、後期が846人、4割が280人、介護納付金分が6割が285人、4割が73人ということで、これは一緒でございますけれども、この保険者支援に関しては税の軽減の人数に対して6割が1.0、4割軽減が0.5を掛けるという形での支援がされてございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 それでは、医療費の関係でございますが、70歳以上、それから退職、一般の埼玉県内といたしましうか、他市町村との比較ということでございますが、比企郡市に東秩父村を加えた9市町村の比較ということで、近隣で申しわけないのですが、その説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、一般につきましては、一番多いのは東秩父村で、1人当たりの医療費ですけれども、33万3,856円、次に川島町が31万1,048円で、次に吉見町が30万9,497円となっております。嵐山町につきましては29万6,398円で、これは9市町村の中で7位という状況でございます。

次に、退職についてですけれども、こちらについては一番多いのは川島町で、1人当たり37万7,733円です。続きまして、鳩山町が36万6,835円、次に東松山市が34万3,770円、その次が嵐山町ということで33万3,218円で、町は4位という状況になっております。

それから、70歳以上についてですけれども、こちらは一番多いのが川島町で55万4,090円、次に東秩父村が55万736円、次に東松山市が54万891円で、嵐山町が鳩山町の次に少ない45万2,987円で8位ということになっております。

以上のような状況から、嵐山町の医療費につきましては、近隣の市町村と比較しま

して決して高い状況ではないというようなことが言えるのかなというふうに考えております。

それから、就学前の医療費の減額理由ということなのですが、義務教育就学前の療養諸費ですけれども、療養給付費、療養費、食事療養費の関係で見ますと、被保険者数は平成23年度が134人、平成24年度が136人で2人増。それから、件数につきましては、平成23年度が1,783件、24年度が1,784件で1件の増、それから費用額につきましては、平成23年度は2,539万7,960円、平成24年度が2,516万4,454円で、23万3,506円の減額となっておりますが、ほぼ昨年と同様な状況となっておりますので、これといった特別に減った理由とはないのかなと。昨年度と同じような状況だったのかなというふうに考えております。

それから、嵐山町で多い疾病の状況ということでございますけれども、大きく分けると、一番大きいのが循環器系の病気でございます、急性の心筋梗塞、この費用額が659万2,690円でございます。それから、次も循環器系ということで、ちょっと病名がファロー四徴症というのでしょうか、ちょっと余り聞いたようなことがない病気なのですが、それで費用額が610万7,180円、3番目がやっぱりこれも循環器系ということで、急性大動脈解離ということで、542万1,250円、上位、大体ベストテンの中でほとんどが循環器系の病気と。9位に新生物ということで、がんということで入ってございまして、その1件がベストテン内のがんということで、あとは循環器系の病気、嵐山町ではそういったような状況でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。保険税の軽減世帯というのは、全世帯のうちの私は26%と見るのですが、それでいいですか。そうすると、保険税の軽減世帯がそれだけなので、それで2,147万3,040円で、それが軽減分になっていって、国民健康保険税が4億8,000万弱になりますけれども、それにこれを加えて医療費の分となっていて、いるというふうな形で考えていいということですか。嵐山町医療費分の保険税というふうに見ていいということでしょうか。

それと、あと嵐山の比企郡市内の状況を話していただいたのですが、私、先ほど埼玉県内の市町村の図を見てきました。どうしてそういうふうなことをするのかと思うのですが、医療費は1番高額よりも2番目の図になっていますよね。地図が

あって、色塗りがしてあって、たまたまなのですけれども、ちょっと別のところで見
ていたら24年度が出ているなと思って見たのですけれども、そうですね。だから、
決して嵐山町は埼玉県内で医療費が、比企郡内は医療費がもともと高いのかもしれな
いですが、近隣市町村は高いのかもしれないのですけれども、高い市町村が多
いかもしれないのだけれども、埼玉県内では医療費は2番目の医療ですよ、上か
ら2番目の医療になっていますよね。どうしてそういうふうな県内の位置というふう
になったら、他市町村との比較ではそうなっていて決して、ということになってくる
のですけれども、これは新生物というよりも、循環器系の疾患が多かったので、嵐山
町は比較的多いというふうな形になってくるのですか、そうすると。ここのところは
ちょっと、やっぱり健康でいるということを考えていって、国民健康を財政を基盤を
しっかりしていくとなると、どの医療費にかかっていて、そしてそのためにどのよう
な政策をつくっていくかということが必要なだけだけれども、そこら辺の捉え方はどう
でしょうか。ちょっと何か違うかなと。

今聞いていたら、循環器が上から10位のうちの9つあるということですよ。それ
は、子供のものなのか、全部でだから違うと思うのですけれども、ほとんど大人であ
ると思うのですけれども、そうするとちょっと循環器だと今やっているのはほとんど
新生物の対応が多いですよ。新生物対応が多いのですけれども、循環器の対応とは
また違った政策が国保の中では、健康づくりの中では必要であったのではないかと思
うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 村上副課長。

○村上伸二町民課保険・年金担当副課長 保険基盤安定に係る嵐山町の国保世帯の軽減
世帯の割合でございますけれども、渋谷委員がおっしゃるとおり、世帯につきまして
は26.54%が嵐山町において軽減されております。人数比にいたしますと22.67%とい
うことで、こちらの軽減分を繰り入れておまして、これから医療のほうに充ててい
るということでございます。

○吉場道雄委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 先ほど医療の市町村の比較ということで、私のほうではこの比企
郡市内ということでお話しさせていただいたのですが、埼玉県ではそうなっているか
ということなのですけれども、確かに埼玉県のあれを見ますと嵐山町は2番目だった
と思います。あの2番目の色というのが、たしか埼玉県の平均よりちょっと高いとい

うような色分け、たしかだったと思うのですが、そういうことだったと思うのですが、そういうふうになんか今覚えておるといふことではございますので、県の中では平均をしますと若干高いといふようなことだといふふうには思っております。

それから、先ほど病気のことで循環器系が嵐山町が多いといふことで、その施策が違っているのではないかといふことではございますけれども、その辺につきましては健康診断ですとか、その中で、その当然循環器系のことでも検査等もやっているといふことではあるのです。そういうことだと思っておりますので、特別その辺が、ただ、がんのほうについても、いろいろがん検診とかといふものもやっておりますけれども、循環器系ともども全然やっていないといふことではないのかなといふことで考えています。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

小林委員。

○小林朝光委員 では、1点だけ確認させていただきますが、説明書の150ページ、高額医療費共同事業交付金なのですが、23年が1,074万円余だったのですが、24年度に4,615万ですが、相当な開きがあるのですが、この理由を伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 それでは、お答えいたします。

150ページの共同事業の交付金の関係の高額医療費の共同事業交付金の関係で4,615万9,222円が昨年に比べて1,074万3,119円ふえているわけですが、これにつきましては、件数的には23年度が161件で24年度が184件といふことで、23件ほどふえていまして、件数の増に伴う増といふことで考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 小林委員。

○小林朝光委員 件数の伸びにしましても、すごく金額の開きが大きいので、なかなか比例しないのです。1,074万から4,600万になっているわけですから、3倍近いこの数字だけ見ますと大きいので、これがこれだけ高額療養者がふえたのかな、どうかといふふうには感じたのですが。

○吉場道雄委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 すみません。そうですね、やっぱりこれにつきましては、レセプト1件当たり80万円を超えるものといふようなことでの交付といふことになってござ

いますので、1件当たりそれほど件数はふえていなくても、それぞれの件数で少しずつでもふえていますと大分大きな開きになってくるのかなというふうに思います。確かに件数的にふえたのは20数件でございますけれども、その中身が1件当たりのが多くふえていると、金額的にもかなりふえてしまうのではないかというふうに考えています。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 2点お伺いします。

159ページですが、保養施設の利用助成金が大分使われなかったというふうにあるのですが、実際的には82万8,000円の支出になっているのです。

健康的には、件数はやっぱり減っているわけですか。前年度と比べてどうなのか、また今年度、これだけ7万2,000円なのですが、予想がもうちょっといくかと思ったけれども、なかったという捉え方なのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○吉場道雄委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 それでは、お答えいたします。

保養施設の利用助成金の関係でございます。これにつきましては、ちょっと21年から資料ございますので、ちょっと説明させていただきたいと思いますが、21年度については、大人が250名の利用で75万円でした。22年度は大人が304人の利用で91万2,000円。それから、23年度につきましては、大人が304人、子供2人ということで、91万5,000円でございます。24年度につきましては82万8,000円ということで、大人と子供合わせまして277人の利用となっております。22、23年度を比較しますと減ってきてはございますが、21年度には250ということでしたので、ふえていますので、その波といいましょうか、これはあくまでも旅行に行かれて、契約施設のほうを利用するので補助金をという申請があったものでございますので、旅行とかに行かれても申請をされないところの補助にはなりませんので、その辺もあったのかなというふうに思っております。

それから、あとツアーとかのそういう申し込みのほうについては対象にならないので、そういったものがあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 これ老人クラブ等ではかなり使っているのだと思うのですが、そのクラブの活動の中で1泊研修ができなくなっているところが出ているのかなと思うのですが、その影響なのでしょうか、どうなのでしょう。

○吉場道雄委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 お答えいたします。

確かに老人クラブ自体の利用というのは少なくなっているかどうかとなったら、団体で利用されているということで、その辺によりますと、国保の方とか後期の方も一緒にこうなってきましたけれども、去年については12団体ご利用いただいたので、それほど減ってはいないのではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 討論を終結いたします。

これより、認定第2号 平成24年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○吉場道雄委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩とします。

休 憩 午後 3時19分

再 開 午後 3時20分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○吉場道雄委員長 認定第3号 平成24年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括して行います。それでは、どうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません、ちょっと全体的なこと申しわけないのだけれども、後期高齢者、男性と女性の比率と、それから施設入所者と在宅の人の比率を伺いたいです。

それと、私はちょっとこれはよくわからないのですけれども、特別徴収の方は保険料が7,668万1,630円で1,616人なのですね。普通徴収の方は4,055万3,080円で475人になってくると。そうすると、保険料額なのですから、1人当たりになると特別徴収が4万7,451円になって、普通徴収がこれだと8万5,374円になってくるのですけれども、普通徴収のほうが、これ私の計算がまずいのかなと思いつつ考えているのですけれども、普通徴収のほうが保険料というのは低いですね。それがどうしてこういうふうな形、私の計算の仕方が悪いのかなというふうに思っているのですけれども、それがよくわからなくて。

そして、またもう一つなのですから、20年度から23年度にずっと比較してきますと、24年度が100人前後特別徴収の方がふえていて、実際に特別徴収の金額も800万ほどふえているのですけれども、これ75歳以上の人口がふえてきたということなのか、それとも年金行政がある程度確立してきたので、特別徴収する方がふえてきたということなのか、その理由のことなのですね。

あと次に、軽減なのですから、繰入金保険基盤安定金なのですか、これは2割軽減の方がどのくらいいらして、そして5割軽減の方がどのくらいいらして、7割軽減の方がどのくらいいらして、そして扶養者軽減の方がどのくらいいて、全保険者数のうちの軽減人数の割合というのはどのくらいになっているのか、伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 それでは、順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、後期高齢者医療の被保険者の男性と女性の比率はどうかということでございます。

ます。25年の3月末ということで、24年度末ということで説明させていただきたいと思いますが、男が831人、女が1,273人、合計いたしまして2,104人でございます。これについては、障害認定の方56人が含まれているという状況でございます。

それから、施設入所者と在宅の比率ということでございますけれども、施設入所者につきましては121人でございます。主なところとしましては、嵐山園ですとかユートピア、それから嵐山郷などがございます。率にしますと約5.8%ぐらいの率ということでございます。

それから、22年から23年度と比べると特別徴収が100人ぐらいふえていて、金額が800万ぐらいふえたということの理由ということでございますが、これにつきましては、年金制度自体というのは特別にこの中で変わってきたということはないというふうに思っております。被保険者数の増というのが多いということで考えております。初めに75歳になられまして、すぐには年金から引けないということになってございます。初めは普通徴収という形になってございまして、それでそういった引ける状況になりましたら、年金から引ける人については年金天引きということでやらせていただいております。その中には、年金から引けないという、年金額が少ないですとか、介護が優先になりますので、介護の保険分を引いてしまうと2分の1以下になってしまうとか、そういった方については年金から天引きすることができませんので、そのまま普通徴収で残っていただくということでございますので、かなりその移動で普通徴収からそちらに移るといような人数の増ということも大きいのではないかなということ考えています。

あとは、村上副課長のほうからお答えしたいと思います。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 村上副課長。

○村上伸二町民課保険・年金担当副課長 では、低所得軽減の人数等についてご報告申し上げます。

まず、2割軽減ですが、151名、5割軽減が78名、7割軽減が816名で、低所得軽減、均等割の各軽減の計が1,045名でございます。それと、被扶養者軽減で均等割の軽減の方が172名でございます。合わせて1,217名ということで、24年度末の後期の総数2,104名で割りますと、57.84%の方が軽減対象となっております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 今回の軽減の割合、去年はこれ渋谷委員が聞いたのですか。それにしても、7割軽減が816人、2,100人のうち816人ですからね、すごい人数だなというふうに思いました。ちょっと病気の種類、先ほどの例とそんなに変わっていないのだと思うのですが、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと、医療費というのが23年度と比較してどのくらい伸びているのか、伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、後期高齢者の方の病気の種類ということでございますが、ちょっとこちらにつきましては、細かい病名まではないのですけれども、大分類的なもので決めさせていただきますと思います。24年度につきましては、入院でございますけれども、循環器系のやっぱり疾患ということで、こちらが521件で2億6,175万4,750円でございます。それから、続いて、損傷ですとか中毒及びその他の外因の影響というのが2番目に多くありまして、170件の1億16万7,670円。それから、3番目が新生物ということで、がんですけれども、こちらのほうが175件で9,299万2,050円というような状況になっています。

また、入院外につきましても、やっぱり1位は循環器系の疾患、それで2位が、こちらはちょっと違うのですけれども、腎尿路生殖器系の疾患で、3位が消化器系の疾患と。入院とやっぱり通院というのは、多少の病名といいましょうか、病気のあれが違うのかなということでございます。

それから、医療費の伸びということでございますけれども、埼玉県の後期高齢者医療の広域連合のほうに町から負担分として払っている額でございますけれども、こちらのほうが24年度は1億4,094万5,607円でございます。それとあと、それにプラス共通経費の負担分ということで、24年度は625万3,320円払っているのですけれども、それを合わせた額が1億4,719万8,927円となっております。

23年度につきましては、1億4,806万7,683円というものが両方合わせたらということでございますので、ほぼこの料金につきましても、後期のほうは昨年と同じ額を支払っているということでございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 昨年保険料を上げたと思うのですが、今の話ですと、医療費の伸びは、嵐山だけなのでしょうけれども、余り伸びていないと、ほとんど同じと。全体的にどうなのかというのもあるのでしょうか、保険料の改定の把握というの
はできていますか。

○吉場道雄委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 では、お答えさせていただきます。

後期のほうの保険料につきましては、2年に1回の見直しをするというようなことになってございまして、後期の制度が始まったのが20年度からということになってございまして、20、21、それから22、23、24、25の2年間ずつが同じ保険料率でいっているということになってございます。

22、23年度につきましては、所得割が7.75%、均等割が4万と300円で、24、25年度につきましては、所得割が8.25%、均等割が4万1,860円となっています。

あと、ほかの限度額も、22、23は50万円でしたが、24、25については55万円に引き上げられているというような状況でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 今課長のほうから話があった改定の場合はそういう形になるというのは承知しているのですが、全県的な見直しで、多分平均の保険料を7万1,740円から7万5,058円に上げたと思うのです。だから、全体的に医療費そのものは伸びているという認識でいいのでしょうか。制度そのものは、医療費が上がることによって2年ごとに上がってくるという制度そのものになっていると思うのですが。

○吉場道雄委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 それでは、お答えいたします。

確かに制度そのものでは2年ごとに見直しをして上げるということになってございます。ただ、22年度のときの改定につきましては、基金のほうを取り崩して改定をしているというような状況がございまして、その分は保険料率を低く抑えているということがございましたので、その前の20、21年度より下がったわけなのです。ですから、

決してそのときに医療費とかが下がったのではないと思います。

それで、そのときには、後期高齢者医療制度自体が民主党になりまして廃止というようなことが言われていましたので、基金を使えというようなことがあったみたいでございまして、それを利用して保険料を下げた、1回は下げたということでございます。また、24、25につきましては、やっぱりそれはもうありませんので、若干の医療費等も上がったと思いますので、そういったことを考慮しながら上げたというような実情になっているのかというふうに思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 広域連合ですからわからない部分もあるのだとは思いますが、確かに前回は基金取り崩したのですよ。広域連合の中で基金があるので取り崩してという広域議員の中からそういう措置をとったのだと思うのですが、県の広域連合の基金というのは、現在どのぐらいの残高があるというのは把握していますか。

○吉場道雄委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 現在の基金の状況ということでございますけれども、手元に資料がございませんので、申しわけございませんが、お答えできません。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 1点だけすみません。166ページですけれども、保険税の関係なのですけれども、前年度は168人の方が後期高齢のほうへ移行したという人数が出ていますが、そういう中で、今年度は何名ぐらいで、その中で後期徴収と、あるいは普通徴収の件数をお尋ねします。

ページ数が間違っていたらすみません。

○吉場道雄委員長 いいですか、では答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 新たに後期のほうに移られた人数ということだと思っておりますけれども、23年度からが2,009人ということで、24年度末が2,104人ということでございまして、増としましては95人がふえているという状況でございます。人数について。

〔何事か言う人あり〕

○山下次男町民課長 すみません、もう一度ちょっと質問よろしいでしょうか。

○吉場道雄委員長 もう1回質問してもらっていいですか。

松本委員。

○松本美子委員 もう一度すみません。

前期高齢者から後期高齢者に移行した人たちの人数。それと、それが何人ですかという、24年度は何人でしょうか。その中で、普通徴収と特別徴収に変わった方、それぞれが何名ぐらいいましたか。

○吉場道雄委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 74歳から75歳になられた方ということでいいのでしょうか。国保なり社会保険なりから後期高齢者医療に変わった人が何人かという、それについてはちょっと調べたということなのですが、ちょっとその辺がわからなかったということなのです。申しわけないですけども。

それで、社会保険等から後期国保と、社会保険等から後期に移られた方の人数ということだと思いますけれども、ちょっと調べたみたということなのですが、ちょっと人数的にはわからなかったということでごさいます、大変申しわけございません。

○吉場道雄委員長 いいですか。わかる範囲でいいそうです。

○山下次男町民課長 申しわけありません、先ほど申し上げたとおり、ちょっとわからなかったということですので。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 討論を終結いたします。

これより、認定第3号 平成24年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○吉場道雄委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。

休 憩 午後 3時41分

再 開 午後 3時54分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○吉場道雄委員長 認定第4号 平成24年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題いたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括して行います。それでは、どうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 2点。居宅介護なのですが、昨年も伺っているのですけれども、居宅介護のそれぞれの介護度に合わせると、人数と利用率、平均的な利用料を伺いたいと思います。

それと、地域密着型サービスというのは社協がつくっているところしかないのですけれども、それは……。

〔「ひだまり」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 ひだまりだ。ひだまりの丘なのですけれども、人数枠がずっと決まっているわけなのですけれども、利用希望の方の待機というのはどのくらいあるのか。だんだん、だんだん認知の方もふえてきているので、その方たちはやはり地域密着型サービスを利用されたい方も多いと思うのですが、ほかの施設に行かれているのか、そのことを伺いたいと思います。

それと、訪問看護の大体一月当たりの件数、居宅介護の方で訪問介護を利用されている方はどのくらいいるのかということと、もう一件なのですけれども、先ほど後期高齢者の医療のことをやっておりましたら、2番目に多い疾病が損傷ということでした。そうなりますと、損傷ということになりますと、やっぱり転ぶとかそういったことになってくるのですが、介護サービスの予防サービスというのですか、そういったものの中で、歩くとか、いわゆる健康増進のようなサービスが、これは100歳元気！元気！とかそういうふうな形ではなくて、そういったものが介護保険の中で行わ

れているのか、いわゆるなごみとかそういったところではなくて、もう少し高齢の方ですよね、後期高齢者の方で損傷が2番目に多いということだったので、そうするとやっぱり政策のあり方というのですか、健康増進の政策のあり方も考えていかなくはないといけない部分があって、ここのところは介護だけではなくて、地域包括センターの中でどのような形で考えていられたのか。

全くその後期高齢者の医療と、それと介護、介護も75歳以上の方の介護認定比率が非常に多い、やっぱ80%を超えているので、年齢、人口割にすると28.1%という形になってきますので、そうすると損傷があって、それからだんだん介護に移行していくと思うのですね。利用するように。

あるいは、循環器疾患があって、そして入院して、それから介護を利用するようになっていくのです。循環器疾患のほうは病院なのですけれども、介護の場合は、介護保険の場合はもう少し歩くとか運動するとかいうところで損傷というものを防ぐことができるかなと思うのですが、そういった政策的なものは行われていたのかどうか伺います。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、順次答弁をさせていただきたいと思います。

まず1点目の居宅介護の介護度ごとの人数、利用率、利用料でございますが、順に申し上げます。まず、居宅サービスの利用率につきましては、介護度は要支援1から要介護5までの7段階でございます。順に申し上げます。

要支援1が44.1%、要支援2が40.3%、要介護1が47.7%、要介護2が57.9%、要介護3が59.8%、要介護4が58.0%、要介護5が56.1%、トータルで申し上げますと54.4%の居宅サービスの利用率でございました。

それと、その前に人数でございますが、人数はよろしいですか。

○渋谷登美子委員 はい。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、1人当たりの利用料ということで、平均で申し上げます。

要支援1につきましては2,523円、要支援2が4,258円、要介護1が8,007円、要介護2が1万1,428円、要介護3が1万6,185円、要介護4が1万7,928円、要介護5が2万347円、トータルで申し上げますと1万639円、これが1人当たりの利用料の平均値ということでございます。

次に、2点目の地域密着型のひだまりの丘、町の社会福祉協議会で運営をしている認知症のグループホームでございますが、こちらにつきましては定員が9名ございます。現在のところ8名の入所ということで、1名あきがございますので今のところ待機者はおらない状況になっています。

3点目、訪問看護の関係でございます。訪問看護の利用者数のご質問でございますが、平成24年度末ですね、これは実際には平成25年2月に利用された方の人数ということで申し上げたいと思いますが、合計で33名の方が利用されております。内訳といたしますと、要介護の方が31名、要支援の方が2名という内容でございます。

それと、4点目の転倒予防というのでしょうか、その取り組みということでございますが、ご案内のとおり介護保険の中では、保険給付というくくりと地域支援事業という、そういったくくりがございます。この地域支援事業の中で、介護予防事業については取り組みを行っております。先ほど委員さんのほうから、なごみ等々で行っているというようなお話も伺いました。そういったなごみが行っているシニアいきいきなごみ講座、あるいはシニアいきいきステップアップ講座、こういったものもこの介護予防の一つということでございます。利用者さんの状況に合わせて、今申し上げたなごみ講座、ステップアップ講座以外にも元気はつらつ体操教室、元気はつらつ口腔教室、あるいはその安らぎのトレーニングも介護予防ということで取り組んでおります。

こういったそれぞれの方の状況に合わせたような形での教室等々を行うことによって、転倒を予防する、そういった日ごろから介護予防に努めていただくというような施策を行っておるところでございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 居宅介護で一番多い介護度というのは介護度2なのですが、その方たちで利用料が平均で1万1,426円、そして一番重い方が5で31人で、利用料は2万347円、平均でなののですが、そうすると大体ケアマネの方が、ケアマネというか、各家庭の状況に合わせてだと思っておりますけれども、2万円前後の方くらいなら居宅介護の場合は支払えるというふうな一般的な感覚であるのか、それとももっと56.1%ということだから、100%以上お金のある方は使っていらっしゃる方もあると思っておりますけれども、そういうふうな形で考えてよいのか伺います。

あと、訪問介護のほうなのですけれども、件数として2名と、要支援が2名と居宅介護が31名ということで、訪問看護なので病気を持っていらっしゃる方が多いと思うのですけれども、これは訪問看護はこのステーションを一番皆さん利用されているのか伺いたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目のその居宅介護の関係でございますが、ご案内のとおり介護保険に關しましては、要介護者に対してケアマネジャーがつき、その方がその要介護者の状況等を鑑みて必要なサービスを組み立てて、ケアプランを立てて、それに基づいてサービスを利用していくということが基本でございます。先ほど利用料の金額を申し上げましたが、こういった、これはあくまでも平均値でございますので、1割負担という形でございますので、これはあくまでも推測でございますが、なかなか負担が今は厳しくて制限をしているというのはないのかなというふうには思っております。

2点目の訪問看護につきましては、事業所は5つの事業所を利用しておりますが、一番多いのは武蔵嵐山病院で行っておりますおおむらさきが一番多いというふうに思っています。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 先ほどのひだまりの丘のちょっと確認なのですけれども、昨年、9名の定員のところを8人しか利用していなかったという理解でよろしいのでしょうか。それから、特養ホーム、老人ホーム、待機者というのはどのくらいなのか伺いたいと思います。

それと、第一次予防と第二次予防、それぞれの事業をやっているようすけれども、何人ぐらいの目標で、来ている人数が何人なのか、目標どおりに来ていただいて成果も上がっているのかを伺いたいと思います。

それから、177ページ、収入未済額が128人、昨年より7人ふえているということで報告があったと思うのですが、収入未済になった、この方は未済、しょうがないというか、ちょっと状況をお話しいただければと思います。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、申し上げます。

まず1点目のグループホームひだまりの丘の関係でございます。グループホームに関しましては、当然人の出入りがございます。昨年度末に関しましては、9名定員のところが8名、1があきというようなことで把握をしてございます。

2点目の特養の待機者でございますが、特養に関しましてはお一人の方が複数の特養に申し込みができるようなシステムになっておりますので、なかなか実数を出すというのは難しい作業になってきます。そういったこともありまして、埼玉県が全県を取りまとめて2年に1度これまで調査をやっておりまして、今年度ちょうど調査の時期でございました。今年の4月1日ということで人数を申し上げますと、28名の待機者ということでございます。参考までに2年前、平成23年の4月現在は29名ということで、1名減少したということでございます。

それと、3点目の一次予防と二次予防の関係につきましては、副課長のほうからご答弁申し上げます。

それと、4点目の収入未済の関係でございます。こちら金額にしまして1,300万円ほどということで、大変大きな金額になっております。やはりこちらのほうでも納付の勧奨等を行うわけでございますが、なかなか制度についてご理解をいただけない方というのは、やはりいらっしゃいまして、少しずつふえてしまっているというような状況でございます。

私からは以上でございます。

○吉場道雄委員長 近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、一次予防事業と二次予防事業についてお答えさせていただきます。

まず、一次予防事業なのですけれども、元気はつらつ体操教室は定員が40名のところ、24年度の利用者は35名でした。それから、元気はつらつ口腔教室事業ですが、こちらのほうは定員が28名のところ15名の参加です。

二次予防事業なのですけれども、シニアいきいきなごみ講座の定員が40名のところ27名の参加、それからシニアいきいきステップアップ講座事業は定員30名のところ25名の参加となっております。

なかなか定員に満たないで、利用していただいている方にお声がけをしているとこ

ろなのですけれども、効果的には二次予防事業につきましては、参加者数のうち44%の方につきましては、チェックリストのほうで、基本チェックリストを最初と終わりに比較するのですけれども、その比較では44%の方が維持改善されております。

それから、一次予防事業につきましては、体力測定によって効果判定をしております。握力、あとバランスを見る階段片足立ち、それから歩行能力を見る5メーター足歩、それからトータル的な歩行を見るTUGという項目を検査していますが、どの項目につきましても参加者の方、平均してなのですが、データの向上が見られております。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 ひだまりの丘なのですが、最終的には1名定員が少なかったと。途中はどうだったのですか。やっぱり待機者までは出なくても、いっぱいいっぱい9名で大体満室で来れたのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、老人ホーム28人、複数申し込んでいる。多分複数申し込んでいると思うのですけれども、ですから実数はもう少し少なくなるのだと思うのですけれども、これが嵐山だけでこれですから、ほか小川や滑川などもいろいろとある程度の数になると思うのですよね。ここは比企が管内になるのですか。要は足りているかどうかというのはどういうふうに判断されているのか、伺いたいと思うのです。

それと、一次予防、二次予防効果があったということで、それに見合う、見合うというか、どうしても人数が来ていないというのは、なるほどちょっと残念だなというふうに思いました。我々も含めて介護保険の対象になるような人を、こういうところに参加を促す必要があるなというふうに思うのですけれども、ちょっと町ではどういうふうな、声かけをしていくというお話だったのですけれども、具体的にどういうふうなことをやっているのか伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、私からは最初の2点につきまして申し上げます。

まず1点目のひだまりの丘でございます。先ほど年度末9人のところ8名ということでございます。社会福祉協議会が運営しているということで、細部につきまして町のほうで把握しているわけではございませんが、私の知る限り平成24年度中において

定員が満たされたというのは伺ってはございません。ですから、あきはずっとあったというふうに思います。

2点目でございます。待機者の関係でございます。先ほど28名というふうに申し上げましたのは、これは複数申し込んでいるものを、それを省いていって純の数字が28名ということで申し上げさせていただきました。ただ、これは4月1日現在の人数でございます。その後、特養に入所ができた方、あるいはほかの施設に移られた方、あるいは残念なことに亡くなられた方、こういった方も当然いらっしゃいます。それを差し引きますと、これは少し前に調べたのですけれども、実待機者は20人というような形になっていようかと思えます。

それと、あと、この管内で足りているのかというようなお話でございます。全県で申し上げますと、実は待機者は1万5,612人おられます。そういった方が待っていらっしゃるということでございますが、ここ嵐山町というふうに考えた場合に、ご案内のとおり嵐山町には特養が2施設ございます。それぞれ80床で160名定員ということでございます。実は、嵐山町では年度末現在で95名の方が特養に入所されておりますが、そのうち71名の方が嵐山町内の2施設にお世話になっているというような状況でございます。この2施設と嵐山町の町民を優先的にというのでしょうか、こういうご配慮をいただきましてお受けいただいている状況がございますので、嵐山町は待機者というのはよその市町村に比べて大変少なくなっているというような状況が続いているところでございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 介護予防事業の声かけの方法についてお答えさせていただきます。

まず、二次予防事業なのですけれども、二次予防事業につきましては二次予防事業対象者把握事業という事業を行っております。そこで基本チェックリスト、対象者を把握するために基本チェックリストを65歳以上の在宅の方にお送りしているのですが、それを回収しまして、その結果、全員にその人に合ったアドバイスを入れて、アドバイス票を返送しております。その中に、二次予防事業の対象者になった方につきましては、教室のご案内を入れているわけなのですけれども、そこで申し込みされた方が少ない、定員に満たないので、再度もう一度チェックリストによって対象者にな

った方に通知を出しております。

それから、一次予防事業につきましては、二次予防事業対象者把握事業で基本チェックリストを返信されなかった75歳以上の方を対象に、町のほうで看護師が訪問をしているのですけれども、その訪問した時点で一次事業の対象者に該当する方には、一次事業のお勧めをしております。あと、やはりなかなかそれでも集まらないこともありますので、チェックリストの中で二次予防事業ではなくて、一次予防事業の対象者というのが出てきますので、そちらの対象者のほうに通知を送ったりもしております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 175になりますけれども、サービスの一番下ですけれども、未利用者というものがこちらのほうに出ていますけれども、利用している方でどのようなものに利用していますか。未利用者は出ていますからわかります。反対に利用した方。例えば改修とか、いろいろあると思うのですね。

それと……。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員 未ではなくて、利用した方です。未利用者の件はここに出ていますからいいです。

もう一回いいですか。未利用者については報告のとおり出ていますからわかりますけれども、反対に認定されていても、されていて利用した方がいるわけですよ。その方は、どのようなものに対して利用したのかな。だから、逆なことを聞いているわけなのですけれども。すみません。決算とは別なことかはわかりませんが、対象者はいるわけですから、その中で未利用者は何名で、制度の方や利用している人が何名とかと細かくこちらに出ていますよね。例えば住宅なんかの改修のときや何かはこれが該当してくるわけですよ。そういうようなことを伺っているわけなのです。

○吉場道雄委員長 1点でいいですか。

○松本美子委員 それと、もう一点いいですか。それから、先ほどから答弁しているようですけれども、188ページなのですけれども、いきいきステップアップ講座ということで、いろいろお話等が、答弁等がありましたけれども、特にステップアップの講座委託の関係で前年度と比べますと52万円ほどの増ということになりますけれども、

これは講座内容等が大幅に変わったのでしょうか。どんなふうだったのか、説明いただきたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、1点目のご質問につきまして申し上げたいと思います。

利用者がどのようなサービスをお使いになったかというようなことでございますが、大きく分けますとこちらの174、175のページに居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービスというものについては、利用者の人数のほうは記載をさせていただいておりますが、これ以外のサービスということで申し上げますと、例えば今委員さんがおっしゃった住宅改修につきましては、要介護の方が29人、要支援の方が4人ですね。それと、福祉用具、通常の場合はタイルなのですが、それ以外に福祉用具の購入というものがございます。これは、実人数ではなくて件数で申し上げますが、要介護の方が46件、申しわけございません。46件ではございません。47件ですね。ご利用がでございます。

〔「ページを言ったほうがいいよ、わかるから」

と言う人あり〕

○青木 務長寿生きがい課長 そうですか、申しわけございません。ちょっと主要な施策の184ページでございしますが、ちょっと先ほども申し上げた数字とちょっと異なって大変恐縮ですが、一番下ですね。居宅介護福祉用具購入47件でございします。これは、昨年40件でございましたので、7件ほどふえていると。それと、次のページでございしますが、住宅改修、申しわけございません。ちょっと私が先ほど申し上げた数字と1つ違うのですが、住宅改修が30件でございします。これは昨年28件でございしますので、2件ふえていると、こういったものが主なものということで申し上げたいと思います。

以上でございします。

○吉場道雄委員長 近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 シニアいきいきステップアップ講座の委託料のことについてお答えいたします。

シニアいきいきステップアップ講座は、平成23年度までは包括支援センターのほうで直営で実施をしておりました。内容の充実をさせるために、平成20年度より事業者

に委託をしまして教室の運営をしております。その運営委託料の増加と、それからやはり前年度まではなごみという場所でやっているということで送迎を入れていなかったのですけれども、送迎の委託料も入れたことによって全体的に委託料がアップしている状況です。

以上です。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 先ほど伺って、それから居宅介護の関係の改修の関係は、こちらのほうに今課長さん答弁してくれました185にももちろん載っていましたが、件数的にはわかるのですけれども、そういったどういうところに、特に住宅の関係ですけれども、改修したのでしょうかということを伺いたかったのです。件数はもちろん出ていますからわかります。

それと、福祉用具ですけれども、こちら4件というものも載っていますから承知していたつもりだったのですけれども、内訳といたしまして、この中の。例えば手すりをつけたとか、あるいは何かあると思うのですよね。その辺のところどのような方たちがどんなふうにご利用しているのかなというのを把握したかったものですから。

以上です。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

大変失礼しました。まず、住宅改修のこういった内容の改修をしたかということでございますが、多くは手すりの取り付け、あるいは段差の解消、こういったものが大半になっているかなというふうに思います。

それと、福祉用具の購入の関係でございますが、これは種目については入浴時の負担を軽減をするためにシャワーベンチといたしまして、椅子に座ったままシャワーができるような、そういった椅子でございます。あるいは、居室においてトイレができるようにポータブルトイレ、あるいは先ほどお風呂というふうに申し上げましたが、浴槽内で一度座ってしまって立ち上がるのに大変苦勞される方がいらっしゃいますから、そういった方がより立ち上がりやすくするために、浴槽内で使う椅子がございまして、そういったもの、基本的には種目は決まっていますが、直接肌に触れるようなそういったものについては購入ということで優先的になっております。そういったご利用が多かったかなというふうに思います。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 制度的なものもわかるのですが、177ページで収入未済額が1,303万7,470円ということで、7人、28人、7人増だという説明をいただきました。これは、毎年毎年この収入未済額がふえてきているわけですけども、それに引きかえてまた不納欠損もかなりあるわけですが、178ページで見ますと介護保険法第200条第1項に該当するという、これは時効によるものという捉え方でよろしいのですか。どういう不勉強で申しわけありません。延べ111件で実数は11だということですが、これ実数が11で今まで24年度以外で不納欠損になってしまっている方が積算しているのでしょうか、何人ぐらいずっといると、この加え方というのでしょうか、ずっといって11という捉え方なのですか、その辺ちょっと聞いておきたいのですけれども。介護保険はなかなか、最近の利用者はふえているし、助かっているわけですが、実態的なものが大変難しさも出てくるのかなと思っているのです。その辺についてお伺いします。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

178ページの保険料の不納欠損の関係でございます。ここで申し上げます。実件数というのは、実数の人数をまずあらわしております。延べ件数につきましては、今回不納欠損をした方の納期ごとの数の累計という形で111人ということになっております。平成24年度をもって不納欠損したのにつきましては、2年の時効を経過し、理由としては死亡された方、あるいは転出をされた方、職権消除された方、あとは生活保護に該当された方、こうした方については今後保険料を納める見込みがないというふうに判断をいたしまして、不納欠損をさせていただいたものでございます。

また、これまでの不納欠損した方の累計については、大変申しわけございません。今手元に資料がございませんでして、ちょっと申し上げられません。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 私の認識が違っていたのかなと思うのですが、国保の関係で不納欠損が出ていて、結局は県の指導で整理しなさいというものがあって、その余波がこちらにも来ているのかなと思ったのですが、国保と一緒に介護保険を進めていたのです

ね。その関係があるのかなと思ったのですが。

それと、もう一点は、なぜ聞くかという、今11件は転出だとか、死亡だとかという事で介護保険に関係なくなっている方ですよということですから、若干安心はしたのですが、不納欠損となってしまった場合に、介護保険掛けないで、今度は介護保険何か利用することができなくなってくると思うのですが、そういうそご的なものは起こってはこないのですか、この制度の中では。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1件目、国保とのお話でございますが、ちょっと私、国保のほうは不案内なのですけれども、国保の中で介護分というものがあるわけでございますが、これは2号被保険者部分でございます、こちらに載っているのは1号被保険者、1号被保険者についての保険料ということでこの中で扱っているものでございます。今回のこの不納欠損に関しまして、国保の余波を受けているというのでしょうか。国保とこれで連携をして直接、間接的な連携は当然でございますが、直接的な関連性というのはございません。

それと、2点目の制度的なお話でございますが、不納、要は保険料を納めずに、それを不納欠損するという事は、不納欠損した後は納めることができません。その方がいざ介護保険を使いたいというふうになった場合には、これは介護保険制度を使えないわけではございません。一定のペナルティーがあるということになっておりまして、不納欠損をした場合にはその不納欠損した期間に応じて、通常1割の負担であるものを3割の負担をしていただくと。これがペナルティーとして制度上定まっております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 そうしますと、現在嵐山町にはそういう対象者はいるのですか、いないのですか。今はそう捉えると。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

24年度に関しましてはいらっしゃいませませんでした。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 介護保険料の滞納者は、要するに利用料をペナルティーだけ納めなければ利用できないよという話ですよ。24年度はそういう人たちはいないということなのですけれども、このいわゆる収入未済の1,300万が収入未済になっていますよね。これが保険料の部分ですよ。トータルとして滞納分が1,000万超えているわけですよ。この部分が要するに介護保険料の介護保険を受けられるか受けられないか、その人がいるかないかという指標になってくるのではないのですか。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えさせていただきます。

先ほどの安藤委員さんの質問で、その対象者がいるかという内容だったわけですが、24年度に3割負担をしなければならない方というのでしょうか、実際3割負担をしている、そういった方についてはいらっしゃらないということで、答弁のほうをさせていただきました。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 では一体、24年度末現在で、ペナルティーを科せられるような人たちというのは実人数で何人ぐらいいるのですか。要するに、きちっとした介護保険そのものを1割負担で受けられるのは、通常の介護保険制度を利用している人ですよ。その利用から外れる人、ここで、177ページでいえば滞納分の1,000万があるわけで、多分税と違って、利用料の場合は3年時効というのがあるかと思うのですが、そういう部分というのは含まれていますか。あわせて聞きたいと思います。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

まず、介護保険の場合には、時効の期間は2年という形になっています。それで、先ほどのペナルティーにつきましては、不納欠損されたものがある方が利用される場合には、3割負担という制度があるというふうに申し上げましたが、実はペナルティーはそれだけではございませんで、こういったパンフレットの中にも記載をしていますが、ちょっと読まさせていただきますと、清水委員さんよくご存じだと思いますが、1年間滞納した場合には、一旦利用料の全額を自己負担をしなければならないと。さ

らに、1年6カ月間滞納した場合には、本当は9割を保険から給付をするのですが、その一部の支払いを差しとめて保険料に充てるというようなことができるということなので、制度上はなっております。

ただ、これまで嵐山町においては、平成24年度までにおいては、こういったことを、これは利用者のことを考え、こういったことを適用してこなかったがゆえに、収入未済が1,300万という多額になっている、これが理由で、ですから平成24年度末現在で、例えば実際制度開始当初から一度も納めていない方、1人ではありません。複数いらっしゃいます。そういった方についても、これまではそのまま残している、滞納繰り越しということで残してきて、3割負担のペナルティーを科さないような形で町ではやってきました。

ただ、以前、たしか昨年でしょうか、全員協議会の場で申し上げさせていただいたと思うのですが、川島町で、ほかの町も同じように実はやってきていました。川島町でこれはどうなのだという話が持ち上がり、川島町はそこで転換をしました。それは、介護保険法で決めているようにもうここから転換しますというふうにしました。

では、嵐山町はということでそのときにお話をしましたが、若干の猶予期間を設けさせていただき、その後は法の決まりのとおりにやりたいということで、委員の皆様にはお話をさせていただきました。猶予期間どこまで持つのだというようなことも実際ございますが、なかなかこういう、正直なところ事務上の手続もかなり慎重を要するところがございますので、ちょっと時間がかかってしまっておりますが、今後嵐山町では、ここに書いてあるようなこういったペナルティーをやっていかなければならないというふうに思っています。

これは、もうやはりこれをやるのが公平性ということから考えれば、もう仕方ないというのでしょうか、そういう時代なのかなというふうには思っておりますので、今後何度納付の勧奨をしても納めていただけない方、そういった方については、やはり法の規定どおりやっていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 24年度はそういう点では、第5期の保険計画の作成したメリットがあったのです。そういう面では、嵐山町は保険料そのものを据え置いた埼玉県では数少ない自治体の多分4つか5つだったと思いますけれども、数少ない自治体の一つです。

引き上げたのはわずかときがわ町が何円とかという引き上げであって、あとはもうことごとく引き上げたのです。そういう面では、嵐山町が規定を使って保険料を据え置いたというのは、私は非常に評価をしたいというふうに思うのです。

ただ、今課長が言われるように、介護保険が始まった当時は多分保険料1カ月2,600円ぐらいだったと思います。それが今4,200円という点から考えれば、高齢者の負担というのは、後期医療も含めて非常に多くなってきていると。全県的にもやっぱり保険料の軽減というのは、実施をしている自治体というのはふえてきているわけで、先ほどの議論になると、法を守るのか、命を守るのかという話になってしまいますから、そんなにむちゃしたくないとは思っているのですけれども。

いずれにしても、そういう面では介護保険料の欠陥です。それがそこにあらわれてきていると。介護保険施行前は、全て措置費で受けられてきたわけですから。そういう点では、実人数を把握しながら、これはもう努力してもらえないのだけれども、そういう人を生まないということをやっぱり前提にしてほしいというふうに思うのです、法を適用する前に。私はそういうふうに思っています。そういう面では、まず実人数を把握してほしいと思うのですが、いかがでしょうね。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

実人数の把握というお話でございますが、先ほどからお話が出ていますように、24年度末現在の滞納者については128人いらっしゃるわけでございます。そのうちの平成24年度分のみ滞納されている方、これはたまたまちよっとおくられているだけの方が多いのかなというふうに思うのですが、24年度分のみの方が32名でございます。そうすると、128から32を引きますと96、96名については平成23年以前のものであると。大体そのくらいの方については、将来的に先ほど申し上げた、何かしらのペナルティーがかかってくる可能性があるのではないかなというふうには考えております。

ただ、先ほど委員さんがお話をされたように、町としてそういった方を生み出さない努力、これを当然行っていかなければならないというのは、これは思っておりますので、そのように努めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○吉場道雄委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 討論を終結いたします。

これより認定第4号 平成24年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○吉場道雄委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。次の再開は5時といたします。

休 憩 午後 4時51分

再 開 午後 4時59分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○吉場道雄委員長 認定第5号 平成24年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括して行います。

それでは、どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 203ページに、志賀2区内の工事をいろいろやっているわけです。その結果、あそこから不明水が入り込むのではないかということが言われていたわけですが、不明水はどのぐらい減少したというふうに言えるのか、伺いたいと思います。

それから、PFI事業で浄化槽の設置をやっていて、きのうも見させていただきましたが、ありがとうございます。事業者が13社でしたか、公平に仕事をとれている

のかどうかちょっと聞きたいのですけれども、一番多い業者と少ない業者がどのくらいなのか伺いたいと思います。

それから、ちょっとページ戻って199ページに、滞納繰り越し分というのが下にあるわけですが、この中には不納欠損に値するような人もいないかなと。昨年ちょっと同じような質問をしたのですけれども、下水道には不納欠損がないので、昨年でしたか、今年の予算でしたか、昨年の私もう書いてあるのですけれども、不納欠損と。要は不納欠損を今年度もしていないわけです。何かしにくい理由があるのかどうか。たしか昨年もちょうと書いたのです。指摘していなかったら。

以上です。

○吉場道雄委員長 答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 それでは、私からは、1点目は副課長にお答えしていただきます。2点目と3点目についてお答えいたします。

2点目のPFI事業者、昨日現地調査のときにも浄化槽を見ていただきましたけれども、SPCの会社で構成している事業者が全部で13社でございます。その中で、主に浄化槽関係の整備事業をやっている2社につきましては、この浄化槽の設置事業を行っております。それ以外、その構成の中の有限会社ウェイストと、それから新埼玉環境センターそのものは13社の中にいますけれども、工事をやっておりません。浄化槽の維持管理のほうの仕事をしているということで、設置工事のほうはされておられません。

設置工事の関係についてのお尋ねだと思いますけれども、設置工事、昨年度139の設置工事があったわけですが、その中で一番多い業者と一番少ない業者というお尋ねでしたので、一番多い業者につきましては、5人層、7人層、10人層、それから集会所1カ所をしていただきまして、合計で33カ所の設置工事を行っております。それから、一番少ない業者につきましては、7人層1カ所という工事でございます。

それから、199ページの滞納繰り越し分の不納欠損の関係についてですが、こちらにつきましては、職員が滞納の繰り越しになった分についても催促、督促を行って、できるだけ納めていただくように努める、そういう考えのもとに不納欠損をまだ現在行っていないという状況でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 山下副課長。

○山下隆志上下水道課下水道担当副課長 それでは、私のほうから、川口委員さんのご質問の1点目について回答させていただきます。203ページの不明水の関係についての内容でございましたけれども、この不明水の割合でいきますと、平成23年度の不明水割合12.7%ございました。平成24年度末には9.3%という不明水割合になってございます。この不明水というものが、かなり雨量によっても大分左右されてしまうという面がございますけれども、対策講じまして、確実に減少はしているというふうに認識はしております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 不明水、昨年私のメモ11%って書いてあるのですけれども、ちょっと私のメモ、わかりました、こっちのほうが正確なのだと思います。3ポイントぐらい不明水が減っているということであるわけですけれども。どうなのでしょう、工事をやった割には、雨の量というのもありますけれども、もっと効果があっていいのかなと思ったのですけれども。ちょっと感じた印象でいいですから伺いたいと思います。

それから、PFIの事業、設置数、事業者の件ですが、どういうふうになっているか。きのうの説明では、個人がつながりながら業者にということ、それは仕方ないなと、ある程度の業者に集中するのは。そのほかの件は公平に分担するようにしているのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

それと、それちょっと町長、副町長、どちらでもいいのですけれども、不納欠損はいつまでも滞納でためていてもしょうがないわけです。ほかの科目というか、ものは全部不納欠損があるわけですから。去年は、不納欠損を進めていくように検討するという答弁だったのですが、1年たっても検討結果が出ていないようですから、残すのならそれなりの意味のある答弁いただきたいのですが、そうではなければ不納欠損は進めていくべきだというふうに思うのですけれども、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○吉場道雄委員長 答弁を求めます。

山下副課長。

○山下隆志上下水道課下水道担当副課長 それでは、私のほうから、川口委員さん、不明水の関係でございますけれども、お答えをさせていただきます。

この不明水、やはり公共下水道始まって、ずっと起きている問題なわけでございますけれども、かなり前からやはり処理場のほう等々からも対策を講じてくれというふうなことがございまして、嵐山町としましてはかなり前からずっと対策はしているところでございます。

あとは、今年度で大まかには志賀2区のほうも大体公共ますの工事自体ほぼ終わります。今現在残っているのは、どうしても上に建物の基礎が乗かってしまっているとか、ちょっと農機をどかさないと工事ができないという部分の難しいところが何件か残ってはおります。ただ、これも、そういったものがどき次第、順次やる予定でおります。志賀2区の関係については、ほぼ今年度で終わりますので、うちのほうとしてもとれる対策としては、ほとんどとってきたというふうなことになるかと思えます。

引き続き今年度業務委託としまして、長寿命化計画というふうなことも順次考えまして策定をしているところでございます。次のステップとして、今度管のほうに入っていくというふうなことは考えております。ということで、対策としては順次講じていくというふうなことでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 それでは、SPCの関係の会社の工事の関係ですけれども、24年度に公平性というような観点から、SPCが受けた個人の設備会社の関係が多いのですけれども、町内の設備工事をやっている関係会社、それから土木工事をやっている関係会社、それから建築業をやっている会社、この方たちで構成をされている関係がありまして、どうしても設備工事の関係のつながりのある個人のお宅から指名があつて、あそこのお宅の工事会社とやりたいのだというのがほとんどだというふうに聞いております。そういう関係で、そういう、どうしても指名されてしまうので、お客さんに偏りがあるということがあると思えます。

ただ、町としましては公平性というところもありますので、集会所事業は9カ所入れかえとか設置をしていただいたのですけれども、その集会所につきましては、それぞれ割り振りまして、集会所を2カ所やるとか3カ所やるとかというダブリがないように調整をしていただけたというふうに考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 下水道使用料の未納の問題でございますけれども、現年度分、滞納繰り越し分合わせて1,281万円、大変多額に上っております。昨年は検討するという事をご答弁申し上げたということでございまして、改めて調査をし、しかるべき方法をとりたいというふうに考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 管のほうでというお話、お話というか答弁があったわけですが、ちょっとどういう意味なのか、もう少しお話ししていただけますでしょうか。

○吉場道雄委員長 山下副課長。

○山下隆志上下水道課下水道担当副課長 それでは、管のほうの対策でというふうなことで、今ご質問いただきましたけれども、今年度業務委託として長寿命化対策というふうなことで計画をしてございます。この計画自体が名前のとおりなのですが、既存のものを使いながら寿命を延ばして使っていくというふうな部分と、あとはそういった対策を講じても長もちしないものはもう入れかえてしまうというふうな2通りの計画になりますけれども、というふうなことで、特にこの志賀2区地区を中心にして長寿命化計画をつくって対策をしていくというふうなことで今考えておまして、この長寿命化計画が今必須になっております。国庫補助をいただく上で、各市町村が取り組んで計画をつくらないと補助をいただけないというふうなことでございます。

嵐山町としましても、準備期間、一昨年から設けまして、今年度委託業務として計画をつくっていくというふうな状況でございます。というふうなことで、本管のほうにも目を向けて、この不明水の減少に貢献しようというふうなことで考えております。よろしく願いいたします。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 長寿命化計画がある一方で、まだ開発が全体的にいていなくて、これなかなか大変な事業であるなというふうに思うのですけれども。下水道の進捗率というのは今現在でどうなっているのか。そして、今後はどうしていくのかということ伺いたしたいと思います。

それと、202ページに公課費ということで消費税分が出ていますが、消費税分については今現在はどのような形で計算して納めているのか。それにかかわって、ソフト

などは、今現在のソフトというのですか、計算の計算式は今現在のものでずっとこれからも今後も使っていくことができるのか、伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 それでは、1点目の進捗率というお話がありましたので、主要な施策の説明書の197ページをお開きください。

197ページに事業の概要ということであります。この中で、公共下水道の全体計画面積が418ヘクタールというふうになっております。面積普及率というところで申し上げますけれども、現在70.9%。ちなみに昨年が69.6%という数字でございました。

1年間の事業によりまして、1.3%の面積の増加があったわけですけれども、今年度考えておりますのは、全体計画面積、ここの部分の分母を少し減らそうというところを、公共下水道の面積の見直しがちょっと予定をしております、今418ヘクタールにつきまして、今見直して、見直し後の面積ということで、344ヘクタールということで考えております。74ヘクタールほど全体計画面積を減らそうというふうな考え方を持っております、その面積によりまして、現在70.9%が87.7%というふうな面積の普及率ではなるかなというふうに考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 山下副課長。

○山下隆志上下水道課下水道担当副課長 それでは、渋谷委員さんの2点目の質問になるかと思いますが、消費税関係のソフトについてお答えをさせていただきます。

この関係につきましては、今現在台帳等々、下水道担当のほうでもソフトでございます。台帳を含めまして、使用料金ですとかというシステムがございます。こちらで一括してやるようなことでやっておりますけれども、特に今現在支障等ございませんので、この後予測をしております消費税率が変わったとしても、特に問題はなかなというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 縮小面積はどこら辺を考えているのかわかりますか。

○吉場道雄委員長 新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 お答えいたします。

公共下水道区域は市街化区域が主なところですが、その中で花見台工業団地の中の緑地部分と、それから平沢地区の一部等を減らしていこうというのが今考えて

いるところでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 すみません。全体的なことでは197ページで、この分母を減らすとかという説明もありましたが、その中で水洗化率が79.4ということで、前年よりか0.9減っているということなのです。水洗化率がなかなか上がらない、上がっていないのです。これについてはどういうふうな取り組みを。せつかく公共下水をお金をかけてやっているわけですから。水洗化率が80%に満たないという状況は、投資をしても水洗化をしないという方がまだまだ大勢いるということなのですが、これについての特別な対策というのはどういうふうを考えているのでしょうか。この歳入で雑入というところで、利子補給分があるわけです。それも含めてお願いします。

それから、今普及範囲のことで事業が撤回されているわけですが、きのうも業者には聞いたわけですが、24年度の繰り越し分が30ぐらいあるということです。ただ、これ業者が多い少ないというのもあったのですが、今わかりましたが、業者が受ける事業、仕事が多い業者は32~33カ所、少ない業者は1カ所ですという問題あったのですが、今取り組んでいる地域的なものもかなり、全町的に展開はされているわけですが、地区的にはどうなのですか。受け方が多いところと、積極的に受けている地域と、まだまだこの申し込みが少ない地域等はあるのではないかなと思うのですが、それに対する対策はどういうふうを考えて、現にあるかどうか、その辺も含めてお聞きをしていきたいと思えます。そうしないと、予定する500基というのはなかなか達成できないかなというふうな思いもするのですが、その辺も含めてお聞きしていきます。

以上です。2点。

○吉場道雄委員長 山下副課長。

○山下隆志上下水道課下水道担当副課長 それでは、安藤委員さんのご質問の1点目になるかと思えます。それと、2点目の先ほどのPFIの関係をお答えをさせていただきます。

水洗化率というふうな内容でございましたけれども、昨年度は水洗化を上げるために1年間委託をしまして、推進をしてきたというふうな経緯がございます。その後若干上がり始めました。今年度については、昨年度業務委託の中で回ってみて、やはり

人によっては切りかえないよというふうにおっしゃられる方もいらっしゃるわけですが、ある程度地区によって雰囲気が見えてまいりましたので、今年度についてはポイントを絞って、地区ごとに区長さんを通じて等々の対策をちょっと練らせていただいて、推進をかけているというふうなことで、下水の水洗化についてはこれから実施をしていくような段取りになっております。

それと、2点目になるかと思えますけれども、PFIの関係でございます。浄化槽、やはり当初から一回り説明会で回らせていただいて、その後の申し込みの状況を見させていただくと、どうしてもやはり地区によって多少特性があるというふうなことが見受けられました。今現在集計をしてみますと、やはり地区によって若干開きが出てきているというふうなこともありますので、この後は実際にその業務実施しておりますSPCのほうと協議をしながら、的をある程度絞り込んだ形で推進をしていこうというふうなことで考えておるところでございます。

この事業に関しては、随時打ち合わせをしながら進めているわけでございますけれども、ずっと月に1度必ず集まって推進の会議を開きながらやっております。そういった中でもこういう部分協議しながら進んでおりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 今の水洗化率の関係では努力をされているということがわかりましたが、新たにこの要するに公共下水道が整備された地域、特に川島地域なんかがあるわけですが、ここの水洗化、その地域に限ってはどういう。結局は、その工事費の利子補給はしますよとか、そういうのはあるわけですが、そういうPRもやっぱりやっているのでしょうか、その理解ができないというのかどうか。その辺も含めてお願いします。

このPFIの関係ですが、字的にばらつきがあるということです。これが、やっぱり受ける業者が多いのと少ないとのばらつきにも関係してくるのかなと思うのですが、そういう捉え方でよろしいのでしょうか。

それと、ついでだからお聞きしますが、既存の合併浄化槽が検査をして町に引きかえますよという、その状況は申し込みがあって切りかえができたのは、この比率はどんな感じなのでしょう。

○吉場道雄委員長 答弁を求めます。

山下副課長。

○山下隆志上下水道課下水道担当副課長 それでは、安藤委員さん、3点ほどのご質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、川島地域の公共下水道、施行したばかりの地域はどんなふうにとりうふうな内容だったかと思います。当然施行が終わりまして、供用開始をしていくわけなのですけれども、当然工事始まる前に、こんな形で宅内の工事をしてくださいというふうな事前の説明会を経た後に工事を実施してまいります。この川島地区につきましては、昨年度の推進、転換の推進をするときに、供用開始後1年未満の方、それと1年以上たっている方で仕分けをしまして、それぞれ持っていくものを分けまして、個別に回っていくと、それで推進をかけているというふうな状況でございます。

ただ、どうしてもやはり施行が終わったばかりの1年未満の地区の方に関しては、いろいろこんな事情があったりとか、こんなことですよとかというご意見を頂戴しますので、なるべく3年以内に切りかえをお願いしますという内容で推進はしてまいります。

それと、2点目になるかと思いますが、PFI、浄化槽のほうの地区ごとにばらつきがあって、業者さんの関係とかいう内容でしょうかというふうなことでございますけれども、その辺も多少はあるかと思いますが。ただ、やはり地域ごとに回ってみますと、地区ごとにそれぞれ考え方が微妙に違う部分などがございまして、何でもかんで早くやろうというふうな地区と、うちはできるようになったら順次やっていくと、建てかえがあったり、増改築があるのでそれに絡めてやってみよう。いろんなケースがございまして、並べて比較をしてみますと若干差が出てくるというふうなことでございます。この後考えている推進につきましては、比率でいって少ない地域は特にPRをもうちょっとしていこうというふうなことで考えてございます。

それと、3点目、既存の浄化槽の関係でございまして、これが既設の浄化槽、申し込みがあった時点では使っている状態でございます。まだ中に汚水、汚物がたまっている状態でございますので、なるべく費用を少なくするために、次のくみ取りの時期にあわせ込むということを推進しながらやってございますので、ですのでタイミングがうまく、うちは来月来るのだよというふうな方に関しては順次受け入れができるわけなのですけれども、ちょうど直前に終わってしまったというふうな方もいらっ

しゃいます。そういう方に関しましては、また次、1年後というふうなこともなったりいたしますので、それによっておのずと受け入れの順番が決まってくるというふうな感じに今なっております。ですので、特にうちのほうで制限をかけたかということはありませんので、順次申請ができた時点で受け入れをしていくというふうなことでございますので、よろしくお願いいたします。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 討論を終結いたします。

これより認定第5号 平成24年度嵐山町下水道事業会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○吉場道雄委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。

休 憩 午後 5時34分

再 開 午後 5時35分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○吉場道雄委員長 認定第6号 平成24年度嵐山町水道事業決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括して行います。

それでは、どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 この決算書で356から57に、いろいろ工事をやっているわけですが、地震対策の工事というのはどの程度進んだのか、24年度でということなのですが。

それから、この業務報告書、この7ページの一番下の薬品使用量というところなのですが、第三配水場、これ県水ですね、上水道の。そこの平成24年度は次亜塩素がゼロということになっていてはいますが、理由を伺いたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 それでは、地震対策ということで、配水管等の耐震管の状況についてお答えいたします。

平成24年度の事業で、耐震管と呼ばれていますダクタイル鋳鉄管、これの整備状況につきましては、延長合計が3,457.5メートルというところでございまして、耐震管延長全体では17万6,697.9メートルのうち、1万3,357.9メートルの整備という形になりまして、耐震化率につきましては7.6%という状況になっております。

2点目につきましては副課長に答えていただきます。

○吉場道雄委員長 深澤副課長。

○深澤清之上下水道課施設担当副課長 第三配水場で昨年、次亜塩素等を注入しなくて済んでいるということにつきましては、県水が第三の配水場には大体3分の2、実質かなりの量が県水が入っています。この県水が非常に次亜塩素が高い状態で来ているものですから、たまたま昨年は、不足してくれば次亜塩素を注入していると。

嵐山町の第一浄水場、第二浄水場のほうにつきましては、次亜塩素が大体0.6以下ぐらい。きょう見ても県水で来ている分が1.2ぐらい、倍ぐらい濃いものが来ているのですね。

ですから、それでトータルして考えますと、比較的第三配水場のほうが次亜塩素を比較的高濃度で県水等いただいているものですから、意外と、次亜塩素が下がってくれば注入しなくてはいけないということがあるのですが、比較的、次亜塩素を注入しなくて済んでいたということで、結局注入し過ぎれば塩素臭が強くなってしまいうということ、しなくて済んでいるということになります。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 耐震管7.6%、全体の。どうなのですか。これ全体が終わるとい
は何年ごろになるのか。ちょっと聞いておきたいと思うのですが。

それと、この次亜塩素の件ですが、きょうお持ちですよ、これ。

〔「はい」と言う人あり〕

○川口浩史委員 平成22年度240、平成23年度180という数字が、キログラムです
ね、入れているわけですよ。

今の説明ですと、平成23年度も余り入れなくてもいいし、平成24年度もそん
なに入れなくてもいいという話になると思うのですが、ゼロになったというの
は結果論なのですか。1.2%ぐらいずっとあったから入れなくてよかったとい
うことだからなのでしょう。22、23年度はそれがこう下がったので、その分
を補充する形で入れたのだと。いろいろばらつきがあるのだということなの
でしょうか。

○吉場道雄委員長 新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 それでは、私のほうから1点目の耐震化についてお
答えいたします。

耐震管につきましては、主にダクタイル鋳鉄管の耐震化というような位置づ
けで嵐山町では行ってまして、そのダクタイル鋳鉄管が75ミリ管以上を考
えておりまして、50ミリ管以下につきましては、H I V Pと言われる耐震性
の材質がまた違うもので考えておりまして。

配水管の管網からいきますと、細かい配管の延長のほうが長いのかなと思
っているのですけれども、ただどのくらいの面積の割合があるかというの
は、今ちょっと手元にありません。大変申しわけないのですけれども、耐
震管は主に管の大きいものを考えているのですけれども、耐用年数と、そ
れから管路のそこだけをやめるのではなくて、配管管網図を考えながら
整備をしていくということで考えておりまして、何年までに終わるとい
うような計画までは現在できておりません。

以上です。

○吉場道雄委員長 深澤副課長。

○深澤清之上下水道課施設担当副課長 次亜塩素の関係なのではありま
せん、次亜塩素につきましては、毎日毎日嵐山町で古里の消防車庫の
ところで1カ所、それから川島で1カ所、笛吹峠のほうで1カ所、毎日
毎日、次亜塩素の残塩とよく言われているのですけれども、塩素の量
を確認していて、手っ取り早く言って、いつもでは結果論とい

うことになってしまうのですけれども、その残っている塩素の量が安定していれば、わざわざそこで買い込んでまで塩素を入れているわけですから、それ入れなければ入れないほうが、済むものであれば、結果論になってしまうのですけれども、済んでいたということになります。末端で塩素が十分に確保できていたということになりますので、注入を昨年しなくて済んでいるということになります。

〔22、23は必要だと〕という人あり〕

○深澤清之上下水道課施設担当副課長 若干入れざるを得なかったということあります。ですから、県水から送られてくるものに対しても、表流水をとっているものから、こう台風や何か通った後、何か意外と高いなというのが現実問題としてございます。どうしても、県のほうでも調整をしながら送ってきているようですので、うちのほうとしても送ってきているものと、それから第二浄水場から送っているもの、混和した状態で各家庭に配水しているのですけれども。この塩素の状況を見ながら、注入したほうがいいか悪いかの判断をしながらということで。たまたま去年はしなくて済んだということでございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 討論を終結いたします。

これより認定第6号 平成24年度嵐山町水道事業決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○吉場道雄委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○吉場道雄委員長 議案第49号 平成24年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、どうぞ。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 討論を終結いたします。

これより議案第49号 平成24年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

本案を原案どおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○吉場道雄委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○吉場道雄委員長 以上をもちまして、決算審査特別委員会に付託されました決算議案6件並びに議案第49号の審査は全て終了いたしました。4日間にわたりまして、慎重審議大変お疲れさまでした。また、柳代表監査委員、青柳監査委員、岩澤町長をはじめとする町理事者の皆様には、大変ご多用のところご出席いただきまして、まことにありがとうございました。

決算審査特別委員会の審査報告書の作成につきましてお諮りいたします。

審査報告書につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思っております。

これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時47分)